

平成17年7月4日広陵町議会
第2回定例会会議録（1日目）

平成17年7月4日広陵町議会第2回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	笹井由明	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
環境整備部参与	和田叙嗣	都市整備部参与	安川泰武
出納室長	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 上 田 勝 代 竹 若 学

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成17年広陵町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:47開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 議案第52号	北葛城郡公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
4 報告第 3号	広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計条例制定の専決処分の報告について
5 報告第 4号	広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
6 報告第 5号	町道の路線認定の専決処分の報告について
7 報告第 6号	平成16年度広陵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告について
8 報告第 7号	平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告について
9 報告第 8号	平成16年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
10 報告第 9号	平成16年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
11 報告第10号	平成16年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
12 報告第11号	平成16年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書
13 報告第12号	平成16年度広陵町一般会計継続費繰越計算書
14 報告第13号	平成17年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の

報告について

- 15 報告第14号 平成17年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算の専決処分の報告について
- 16 議案第53号 広陵町法定外公共物の管理に関する条例の制定について
- 17 議案第54号 広陵町都市公園条例の一部を改正することについて
- 18 議案第55号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 19 議案第56号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
- 20 議案第57号 町道の路線認定について
- 21 議案第58号 平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から21日までの18日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から21日までの18日間と決定しました。

なお、議案第52号と報告第3号から第14号までにつきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますので、よろしく願います。

人事案件につきましては、日程3番で議決願いたいと存じます。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

2番 松 浦 君

3番 山 村 君

に指名いたします。

議 長 次に、町長より所信表明を賜りたいと存じますので、よろしく願います。

町長！

町 長 恵みの雨がきょうも降り続けているわけでございます。しかし、吉野山系のダム貯水率は、昨日の午前9時現在では平均貯水率43%、1%アップしたと、こう報告されています。その後随分多く雨が降っているようですが、きょうの9時現在、朝の9時現在でござ

いますが、津風呂湖——津風呂ダムですね、ダムは56%から57%の1%アップした。また、大迫ダムは31%から33%、2%アップしたと。津風呂、大迫の合計数値でございますが、これが45%。昨日は1%アップですが、きょうの9時では2%さらに上がったということでございます。大変厳しい状況でございます、本町においては節水対策をさらに進めたいと思います。

議長のお許しをいただきまして、所信の一端を申し上げたいと思います。

まず初めに、このたびの町長選挙におきまして、議員諸氏を初め町民各位の温かい、力強いご支援により、極めてよき成績で再選をさせていただきましたことまことにありがたく、高席からでございますが、厚く御礼を申し上げます。

そして、責任の重さを痛感し、新たな意欲に燃えているところでございます。再選させていただいてからは、早速、中央諸官庁、国会議員諸先生、県知事さんを初め県内市町村や農業、土木、福祉、病院、税務など関係行政機関に出向きましてごあいさつと、当面する課題についてお願いと、少々時間を費やし、欲張りではありますが、ちょっとしたヒントやお知恵をいただきに参りました。ある町では、当町議員さんがごみ処理をお願いされていることを教えていただき、感動しているところでございます。大きな力となっていました。ありがとうございました。おかげで実にたくさんの勉強をさせていただき、早速行政に生かしてまいりたいと存じます。

顧みますれば、私は4年前に町政をお預かりさせていただき、まず最重要課題である新清掃施設建設に全力で取り組んでまいりました。強力な町議会のお力添えをいただきながら、職員も実によく頑張ってくれました。おかげをもちまして新施設周辺の古寺区を初め中区、広瀬区、百済区及びすべての関係各位の深いご理解をいただき、位置の決定、用地の取得を終え、新施設の工事請負契約の締結、そして本格的に事業に着手する運びとなりました。この新清掃施設の建設は平成18年末までの約2年間の工期ですが、町民の皆さんに心配のない、安心・安全をモットーに進めます。

ご承知のとおり、町財政は今厳しい現状にあります。国の三位一体の改革路線の中で収入源が不安定となる一方で、多額の借入金を抱え、これらの償還が大きな負担となる中で、住民の行政需要も大きく存在し、引き続き町政をお預かりすることとなった今、信託された責務の重大性を痛感し、議会と綿密な事前協議を重ねながら、職員と力を合わせ取り組む所存であります。

今期におきましても、私は行政における人への優しさと心の大切さを強調しながら、前期

と同様、さらに「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」をスローガンに、広陵町に力強い風を吹かせ、元気でやさしいまちづくりに全精力を傾け、邁進してまいりたいと考えております。

本町は、まさに伸び盛りで勢いのある町となりました。この勢いをとめることなく、あらゆる住民サービス、大きく前進させる取り組みをいたします。

昨今、青少年の凶悪な犯罪がふえています。個人の尊重が肥大して、結果的に家族を壊し、社会をむしばんでいることも見逃してはならないと思います。学校、家庭も大切ですが、地域社会の役割を果たし、引き続き子供たちをさらに健全に育てたいと考えています。例えば、子供から高齢者まで一緒になって、郷土美化作業や学習会などで大きな成果を上げていただいています。すべての人がまちづくりに参画していただけるような体制づくりを進めたいのであります。

町の行政にあっては、ボランティアの心を養生し、支援スタッフの導入により地域住民がお互いに一つの目標に向かって支え合うことが最も重要なことであり、その協力が町の連帯感を高め、町が活性化していくものと私は信じてやみません。

折から、本年は広陵町誕生50周年の記念すべき年でもあります。夢と希望のある町を創造していくためにも、次なる項目を責務課題として町政運営に知恵と汗を流す決意でございます。

新清掃施設も昨年度着工いたしました。その周辺整備も重要であり、公園やパークゴルフ場の建設、集会所の整備、道路、農地の整備も並行して進めていきたいと思っております。

現清掃センターは、和解に基づき6月30日の操業期限を守り、同日多くの関係者が相寄り感謝の集いを催し、炉の火を消しました。実際は5月29日をもって炉は停止しました。地元自治会や西校区区長さんに大変なお気遣いにご心労を煩わしました。このたびは協定締結により地元のご理解で一部施設利用にさらなる感謝を申し上げ、安全利用をお誓いいたします。

また、現清掃センターの施設整備や跡地利用についても、先日上京し、幸いにも環境省の事務次官、官房長、部長、課長さんとお会いさせていただき、本町の実情を説明し、適切なお指導を受ける機会に恵まれました。心配していたことが安堵いたしています。早速計画に取りかかりたいと思います。

今、地方自治体は厳しい財政状況ですが、健全な財政内容のときこそ財政改革を徹底的に進め、5カ年5億円の経費削減を目指します。民間にできることは民間の効率化にゆだね、

50人の人員削減を進め、さらなる職員の意識改革とスリム化を図り、住民サービスの向上を進めていきたいと考えています。

また、特色あるまちづくりは、本町は日本一の古墳の宝庫であり、巢山古墳も調査中であります。これらを守っていただいている人がボランティアで1,500人、古文化会会員さんおいででございます。それを役所の機能とマッチさせていきたいと考えています。

靴下の町日本一についても、地場産業のPR、即売等、商工会と連携強化を図ります。

合併問題については、中和を一つにした県下最大の中核都市を目指す大きな夢を持っています。引き続き関係自治体と協議を重ねたいと思っています。

また、厳しい時代だからこそ、先進自治体の学びを大切にし、さらに大学の連携、そして時代に対応した公務員的な考えから脱却した、民間的な発想を生かしていきたいと考えています。

厳しい社会環境下での町民の納税に感謝申し上げ、7月より私ども三役、管理職給与を引き下げ、一般職員にも町民の信託にこたえてもらうことにしています。新しい知恵を出して新しい住民サービスにこたえられるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、私に与えられた任期と責務は、広陵町民が安全で安心のできる暮らしにおこたえする一心不乱の姿勢を崩さないことであり、職員と一丸となつてともに知恵を出し、汗を流す覚悟であります。燃える情熱と勇気で町政に邁進する決意でございますので、議員諸氏のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、このたびの第2回定例会にご審議をお願いいたしますのは、専決処分の報告、人事案件は郡公平委員会委員の選任同意をお願いするものでございます。条例の制定と一部改正、そして町道路線の認定並びに下水道事業特別会計の補正予算であります。慎重ご審議をいただき、適切にご決定を賜りますようお願いを申し上げ、私の所信表明といたします。ありがとうございました。

議 長 はい、ありがとうございました。

議 長 次に日程3番、議案第52号、北葛城郡公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第52号、北葛城郡公平委員会委員の選任につきまして説明させていただきます

す。

このたび、葛城市発足以来前任者の残任期間をお務めいただきました南郷の吉川和延氏が任期満了により辞意の表明がなされ、再度お願いを申し上げたものの、かたい意思にお変わりなく、承諾させていただいたところでございます。

こうしたことから、後任として今回提案させていただきます竹嶋昇氏は、42年の長きにわたり広陵町役場に勤務せられ、奉職中に磨かれた行政事務手腕と公僕精神は、地域住民の厚い信望が寄せられています。特に、在職中は総務課長の要職を務められ、人事行政に関する識見も高く、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務にも理解あることから、公平委員会委員として適切なお指導をいただけるものと確信いたしていますので、どうかよろしくご同意を賜りますようお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第52号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議案第52号は原案どおり同意されました。

ただいま公平委員会委員に選任されました竹嶋昇氏が来られておりますので、紹介をさせていただきます。

町 長 ただいま議会のご同意をいただきました、公平委員に就任をいただく竹嶋昇氏でございます。ご紹介を申し上げます。

公平委員会委員 あいさつ

町 長 はい、まことにありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、本日はご苦労さんでした。

議 長 次に、報告案件に入りますが、議案の朗読につきましては省略します。

議 長 次に日程4番、報告第3号、広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計条例制定の専決処分報告についてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それではご説明申し上げます。

議案書の3ページでございますが、広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計条例ということでございまして、1条に設置、2条に歳入及び歳出のことを記しておりますが、先ほどの全協の中で内容についてご説明させていただきましたが、今回特別会計を制定するということでございます。商品券の流通そのものにつきまして、先ほどの説明の中で事業そのものが20項目ほどにわたっての内容になるわけでございますが、必ず商品券の流通が年度を越えてしまうということが起こってきます。それと、それによりまして年度内に回収できないことも予想されます。執行が会計年度をまたがるということでございます。また、流通や商品店の取り扱いが多ければ、毎月の仕分け作業や伝票の中で換金支払い事務が煩雑になってきまして信頼関係を損なうことも予想されます。したがって、今回特別会計を設けて事務の簡素化を図りまして、換金請求にスムーズに対応できるよう特別会計の条例の制定ということでございます。以上のとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 まず1点は、業者の方の負担をなるべく少なくして扱いやすいようにすることが大切だと思うんですけども、先ほど月に2回換金できるということもご説明いただいたんですが、手続的な面でもご説明をお願いしたいと思います。

それから、商品券を発行して活性化ということについては大いにいいことだなあというふうに思っているんですけども、やはり商品券を普及させようと思えば消費者のメリットという部分を考えていかなければ、ただお金が商品券にかわっただけということでは本格的な普及については見込めないというふうに思うんですけども、この商品券を利用する方のメリットという点についてはどのような対策をとられるのか、お聞きをしたいと思います。

それからもう一つ、先ほどの説明の中でいろいろな広陵町の事業の中で商品券ということについては結構じゃないかと思うんですけども、職員購入分という部分なんですが、これはどういう形で渡されるのか、その点についてお聞きしたいんですが、この職員購入分についてどのように職員に説明され、どういう手続でされるのかということを確認しておきたいと思えます。以上、お願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 まず、ご質問の最初の換金の手続のことですが、これは窓口が産業振興課が窓口になってございます。そちらへ先ほどの見本の裏面に取扱店の判こを押すところがございますが、この判こを押していただいて、産業振興課が窓口になってございます。産業振興課

の隣に今出納室が隣り合わせでございますので、そこで決められた日に換金すぐにやってもらうというシステムになってございます。

それと、消費者のメリットということでございますが、例えば1,000円のやつを980円で買えるとかということになれば直接のメリットにでもなるかとは思いますが、私も商品券の発行の中で、今大型店だけちょっと直接回ったわけなんですけども、例えばこれを使うことによっていわゆる大型店などが発行してるポイント券とかというのをこの商品券を持っていったときに2倍、3倍にさせていただけないかということのお願いもやったわけなんですけども、ただ今始まったばかりでちょっとどういうふうに数が流通されるかわからないという向こう側さんの不安もあるとは思いますが、今同時にそれをするによって店内のソフトといたしますか、レジを滞らすわけにはいきませんので、それに対応するソフトをつくるということになればまたその費用がかかるということでかえってデメリットになるという部分もございます。ですので、それはまあちょっと様子を見ましょうということでございますが、そこで私の方も提案させてもらったのは、必ずや職員の分も合わせまして何千枚という券が年内に流通するわけですので、そちらの店舗にも必ず来るという部分では店舗側にメリットは絶対出てくるはずだから、そういうことで利益がそういう部分で上がるようであれば、例えば社会福祉協議会にご寄附いただくとか、そういうことでご協力してもらえませんかということをお願いしております。個人の消費者が個人個人にメリットはなくても、そういう全体の社会のために役立ってるという部分でメリットが出てくるのではないかなというふうに期待をしているところでございます。

それと、3番目の職員の分の取り扱い方になるわけなんですけども、これは過日職員の部課長会議の中でもお願いしたわけなんですけども、いわゆる給料日ないしその翌日、また翌々日の3日間のうちぐらいで課長が取りまとめて、課員を取りまとめて申し込んでくださいと、券を買いに来てくださいというふうにお願いしております。もちろんもちろん強制的ではないわけなんですけども、希望者を取りまとめて持ってきてくださいというふうに頼んでおります。いわゆる課長補佐以上の方が1万円、一般のお方が5,000円という、ノルマじゃないですけども、目標をお願いいたしております。ですので、今のところとりわけ反対という声も聞いておりませんので、多くの職員の方がご協力していただけるものと今思っておる次第でございます。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 何らかのメリットという部分で社協への寄附とか、それも一つの手だなあという

ふうに思いますので、引き続きやはりそういう形での普及に努力をしていただきたいというふうに思います。

例えばエコール・マミとかそのほかの商品券を取り扱っているところに置いてもらうとか、そういうことも含めて検討していただいたらどうかと思うんですけども、何らかのそういう特色とかメリットがあれば、一般のところに置かないと役場の方に置いててもわざわざ役場まで商品券を換金に来られる方ないと思うんですね。それが、ないだろうというところが前提になっていて、職員さんの方への要するに強力な協力要請という形になってるように思います。ですから、真剣にこれを生かしていこうというのであれば、そういう部分にまで広げていただいて本格的にやっていただきたいと思うんですが、この点が1つです。あ、質問ですね、再度のね。

それからもう一つは、職員さんの方に強制ではないというふうにおっしゃっているわけですが、1人幾らということも決めて予算にも計上して、そして部課長会で決めて課長が職員さんに言えば、やはり一般の職員さんは協力せざるを得ないということになるんですね。これはやはり大変大きな負担だと思いますし、職員さんがそういう形じゃなくて、ああこの商品券はいいなとみずから進んで利用したいというような商品券にするよう研究を重ねることが本筋であって、これは下手すれば、例えば給与は現金で支払わなければいけないという法律があるんですけども、これに抵触しかねないことになるわけです。ですから、例えばとりわけ町内の職員さんならともかく、町外の遠いところの職員さんだったら、お買い物される方は大概奥さんとかが多いんじゃないかなと思うんですけども、わざわざ広陵町に向いて買い物しなければいけないというようなことも想定されるわけです。ですから、職員さんに対してこういう形での協力については大変問題があると言わざるを得ないわけです。町長とか率先して商品券を購入して活用される方は大いにしていただいたら結構だと思うんですが、一般の職員さんすべてに対してこういう予算計上して協力を強要するようなこんな状況はとんでもない、このことは指摘せざるを得ません。これに対して、やはり積極的な自由な協力ということで課長が換金、お金を集め回るとかやめていただきたい。この点についてお願いいたします。

議 長 町長！

町 長 なかなか厳しいご意見をいただきましたが、先ほどの質問も消費者のメリットというふうにおっしゃっておられますが、基本的には産業振興なんですね。広陵町の中小小売店を助けようと、そんな思いを持って産業振興課が対応しているんです。ですから、小売店の

メリットを求めているものでございまして、実は我が家につきましても、駅前に住んでおりますので王寺へ買い物に行ったり、また八木の近鉄へ行ったり、嫁が行ってるわけでございますが、できたら毎月3万円、5万円、なるべく町内で物を買うたってくれと、こういうお願いをしているんです。たばこを町内で買いたらと言ったのと全く同じでございまして、町内の企業にどうぞ使っていただこうと。取扱店になっていただく、多くの人が取扱店になっていただければ多くのお客さんがおいでをいただくわけでございまして、町外で物を買わなくて町内で買っていただこう、産業を振興させよう、そういう思いでございまして。そして、消費者にもメリットがあるように、副産物が消費者のメリットでございまして、私は役所に勤めていただいたらやはり町民の皆さんの幸せを願う仕事をするということが基本でございまして。給料の一部を割いてこれに協力せえと、そういうことは言ってはおりません。いろんな手当やそういうようなものを支給するわけでございまして、できたら手当の一部からでも協力してもらえないかという申し出をしているわけで、給料の一部から毎月5,000円、1万円出せと、そんなことは申しておりません。しっかりと地場産業、地場振興のためにご努力をいただきたい。また、他の町から出勤している人もあるわけでございまして、できたら我が町で買い物をして家へ帰るよというふうなことを私申し上げているものでございまして。決して強要したり無理な、私はだめやおっしゃればそれでいいわけでございまして、別段ノルマを課しているのではありません。平均すると1人当たり毎月5,000円買ってもらえるのではないかと、そういう予算要求をしているものでございまして。

議 長 6番議員!

6番議員 1つ、この商品券ですけれども、高田などでは地域通貨という形で地域の経済の活性化の一つの手段をとっていると。こういうところが地域でふえてるわけですけども、商品券というのはそういう意味ではこれ自体が流通するという性質を持っていないものであるというように思うわけです。

そういう中で、1つはこの商品券の安全性については、カラー印刷できないということで説明を受けています。カラー印刷機を使った場合には見本というものが出てくるということですけども、最近の技術の進歩によっていわゆる偽造商品券について、こういう可能性というのは皆無ではないというように思うわけですが、そういう点での対策についてどのようにチェックをされている体制、あるいはまた議論をされたのか、その点について聞いておきたいというように思います。

それから、先ほどから出ている問題で、やはり職員が地域に貢献するという点については、

これは私たちも異議ないわけなんです。ところが、この発想自体がやはり地域、広陵町内の活性化に対して職員がどのような意識を持っているのか、また持つためにどのような教育を行うのか、こういうところの問題を抜きにしてこの商品券を買うという予算を立て、部課長会でそれについて同意を求めという手だてをとったということですが、その点についてはもともと、職員の中の声を上げていくと、こういう努力が必要だということに思っています。広陵町では労働組合等がないわけですから、そういう点ではやはり直接職員自体の考えをもって、あるいは考えを持っていけるような環境づくりをしていくところから出発すると。今後の地方自治の中でも非常に重要な視点なわけですから、絶えずやはり職員の意識を向上してもらおうということから出発していくということが欠かせない課題だということに思います。そういう点で、部課長会で同意を求めてこれを割り振った予算を立てるといっても、やはり時間はかかるでしょうけども、本末転倒のやり方だということに思うわけなので、そういう点では強制ではないという前提を持ちながら、各部課で意見を集約しながらこういう手だてを取りまとめていくと、こういう時間的余裕も今までであったわけですから、そういうような観点が非常に重要だということに思うわけです。部課長会で決まったから、これについては強制ではないけれども、できるだけ趣旨を考えてやってくれというような形については、やはり強制とを感じる職員も出てくるわけですから、そういう本末転倒のやり方ではなく、自主的に本当に広陵町内の地域活性化に取り組むという一つ一つの過程を踏んでいただきたいということに思うわけですので、こういう点についてのやり方についてもやはり検討してもらっていくと、今後の問題としても大事にさせていただく点ではないのかということに思いますので、そういう点についてご意見をお伺いしたいと思います。

それから、そもそもこの問題については、住宅リフォーム事業ということから出発をしたわけですね。そういう点で、先ほどの町長の答弁もあったわけですが、こういうところについて、最近新聞紙上でも、やはりリフォームに対する詐欺的行為あるいは恫喝的な行為に基づいてお年寄りや認知症の方々に対しての悪質なリフォームを行うという事例が生まれているわけですね。こういう問題を、町内の業者の方々が行っていきと安心してこういう世間を騒がすようなこととというのがないということがあるわけですから、私は活性化という点については一通りの宣伝で終わったということではなく、広報あるいはまた15日のところでの宣伝はさせていただいているわけですが、私はもっともっと町民の間にこういう住宅リフォーム制度についての趣旨と、そして例としてまだまだ聞いてこられることがあるんですね。範囲はどこまでかというような形で聞いてこられることがあるわけなので、町が発行し

たところについては二、三の例は書いてあったわけですが、きめ細かな形でもっと町民の間に住宅リフォームをする機会についてはこういう制度ができたということとか、あるいはまた介護事業についても……（「商品券と何も関係ないで。」）が出ていってるわけですから、商品券ちゅうのが住宅リフォームから出発してるちゅうのは当然の話で、町長自体が述べられている話ですから、こういうところの問題をもっと積極的に町民に啓蒙していくということが重要だと思うんです。それが地域活性化の大きな柱に育っていくわけですから、こういう点については一回、二回宣伝をしているわけですが、もっともっと今の住宅リフォームの悪質な問題、町外から来る業者に対しても、町内の業者を有効に活用しようと、こういうような宣伝あるいは啓蒙をやっていただくことが重要だというように思いますけれども、そういう点については引き続いてどのような対策を講じるのかということについてお聞きしておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 まず、1番目の商品券そのものの偽造されるんではというご心配のようでございますが、今のところそういう特殊な技術を持っている専門の印刷屋さんをお願いしたわけでございます、その印刷屋さんそのものは南都銀行やJAのカードもつくっておられるという業者さんで、最新の技術を持っておられます。朝に説明させていただきましたように、縦の帯と横の帯と二重に偽造防止が施してございますので、1,000円の商品券を偽造するに当たって、それをわからなくするのは物すごい費用がかかるということも思いますので、まずこの最新の技術の中ではそういうことは起こり得ないというふうに確信しております。

次に、いわゆる強制的ではないのかというふうなご質問だと解釈しますが、広陵町で職員として働くいわゆる公務員として、行政に参加といいますか、行政そのものの危機感を持って行政そのものに参加していくという皆気持ちで職員の方は賛同してくれているんだろうというふうに私どもは思っております。だれそれに言われたとか、だれそれのつき合いだとか、そういう形でお金を使うという方はおられないんじゃないかなあというふうに思います。そういう地域の振興といいますか、活性化のために職員として一役を担うという気持ちでやってくれてると、賛同していただいているというふうに解釈しております。

それと、リフォームのPRの件ですが、おっしゃるとおり今世間を騒がしてる悪徳な内容を見ましてもすごい業者がおるわけですけど、これをおっしゃるように町内の業者にすることによって、そういう悪質業者そのものが町内で仕事できないといういい効果があると思います。PRの不足につきましては、これからもいろんな町の行事の中でもその都度PRをし

て皆さんに周知する方法をとっていきたいと思っております。また、産業振興課の方ではあらゆる内容につきまして今まで検討を重ねてまいりまして、いろんなケースを想定して持っておりますので、またそういうご質問の方がございましたら産業振興課の方へぜひ聞いていただければというふうに思います。以上でございます。

議 長 6番議員！

6番議員 商品券の問題については、カラーコピーが一般的に使われているわけなんですけれども、それについての対策については見本というのが出てくるということで聞いていたわけなんですけれども、偽造については、要はちゃちなものでも偽造をしたままで使うというケースがあるということなんです。これと本物そっくりのものをつくるということではないんです。だから、要はそういう最近の技術からいうと本物にそっくりの場合については、採算がとれるかどうかという点の経済的な効果からいうとこれはもう無理だろうと。広陵町内だけしか流通しないということからいっても無理だろうというように、それは私も思います。しかし、偽造というのはこれとよく似たものをつくってとにかく使うんだということなんで、そういう点でのやはり偽造になった場合の対応とか、こういうところについての違いがどうなっているのかというような、そういうものについての対策についてもやっぱり検討をした上での対応をとることが必要なんだと。これは事前の問題という意味なんです。だから、これとそっくり同じようなものをつくっていくというような認識の問題ではないんです。要は、よく似たものができた場合に出回る可能性もあるということなんで、絶えずそういう点での警戒心を持った上での話だということなんで、対策についてはいろいろな角度から見ているという点については認識できるわけなんですけれども、そういうところの部分についてどうなったのかということなんです。そういうところの問題が偽造の問題の1つです。

それから、職員についてなんですけれども、先ほどの説明でしたら部課長会で説明をして、部課長会で同意を求めたと、こういうような話だけなんです。今後の問題ちゅうのは、職員一人一人が地方分権を担うという立場から広陵町での役割がどうかという問題は非常に重要な認識が必要であるし、また私どもも研修に行ってきたところでは職員自体のいわゆる切磋琢磨した地方自治を担う気概、意気込みというのが大きく住民生活に、あるいは住民サービスに影響しているという点についても他の地域でも学んできたところです。一般質問等をさせていただくことになろうと思うんですけれども、そういうことからいっても、画期的なこういう経済活性化の取り組みという点で言えば初めてであり、そして広陵町でも重要な施策の一つになってきているわけですから、職員自体の議論を巻き起こすようなことも当然こ

の4月以降あったわけですから、そういうところについてもやはり積極的に取り上げていただいて、その中から私たち自身も当然この商品券を買って町内の活性化の一役を担おうと、こういうような流れをつくっていくと、あるいはつくっていただきたい、ここが重要だというように思ってるんです。だから、ご理解いただいていることだとか、そういうような理念の問題ではなく、制度として職員のところでどのような地方自治を担う公務員をつくっていくのか、こういうところの制度としての認識を深めていただく必要があるのではないかということをお願いしてるところです。そういうところでもやはり管理職から含めて、新しく地方自治、地方分権についての職員一体での取り組みの一つの例として認識していただければというように思うんですが、その点についても再度お聞きしておきたいと思います。

それから、住宅リフォームについては、積極的に宣伝をしていただくということですが、このご時世の中で、例えば赤部でも屋根に上って一回見てみましようという人が来るんですね。その人は50万円ほどであったからどうしようかなと思ったけども頼まなかったと。あるいは安部、大塚で夕方から3人、4人のグループが分かれて回っておられると。それなぜかという、1軒の人はわかったんですけども、帰ってきた人を偶然一本松のところで皆4人ほどの人が1台の車で帰るところを見たもので、ああそういう形でリフォームの注文をとり回ってるんだなということ、大阪のナンバーですからね、回ってるんだなというのも見てるんですね。こういうような状況ちゅうのは最近、これはもう去年です。そういうような状態で最近新聞紙上に大きく取り上げられているわけですから、やはりこういうような機会をとらえても、行政として住宅リフォーム事業を行うという点での大きな危険防止を果たす役割においても、行政の消費者相談などでも取り上げられているわけですから、そういう積極的な側面とタイアップして、行政効果が上げられるというようなところについても認識を持っていただいて、早速に取り上げていくというような取り組みというのがやっぱり必要ではないのかという意味から質問をさせていただいていますので、そういうやっぱり住民の危機管理等についても果たす役割を持っておられる行政の宣伝効果を生かしていただくということも含めて取り上げていただくこともどうなのかということなので、再度積極的な取り組みについての決意も含めてお願いしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 最初のにせものといいますか、カラーコピーの件ですけども、先般登録店の皆様に集まっておいて説明会をしたときに、実際にお手元の資料と同じものを皆さんにお配りしております。それを見ていただいて、こう角度を変えてくださいとか、縦の帯が見え

るという部分も確認してもらったり、実際にコピーしたやつを見てもらってコピーすればこ
うなりますよとかという勉強会を行っております。そういう形で、どんな形でもにせもんは
来るかもわかりませんが、十分注意していただくようお願いしたところでございます。

職員の件ですが、先ほどの質問でお答えいたしましたとおり、それぞれの自覚でご判断し
ていただいているというふうに思っております。また、それを制度化することがどうかなと
いう面もでございます。制度化することが制度化そのものが強制的になるんじゃないかなとい
う懸念もございますので、そういうことは今後いろいろ勉強していきたいというふうに思い
ます。

また、悪質な業者につきましては、悪質な業者にだまされないようにというまた別の意味
でのPRもしていかなければならないというふうには認識しております。そういう業者にだまされ
ずに町内の業者を使ってくださいと、また補助金も出ますよというようなPRをしていくべ
きかなというふうにも思いますので、その辺も今後課題として早い時期にやっていきたいな
というふうに思います。以上でございます。

議 長 14番議員！

14番議員 ちょっとお尋ねします。

私自身も商売してますので登録させていただいた一人ですが、できるだけやっぱり大量に
流通することで町長がおっしゃる経済効果なりが上がってくると、私こう思うわけです。そ
やから、その意味でひとつ一般の購入者というようなことで50万円掛ける9カ月分ので出
てますけど、例えば補助金とかいろんな助成でいただく人は別として、みずからお金を払っ
て券は買って、職員さんのことも一緒ですけど、その場合こういう人たちが、また一般購入
者がふえることも一つの大きなねらいになるわけだと私は思いますから、例えば50枚とか
100枚とかを一括購入された場合の割引をどうする、もちろん財政措置のこともありますが、
割引をつけるとか、いわゆる一般に券を購入していただく人にメリットを与えていくと
いうのも拡大する一つの大きな要因になるんじゃないかなあと。職員さんの購入も含めまし
て、いただく方はこれはそれで結構ですけど、その意味で今後恒久的に考えていくというこ
とであれば、そのこともひとつ考えていくのが一つのもとになるんじゃないかなあと、こう
私思ったわけですから、その辺の見解なりをちょっと、どういうお考えを持っておられるの
かちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ただいまのところは、商品券を個人で進物なりそういう慶弔用に使っていた

くという部分の中では、サービスといたしますか、まとめてお買いになっていただいた方につきましては、商品券専用の袋ですとか商品券専用の箱、束になったときには箱は今のところ用意いたしております。ただ、それがサービスかどうかというのもまたちょっとあれなんですけども、今ご提案いただきました内容につきましては十分に今後検討させていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

議 長 14番議員！

14番議員 いやいや、箱をもらうとか、一般の購入してまとめて、例えばうち中元に使うの今まで町長おっしゃったように近鉄百貨店で買うてたやつを、この商品券でかえよかちゅうことになってまとめ買いちゅうの出てくると思います。また、そんな人来てもらわんなあかんと思うわけですから。その意味で、その人たちかて商品券を購入する立場としてメリットを与えていくということを考えなさいよということを、今後ですよ、今すぐまたあしたからちゅうわけにいかない場合はね。というのは、3年とかまた考えておられる、またうまくいけば経済効果が出ればもっとやろうという考え方があれば、その意味でいわゆる一般購入者をふやしていくというのもひとつ考えとかなね。こんなやるやつみたいなん限りあるわけですからね。4,000万円近く、3,500万円か、動くだけのことになるわけ。それをもっと上げていこうという観点から見たらどう考えておられるかと。またこれから研究をして、いわゆるまとめ買いの人にはこういうメリットを与えますよというのも大いに考えていってもらわんなだめじゃないかなあと、こう思うわけ。現実の話としてもっと拡大していこうと思えばですよ。やりました、もうあかんかってやめますわちゅうことであるのであればまた別です。そういう意味で私は提案させていただいたと、こういうことで理解して、研究していただきたいと思います。

議 長 8番議員！

8番議員 まず1点は、職員さんに対して強制してないということですけど、これはもうご承知のとおり命令ちゅうのはいろんな方法があるわけでね、せよ、するな、これが一番はっきりした命令なんですよね。しかし、町長なり助役なりが、こうしてほしいねけどなあ、こうしてほしいねけど、こうしてもうた方がええねけどなあ、これも一種の命令なんです。やわらかく言うだけであって、私も実際長らく人に命令してきましたからよくわかるんです。だからなるべく当たりさわりのない、普通ときは、緊急事態でなければやわらかく言うためにそういうお願いするような形で命令すると。だから、これをいや強制してないということであれば考えを改めていただかなくてはならないと思います。

それと、職員1人に1万円、2万円、これは広陵町内の職員だったらこれを買ってしなかったってそれぐらいの金は広陵町内で支払いしてるはずなんです。と思いますよ、普通の人であれば。そしたら、わざと費用をかけてその券を使ってそしてやっていると。そういうことを感じるわけなんです。だから、職員のところはおやめになった方がいいんじゃないかと。本当に必要、何のメリットもないんですからね、消費者としては。全くメリットのない券ですから。それは理事者側もお認めになると思います。

それで、まずお聞きしたいのは、町から渡すお金についてこれを商品券で渡す、これはいろんなところで町が今まで物を買ったりすんの決定してたやつを補助金を受ける側が決定するというので、それはそれなりの意義があるんじゃないかと思うんです。しかし、職員については、金を出して、町民もそうです、金を出して商品券を買って、その商品券で町内で物を買って何のメリットがあんのか。かえって、この後から言いますけれど、これ非常に経費がかかりますよね。まず、印刷費、当然かかると思います。これ1枚どのぐらいの印刷費がかかってんのか。あるいはこれコンピューターの当然処理するためのシステムをつくっておられると思うんですよね。発券、消し込み、当然このシステムはつくっておられると思うんです。換金の処理の事務費も当然かかります。これにどのぐらいの経費を見込んでおられるのか。あるいはこれ保管ですよね。一番難しいのは僕は保管だと思うんです。例えば一括で当然印刷される。3,000万円ないし4,000万円ですか、どのぐらいの金額されたんか知りませんが。そしたら、これを金庫の中へ当然入れて保管される。そして、小出しをしなくてはならない。ほいで、毎日出す必要がある。そしたら、これ残高チェックは毎日やらなくてはならない、当然。そうしないと残高が合わなくなったときいつ合わなくなったんかわからない。これ大変な処理が必要になると思いますよ。だから、そのときに確認すのに1人ではだめですよ。当然2人以上、複数人がちゃんとそこにその商品券がありましたということをチェックすることは絶対必要になってくる。金券ですからね。だから、その辺を含めてかなりの費用をかけられる。その券を使って職員にわざわざ現金をこの券にかえて、その券で町内で物を買いなさいと。ばかげてんのとちゃうかなと私は思うんです。そうでしょう。あるいは町民のだれかがこんな券買いますか。何のメリットもない券を。消費者として何のメリット、だから買うとすれば役場が息のかかってある程度影響力を発揮できる人しか買わないと思いますよ。今の職員と同じ立場の人ですわ。業者的なね。それ以外の人で、ああええ券や、ひとつこれ買って物買いに行たるかて、そんな人だれもおらないと思いますけど、その点について町長どない考えてんのか、ひとつお答え願いたいと思います。あとの

経費的な問題あるいはほかの問題については、事務局の方からお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 なかなか厳しいご質問でございまして、何のメリットもないという極めて単刀直入に言われてるんですね。私は、地域振興を目指してるんです。地域を、今お客さんはだれも来ないと。町内の前の商店街のお客さんは、みんなエコール・マミとかオークワとかヤオヒコとか、こういうところにもう集約されて、全く開店休業のような状態でありまして、こうしたお店屋さんがしっかりと振興させる、そこで買っていただく、もう一度商店街を呼び起こす、そんなことを皆さんで考えていただこうと、そういう思いでございまして、また補助金も単なる補助を出してるのではなくして、その補助でもって町内で消費していただこうと、そういう願いでございまして。

私は、大塚の区長さんからこんな話を聞きました。我々、お葬式をするんですが、もう飲み食いの御飯食べんの最後の打ち上げと言うんですが、もうこれをやめたいと。いい発案をしていただいた。早速その券をみんなに配って、そしてこれを利用したいと思うと、こういうように、それいつでも売ってくれんのかと、役場では土曜、日曜でも売らんかというように質問でございまして、役所は日・宿直はおりますが、そこで売れる体制であるかどうか、このことも協議をしているところでございまして、こういうように地元では使い道のアイデアをたくさんお寄せをいただいているところでございまして、こうした実態を、もう飲み食いで明け暮れんのをでけたらその商品券をお配りしてさせていただく。昔はおふろへ行く券やたばこの券までよくあったものでございまして、これからそれらをまとめた町の元気の出る商品券を流通させてはどうかと。貴重な提案をいただいて、早速職員でも協議をしていただいた。どんなところでも、公民館とか図書館でもお売りできるような、いつでも券が手配できるように、そういう段取りをするように職員で決めてくれたところでございまして。私は、メリットがないというよりも、こうしたメリットは皆さんでお知恵をお出しをいただければどんどん進むものと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 印刷の費用の件でございまして、今回発注いたしましたのは、100円券で5万枚、1,000円券で15万枚、合わせて20万枚でございまして。この期限いっぱい3年間で予定をいたしている枚数でございまして。費用につきましては、1枚につき約4円の費用がかかっております。

また、保管の部分でございまして、今現在その印刷物が収入役室の横の金庫で保管されて

おります。ずっとそういう形で保管していくということになろうかと思えます。換金日のいわゆる来られたときの対応につきましては、今のところ現有の人数でもって、煩雑になると思いますが、その対応に当たっていろいろという申し合わせでございます。今、産業振興課の中の方で商品券に専属で当たるという職員が今のところ2人用意してございます。その2人と、今出納室に3名おられますので、いわゆる伝票を切ったりするのは産業課の方になると思えますので、あと出し入れの手間が出納室にかかってくるということでございますが、今のところ人数的にはその人数で対応していきたいというふうに思っております。

議 長 収入役！

収入役 ただいま商品券につきましては町の金庫の方で保管させていただいております。いつもかぎをかけておりますので、そういった点は、盗難とかそういう点につきましては十分対応できると、こういうふうに思っております。以上です。

議 長 8番議員！

8番議員 今まで動いてないねからそのまま入ってるやんか。これから動いた後ね、毎日残高チェックもするのかしらないのか、そういうこと。だから、大きなとこへまず保管されてんのと、それから小口保管、そういう形をとられんのかどうか。全く銀行で預かる現金と同じですのね。だから、その辺のとこを聞いているわけなんですよ。

それと、先ほどの町長の話ですねけどね、そらそういう粗供養に使うのはよそから来られる方もあるから無理だと。そんなんやったら仕上げのときもう今お金にかわってるそれを券でわざわざ出すと、それは可能だと思います。そのぐらいの程度なんですよ、できる範囲は。だから、ただで渡すやつなんです。要するに、役場の中でもこれただで渡す方は何とかなるだろうけれども、これ粗供養もそうなんですよね。その人が使うわけやないんです。そのうちが皆さんにお配りして使っていただく。消費者はお手伝いされた方とか、こういう方なんですよね。だから、そういうことではある程度の利用はあると思いますけど、職員のような形で金をわざわざ費用のかかるものにかえて、そしてそれを町へ持って行って、業者もそれをまた役場へ持ってきて換金して、それで本当に産業振興になんのかどうかというところを非常に疑問持ってるわけなんです。業者の方からね、ほんなこの券を使った人については1割値引きしますとか、まあ物によりますよ、いろいろ。だから、どういうサービスをしますというものがあって初めてなんですよね。

なおかつ、これを見ましたら大きなとこ入ってますわ。この町内業者、いわゆる町内業者と、ヤオヒコも入ってるし、それからエコー・マミか、近商も入ってますわね。大半こう

いうとこで使われんのちゃいますの、現実の問題としては。これは地域発展のためだと。一体本当に、そしたらそれ以外のたくさんの業者はそれを望んでおられんのかどうか、その辺まで議論されてこのことをやられたんかどうか。ただ、これ皆押しつけじゃないのかなと私は思うんですよ。業者に対してもそうなら、職員に対しても、あらゆるものに対してこれ押しつけてるだけじゃないかと。ほんまに業者の方からこういう、本来業者がやるべきなんです、こういうことは。その業者の方にそれだけ力ないから役場に手をかしてくれと、我々はこういうサービスをやってこうしたいんだけども、そんな発券したりなんかすんのそういう力がないと、町内の業者ですよ、大っきなん除いてね。だから、そういうところから持ち込んできた話であればいろんな案が出てきたあると思うんです。だけど、これはあくまでも官製ですわ。官製のやり方で成功することはないと思います、一般についてはですよ。やられるお金はそらあると思います。その分についてあると思いますけど、私はそう思いますけど、それについてももちろんあれがあれば答弁していただいたら結構ですけども、事実じゃないかどうか、官製やないように業者とも練って練ってやった案がこれだとおっしゃるんだったらそう答弁していただいたら結構です。以上です。

議 長 山本議員、もうよろしいですか。 助役！

助 役 業者との協議はどのようにやったかと、こういうことですが、こういう話が出てからたびたび商工会とも協議をし、事務担当者はこの先進地についてもいろいろなことで調査に出向いております。それから、この業者説明会においても、細かく説明をさせていただきました。87業者の大半が参加をしていただきまして、そのときには何ら不満の声は聞かなかったところがございます。

議 長 8番議員、よろしいですか。 11番議員！

11番議員 これからの行政はお金がないんで、産業振興、地域振興もやっぱり知恵を使っただくと、これは必要なことは私せんだっての議会の質問でも申し上げたんで、採用されたということはそういう意味で考えられていいことだなと思うんであります。しかしながら、多少拙速ではなかったか、このように思います。

その理由は、先ほど何度か手を上げとったんですが、青木議員やら山本議員がおっしゃったとおりでございまして、まず1つ言いますと、事務管理上のデメリットですね。これはやっぱり山本議員金融機関におられました専門家でございますんで、まさに現金と一緒にあります。民間会社でも、官庁でも、補助金であれ、現金であれ、どっか行ってしまうのは皆管理、総合チェックが甘いからであります。そういう意味で、これはかなりの労力がかかる。

経費がかかる。販売拠点を役場の図書館とかあるいはほかの窓口でやりますと、やはり毎日毎日の管理が大変であります。したがって、こういうものを販売するんであれば完全にそのリスクを負担する、例えば大きな民間の個人商店あるいはそういう第三者機関に任せないと、役所がその管理リスクを負うてやると、経費等含めてとても間尺に合わない。これが1番あります。

その次に、例えばこの券を見ますと、一般購入分、50万円掛ける9カ月450万円、1カ月50万円であります。広陵町は今1万400世帯があるんです。逆に役場の職員さんには2,016万円、3,300万円に対して約60%。1つの商品券で250名ほどの役場の職員さんに60%依存するような商品券では、これははっきり言ひまして永続性はありませぬ。これもやっぱり山本議員やら、あと寺前さん、松野さんおっしゃったように、やはり内心不満が蓄積すると思ひます。そういう意味で、このような一部の方に依存するような方法ではだめであると。

ただ、役場がおっしゃった地域振興は必要であり、知恵であれば、これは先ほど青木議員がおっしゃったように、いかに一般家庭の方に大量に、多額に、永続的にやっけていただくか、ここを研究してもらわんといかん。と申しますと、皆さんおっしゃいましたように、券を購入される方のメリットを追求していただかないとあかんわけであります。もちろん、中尾部長は先ほど量販店へ行かれてポイント制をプラスアルファしてくれんかとおっしゃいましたが、向こうの方からははっきり言ひましてプログラムが、あるいは金額的に間尺に合わんと申すことでえんきよく的に断られたように思ひます。ただしかし、一般の家庭は家計簿をたまたま見てお申すと食費だけでも平均4万円、5万円使ってるんです、平均的に。1万軒であれば5億円は使うわけですね。したがって、私はこれを近商とかオークワとかヤオヒコとか、量販店に依存しますと、これも町長やおっしゃった地域振興、地元商店の振興にもほとんど役立たん、これもまた事実やないかと思ひます。

したがって、個人商店に売り上げがふえてよかったなあ、こう思っけていただくためには、それなりのメリットが個人商店さんにないと困る。そういう意味で、はっきり言ひまして、1億5,000万円でも2億円でもいいんですか、量販店を除いてこのぐらいいけないかなあという勘定もしてもらわれないか。そうしたら、どうしたら一般の人に購入したらどういふメリットがあるかなと、ここをやっぱり研究してもらわないとこの券はふえない。購入者のニーズと考えますと、まあ今のところ普通の量販店でポイント制度ありますね。通常の日は1%ぐらいです。特売日とかなんかで3倍券とか5倍ポイントやってますけども、1%で

あれば1万円買ったなら100円です。したがって、この地域振興券を買えば広陵町の商店にも役立つ、そして行政にも役立つ、そのような発行の仕方を考えていただければいいんじゃないかと。

私、これは一つの案ですよ、一つの案として見ていただきますと、例えばこういうのありますね。こんなもどこに張られても探さなわからん。これも4倍ぐらいの普通のポスターぐらいにしまして、例えば「当店は広陵町の福祉行政に協力している店です」と、こういうことを書く。そして、せんだって今月号の広陵町報見まして、商品券のことが書いてありました。しかし、あれ見て買おうかなという気は余り起こらない。そしたら、それにもこの広陵町の商品振興券買っていただければ福祉行政に役立つんやと。別に個々に1万円買って100円のポイントもらわなくても、1万円買ったなら100円なり200円を寄附するんだと、そういうようにしていただく。そしたら、個人商店にもメリット、例えば月に3,000円、5,000円しか売れなかったら換金すんの邪魔くさい。今でも、2,000円札は入ったらすぐ使おう、そういう感じ。だから、商品券が1,000円入ったその店、じゃ今晚のおかずこれで買おうかと、こうなる可能性もあります。ただ、商品券が個人商店で月にあそこのおかげで5万円ふえた、10万円ふえたと、こう思わすためには、やはり1万軒の家庭が積極的に地元の商店で使う。そういう意味で考えてもらわないと、だから私は動機として地域振興を考えておられますから非常にいいんですけども、もう少し、せっかく発足されたのはいいわけですから、いいことはどんどんつけ加えてもらった方がいいわけなんですけども、そういう点で購入者のメリット、加入商店のメリット、それから保管のリスク、そういうものを考えてそしてやっていただく。ただ、さっきも言いましたように、町の各種補助金、これはもうもちろん必要です。それから、リフォームに対する補助金、これもそら大いにやってもらったら結構ですけども、残りはほとんど一部職員さんにとということになるとちょっとしんどいかなと。

それから、私は、これはほかの議員さんはどう考えておられるかわかりませんが、職員さんにこういうことがされるのであれば、もし議会が可決して承認いただけるのであれば議会にも応分の協力をお願いできませんかと町長なりが一言議長の方にごあいさつあっても、そらもちろんそんなもんは知らんと。しかし、可決したらそれなりの責任も我々も、全然あかなんたら否決しやいいわけですから、もしいろいろ改良点ありまして可決するのであれば、議会も個々の対応で何ら一言もない、一般の職員さんには毎月買えや言いながら、その点も考えて、いいことであれば我々議員も私は、私はですよ、ほかの議員さんは知らないけども、

協力してもいいかと、そう思います。ひとつその辺、えらい長い発言になりましたけども、ひとつ町長と中尾部長によろしくお願いします。

議 長 町長！

町 長 八代議員の質問にお答えを申し上げます。

この地域振興券、地域活性化商品券であります、3年間の限定でございます、永続性のある事業ではありません。3年間に限って、こういう券で住民の他の市町村へ買い物に行くのをやっぱり引きとめるというそういうところもあるわけでございます、町の商店のよさをちゃんと知っていただこうと、そういう思いもしているところでございます。当面は、おっしゃるように大規模店に集中すると思います。しかし、換金状況を見ながら、これも皆さんのお知恵をちょうだいをしてさせていただくものでございます。

私議員さんをお願いをしていないとおっしゃっていましたが、先ほどの全員協議会の冒頭でお力添えをいただきたいということを実は申し上げております。私言っていないと言っていました……いえ、あの事業についてしっかりとお力添えをいただきたいということを冒頭に私はお願いしとります。職員からも、町長からぜひとも議員さんをお願いしてくれという言葉でありましたので、私はあえてそのように申し上げているものでございまして、ちゃんとやったことをここに書いてありますので、私は申し上げました。どうぞ職員もともども一生懸命地域の振興のために、町の幸せを願って頑張っておりますので、もう厳しいご意見をたくさんいただきましたので、いい提案をしていただきたいなど。もうくさる話もう結構でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今ご提案いただきましたポイント制のことですか、ポスターの内容ですか、いろんな参考になるご意見でございました。もちろん、改良する点は改良するという精神でやっていきたいというふうに思います。今後ともよろしくお願いいいたします。

議 長 11番議員！

11番議員 ちょっと町長の答弁誤解があったようでつけ加えますけども、私は冒頭に言いましたように、これからお金を使わず知恵を使って行政を、あるいは町政を、あるいは民間活力をふやすと、そういう意味で大賛成であるということは最初に申し上げました。そして、金額もふやさないと、例えば個人商店1カ月に3,000円、5,000円もらったんでは余り地域振興にもならんんじゃないかと。だから、大量に売れて、そしてああ売り上げ1割ふえた、2割ふえた、これはいいことやってくれたなあと、こういうようなことにしないと、

量販店に皆流れてしまったら何のための地域振興かということでありまして、やること自身は大賛成なんです。その辺はひとつ誤解、だから町の広報にも、これに書きましたが、同じようにあれにもこの券を利用いただきますと広陵町の福祉行政に大変役立ちますとか一言つけてやれば、やっぱり券を購入しようという人の動機づけですね、そういうことも考えてやらないとなかなか一般家庭の1カ月50万円どころか、本当はこれを1けた上の500万円、1,000万円になるような方法を考えたかどうかということでありまして、前提は賛成をしとるわけです、私は。ひとつ誤解のないようにお願いしたい。

議 長 町長！

町 長 このたびのこの新規事業につきましては、担当者が各事業体に出向きまして協議をしているところでございます。私どもも、買い求めていただく人たちにメリットを与えるという交渉を引き続きやってくれということを担当部局に申し上げておったのでありますが、なかなか基本的には業者さんは、今厳しいこういう状況でまだ買いに来られる人に5%、1割引くの大変やと、こういうようにおっしゃってるんです。これはみんなそうです。エコー・マミでもようまけんと言うんですね。我々はこういう事業で業界を助けようと思うてると、役所の趣旨はわかっていただけるんですけども、その券でまけるということについては抵抗があるようでございます。しかし、これは実績を見て、換金状況を見て、どれだけ流通できるか、これによっていやここまでやってくれんねやったらまけてもいいというように進むと思います。今、職員もやめや、もうみんな低姿勢になれば、こんなもうつぶれんのん目に見えてます。私はそういう意味でしっかりと今この1年協力したってくれと、こういうように私職員にお願いしてるわけでございますので、この点ご理解をいただきたいと思いません。

今、八代議員からいろいろ買い求める取扱店の表示についてのあらわし方、いい提案をいただきました。広報についてももう少しちょっと知恵を絞った広報を書いて、住民にこの趣旨をしっかりとご理解していただくように進めてまいりたいと。見直すところは見直してこれからも事業を進めていきたいと。どうぞお見守りをいただきたいと思えます。また、議員の皆さんも、ちょっとでも多く毎月お買い求めをいただきますようにどうぞよろしくお願ひします。

議 長 1番議員！

1番議員 町長、この商品券の構想は町長の一つの目玉商品として、ここへ我々の前に、また町民の前に出されたわけです。それを専決処分として出されること自体が、私はこうした今

いろいろな意見がこの議場の中で出たわけです。こうしたことはやはり専決処分という安易な方法をとらずして、やはりきちっとした委員会付託するとか、もう少し事前の協議をしてもいいのではなかったかと。私は、議会に対する出し方が一つ間違っていたのかなという、この間からの議運、そして委員長会、そしてきょうの全員協議会を通しての感想であります。その点をきちっと整理をせんと、今後、2期目に当たって初めから、きょうは本当は町長の初めてのスタート、所信表明も言われました。もう少し議会、そしてスムーズにいくような提案のやり方がいいのではないかと考えています。我々は今、この議員の何人かの多くの発言がありましたが、なるほどなあ。今ここで専決処分、今ここであと3分か4分したらこの決をとるわけですが、やはり我々も厳しいなあと思っています。

そして、今町長も、ある議員の質問にもありましたように、一方の方に偏るのではないかと、そういう懸念があると。私もそのように思っています。ですから、本当の地域活性化になるような方法をこれから試行錯誤されて、3年間で調整できるのか、そしてこのスタートラインに立ったところで調整できるのか、お願いしたいなあと思っています。

そして、基本的にちょっと私わからないですが、この健康福祉課の保健推進員の謝礼、ほいから農業振興地域整備調整審議会の謝礼、この謝礼だったんかどうか。今まで現金でこの審議会の皆さんに、それから保健推進員の皆さんに今までは謝礼として渡してあげたんですか。謝礼だった。名前は謝礼だった。報償費やな。報償費と謝礼とは違うのちゃうの。報償費として、ここではええように謝礼として渡すという、かえてんのちゃうかなあ。これでもいいのかなあ。推進員は……記念品というたらジャスコの券とかああいうのを渡してあげたところもあると思いますよ。ジャスコの券も渡された、最近や。語句がきちっと明確にされた方がいいのかなあと思いますよ。答えはいいです。結構です。

議 長 もうないですか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 意見をつけて賛成としたいと思います。

先ほどからいろいろな意見が出てるんですけども、やはりスタートとして町長のこういう休暇等の対応の中で6月議会で本来は議論をして、もっとよりよい形でスタートできたんじゃないかなあということについては大変残念に思います。

それから、内容的については、商品券を地域の中で消費拡大していくと、活性化していく

ということについては大いに賛成するところでありますが、やり方につきまして、先ほど質問もさせていただいた点について、やはり本当に本格的に消費拡大、地域の拡大をしていこうということであれば、幾つかの意見もありましたが、やはり消費者のメリット、これは金額だけじゃなくて、先ほど部長の方も提案されました福祉に対する寄附金とかも含めて、もっと幅広い住民、またあるいは議会の声を聞いていただいて一層改善し、普及のために検討していただきたいということが1点です。

それから、職員さんについては、やはり今の形で言えば強制と言わざるを得ない状況ですので、これはストップをしていただいて、例えば地域振興課の方に職員さんが利用しようという意思のある、使えるなという方はご自分の意思で買っていただくという形に変えていただきたいということを意見を加えておきたいと思います。

議 長 ほかにないですか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第3号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第3号は承認されました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 0 : 22 休憩)

(P.M. 1 : 31 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程5番、報告第4号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、説明をさせていただきたいと思います。

議案書にいたしまして4ページ、専決処分書の方が5ページ、内容につきましては6ページ以降ということになってございます。そしてまた、条例の改正、新旧対照表につきましては1ページから表記しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

この改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の4月1日から施行されたことに伴いまして、広陵町税条例の一部改正についてもその必要が生じたために専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の要旨でございますが、まず第24条第1項でございます。これまで、生活扶助を受けてる者、いわゆる障害者、未成年者、65歳以上の者、寡夫または寡婦、夫と婦人でございますけれども、前年の合計所得が125万円以下の者については非課税とされておりました。しかしながら、この中で65歳以上の方を対象に、このたびその廃止をなされることになったわけでございます。いわゆる高齢者を支える社会保障制度が整備されてきつつあり、高齢者の平均年齢も大きく伸び、全体として経済的に豊かになってきたという判断からでございます。65歳以上の非課税措置につきましては、所得の現役世代と比べ、年齢だけで税制の優遇を図っているものであるため、税負担の公平化を確保するために今回廃止となったものでございます。平成17年1月1日現在に既に65歳以上の方を対象に、18年度分において3分の2を減額し、19年度分はその3分の1を減額し、平成20年度から全額課税をいたすものでございます。3年間の段階的削除になってございます。

この条文によります広陵町の影響額につきましては、お手元1枚物のプリントでお示しをさせていただいておるものでございまして、広陵町税条例の影響額ということになりますれば、対象者はこの改正によりまして97名と予測しております。そして、平成18年度の均等割におきまして9万7,000円の増額、所得割におきまして33万4,500円の増額、19年度におきましては均等割19万4,000円の増額、所得割にいたしまして66万9,000円の増額、平成20年度以降は全額課税となることから、均等割は29万1,000円、所得割は100万3,500円の増額という推測を立てておるものでございます。

以降の条文の改正につきましては、広陵町内で影響額は現在のところ出てくる予測がないわけでございます。条文の改正の要旨だけを説明を申し上げたいと思います。

次に、第36条の2の改正でございますが、これは近年のフリーター、あるいはまた雇用形態の多様化などでアルバイト職員等々が企業で働かれる機会がふえることに伴いまして、年度途中で退職、あるいはまた短期間で退職される方も増大してきております。そういったことにつきまして、今までは源泉徴収義務者がこれらの退職者につきましても報告義務がなかったのですが、これらの方につきましての給与総額が30万円を超えますと源泉徴収義務者が給与支払いの報告を義務づけるということになったわけでございます。退職者における給与支払い報告書の義務づけ規定でございます。

それから、第54条第2項につきましては、「土地登記簿」、「建物登記簿」を「登記簿」に統一された文言の変更でございます。

また、63条の3第2項につきましては、被災住宅用地に対する固定資産税の課税標

準の特例に関する条文でございまして、避難状態が長引いた場合に避難生活を解除された後に賦課期日が到来する3年分の課税に至るまでの住宅用地の特例を適用可能とすることになったものでございます。避難解除後3年分の課税に至るまで特例を適用するという状況になったものでございます。広陵町では該当はございません。

続きまして、第72条の1項でございまして、不動産登記法の全面改定に基づきまして法律条項の変更をさせていただいたという条文でございまして。

続いて、第74条の2、被災住宅用地申請でございまして、これにつきましては先ほどの63条の3第2項で申し上げました3年分まで被災住宅用地特例を受ける者の申請手続及び文言を改めたものでございます。

続きまして、附則に移らせていただきます。

附則の第8条でございまして、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございまして。売却によって生じた事業所得に対する所得割額を減免するという措置でございましてけれども、この規定は18年度までとされていたものを平成21年度まで延長される改正でございまして。牛の生産をめぐる状況が依然として厳しいことからでございまして。

それから、附則の第10条の3の改正でございまして、阪神・淡路大震災により消滅、そして破損をした家屋の固定資産税の減額の内容でございまして。これまで平成17年までの対象を平成20年まで延長する改正でございまして、このことから伴います広陵町の該当につきましては、平成16年度終了でございまして、現在は該当はございません。

それから、附則第15条につきましては、特別土地保有税の徴収猶予制度及び非課税等の特別措置の規定が整備されたことの条文改正でございまして。

それから、附則の第16条の4でございまして、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の特例でございまして。いわゆる個人の不動産業者がその年の1月1日において所有期間が5年以下の土地を譲渡した場合につきましては、当分の間ほかの所得と分離し所得を課税するという条文でございまして。当分の間分離課税という改正でございまして。

それから、附則の第19条でございまして、株式等の譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例ということになります。特定口座取扱者の範囲に証券会社のほかに日本郵政公社を加える改正でございまして。このことにより日本郵政公社が証券投資信託の受益証券の募集を行うことが可能とされたものでございまして。

附則の第19条の2につきましては、これにつきましては関連改正でございまして。特定口座で管理した株式につき発行会社の精算完了等により無価値化損失が生じた場合に株式

の譲渡損失とみなすことができるということでございます。精算によって損失が出た場合は譲渡損失とみなしてその控除に値するというものでございます。

それから、附則第19条の3の改正につきましては、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の特例でありますけれども、さきの19条の2が創設されたことによります文言の修正でございます。

それから、附則第19条でございますが、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例ということで、特定口座の取り扱いの範囲に登録郵政公社を加えるものであるという条文の改正でございます。

それから、19条の5につきましては、地方税法改正による文言の整理という状況でございます。

それから、最後でございますが、附則第20条では、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例ということでございます。ベンチャー企業を応援する条文改正でございますが、ベンチャー企業の発行した株式につきまして、譲渡等による損失が生じた場合は、特例として3年を超え保有している一定の場合における譲渡所得の金額を2分の1に相当する金額に特例が講じられているというエンゼル税制の改正のことでございますが、この改正につきましても現時点においてあと特例期限を2年延長するという規定でございまして、平成19年3月31日までそうした特定中小会社の特定株式についての援助措置があるという状況でございます。

以上、今回の税制改正についての説明にかえさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 まず最初に、今回高齢者の控除の廃止ということになるわけなんですけれども、これに対する影響額も今回具体的に事前に示していただいて、大変わかりやすいなと思っ
ているわけですが、今回この説明に当たって、経済的に豊かになってきたと、景気の向上ですか、ということを前提にしてのこういう税改正というふうな受けとめたわけですが、実態は本当に景気が冷え込んでいて、高齢者の方々の生活も厳しい、一部では豊かな方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、全体として年金だけで暮らしていかなければいけないという状況の中で、医療費の値上げとか、また年金の引き下げとか、そういう部分もありまして大変厳しい状況になってきている中でさらに増税ということについては、多くの高齢者の皆さんが大変深刻な痛みを受けるということは容易に想定できるわけなんですけれども、景気の判断の

問題について、前提となる、その1点と、それから高齢者の方々の暮らし、実態を見ていただいていると思うんですけども、その具体的な実態の中でどうなのかという部分についてどのように考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、引き続き、今後だれも年をとっていくわけで、また65歳以上になったらますます今よりも厳しい状態になると。若い人にとっても心理的に大変大きな負担になるわけですね。そういうことで一層消費を冷え込ませていくという結果になることは容易に想定できることなんですけど、これだけでなく、定率減税の縮減・廃止、既にもうされてきているわけですけども、決まってるわけですけども、そういう点や、また全般的な先ほど言いましたような医療や年金や、そういう部分での負担増、年金の切り下げにおける家計の厳しさ等々あわせますと、高齢者の暮らしについてはどのような状況に変化をしていくと想定されているのか、認識されているのかという点についてもお聞きをしておきたいと思います。

そして、国の方の法改正によって広陵町もこのような条例の改正をするということなんですけども、国の税に対する、また国の財政に対する問題点について、やはり今地方分権の中で、国の税金の使い方についてもしっかりと住民の立場を踏まえて意見を言っていけばこのような税条例の改正に対して、全部が悪いという部分じゃないんですけども、とりわけ景気の冷え込みにつながっていく、暮らしを大変厳しくしていくというこのような税の増税については、やはり地方の自治体としてはきっぱりと中央の方に意見を言うべきだというふうに思うんですけども、今回の地方税法の改正について、国の財政の収支の中で、地方だからわからないとか、そういうのは今はもう通用しない時代なんですね。ですから、そういうこともきちっと勉強していただいて、地方から物を発信していく、住民の意見を発信していくということが大変重要ですので、そういう点も踏まえてどのように考えておられるのかということもお聞きしておきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 まず、今回の改正につきましては、平成17年3月25日に地方税法の一部を改正する法律が公布されました。3月25日公布され、平成17年4月1日から施行されたことに伴って、広陵町条例につきましても4月1日から施行をすべき3月31日に専決をさせていただきます。まずもって、その説明をさせていただいておきたいと思っております。

それで、今回のご指摘いただいております高齢者の方々に対するそうした課税の状況について、国の施策等を交えてご指摘を賜ったわけでございますけれども、総じて国の施策、最

近につきましては、やはり高度成長期時代というふうな観点からそれぞれの公共事業を積極的になされ、そして景気を浮揚させ、そして税収に反映させるべき施策も国の方でもとられてき、そして安定成長期時代、あるいはまた景気低迷時代というふうな状況の中で、これ以上公共投資を整備をしても税収が上がってこないというふうな状況の中で、やはり公共事業についてもそうした施策を変更をせざるを得ないというふうな状況の中で、税の確保にいわゆる三位一体改革等々の制度改正がなされておるものでございます。そうした中で、税の獲得をどのようにしようかというふうな考え方に立ったときに、やはり福祉全体の考え方から福祉の経費が高騰する余りに税収がやはり芳しくなくなってきたという状況の中で、福祉制度を改革し元気な高齢者を創造していく、いわゆる元気で暮らしていただけるというふうな制度の充実がなされたわけでございます。そうしたことで、元気な高齢者がやはり今の125万円という収入金額があった状況の中で、やはり非課税という対象から外し、そしてお金をお持ちの高齢者からご負担をいただくことが公平な税制の改正点ではないかというふうな考えのもとに改正がなされたという理解をしておるものでございます。

積極的な国の施策につきまして、市町村がそれぞれそうした改革案に沿って施策を打ち出しておることも事実でございます。しかしながら、三位一体改革の中で、町は町としてできる事業、こういったものにつきましても単独でやらなければいけないというふうな観点から、政策上の国の聞き入れておらない、国の政策以外の町単独の施策も取り入れてやはり施策を打ち出すべきであるというふうな観点にもなっております。総じて、国に対しては地方6団体の代表されますそうした国へのいわゆる要望、あるいは地方交付税の獲得のための行動、要望、陳情、こういったものにつきましても我々の団体としてもその代表6団体の交渉にゆだねておるというふうな状態でございます。

答弁になったかわかりませんが、一応そういう形で今回の改正をさせていただいたというふうに理解しております。どうぞよろしくご理解いただきたいというふうに思います。

議 長 12番議員！

12番議員 今ご説明をいただいたわけなんですけれども、やはり国の施策が地方に今深刻な影響を及ぼしているというのが状況です。国の方では、先ほどもありましたが、高度成長期、また安定期、今低迷期でございますが、公共投資を不況の低迷期になってもどんどんし過ぎてきたという状況の中で、今公共事業を抑えると言いますが、抑えているのは身近な福祉、学校建設等の暮らしに直結するところは抑えておりますが、逆に大きな部分については投資は全く野放しになっているというのが実態です。今年度の国の予算でも建設国債は6兆円な

んですね。これはやはり今の状況でここまで税収を上げなきゃいけないと思うのであれば、まずはこの建設国債の発行を縮減していくということが第一課題だというふうに思うわけです。さらに、赤字国債の発行が今年度は28兆円ということになっておりまして、この赤字国債の発行が国民生活を苦しめていくもう一つの大変重大な元凶になっているわけなんですけれども、こういう問題を解決するのにこのような低所得、中所得の方々への増税一本で来ているのが今の状況だと思います。さらに、今後は消費税の増税も想定されているわけなんですけれども、その一方で大企業の減税、あるいはまた高額所得者の減税はしたまま据え置いているわけですね。本当に税源が要るのであれば、今大企業では企業の所得としては大きく伸びているわけですから、そこから税源を見出すべきでありますし、また高額所得者、本当に貧富の差が拡大してきているわけですが、そのような高額所得で生活が豊かな方から税金をしっかりともらう、税率を以前に戻していく、まずはそこから手をつけなければいけない、これはだれもが考えることではないでしょうか。そういうことをぜひ地方自治体としてしっかりと発信をしていく、中央の方に意見をしっかりと伝えていく。そして、住民の暮らしを守る先頭に立っていただきたい、こういうところにその姿勢があらわれるのだと思いますが、こういう点について町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、私たちとしましては、そういう中で高齢者控除を廃止をしていくということについては到底賛成することはできないわけです。

さらに、先ほどのフリーターの問題なんですけれども、本当に今フリーターとかそういう方が大変ふえてきてまして、仕事をしたくてもできないという状況の中で、わずか30万円以上あれば申告してまた課税を強化をしていくということにつながるわけなんです。その一方で、そういう方々がしっかりと控除をするということも必要になってくるわけなんです。そうすると税金払わなくてもいいという場合がかなり出てくるだろうとは思いますが、そういう部分で本当に若者も含めて生活が不安定になってきている中で、このような課税を強化するのではなくして、やはり就業支援をしっかりとしていくということが今切実に求められていると思うんです。そういうこともあわせて、今回の地方税法改正に伴う広陵町の税条例については、プラスの面もあるんですけど、先ほどの災害の部分とかですね、それは延長されるということについてはプラスだというふうに思います。それから、ここに出てませんが、ほかにもあるんですけれども、今回広陵町の税条例にはかかわりありませんけれども。ですから、トータルとしましてはやはり一人一人の暮らしを守っていくという立場からすれば、やはり今回の税条例大変だなというふうに思うんです。それに加えてフリーターの問題、

若者の就業問題も含めて、再度どのようにお考えいただいているのかご答弁をお願いしたいと思
います。

議 長 町長！

町 長 このたびの税条例の改正は、ご指摘をいただいています高齢者のことが今注目をさ
れているところでございます。高齢者と言いますが、寿命が延びた、健康に恵まれて、また
生活環境、食生活、医療、いろんなところ心配事がないということも寿命が延びているあか
しではないかと思ます。また、年金制度も年々よくなった。額についてはスライドで厳し
いようでございます。子育ても終えてゆとりのある人がふえたのではないかと思います。
年齢で一定の税務取り扱いをするのはおかしいのではないかというような国の方策でござい
まして、年齢ではなく、所得のある人については通常の人と同じような課税取り扱いをする、
特別扱いをしないという、そういう制度から見るといい考えでもあります。逆に、大変な生
活状況であれば国の方で一定の福祉充実にこたえるというものでございますが、現行制度を
税率アップするのも非常に問題があるもので、見直すべきものは見直して新たな知恵で税
財源の算出をされているのではないかと思います。

本町にとりましては、国の示す課税方式に準拠する姿勢をとっておりますので、国の改正
税条例を適用させていただくわけでございますが、厳しい状況もありますし、またうまく検
討をされているところもあるわけでございますが、いずれにしても財政厳しい折でございま
すので、この町もこれに準拠することが一番適切ではないかと思われるところでございます。

議 長 6番議員！

6番議員 今町長のこの法律改正案に対する考え方、結局は国の制度に準拠することが一番適
切だということなわけですけれども、今度の改正も含めて、今小泉内閣が行っているこのも
のというのは、定率減税の廃止・縮小、それからこの1月からは既に年金者への老年控除の
廃止などがもう行われているわけなんですね。あるいは配偶者特別控除についても廃止が実
行される。こういうような事態に対して、もちろん私たちは反対ですけれども、いわゆる学
者の間でも、こういうやり方は一番根本の経済をよくするという消費を冷え込ませること
になるんだ、だからこれについては当面の増収だけを見込むやり方は間違いだ、こうい
う方々も結構多いんですね。こういうことに対しては、地方からの発信というのは先ほど言
っていたわけですけれども、今求められているのは国の言いなりになって何でもそのとお
りにやるんだということではないわけなんです。もちろんこれは法律ですから、これに準拠し
て実行するというのはこれは仕方ないことだというのはわかるんですね。ところが、理事者

についてはやはりこれに対して明確な態度表明はできるわけなので、こういうところの部分についてどうなのかということが一番広陵町民の抱える課題の一つ一つを見る場合に重要な視点だというように思います。特に、広陵町では中小零細企業が中心であり、サラリーマンが中心です。大企業というものが全くないというような状況の中でのこの認識の問題ちゅうのは納得できないというように思うんです。

さらに、こういう問題は、先ほどからお年寄りの税収もふえてきたというような詭弁で容認する姿勢を示していますけれども、そしたらさらにここでお聞きしたいんですけれども、この非課税世帯が減ることによって、国保や医療にかかわる一部負担あるいは税収の増税が影響を与えるわけなんです。今まで結局は少なかった他の部分にまで影響を与えると、こういうことについてはどのような形で調査し、広陵町民の影響を与える度合いというのはあるのかというのを調べられているんですか。いわゆる国保税で言うと増収がどれぐらい、これによって増収がどれぐらい、何人影響を与えるのか、あるいはまた医療費のいわゆる非課税世帯の一部負担免除等の部分についてはどれほど患者負担がふえるのかという等についてはどのような形で調査されたのか。これはやっぱり深刻な問題だというように思うんです。

それと、こういう丁寧に資料をつくっていただいて非常に認識が深まるわけなんですけども、そしたら65歳以上広陵町では何人おられるんですか。97人という影響は非常に高い、高率を持った影響になるわけなんです。これはお年寄りにとっては深刻な状況の数字を示すことになるというように思うので、こういう点についての、例えば3,000人にすると1割で300人ですか、そういうような数字になってくるわけなので、こういう点についても答弁しておいていただきたいというように思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 今回の高齢者に係る課税状況につきましての認識度でございますけれども、当面、最近の税改正につきましては、いろんな面で国の施策そのものにおきましても、まずもって高齢者控除を廃止し、そして配偶者特別控除を廃止するというふうな状況で、当然税にはね返ってくるという施策ではございます。しかしながら、現在の状況の中で収入源を求めるには一番理想となるべき求め方がどこにあるのかというふうな観点で精査、調査をして、そして最終案として近年の改正案がまとまってきたというふうにも認識しておるわけでございます。今なお税制調査会ではサラリーマンの給与所得控除を減額するというふうなニュースも流れてきておる中で、当然現在の所得の中で増税策が図られているというふうな状況も認識しております。当然、我々地方財政につきましては、そうした国の法律に基づく税収のほ

かに、当然財源不足が生じますので、交付税の差し引き交付税を国からちょうだいするわけ
でございますので、そうした交付税につきましての減額の幅を少しでも少なくするよう、先
ほども申しましたように地方6団体の要望、陳情について、地方財政を潤うように努力、行
動、活動をしていただいておりますというふうにも認識しております。当然ながら、
地方財政そのものを健全に育成するためには、地方財政計画について総務省の方できっちり
とした財政計画を立てるよう、国の地方財政計画も毎年各市町村の方へ流れてくるわけでご
ざいますので、総じて収支のバランスが図れるように手だてされているというふうにも認識
をしておるわけでございます。よろしくご理解を賜りたいというふうにも思います。

それからもう一点、老人控除そのものについてはもう既に制度化なっておりますので、そ
の際の国保税の影響額はさきの議会でも報告してはいるのではないかなというふうには思ってお
ります。今回の18年度のこの増税の件につきましての国保税の影響は、来年度でございま
すので今すぐに試算を持っておらないという状況でございます。またすぐに試算を持ちたい
というふうにも思います。65歳以上は5,032名。そして、17年1月1日現在65歳以
上の方でこの課税の対象となる方が97名と、こう把握しております。

議 長 6番議員!

6番議員 これはもうまた生活保護の基準にも影響を与えてくるというのはもう間違いないこ
となので、非常にそういう点では低所得者への攻撃が一層厳しくなるということだというよ
うに思うんです。

さらに、1つ聞いておきますけれども、こういうように今定率減税あるいは老年者控除廃
止、そしてまた先ほどのサラリーマン等への増税が計画されているわけなんですけれども、
定率減税のときの出発点になったときには高額所得者の税の控除も縮小してるんですね。い
わゆる国税で言うと50から36%ですか、に縮小、現在36%ですけども、縮小してるわ
けなんです。それはそのままにしているということを考えると、税に対していわゆる専門
家、あるいはまた町自身も携わる者として最も効率的にやっていると言うけれども、実際に2,
000万円以上の高額所得者については36%——国税ですよ。地方税は何ぼですか、十何
%ですか、50%やから14%ですかね。とにかくそういうようなことで、最高税率今まで
過去に言うと80%の時期があったわけなんです。それが70%になり、60%になって、
今50%になってると。こういうような高額所得者へのところの減税措置はそのままにして
いると。一方で、もとに戻すだけだというような意見もあるんですね。ところが、それだけ
ほっておいて、こういうところの庶民の暮らしのところ増税を再度行っているということ

に関してはどのようにお考えですか。これは町長、あるいは公務員として職員の方でも結構ですけれども、町長についてはこれはどのように考えてるのかと。こういうところは余にも不公平な増税計画ではないかというように考えるわけなんですけれども、その点についてのご意見もあわせてお伺いしておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 国が決める税務のことでございますので、私はそんな難しい考えをあらわすことはできませんが、アメリカの税体系が個人所得については50%以上取らないと。高額所得者はほとんど寄附をするんですね。そのような社会になっているようでございます。高額者は税金を軽減をしているというように日本ではとやかく言われるんですが、アメリカ社会と日本社会とは随分違うようでございます。しかし、先進諸国をまねて個人については50%を限度にしようと、そんな動きがあるようでございまして、高額者からは社会に対してもう少しやはりいろんな形で支えをしていただこうというのがねらいだそうでございます。それがために寄附金控除等がいろいろあるようでございまして。また、今日までの日本のやり方は、経済をよくするためには税金を割安くして、また公共工事をどんどんやることによって経済が活性化すると、そんなことを言われておったんですが、今公共工事をふやしてもそんなに伸びない。税金を低くしても消費は伸びない。どちらかという貯金をするようなそんな社会になっているようでございますので、今度は引き上げにかかったということでございまして、私どもも国に何の文句もよう言わんのかというような議員さんのお考えでございしますが、我々もみんな国民は税金は安いほどいいわけございまして、むしろ税金がどのように使われているか、また私ども行政を預かる者にしたらどのように使っているのかどうか、これが今問われているものでございまして、納めた税が生かされる社会づくり、これが大事でございます。税の課税方式については、いろいろ大学の先生等が議論があるようでございますが、私どもはなるべくそれは安い方がいい。しかし、行政を預かる私どもについては、国の改正を見守りながら、これによって奈良県下はやっぱり標準課税をほとんど実施をしておりますので、しっかりと見守り、どんな弊害があるか、あることによってまた国に大きな動きを起こしていきたいなど、そんな思いをしているところでございます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6 番議員！

6番議員 先ほどの質疑等の中で出ているように、全体としていい部分もあるわけですが、先ほどの65歳以上控除の廃止、あるいはフリーターへの課税強化等については反対いたします。

その大きなところは、やはり現在の不況のさなか、あるいはまたなお大企業を中心に経済が復活しているといてもなお広陵町の中小零細企業、サラリーマン等については厳しい状況は全く変わらない。特に、低所得者層については厳しいものがあります。生活保護世帯にまでいわゆる高齢控除の縮小・廃止しているような状況の中で、これだけの厳しい増税を認めるというのは本当に暮らしを破壊することにつながると思います。

特に、日本の憲法は累進課税を原則にしている憲法なんですね。この憲法の趣旨を全く無視した形でこういう広陵町の議会にでも、これは久々だというように思うんです。ますますこれからも広陵町の自治体の議会の中で町民に対する増税策についての議論が深まっていく、このように思います。こういうような状況のもとで、議員諸公にとっても広陵町民にかかわる内容は、この1月から年金が引かれている、老年者控除がなくなったということでお年寄りのところでも非常に不平が直接返ってきてるわけなんですけれども、こういうような部分をもっともっと住民の間から出てくるだろうというように思うんです。そういうところでは、国の施策だから仕方がないということではなく、法律についてはそれに対して実行していくというのは法の精神ですけれども、それに対して反対か賛成か、あるいはそれに対する意見をきっちりと説明していくと、こういうものは今後の地方分権の社会の中にあっては一層重要な課題だというように思います。そして、これが活発に議論されながら、広陵町住民の生活、暮らしにとってどうなのかということを大いに議論していく場になればというように思うわけですが、この点について法律の改正が税条例の改正でこのようにあらわれてきてるといって、本当にまことに残念な、具体的には低額所得者に対するひどい仕打ちを行うことだということに対して、許しがたい暴挙だというように思いますので、反対の理由にさせていただきます。

議 長 1番議員！

1番議員 反対討論がありましたので、与党の立場として、別に町長の与党と含めて、国の方の与党として条例改正に賛成した立場で言わせていただきます。

やはり広陵町におきましては、先ほど町長が言いましたように、やはりこうした国が示す条例には従わざるを得ないと、断腸の思いで従わざるを得ないという面があるのではないかと。不交付団体であるならばやはりいろんなこともできるわけでありましてけれども、こうした3

割自治、国からいろんなものをいただくにおいては、じゃこれをやめてこの議会でこの条例を否決なった場合はどうなるのか、到底そんなことは考えられないわけであります。共産党の諸君は別に否決になったからどうということは何も考えてないから反対のために反対されるとは思いますけども、やはりそうしたことは厳しいのではないかと。

また、定率減税の7.5%前後については、やはりこうした縮減・廃止により生じた財源は、国民全員が加入する基礎年金の国庫負担割合の引き上げに充てることを我々はこの間の定率減税の中で決めさせていただいたわけでありますから、すべての低所得者に対しても不公平だとは思っていないのであります。こうしたことは国民年金の基礎部分に当たるということを含めて賛成したいと思います。

議長 12番議員！

12番議員 賛成討論がありましたので、再度反対の討論をいたします。

今、山田議員が反対のための反対を言うのが共産党だというふうにおっしゃいましたけれども、反対のための反対ってどういうことなんでしょうか。そのような根拠のない共産党に対する誹謗中傷については断じて許すことができません。まず、最初にそのことを指摘しておきたいと思います。

私たちは、今回反対する内容の理由を明確に申し述べているはずですが、質問含め、また反対討論の中でも明確に指摘をしております。

まず、なぜ高齢者の控除を率先して廃止しなきゃいけないのか、それは理不尽ではないのかということを指摘しているんです。まずは、やはり国の財政の立て直しの中では、国の方が不景気の中で莫大な財政を公共事業につぎ込んでそれが失敗をしている。そういう破綻のツケを国民に回しているわけですね。ですから、財政の使い方について、広陵町の町長初め職員さんも十分に勉強して、やはり国に税金の使い方はおかしいんじゃないかと、こういうことを積極的に指摘をしていく必要がある。このことをまず1つ言っているわけです。

それからまた、先ほどから高額所得者ですね、本当に従前に比べたら税率が低くなっているんです。高額所得者の方は、食べるものに困る、日ごろの暮らしに困るという状態じゃないんですね。そしたら、そういう方になぜもとの税率、高い税率にまずは戻さないのか。暮らしを守るためにはいただけたところ、ゆとりのあるところからまずいただいこう、これは施しの心で世界共通、だれだって納得するところだと思うんです。アメリカの方の方向性向いているということをおっしゃいましたけれども、これはアメリカの方向性を向いていけばますます貧富の差が拡大して、困窮者は本当に今国民の所得が300万円時代というふ

うになると言われていますが、まさにそれを現実のものにしていくことになるわけですから、そんなことになったら大変だから地方自治体から声を上げていけ、このことを指摘しているわけですから、根拠がなくて言ってるわけではないので、このような安易な中傷、誹謗は公明党の皆さんやめていただきたい。本当に強く思うわけです。

それから、先ほど景気の問題言いましたけれども、景気は決してよくなっているわけではなくて、一部大企業では景気がよくなったということ言われております。そういうところに対して、大企業に対しても法人税を減税を重ねてきたわけですから、そのような大企業に対しての減税をもとの税率に戻させる、まずはそれが大事じゃないでしょうか。だから、そういう具体的な提案を私たちはしているわけです。低所得のこれからの暮らしに不安をお持ちの皆さんから、なぜこのような増税をしなきゃいけないのか、多くの町民の皆さんも、国民の皆さんも納得しない税金増税の仕方であるということは言わざるを得ません。ですから、そういう立場で、今回国の方に準拠しなきゃいけないということもわからないではないんですけれども、やはりそういうことをきちっと体を張ってでも主張していく、そういう姿勢が必要だということを具体的に指摘しておりますので、やはり町民の痛みは町長初め町職員さんが痛みを理解をして、そうして施策をしていくということを強く指摘をして反対といたします。

議 長 本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

報告第4号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数で、よって報告第4号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程6番、報告第5号、町道の路線認定の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、報告第5号、町道の路線認定の専決処分の報告でございます。議案書の14ページをお開きいただきたいと思っております。位置図を添付いたしております。

まず、中央に河川の図面がございますが、これが高田川でございます。左側の大きな道路が大和高田斑鳩線でございます。その高田川の右岸の真ん中あたりに広陵町の町有敷地がございます。もとの廃川敷といいますか、大字笠と一部個人の方と広陵町が所有している土地がございます。その町の敷地の中におきまして、去る6月30日に清掃センターが操業停止になったということで、その機能の一部といいますか、リサイクルの部分だけをここで、今

申しましたところで町の清掃センターの一部として機能を果たすということでございます。その一部を果たすという意味におきまして、笠の地区につきまして同意をいただいたのが6月6日の日付でございます。したがって、その明くる日を専決の日とさせていただきまして速やかに法的手続をとることが必要になったわけでございます。法的手続といいますのは、ここで作業を行うに当たって、今現在は砕石だけの道路でございますので、舗装を施して周囲にほこりが立たないようにということがございます。そういうことをするというにつきましては河川法の占用許可が必要になってきます。また、敷地内において仮設のプラザをつくるということにつきましても、都計法並びに建築基準法の許可が必要になってくるわけでございます。その全部のひっくるめた許可そのものが、全面道路が町道だということが前提になってまいります。したがって、笠地区において合意をいただいた明くる日に専決をいただいて、先に町道として、後に法的手続を全部済ませるという行為を行ってきたわけでございます。今現在、河川法の部分につきましてはもう許可をいただいて許可証を持っております。都計法、建築基準法につきましては今最終詰め段階に来ていると。事前協議については早くから行っていましたが、正式に町道として事前協議に入るというのを行ったわけございまして、先日この場所を委員長初め委員の皆さん方に現場視察いただいたところでございます。

したがって、内容を詳しく申しますと、路線名が笠20号線、起点が笠394番地から古寺477番地の1の先まで、延長にして535メートル、最大幅員が4.6メートル、最小幅員が4.0メートルでございます。この図面にも太く記してあるとおり、広陵中央公民館の南側の竹ノ坪の橋を渡ったところが起点でございます。渡ったところが現在の左岸の町道になっております。そこから橋を渡りまして右岸をさかのぼって大和高田斑鳩線のところまで接続する区間でございます。ただいま説明申しました趣旨で専決をお願いいたしたいと存じますので、何とぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 まず、リサイクルに関する施設をここでつくるといことなわけですが、この費用はトータルとして幾らかかるのか、この点をお伺いしたいと思います。舗装あるいはまた施設の費用、笠大字との関係等についてお伺いしたいと思います。

それから、ここにはシルバー人材センターの剪定等の生ごみ処理施設があるわけですが、ここが2回ぼやを起こしたということでシルバーと町が議論、あるいはどう対処するのかという話をされていたそうですけれども、今後、このシルバーの施設についてどのよう

に進行していくのか。シルバーの人たちは剪定作業をする担当のところの仕事がストップしていると、募集できない、こういう状態があるわけなんです、その点についてどのように考えながらこの部分の処理をされたのか。第2点であります。

それから第3点は、いわゆる古寺その他4カ大字のところの同意を得てようやく新清掃センターの建設ができるわけですけれども、この問題は当初から閉鎖した場合の問題としてわかっていたはずなんです。そういうことが、いわゆる6月30日閉鎖した後どうするのかということの対策がおくれてきた結果、このようなことになったというように思います。そういう点で言えば、当初から古寺大字の土地利用についてこういう部分も話し合いの中に入れておくことは可能であったのではないかと。いわゆるこの部分が新たな負担を起す、公害問題を引き起す、こういう性質のものでないからこそ一層重要なものであったのではないかと。そういうように考えるわけなんです。そういうところからいって、古寺大字には説明あるいは要望もしないままこちらを選んだという点についての理由の説明をしていただきたい。第1点の総額費用との兼ね合いでどのような数字が出るのかわかりませんが、財政節減する折、わずかでも節約できる準備、考えを真剣に持つことが求められている現行政の中にあつては、この処理のやり方というのはまず第一に疑問を感じるころですので、お聞きしておきたいと思えます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 笠のリサイクル機能の施設について、どれぐらいの予算が要ったかというお尋ねでございます。私の方からお答えをいたします。

総額で、町道の今の舗装も、あるいはストックヤード、倉庫等の建設費用、電気工事、水道工事、もろもろ合算いたしまして約1,800万円ぐらいかかります。

それと、笠区との関係でございますけれども、後ほどご報告をしたいと思います。ここではちょっと、まだ正式に調印をしておりませんので、お許しをいただきたいと思えます。

それと、古寺の新しいセンターでということでございますけど、私当時担当をさせていただいておりましたのであわせて申しますと、古寺の新しい施設ではそういう作業についての受け入れは絶対だめだというのが当初からのスタートでございます。大変ご心配もおかけをいたしましたけれども、笠区の理解をいただきましたおかげで6月30日までにストックヤードが完成いたしました。以上、ご報告をさせていただきます。

議 長 町長！

町 長 シルバーの堆肥の製造をしている場所についてのことでございますが、せんだって

火災といいますか、ぼやが発生をいたしました。私にも連絡がありまして、いち早く駆けつけて対応をしていたところでございます。笠大字並びに周辺の皆さんに大変なご迷惑をかけました。役所が火事を消す、そんな仕事をしているのに、役所から火を出していると。お粗末なことをやってのけたことに対して怒りを覚えるところでございます。今、シルバーの皆さんは事業閉鎖をしておりますので、いち早くこの場所を開放して堆肥化の施設の操業をしたいという申し出をいただいているところでございますが、私はせんだってシルバーの理事長にもお会いをいたしました。なぜ火災が発生をしたのか、この原因究明をしっかりとしてほしいと。また、管理責任を明確にしてくださいということも申し伝えておるわけでございます、ただ単にもう二度とそんなことしないので早くさせと、だけでは困るわけでございます、それだけ仕事がいっぱいあるならばみずから集積場所を考えて、探し出してやってくださいよと。役所が応援するというについては非常に問題がありますということを申し上げているところでございます。

また、笠大字の今後の再スタートする場合は、地元の笠大字と協議をさせていただいて、そしてスタートをしていきたい。また、私どものいろんなごみのリサイクル対応施設をつくっておるわけございまして、こうしたことに対しても非常に不安がられる要素にもなりますので、今後シルバーの姿勢を確認をして、地元の調整を終えて堆肥施設の稼働をしていきたいなど、そのように思っているところでございます。

議 長 6番議員！

6番議員 ごみ特においてもこの問題について議論していただいたら結構ですけれども、要は古寺大字が当初からこのリサイクル機能等について受け入れなかったということですが、私はこの問題は誠意を持って話をすれば理解をしてもらえる内容ではないのか。いわゆる北側、広大な土地の一部利用については、これはもちろん了解を得なければならないことですが、誠心誠意その話をすれば、今までの町の努力からいって可能ではないのかというように思うわけなんです。そういうところについて、やはり……。

議 長 ちょっと6番議員、議題からちょっと外れてるように思いますので……。

6番議員 前提がだめだということで、議題は、これはリサイクル機能を構築するための町道建設ですから、密接に関連をしているというように思うんです。

そういう点で、こういうところの部分具体的に話をすることはしないという前提に立った話ですので、私はその辺が残念だというように思うんで、この辺については、今可能かどうかという問題は時期の問題もあろうと思いますけれども、誠心誠意頭を下げてお願

いするということはないのかどうかを再度聞いておきたいと思います。

それから、シルバーのところで仕事をとまっているということからいって、それをシルバーにそのままに責任を覆いかぶせるのではなく、ここを使うかどうかについては当然話し合いをすることは必要でしょうけれども、当面、いわゆる剪定で出た木等については場所を確保するというのは、町が当然行って当たり前のことではないかというように思うんですけれども、その点について再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 古寺大字のことでご質問ございました。吉村部長の方が先ほどお答え申し上げたとおりでございます。当初から、この新清掃施設を建設をさせていただくということで地元と話し合いを続けてまいりました。町長1期4年間の間に話をまとめていただいたものがございますが、もともと期限に間に合わないときはそれもあわせてお願いをするということをご前提にスタートをいたしておりません。何としても新施設を建設をさせていただきたいということで、時間の経過とともにこのような事態になったわけでございますが、後からこれをつけ加えて古寺区にお願いをするということは、やはり話し合いの過程でつじつまが合わなくなるということもございますので、町内部ではそのような議論も確かにございました。ただ、地元と交渉している経過からいたしまして、それを新たにつけ加えて古寺区にお願いすることはできないと。いわゆる当初から約束を、すべてこのことは約束事でございますので、初めに入れていないことを後からつけ加えて相談するという難しさがあるということもご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長 町長！

町 長 シルバーの最終処分地でございますが、役所が責任あってちゃんと探してやる、ちゃんと段取りをしてやるというものではないと思います。みずからやはり努力をするということも大事でございまして、今こういう状態ですが、シルバーの捨て場につきましては、議長も話ししてましたが、議長、おれの土地でも貸すがなど、そのぐらいな人がいっぱいやっぱりおいででございまして、どこも貸さんと役所が貸さないからシルバーは何もできんという、そういう言い方は私はだめだと申し上げているわけで、どなたの土地でも一時でも借り受ける、その役割はやっぱり役員さんがしっかりしてもらわなければいけないと思います。みずから火を出した責任をおとりをいただくということも大事でございまして、私はそのように申し上げているところでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 リサイクル施設なんですけども、以前からの説明で言えば、今は粗大ごみとか積みかえは南3丁目でやっていただいているので、リサイクルのストックヤードっていえばそれほど面積要らないはずなんです。以前の説明で、役場でリサイクルの瓶とか収集場所にするという説明を受けてた経緯あるんですけども、なぜこれが笠に移行しなければいけなかったのかということの説明をしていただきたいのと、それと笠に一番最初にリサイクル場をつくらせてほしいってお願いに行かれたのは何年の何月なんですか。その2点お願いいたします。

議長 助役！

助役 リサイクル素材等の作業場ということで、役場の北側の敷地も一つの候補に上げたことは事実でございます。しかしながら、いろいろ検討している中で、少しあの場所、役場の横の敷地では狭い、また駐車場等も拡張せねばならない、そういう狭さの問題。それから、周辺環境等がありまして笠の竹ノ坪に目をつけたと。注目をし笠地区にお願いに行った。で、いろいろ種々説明してご理解をいただいたと。あの場所についてはいろいろご迷惑もかけるところですが、比較的理解いただける地域という判断をしてお願いに行ったところ。広さも結構広いので十分やっていけると、このように考えております。（12番議員「何年何月かお願いします。」）えっ。（12番議員「一番最初に笠にお願いされたのは何年何月。」）4月です。

議長 12番議員！

12番議員 今お聞きしますと、役場の裏の駐車場の方はスペースが狭いということですが、前の南3丁目の施設見ていたら、本当にストックヤードで自動車の出入りは設けなきゃいけないとしましても、何とかやれる広さでないかというふうに思うんですけども、それにしましては検討を、これはもう従前から検討をなきゃいけない、解決しなきゃいけない課題の中でことしの4月から慌てて笠にお願いに行かれるということについては、ちょっと余りにもお粗末と言わざるを得ないと思うんですね。だって、役場でやるということを知ったのはもう、何年だったかはちょっと忘れちゃったけど、1年以上前からそういうことも答弁でお聞きしておりますし、そういう中でもっと精力的にいろいろ知恵を絞って、本当に大変今委託の方もそうですよね、まだ民間の方に予定よりたくさん委託をするというような状況も含めてそうなんですけれども、なぜこのように後にずれ込んできたのかということについては、もっと早目に議会とも相談し、また役場の中でも具体的に相談、検討していただければもっとこれほど税金使わなくてもいい知恵があったのではなかろうかということも考えざる

を得ないわけですね。

ですから、そういう点では、余りにも前の前からわかっていたはっきりした計画がなぜこのように後手後手になってくるのか、その原因についてどう考えておられるのかもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 正式にお願いに行ったのは4月でございますが、過去から町のいわゆる町有地を一つ一つ洗って検討してきたところでございます。特に、役場の北側ということは例えとしてはよく申し上げたところですが、東小学校の跡地もありますし、図書館前もありますし、いろいろ公共用地があります。その中で、一番経費的にも安くついて友好的にいけるかどうかということを内部でいろいろ検討した結果、笠地区が最適地であるという判断をいたしましてお願いに行ったところでございます。急に行ったわけではございません。それまでにいろいろ検討した結果で行ったところでございます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 非常に悩むところですが、実際のところリサイクル機能は当然必要な部分だというのは当たり前なんですけれども、こういう部分についていわゆる計画が十分に行き渡っていない、そういうことが明確になってるわけなんです。そういう点について、やはり1,800万円、あるいはまた笠大字との話し合い等が後で話があるということですが、こういうような状況を今からつくっているということは非常に先々心配だというように思います。そういう点で計画性のある取り組み、これが町長が外回りをしている間にどれだけ進んだのかという点についても、進んでいないというようなことがあるわけなんですけれども、これはまあ相手があることだというのはわかるわけですが、当然この計画性を職員一丸となってやってもらうということが必要だと。そういう中で削減してもらうことがますます重要になってるということを深く認識していただくということで賛成しておきたいというように思います。

議 長 6番議員。6番議員、今の最後、賛成、反対。（6番議員「賛成する言うたやん。」）あ、賛成ね、はい。ちょっと聞こえにくかったから。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第5号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第5号は承認されました。

議 長 次に日程7番、報告第6号、平成16年度広陵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 報告の第6号でございます。平成16年度広陵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告でございます。

今回の専決の処分につきましては、地方債の一連の申請許可事務手続につきまして出納整理期間に及ぶものでありますけれども、予算の会計年度いわゆる3月31日に遡及するものでありますので、専決をさせていただいたものでございます。どうかよろしくご審議をお願い申し上げます。

内容につきましては、17ページでございます。今回、歳入歳出のそれぞれ68万6,000円を追加させていただき、114億2,932万8,000円とさせていただいたところでございます。

その内容につきましては、まず地方債の補正、第2表、19ページ、左の表をごらんいただきたいと思っております。今回の地方債の補正額につきましては、それぞれ補正前、補正後に起債をしておるわけでございます。

起債の目的につきましては、事業の項目別に左の欄に掲げた事業でございます。当初予算6%以内の利率は3%以内に、そしてまた一度補正をさせていただきました3%以内のものについては、同じく利率は3%以内で設置をしております。

内容についてでございますけれども、まず歳入についてご説明申し上げたいと思っております。21ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入につきましては、今回の地方債の増額補正に対しまして、基金の繰入金を減額させていただいておるものでございます。そして、墓地事業の特別会計から1,271万4,000円を補正額として計上しております。これは墓地事業のいわゆる使用料をこちらの方に繰り入れたものでございます。

地方債の内容につきましては、それぞれ節の説明の欄に事業名を記載をしております。そ

それぞれの事業において起債の増減額を記させていただいておるものでございます。各項目別の財源振り替えにつきましてはこれら事業名を省略させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

歳出に移りますが、22ページでございます。

まちづくり振興費に伴います地方債の増減につきましては、真美体育館に多目的トイレを設置いたしました。それらの地方債の減額に伴う財源振り替えでございます。

それから、介護保険につきましては、補正額唯一68万6,000円という形で補正をさせていただいておるんですが、これは介護保険の保険給付費の増加に伴います町一般会計の持ち出し分でございます。

次に、衛生費関係の塵芥処理費でございますが、これにつきましてはパッカー車の購入事業で地方債の増減振り替え、そして新清掃施設建設費につきましては、最終設計事業費をもとに地方債の制限額を定めております。6,950万円の調整債、財源対策債を張りつけたものでございます。

それから、23ページでございますが、農地費につきましても新清掃施設関連でございます。古寺環境整備費の地域再生債を250万円充てさせていただいておるものでございます。

それから、土木費の道路橋りょう新設改良につきましては、これも新清掃施設関連の林口橋の年度の繰り越しというふうな観点で地方債を減額し、一般財源の財源振り替えをやっておるものでございます。

交通安全施設費につきましては、同じく百済赤部線の財源対策債を3,950万円を張りつけたものでございます。

それから、教育費につきましては、学校の管理費、真美ヶ丘小学校の増築事業に対し最終事業費をもって地方債の減額、一般財源の増額、財源振り替えをさせていただいております。

それから、24ページの幼稚園建設費につきましても、同じく第二幼稚園の増築事業に対します最終事業費精算分として100万円の財源振り替えをやっております。

社会教育費の公民館費ですが、古寺の公民館につきましては財源対策債として調整分2,540万円を張りつけております。

以上の財源振り替えをもって補正をお願いいたしましたものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 1点だけ聞いときたいと思います。

24ページ、財源振り替えで起債が認められたという点はすぐに理解できるんですけども、この場合地方債が減らされているというのはどういう部分で減らされているのか。いわゆる第二小学校の1教室分の起債が一般財源化になっているところについて説明をお願いしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 当初の事業費でもって起債申請を行うわけでございますが、設計から入札を行いますと事業費が軽減してくるわけでございます。当初の予算で申請したものは設計後において精査して申請し直しするというところでございます。その減額が各所に出ているというふうに思います。よろしく申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 平成16年度の収支の見通しも大体出てると思うんですけども、収支の見通しについてお聞きしておきたいと思います。

それから、19ページなんですけれども、これの利率のところは……、ああ補正後、あいいいです、いいです。これは補正前が6%になってて、補正後3%以内ですね。大体今現在の利率はどれぐらいで起債しているのかということもお聞きをしておきたいと思います。

それからもう一つは、歳入の方なんですけれども、21ページなんですけど、後でまた墓地事業の特別会計の補正予算もありますけれども、この1,271万4,000円というのは利用料の方からこちらの一般会計の方に繰り入れなんですけど、これはその根拠といいますか、なぜ一般会計この金額を繰り入れできるのかという点なんですけど、基本的には墓地事業については利益を生み出さないのが公共事業の基本的な考えなんです。そういう中で一般会計から墓地会計へ繰り入れ何年もしてきたという経緯はあるんですけども、起債の方はもうほとんどすべて返済になっていたという記憶があるんですけど、そういう一般会計と墓地会計との収支の関連においては、この金額はどのような位置づけになるのかということをお聞きしておきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 まず、16年度における収支の状況でございます。先日、決算統計のヒアリングがありまして、その中で16年度の決算収支の数値を申し上げたいというふうに思います。一般会計の方で歳入歳出差し引き額が4億6,200万円、そして翌年度へ繰り越すべき財源7,900万円、実質収支3億8,300万円という数値になってございます。

それから、17年度の5月借り入れで利率は今年度縁故債で現在1.373%で推移をしております。やや6月、7月になりますと変更があるやもしれませんが、現在は1.373%でございます。ちなみに、下水道債の借りかえを予定しておる利率につきましては1.95%に推移をしております。

それから、墓地事業に関する今回の繰入金でございますが、当然墓地事業会計におきましては永代使用料の見込みで予算計上をしておるわけですが、多く販売をすればそれだけの永代使用料が収入になるわけでございます。片や整備事業についてはその投資を必要としないということで、黒字決算が大きくあらわれてまいるのは自然でございます。これら墓地会計につきましては、整備をすべて終了する年度で収支がゼロという形で収支バランス精算表を持っております。したがって、これまでの投資額を、先に投資をしておりましたものを永代使用料の収入によって一般会計へお返しをいただく、繰り入れをしていただくというそのキャッチボールがございます。そういった関係での繰入金、今年度1,271万4,000円でございます。以上、説明を終わります。

議 長 12番議員！

12番議員 そしたら、墓地事業の方の現在の時点での収支はどのようになっているのかお聞かせください。だから、収支がゼロにすんのはそれは当然の話なんだけど、現在どうなっていて、この1,200万円がどのように生きているか、位置づけが。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 資料を今持っておりませんので、次の委員会で報告させていただきます。（12番議員「何で。」）委員会で報告。（12番議員「厚生やで。厚生委員会なかったはず。開く、厚生委員会。」）恐れ入ります。報告第8号でやらさせていただきますわ。報告第8号で後で議案がございますので。

議 長 墓地事業で……。

住民生活部長 よろしくお願いたします。

議 長 質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第6号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって報告第6号は承認されました。

議長 次に日程8番、報告第7号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、報告第7号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成17年3月31日に専決処分をしたことをご報告申し上げます。

内容につきましては、議案書の28ページをごらんいただきたいと存じます。

左側の歳出、2款の保険給付費が当初予算に比べまして16.28%の伸びで、給付総額が9億9,048万9,000円となり、548万9,000円の不足によりまして、31ページでございます、保険給付費の介護サービス等諸費で補正させていただいたものでございます。

なお、この財源につきましては、30ページの歳入の介護給付費繰入金、公費負担の町負担分、12.5%分の68万6,000円と、基金からの繰入金であります介護給付費準備基金繰入金480万3,000円で財源措置したものであります。

歳入歳出それぞれ548万9,000円を追加いたしまして、予算総額歳入歳出それぞれ10億4,181万1,000円といたしたわけでございます。ご承認のほどよろしくお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員！

6番議員 31ページの施設介護サービス給付費の548万9,000円の内訳について説明しておいていただきたいと思うんです。

議長 健康福祉部長！

健康福祉部長 これは施設の入所者ということで、現在、16年度の3月末現在で136人、毎月施設の入所者というのはございますので、そのトータルで548万9,000円の補正を申し上げます。これにつきましては、この科目の中にはいろいろなサービスがございます。特に施設サービスの方が伸び率が高いということで補正をしたものでございまして、決算の数字で申し上げますと、今既に16年度では介護施設サービスの給付費につきましては4億7,914万円。参考までに申し上げますと、15年度が4億147万円、差し引きまして7,767万円の増額。要するに、決算で申しますと19.3%の伸びということ

でございます。施設入所者につきましても、制度当初88人の入所者があったわけですが、平成16年、要するに17年3月末には、現在136人ということで、当初から見まして48人の増ということで1.5倍の伸びを示しているというのが現状でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 基金の残高と収支の見通しですね、それについてこの保険についてもお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと外れますけれども、南4丁目の施設の問題についてその後、町長前全協でお話しいただきましたが、どうなったのか、結末を知らないので教えといてください。ちょっと外れて悪いけど。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 基金の残高でございますが、平成17年5月31日現在で4,981万6,000円、端数はございますけれども、ということでございます。以前は8,700万円ぐらいの基金があったわけですが、16年度で約3,772万円程度の基金の取り崩しをして、現在4億9,816万円というふうなことでございます。これにつきましては、後あと、県費の精算がまだございますので、それを含めるともう少し、5,000万円ぐらいの基金の財源になろうかと思えます。しかし、先ほどから申しておりますように、非常に介護保険の方の保険給付が増額しておるわけございまして、現在、17年度につきましても費用負担が非常に給付が伸びておるわけございまして、この5,000万円につきましても17年度の財源の中で取り崩しをせざるを得ないということで、ほとんど基金は残らないというふうな見込みを持っておるわけでございます。ですので、第3期の保険料につきましては、大変厳しい保険料というふうな考え方で今思っておるわけでございますが、なかなか国の方の法案は通りましたけれども、具体的な内容がまだはっきりしておりませんので、その辺で今後いろいろ検討していかなければならないというふうには思っておるところでございます。16年度の収支につきましては、歳入歳出差し引きいたしまして9万3,000円少々の繰り越しというふうなところでございます。先ほど申しました国庫、県費、公費の部分の精算が540万円ほどあるというふうなところで、先ほど基金が4,900万円のところが5,500万円程度になるというところでございます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第7号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第7号は承認されました。

しばらく休憩をいたします。午後3時20分より再開します。

(P.M. 3 : 08 休憩)

(P.M. 3 : 22 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程9番、報告第8号、平成16年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 報告第8号、平成16年度広陵町墓地事業特別会計補正予算の専決処分の報告についてご説明をいたします。議案書の37ページをごらんください。

当初見込んでおりました墓地使用の数字でございますけれども、10基を見込んでおりました。16年度中の墓地使用申し込みが22基とふえましたため、管理料と合わせて1,169万円の収入増となったわけでございます。加えまして、当初墓地返還数を10基、額にいたしまして582万円を見込んでおりましたが、実績で返還数は9基、さらに金額では350万円でございます。また、一般会計からの当初繰入金171万7,000円も計上いたしておりましたが、歳入が増加しましたことから受け入れをせず、さらに歳出の減少なども考え合わせまして、38ページに掲げております1,271万4,000円を一般会計へ繰り出しするものでございます。

専決日は平成17年3月31日ということで処置をさせていただいたものでございます。どうぞよろしくご承認賜りますようお願いいたします。

なお、先ほど松野議員からご質問ございました現在の墓地事業特別会計の一般会計からの繰入金の累計についてのお尋ねでございました。累計額といたしまして4億779万5,000円のいわゆる一般会計からの繰入累計となっております。以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 まず1つは、返還金なんですけど、10基で582万円の予算が9基で実態とし

て350万円ということは、1基当たりが30万円以下ですね。これは返還のときの割合と
かありましたね、何年というので。そういうので見てこういう状況になったのかどうか、そ
の辺のところですね。

それからもう一つは、繰り入れが、一般会計からのこれは墓地会計の方への繰り入れが4
億777万円なんでしょうか。そしたら、墓地会計から一般会計への形としたら返還みたい
な形になるんですけど、それは現在幾らになっているのかというところを教えていただいた
ら一般会計での収支ですね、墓地会計に対する、が明らかになると思いますので、よろしく
お願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 返還金のことでお尋ねがまず1点ございました。これにつきましては、当初予
算では現在のいわゆる使用料でございます97万円、そして返還額6割の10基分というこ
とで計算してございます。97万円の6割でございますので、58万2,000円を1基当
たり返還すると。10基ということで582万円の予算を立てたわけでございます。実際の
状況でございますけれども、返還をいただきましたものが、偶然でございますけれども、す
べて70万円の使用料のものでございました。9基のうち1基につきましては既に墓標が立
ってあるということで返還は2割ということで14万円、そして残りの8基につきましては
未使用ということで70万円の6割、1基当たり42万円、その8基ということで336
万円、合わせまして350万円の返還をしたと、こういうことでございます。

それと、一般会計との関係の中で先ほど申しました4億779万円というものは、今まで
の一般会計からの繰り入れの累計総額でございまして、一般会計今までどれだけお返しをし
たかということにつきましては、一番繰り入れの最高のときで4億5,692万円という数字
がございしますが、それまでの間で今現在申しました4億779万円ということで特別会計の
方から一般会計へお返しをしたと。土地の購入であるとか、あるいは整備工事費とか、もろ
もろの投資もしてきておりますので、現在の繰り入れの累計は4億779万円であるというよ
うに認識をしております。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 これは収支としての残高、繰り入れという形の4億何千万円ですか。それであれ
ば、今用地はもう既に取得してあって、後さらに整備をして販売する中で収支をゼロにする
ということが求められるんですけど、その計画について見通しどのように持っていたい
てるのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 4億5,692万円から先ほど申しました金額4億779万円を引いていただきますと、今まで一般会計へお返しした金額であるというように認識をしております。それと、墓地整備をする残りの、どれだけいわゆる使用料が入ってくるかという計算も必要になるわけですが、計画区画数から今現在整備済みの部分、未整備の区画数、未整備の区画数といたしましては367基あと整備をする計画がございます。この367基と、今現在整備をしております26基まだ未使用の分、いわゆる永代使用料の入っていない部分、合わせまして約393基ですか、393基分でこの事業費も差し引いた上、なおかつ4億779万円の借入金を返せば収支ペイできると、こういう認識をしております。ただ、そのためには、永代使用料の金額を相当高額なものにする必要があるという計算はしております。ただ、社会情勢あるいは周辺の同事業の状況も十分見据えながら単価設定はしていくべきであると、こういう認識をしております。以上でございます。

議 長 12番議員、質問ですか。（12番議員「いや、2回聞いたかなと思って。」）はい、2回です。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第8号を承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第8号は承認されました。

議 長 次に日程10番、報告第9号、平成16年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。企画財政部長！

企画財政部長 報告の第9号、39ページでございます。

内容につきましては、平成16年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告でございます。41ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては補正額は伴っておりません。いわゆる歳出予算振りかえによる補正予算でありますので、補正額は発生しておりません。地方債の補正と歳出補正のみでご

ございます。この事業も平成16年度執行を必要といたしまして、3月31日に専決をさせていただいたものでございます。

内容ですが、44ページをお開きいただきたいと思います。

新清掃施設の用地の隣地、コミュニティーの施設用地として用地買収を行ってまいったところでございますが、その中に一部国有地が所在いたしております、その用地取得費400万円を計上させていただいたものでございます。何分財源につきましては地方債のいわゆる金利の差額の400万円を減額をいたし、歳出のみの財源振り替えでもっての補正といたしたものでございます。

なお、42ページの地方債の補正でございますが、限度額は変わっておりませんが、利率の方を6.0%以内から3.0%以内に補正をお願いをしたものでございます。以上でございます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 ちょっと簡単なこと1つだけお願いします。

この減額の部分なんですけど、利子で400万円減額というのは予算的に見てちょっと理解しかねるんですが、そのほかの部分でのこれは減額に当たるんでしょうか。ちょっと具体的にこの部分教えてもらいたいと思いますが。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 年度当初の利子のはじき方でございますけれども、いわゆる3%で試算をしており、要求額743万1,000円を要求いたしました。しかしながら、現在の利率そのものが1.525%で推移しております。先ほど申しましたように、1.373から1.95、そのあたりで推移しておりますので、約半分が利息の予算が不要になったというふうに試算したものでございます。

議 長 6番議員！

6番議員 その国有地400万円というのはどのような決め方をするんでしょうか。平米及びその決め方について。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 名義は内務省になってございまして、現在、財務部いわゆる財務省の出先機関と協議をいたしまして、近隣の地価、それから取引実勢価格等を参考に国の方が決定をされるというシステムになっております。ちなみに、面積は196平米でございまして、古寺の110番地の2でございます。最終的に予算を400万円組んでいただきましたが、198

万円の支払いということになってございます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質問を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第9号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第9号は承認されました。

議 長 次に日程11番、報告第10号、平成16年度広陵町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 水道局長！

水道局長 報告第10号、平成16年度広陵町水道事業会計補正予算の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

48ページの左欄の実施計画をごらんいただきたいと思います。収益的支出の水道事業費用を717万8,000円増額補正させていただくものです。補正をお願いいたしましたのは消費税及び地方消費税で、当初予算ベースでは613万6,000円を予定しておりましたが、決算の結果、1,331万3,600円となりましたので、717万8,000円の予算不足が生じたものです。

その主な原因と申しますのは、資本的支出の建設改良費におきまして約1億円強の不用額が生じたことにより仮払い消費税が減ったこと。また、3条予算であります収益的収支におきましては、当初予算では1,500万円程度の黒字を計上いたしておりましたが、決算の結果、約5,800万円程度の黒字となりましたので、その分支払う消費税がふえたという結果、予算不足を生じたものです。何とぞよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第10号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって報告第10号は承認されました。

議長 次に日程12番、報告第11号、平成16年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

本件について説明願います。企画財政部長！

企画財政部長 報告第11号、50ページでございます。平成16年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

今回報告をさせていただきます事業は8件でございます。衛生費から教育費の中学校費までの事業につきましては、平成17年2月定例議会補正予算(第4号)で年度を越えて執行をすることのご承認を賜っておるところでございます。また、教育費の幼稚園費につきましては、平成16年12月補正予算(第3号)で年度を越えて執行することのご承認をいただいております。結果、出納閉鎖日が到来いたしましたので、議会で計算書の報告をいたすものでございます。

まず、収集車の購入事業につきましては、翌年度繰越金2,358万8,000円でございます。地方債と一般財源を充てております。

農業費の団体営水環境整備事業、いわゆる古寺の環濠でございます。その下の水環境整備事業、これにつきましても事業が異なっておりますので分割して、団体营の方が2,460万円、内訳として、補助金1,475万3,000円、一般財源984万7,000円でございます。下の事業で1,000万円、100%地方債事業でございます。計上しております。

道路橋りょう費でございますが、古寺中線整備事業9,600万円の翌年度繰り越しでございます。地方債4,320万円と一般財源5,280万円でございます。

交通安全施設いわゆる百済赤部線整備事業でございますが、1億2,100万円の繰り越しにおきまして、既収入特定財源5万円、これは起債借り入れ端数処理の5万円でございます。それから、国庫支出金6,655万円、地方債5,440万円。

それから、教育費ですが、小学校費、真美ヶ丘第二小学校増築事業7,686万6,000円の繰り越しでございます。3,107万8,000円の国庫支出金と地方債4,430万円、一般財源148万8,000円でございます。

中学校費、給湯室改造工事でございますが、777万円、一般財源777万円。

真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園園舎増築工事2, 189万6, 000円、既収入特定財源3万8, 000円、これも起債借入れ端数分、16年度債借り越し分でございます。地方債1, 980万円、一般財源205万8, 000円でございます。いずれも翌年度に繰り越して執行させていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第11号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第11号は承認されました。

議 長 次に日程13番、報告第12号、平成16年度広陵町一般会計継続費繰越計算書を議題とします。

本件について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 報告の第12号でございます。51ページをごらんいただきたいと思います。

平成16年度広陵町一般会計継続費繰越計算書でございます。事業につきましては、新清掃施設事業でございます。当初、3カ年継続事業として設定をしております。16年度の継続費の予算現額、そして翌年度の通次繰越額を示しております。継続費の総額でございますが、ごみ燃料炭化施設建設工事、この継続につきましては平成16年12月と平成17年2月に継続費の補正、さらに最終の今回平成17年2月18日の補正をさせていただいたものを、出納整理日が到来いたしましたので計算書で報告させていただくものでございます。総額38億8, 730万円でございます。うち、16年度の継続費の予算現額は7億5, 325万円でございます。翌年度通次繰越額、全額の繰り越しでございます。内訳といたしまして、繰越金1万5, 000円、国県支出金3億3, 407万5, 000円、地方債4億1, 910万円、その他6万円ということになってございます。

リサイクル施設建設工事につきまして、9億6, 324万5, 000円、事業費総額でございます。16年度の継続費の予算現額2億4, 847万5, 000円をすべて全額翌年度通次繰越額といたしまして、繰越金3万8, 000円、国県支出金1億2, 423万7, 000円、地方債1億2, 420万円で、翌年度以降繰越額として執行をさせていただくこと

になるものでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 1つだけお願いしたいんですけど、財源の内訳なんですけど、炭化施設の部分の炭化部分については補助金が出ないということもありますけど、国庫支出金と地方債の比率なんですけれども、この比率が工事のどの部分するかによって変わってくるんだろうということも思うわけなんですけれども、この比率が大体5割に近い国庫支出金になるんじゃないかと。炭化の方は何億円だったかな、それほど大きな金額じゃなかったと思うんですけども、そういう部分で炭化を除いての比率が5割が国庫負担だったというふうに認識してるんですけども、その点での今回で言えばちょっと違うなというふうに思うんですが、その補助金の状況について説明をしておいていただきたいと思います。

議長 環境整備部長！

環境整備部長 繰越額の内訳を申し上げますと、炭化施設につきましては、施設の補助対象分が6億3,485万円でございます。炭化炉の部分のいわゆる補助対象外が8,510万円、それ以外に水路工事で3,000万円の補助対象事業承認をいただいておりますので、工事費だけの補助対象事業費は6億6,485万円となります。さらに、事務費として炭化部分に関しましては330万円、これだけが補助対象費、経費でございます、これの2分の1が国庫支出金ということになるわけでございます。それで計算していただきますとこの数字になると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑ないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第12号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって報告第12号は承認されました。

議長 次に日程14番、報告第13号、平成17年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 平成17年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

ご報告をさせていただきます。

議案の54ページから掲げてございます。老人保健特別会計は、皆様方ご承知のとおり、その費用を支払基金、国費、県費及び町費で負担する仕組みとなっております。それぞれの負担額は当初予算におきまして概算で計上させていただいております。決算時、すなわち17年5月31日の出納閉鎖日におきまして、平成16年度の広陵町老人保健特別会計予算について財源不足が生じました。そのために17年度特別会計からその不足分を充当させていただくという内容の補正予算でございます。

議案書の58ページをごらんいただきたいと思います。不足となりましたのが2,414万9,000円でございます。この部分につきまして、57ページの歳入で示しております支払基金交付金から医療費交付金、審査支払手数料交付金合わせまして534万3,000円の歳入を受け入れます。さらに、国庫支出金からは1,641万8,000円を受け入れます。そして、県費から238万8,000円を受け入れるという内容でございます。合計2,414万9,000円を歳入としていただくと。歳入歳出の調整を図るという内容の補正でございます。専決させていただきました日時は、平成17年5月31日でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第13号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第13号は承認されました。

議 長 次に日程15番、報告第14号、平成17年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算の専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、報告第14号の広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算の専決処分の報告でございます。

冒頭の報告第3号での条例制定の承認していただきましたが、その予算の専決分の報告で

ございます。議案書の63ページに歳出を記入しております。3,350万円でございます。朝からの資料の中で、商品券発行予算額調べのところ9課、9つの課の19項目の合計が1,331万8,000円、それと職員の購入の分、もちろん三役、教育長の分も含んでおりますが、それと一般からの購入されるであろうという予測の分450万円と、合わせまして合計3,350万円の予算を補正させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 先ほどの議論は繰り返しません、特別会計の中で印刷費だとか人件費とかが計上されていないわけですが、じゃどこで人件費と印刷費を見るのか。それが入っていなかったら特別会計の意味がないというふうに思うんですけども、そういうふうに言うたら事業にかかわる部分の歳出の内訳について説明をしていただきたいと思うんですが。印刷費要りますでしょう。それから、窓口で担当2人とかということも選任するとかおっしゃっておられましたけれども、そういう人件費も当然歳出に見込んで、その分を一般会計から繰り入れをして収支をとっていくというのが一般的な特別会計のやり方じゃないかと思うんですが、その点の説明をお願いいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今回の印刷の経費及び取扱商店のステッカー、換金のいわゆる請求書、それとサービスとしましての商品券用の袋、箱等の費用につきましては、今年度の一般会計の中で処理しております。

議 長 12番議員！

12番議員 一般会計で処理をするというのは、その事業に対して特別会計をつくるのであれば、ほかの事業だってすべて、墓地会計にしろいろんな事業でそれに対する事務費等、人件費とか計上するのが当然で、そうでないとこの事業の全容が特別会計から見えてこないんですね。ですから、そのやり方というのは適切でないと言わざるを得ないんですけども、再度、なぜこれだけそのような商品券の箱だけの金額をここで明らかにするだけだったら、一般会計の中でしたらその販売費とかそれに補てんする金額とかということもやれるのかなという気もしないでもないんですが、ちょっとこの特別会計の収支の仕方から見たら事業の全容がわからないような会計の処理の方法はないと思うんです。その点について再度お聞きしたいのと、それと実際のところで印刷費がトータルで幾らで、人件費がトータルで幾らでというところの一般会計での現在見ておられる積算についても明らかにしていただきたい

と思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問の意味もよくわかりますが、今回の部分につきましては、いわゆる特定の内容につきましてイコールの額という形をとらせていただいておりますので、このほかにかかる諸経費の部分につきましては一般会計を用いたという内容でございます。人件費の部分はそういうことなんです、今回、いわゆるこの印刷をするという業務の内容の中ですので、仕事の中でのわずかな人件費ということであえて計上をしないということになったわけですが、今後につきましては、いわゆるこれにかかる人件費そのものは当然かかってくるわけですので、それはまたかかった分として計上をすることは必要かなということも考えております。かかった経費の内訳をお話しさせていただきます。いわゆる商品券そのものの印刷でございますが、それは100円券が5万枚と1,000円券が15万枚、合わせて74万円です。それに加えて、原板の作成料が両方合わせて8万円、商品券に消費税を入れまして86万1,000円がかかっております。それと、商品券の取り扱いのステッカーにつきましては600枚を用意いたしまして、消費税込みで9万1,350円。商品券の換金請求書が8,000ほどつくっておりますが、込みで7万9,800円。請求書が7万9,800円。それと商品券の袋ですが、これは1万袋つくりまして、消費税込みで5万8,800円。同じくその箱の部分ですが、2,000箱つくっております、それが9万6,600円。今申しました5品目で合計118万7,550円となっております。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第14号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第14号は承認されました。

議 長 次に日程16番、議案第53号、広陵町法定外公共物の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、議案の53号でございます。広陵町の法定外公共物の管理に関する

条例の制定でございます。法定外の公共物といいますのは、いわゆる道路法とか河川法とかに属さないものを指しておりまして、俗に言う里道、水路、ため池等でございます。もともとこの法定外の公共物が国の財産でありまして、県が管理をしていたという内容でございますが、地方分権推進計画の一環でございます、国有財産を地方の自治に持ってくるという部分で、今まで事実上の機能管理につきましては市町村が行っておりました。それで、管理に瑕疵があった場合、国の財産で市町村が管理していながら瑕疵があった場合市町村が責任を負っていたとかという何か矛盾した問題点がございました。それを解消すべく国有財産である法定外公共物を地方公共団体に譲与することによりまして、機能管理ですとか財産管理ともに地方公共団体の自治事務にするということが決定しております。

一応これを譲り受けたということのメリットといいますか、利益につきましても、いわゆる権限を取得することによりまして里道、水路の管理、権限の所在が明確になってきますことのほか、地域住民のじかの要請にこたえられるということが可能となってきます。そういう意味での譲与してもらう利点は大きいと考えております。また、水路の改修や里道のつけかえ等の工事を市町村の判断で行うことができるということも利点かなというふうに思っております。

議案の中の項目でございますが、68ページでございますが、1条に目的、2条に定義を書いております。3条に行為の禁止、4条に占用等の許可がございまして、5条に占用料の徴収、6条に占用料を免除する場合、7条に管理義務等、あと8条、9条、10条から18条までを管理の内容を条例として定めるものでございます。

5条の中で、占用料金につきましては、近隣の市町村とのバランスも考えまして、占用面積につきましては1平方メートル当たり230円というのを設定いたしております。

それと、内容が本来里道が面積がどのぐらいあって、距離がどのぐらいあってと、水路がどのぐらいと、池がどのぐらいということが明確になっておればわかりやすいんですけども、管理上の引き継ぎといいますか、受け渡しにつきましては図面上でもらっております。ですので、地番もないところがほとんどでございまして、地籍図には載っておるということでございまして、管理上の問題が起きましたらその都度現地で立ち会々と、境界を決めるということにもなるかとございます。

また、池等につきましてはまだ、権利の譲与は終わっておりますが、登記の部分がまだです。それが終われば完全に町の財産になるんじゃないかというふうに思っております。池そのものは広陵町全部で約30件ほどございます。特に、町の中でも区域が偏っておりま

して、旧の箸尾町の部分にほとんど池が残っておるということにもなっております。また、水利権は当然また残っておったりするわけですので、そういう内容の精査につきましてはこれからいろいろ問題点も解消しながら一つ一つつぶしていきたいなというふうに思っておりますので、以上のとおり、その法定外の公共物に対しての条例の説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 次に日程 17 番、議案第 54 号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 都市公園の条例の改正をお願いするものでございます。議案の第 72 ページから始まっております。ここに、72 ページで示しております工作物等を保管した場合の公示事項ですとか、工作物等の内容がずっと列記されておりますが、工作物等という内容につきましては、この場合ほとんどと言っていいほど工作物等は放置された自動車を指しているものでございまして、今まで公園法の中でそれを処分するという法律がございませんでしたので、今回これを整備することによりまして、いろんなそういう放置自動車とか、またバラックといいますか、シートをかけたそういうバラックまがいの工作物等も撤去できるという内容になっております。そういう意味で、ずっと昨年から国の方で素案をつくってまいりまして、都市公園法の中で適用しなさいということの中で今回広陵町も準備が整いましたので、この条例を出させていただきました。

また、新旧対照表の中にもありますように、今これと同時に、道路法上の中ではうたっておったんですが、公園法上の中で内容が定まっていなかったような共架物とか工作物とかということをつけ加えさせていただいております。広陵町の都市公園は、現在、全部で 27カ所ございます。その 27カ所の公園の中での法の整備ということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に日程 18 番、議案第 55 号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第 55 号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて、改正の内容をご説明申し上げます。

新旧対照表、18 ページ、傷病補償表をごらんいただきたいと思います。従来からの表現を、全体的に判断しやすいよう見直す意味で、「上下肢」の「し」、「耳殻」の「かく」、

「頑固」の「がん」など振り仮名を取り去り、「腕関節」を「手関節」、「仮関節」を「偽関節」、「奇形」を「変形」など誤解を招きやすい文言をわかりやすい文言に改正するものがございます。また、障害補償の対象となる指につきましても、指の名称や対象範囲の見直しを図るものがございます。そのほかにも、小指に関する障害等級が「14級」が「13級」に、「13級」から「12級」に補償の拡大がされた条例改正でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議 長 次に日程19番、議案第56号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願ひます。 総務部長！

総務部長 議案第56号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、改正の内容をご説明申し上げます。

新旧対照表、23ページをごらんいただきたいと思います。非常勤消防団員の処遇改善を図るため、今回は中間に位置する中堅幹部に重点を置いた改正でございます。

改正の内容でございますが、改正の階級部分は、部長、班長から分団長までの3階級でございます。そして、改正の勤続年数は10年以上から25年未満の9ブロックで、実線で囲んでいる部分でございます。その9ブロックいずれも一律3,000円の退職報償金が増額になる改正でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議 長 次に日程20番、議案第57号、町道の路線認定についてを議題といたします。

本案について説明願ひます。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、町道認定でございます。議案書の83ページでございます。位置図を添付いたしております。労務保育園の北側の部分に当たるわけなんですけれども、これは当初開発により設置された道路でございます。今回町道とするまでにいろいろ敷地といひますか、道路敷の寄附の書類ですとか、また図面と現場との食い違ひが何カ所かございまして、それを訂正してもらおうとかということで作業を進めてまいりましたが、今回寄附も全員の方が整いましたので町道と認定いたしまして、いわゆる下水道工事等の作業も行っていきたいというふうに思っております。

路線といたしましては、路線名、平尾42号線、起点が平尾604番の11、終点が疋相219番の2、延長が85メートル、最大幅員5.7メートル、最小幅員4.0メートルでございます。どうぞよろしくご承認のほどお願ひいたします。

議 長 次に日程 21 番、議案第 58 号、平成 17 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 下水道の特別会計の部分でございますが、一般会計と同じように、いわゆる起債の利率の変更による借りかえの分でございます。補正額が 2,830 万円といたしたく、歳入歳出総額をそれぞれ 14 億 9,730 万円とするものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

議案熟読のため、7 月 5 日から 7 日までの 3 日間を休会といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって 7 月 5 日から 7 日までの 3 日間を休会といたします。

なお、本日举行れなかった議案に対する質疑につきましては、8 日午前 10 時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

（P.M. 4：27 散会）

平成17年7月8日広陵町議会
第2回定例会会議録（2日目）

平成17年7月8日広陵町議会第2回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	笹井由明	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
環境整備部参与	和田叙嗣	都市整備部参与	安川泰武
出納室長	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 上 田 勝 代 竹 若 学

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第53号 広陵町法定外公共物の管理に関する条例の制定について
2	議案第54号 広陵町都市公園条例の一部を改正することについて
3	議案第55号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
4	議案第56号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
5	議案第57号 町道の路線認定について
6	議案第58号 平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
7	一 般 質 問

議 長 まず、日程1番、議案第53号、広陵町法定外公共物の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。 1番議員!

1番議員 広陵町法定外公共物の管理に関する条例ですが、3点だけお伺いしておきます。

1つは、この条例を出された理由ですね。

それから、2つ目は、こうした説明がありました里道、水路、池等を含めてこの町内には何か所ぐらいあるのか。

それから、こうした里道、水路、池を明確になるわけではありますが、例えばこういうところはこういうふうになると。メリット、デメリットいろいろあるとは思いますが、このメリット、デメリットを説明していただければ結構かなと思います。例えた箇所を例を引きながら、わかりやすく説明していただければいいかなと思っています。以上です。

議 長 都市整備部長!

都市整備部長 ご質問の1番目の理由でございますが、かねてより地方分権制度と申しますが、行革の一環としての分権推進計画が平成10年にあったわけですけれども、その一環として地方に分権を推し進めるという考えの中から、今まで国の財産であって、県が管理していたという里道、水路を町に移譲することによって、市町村がそれぞれの自治を行っていくという趣旨のもとから、こういう国の財産が町に移管になったということが理由でございます。

次に、その2番目のご質問の箇所でございますが、箇所数でございますが、いわゆる里道、水路につきましては従前の、いわゆる従前の管理をされていた国、県でありましても、その箇所及び例えば距離とかこの幅が何ぼあるんだとかという、そういう管理と申しますか、把握はなされてなかったわけです。国ですらなされていません。その国の時点でなされていたら、そのまま数字として引き継いだわけですが、現在のところはいわゆる地籍図で存在を確認しているという状態でございます。ですので、そのままの状態ですと町としては引き取っております。現地を確認する部分につきましては、当然その隣地の方とか所有者の方との協議の中で現地を、そういう事柄が起こった時点で一つ一つ対処していくということになるかと思っております。

ちなみに、参考ですが、池の部分だけは、ため池の部分だけは箇所数として出ております。いわゆる広陵町の中でため池として、ため池の部分として引き継いだのが28カ所ございます。ほとんど北校区の中に存在している部分なんですけれども、ため池は28カ所です。あと里道、水路については図面上で引き継いでおります。

3番目のご質問のメリット、デメリットでございますが、メリットとしましては、今までそういう国の財産でありましたので、里道、水路のその付近で、またはそのものを改良したり拡幅したりという形で工事をするときには、一々その県を通じて国の方に境界明示ですとか財産の受け渡しですとかという膨大な手間が今までは余儀なくされておりましたが、今回町に移ることによってそういう煩わしい事務が省けると。町の中で自由に扱えるという部分などがメリットであろうと思っております。また、いわゆる今広陵町の中でも、ある県道の改良におきまして池がある、その改良の道中に池があるわけなんですけれども、その池が町に移ることによって、町の財産をその改良の代替地に提供したり、また逆に県に買っていただいたりということで、道路の改良を推し進められるということがスムーズになってきたという事例もございます。そういう財産を自由に扱っていけると。その手間が省けるという部分では、これは多大なメリットだろうというふうに考えております。

デメリットとしましては、今までそういう部分で、県と国でいわゆる管理をされておま

して、現場の立会ですとか、そういう境界の明示なんかはすべて県の職員が来られてましたが、これからは町の職員が、そういう立会なり境界明示をしに行くことが必要かと思います。そういう部分の手間がふえるということがデメリットとしては挙げられてくると思います。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 まず1つは、今メリット、デメリットもお聞きしたんですけれども、このような補修とか、そういう場合の維持管理費なんですけれども、これについては今後は町が全面的に負担がふえるということにならないのか懸念するところですが、その費用的な面ではどうなのか、お聞きをしたいと思います。

それから次には、占有の実態というのは現状でどんな状況、占有の実態があるのかということも、たくさんであれば二、三例教えていただきたいと思うんですが。

それと、従前にあった話なんですけど、公道までは下水道通るんですけども、公道から家の方まで大分奥まっている場合に、そばに里道があった場合に、里道を下水管通してくれないかというような話もあったと思うんですけども、今回このような改正によってそのような下水道の接続について、公道と同じ扱いにしてもらえるのかどうか、そういう点についてもお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 最初のご質問の補修の費用といいますか、補修の関係はどうなるんかというご質問でございますが、現在のところ、先ほども申しましたように、いわゆる地図上で確認はしておりますが、現地でどういう幅か、どういう距離かというのは、いまだにまだ確認はしておらない状態でございます。ただ、この2メートルある里道を3メートル、4メートルに改良できないかというような部分のことは、これからは起こり得るだろうというふうに思っております。現在の里道を舗装するなり水路を改修するという計画そのものは持っておりません。ただ、それを管理するのに、草を刈ったりということが起きてくるだろうとは思いますが、それは今まで、従前の水路なり道路の管理は地元の方が今までやってもらっておりましたので、そういう仕組みといいますか、制度そのものはそのまま地元の方をお願いしていくということになるだろうということでございます。ですので、幾ら、どんだけのを、こちらに移管になったからどんだけの費用がかかるということはまだ計算上はやっておりません。

それと、占有を今までされていたという部分の事柄ですが、これは大変難しい問題があり

ます。といいますのは、広陵町の中を見ましても、いわゆる今まで里道、水路を占用するに当たっては、個人のお方が、もちろん公共物も一緒なんです、いわゆる財産の保有されている国に申請を出されておりました。その申請を出して正式に手続をとられて占用されていたお方が当然あるわけなんですね。それは現在、私どもが県から受け継いで把握しているのは四十数カ所ございます。それはもちろんそのまま占用していただくわけになるわけですけども、ただ一番難しいのは、そういう占用の費用をどうするかということが今後の課題になってくると思います。といいますのは、こんな言い方をすべきかどうかはわかりませんが、占用の費用の管理の仕方そのものも、割とルーズといいますか、きっちりされてなかったという部分もございますので、その辺を町の受けた時点でどう整理していくかという課題は残っていきます。そういう部分でこれからの大きな課題であろうというふうにも思っております。

3番目の里道の問題ですが、下水管をするときオーケーとなるのかということですが、たしか今現在、今のルールでは里道もその下水道を埋設するに当たっては、里道があれば町として布設しているというのが現状でございますので、里道も公共物として扱っております。ですので、今後もそれは継続して変わらないということでございます。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 このような公共物の管理について初めて認識するという部分がありまして、十分に私の方も理解できてない部分もありますので、それで具体的な例えば使用例を少し教えてほしいなというふうに思ったんですが、個人の今四十数件あるというふうにご報告いただいたんですけども、その点で把握なさっている分で、二、三例を教えてくださいなというふうに思います。

それと、1番目に質問させていただいた内容なんですけれども、これは現在予算どうするかという問題ではなくして、今後ため池とか、またいろいろな里道もそうですし、崩れたりとか、そういう管理ですね。維持管理が従前はどうなっていたのかなというふうに思うんですが、それで今後はこの条例が制定された中で、そういう事例が発生した場合に、町としての負担が上乘せになるんじゃないかなという心配をしているわけです。ですので、その辺の条例前、条例後の費用負担について教えていただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 占用されている方の例としましては、例えば水路がありまして、水路の向こうに自分の自宅なり工場があると、そこをまたいでといいますか、橋をかけていくのに、当然

その水路を占用しますので、その水路の占用に係る申請で届けを出されていると、許可をもらっているという事例がたくさんございます。それが主な事例だというふうに思っております。

ため池の話なんですけども、今までのルール上は、里道のそういう崩壊も、ため池の崩れる崩壊も市町村がそういう手だてをしてまいりました。国の財産でありながら、市町村がそういう補修を費用を出してやっていたと、そういう中でありながら、逆にそういう崩壊による事故等の責任は、それも市町村が受け持っていたという、何か矛盾するルールと申しますか、仕組みになっておったわけですね。それを今回はっきり町に移管してもらうことで、責任の所在等をはっきりするというのが今回の趣旨の中の一つということでご理解いただきたいと思っております。以上です。

議 長 9番議員！

9番議員 公共物であって法定外というから余りぴんとこないんですが、この条例いろいろ読むと、実態としてこの不法占有とか、そういうような何か害があるんじゃないかな。私もちょっと町内ちょっと回ったら車がほうってあったりして、早うとらんかいとかいろいろ言うんやけど、いやあれはどどここの範疇ですわとかというて、今回これで管理がはっきりするというので、その辺がはっきりできるのかなあと思うんですが、今許可を受けて占有はいいんですが、いわゆる不法占有、不法占用ちゅうんですか、そういうものも実態としてどんな感じ、あるんでしょうかね。ないんでしょうかね。その辺をちょっとお聞かせいただきたい。

この条例を読むと、かなり占有のことについてこの条例がたくさん出てきてますのでね。多分今までの許可のあったのはいいんですが、不法と言われるような占有があるんかないか、あったらどんな感じなのか。

もう一つ、こういうところによろ看板とか立って、ばあっとするようなところもあるんですけど、ビラとか看板、そういうようなことにもこの条例で撤去とかなんかできるかどうかということで、ちょっと現実を教えてください。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問の不法の占有なんですけども、現実には不法占有はたくさん存在するというふうに認識しております。占用の手続をとるということが煩わしいという部分で、極端に言えば勝手に橋をかけたり、勝手に道をつくったりということをされているんじゃないかなということが推測される箇所があります。といいますのは、今県から受け継いでいる部分が

40カ所余りでございますので、広陵町の中を見渡しても、その数が全部かといえ、これは明らかな数字上は、明らかな不法占有があると言わざるを得ないと思います。今後は、町の管理下の中で、いわゆるそういう一つ一つ洗っていくというのはすごく事務的に困難なことにはなろうかと思いますが、事例があるたびに一つ一つ解決していくという気持ちで、方向でやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

看板等につきましても、町の財産という部分では、そういう不法の看板等がありましたら、それは町の責任において撤去するということになるかと思いますが、以上でございます。

議 長 6番議員！

6番議員 これは大変な内容を持った条例だというように思います。先ほどからいろいろ出てくるわけですが、幸い広陵町では全国的にもすぐれて、一筆調査の成果が非常に多くあらわれているんですね。これは、いわゆる逆に言うと、一筆調査の成果で決まったところについては、里道、ため池等についての境界、そしてまた管理については明確になるんです。もう一つは、これは各大字でやはりトラブルのもとになっていた里道、水路等の境界、これは今も現在もいわゆる境界不一致、いわゆる同意を求められていない一筆調査の成果の部分というのはあるわけです。こういうところの部分ちゅうのは、本当は調べればすぐにわかるんですね。これは大変な量だということですが、今まで道路の管理上のコンピュータ化や、その他道路の莫大なというか、莫大なお金を使って町道及びその他のところについての管理をスムーズにできるための作業は過去行われているわけなんです。そういうところの問題として一つは見る必要があるんだというように思うんです。

というのは、逆に言えば、水路やため池等についての有用な部分については、町が積極的な管理ができるんだと。逆に、トラブルになっているところや使っていないところがたくさんあるんですね。使っていないところについては、過去にも大字の同意のもとに、各関係所有者が財務局に申請をして売却してもらっていると、こういうのが過去の実例です。これも件数を調べれば、すぐに出てくる内容なわけなんです。これは非常に労力の要った内容だったわけですが、近年この部分についても非常にスムーズに里道等について不要だというのが、大字等の合意が得られた場合には売却されてきているわけなんです。そういうようなことからいって、この管理が不明だというような認識ではなく、積極的にこの点についての対応というのは、この条例化によって責任が非常に重くなったというように思うんです。

この条例の説明事項のときには、まだまだ図面上で実態把握できていないところが多いので、これは大変だという前提に立っておられたんですけれども、私は広陵町の場合には一筆

調査の成果が非常に多くあるわけですから、この部分については、これは他町村よりももっとも積極的な対応が可能な自治体なわけなんです。そういうメリットをきちっとやっぱり把握をするという点では、一つの作業は必要ですけども、この部分についてきちっと認識を持って実行していくと。

一つは、その中身というのは管理の問題に集約されるんですけども、もう各大字の区長あるいは大字の古い方に聞けば、もめてるところちゅうのは大体わかっているんですよ。ほとんどわかっています。これは大字での集約すれば出てきます。すぐにでも出てくる内容なわけです。過去この問題については一筆調査のときに相当いろいろトラブルがあったわけですから、そういうところから作業をして、不要なところについてはそれをどうするかということが、今この条例ができたときの次の大きな課題だというふうに思うんです。これは相当あるわけなんですから、あるかどうかかわからないですよ。今までもう水路として不要になった部分については、水路のままでもそのまま不要なところで置かれているところが、やっぱり私の知ってるところでも何カ所もあるわけですから、それについての今まで財務局に売却申請されてる方もあるわけです。だから、そういう点については今ここで調べられることは不可能だと思いますけれども、財務局で広陵町の過去の里道等についての売却の実績を調べればすぐわかるわけなんです。

こういうようなところについて、まずどう今考えているのか。全く不明だからこれはトラブルが起こったところで対処するという姿勢であっては、これはならないというように思うんです。これは各大字が把握している、実態把握している内容が大半です。そういう点で各大字のいわゆるヒアリングをすれば、おおよそのトラブルのあるところ、あるいはないところちゅうのはわかります。ないところちゅうのは、一筆調査で境界が明確にされて、大字が現状は管理しているということで、先ほどの内容のとおりだと思います。だから、そういう点についてこの条例を機会に、不明な部分が多過ぎて、その都度問題が起これば、解決していかなきゃならないという部分ではないということを申し上げて、その点についての趣旨説明の部分について再度確認をお願いをしたいというように思います。

それからもう一つは、大事な点は、国有池についてはいわゆる国有地財産等のいわゆる管理というのは別個、交付金が国からおりにいたわけですね。これと国有池の管理との関係で確認したいんですけども、過去にあった国有池、これはため池28カ所とおっしゃってますけども、これは国有池として登記上あったものが全部広陵町になるということなのか、そうなってくれば、これは非常に重大な責任の問題も生じてくるというように思いますんで、

その点について、国有池というのはいわゆる28カ所のため池という意味なのか、その点、多分そうだと思うんですけども、確認をしたいというように思います。

それから、これは地方交付税上、いわゆる町道等についての部分は、距離によって地方交付税算入されるわけですから、この里道等についても町道という形あるいはその部分として活用できる部分が相当数あるのではないかというように思うんですが、そういう意味で今後田畑の部分については4メートルの里道の部分ということについては拡張しなきゃならないという基準が適用されるでしょうけども、在来地域についての里道については、これは不可能だということになれば、町道認定等の作業も広まっていくというように思うんですが、そういう意味で先ほど松野議員が言った管理の問題として再度この里道が町道認定にされる部分というのも生じてきた場合にどう対応するのか、これは既存、いわゆる田畑という意味じゃなくて、在来地域の地域という点に限って質問していますので、そういう点についてお伺いしたいと思います。

それから、最初の部分ですけれども、売却可能な場所というのは、これは把握する必要があると思うんですけども、最初の質問と関連して、一筆調査等の成果によってこれはいわゆる把握可能だというように思いますけれども、管理上の問題としてどのような手続をとっていかれるのか、お聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ちょっとたくさんですので、順を追って説明いたします。

寺前議員さんのご質問ですと、いわゆるその一筆調査といいますか、地籍調査があるので、一目瞭然に管理そのものはできるんじゃないかなというお話であったと思います。いわゆるその辺のことを誤解があるといけませんので、ちょっと説明させていただきますと、いわゆる地籍調査はもちろんそれを基本に地籍という境界明示なりの基本になるわけなんですけれども、何が最終的に境界のラインになるかといえ、それはあくまでも地権者の方とのそういうものを管理している者との合意によってなされるわけでございます。だから、それがはっきり今しているという部分では、もう現実には全くそうではないわけでございます。いわゆる道路を拡張したり、整備をするに当たっても、その都度地籍では決まっておりますが、現実には立ち会いの中ではかれば、10のうち10が場所が変わると、移動するというのも現実でございます。それはなぜかといいますと、当時の地籍調査の測定の技術と今の法務局で扱っている測定の技術の格段の差が生じてきておりますので、そういう測定の技術の差による錯誤が往々にして起こっている状態でもあります。ただ、それがすべてだというふうには申し

ませんが、何かにつけその都度その都度協会は明示していかなくては、合意のもとに明示していかなくてはならないということは起こってくることをご承知おきいただきたいと思いません。

いわゆるそういう里道を不要にするとかという部分で積極的に町がそういうことができるんじゃないかなというふうにご質問だと思うんですが、全くそういう部分も可能だというふうには思っております。今までそういうその里道を消してしまうことが不可能であったことが、今度は可能になります。現実、現場にないものをないとして扱うことが可能になってきます。今まではそれが不可能だったわけです。極端なことを言いますと、今受けている中でも、個人の田んぼの中に里道が存在すると、図面上は存在するということの現実もあるわけです。そういう中で地元との話し合いの中で、現実ないんだからその付近の人が了解すれば、それはもう抹消していこうかと、当然そういうことは起こり得ます。また、その道路を町道にするという部分では、今までその里道の上に、里道を拡幅されて幾らかの道にされて、またさらに拡幅を重ねて町道になったという経緯の道は広陵町の中にもたくさんございます。そういう部分で、今ある里道を利用して将来4メートルの道にして、町道にして、付近のこの住まわれている方の利便に供していくということは、これはいいことでございますので、そういう事例がございましたら、どしどしそういう里道も活用していけるんじゃないかと。水路についてもしかりでございます。また、ため池につきましては、28カ所と言いましたが、それは全部国有地であったものが町有地になったと、それは間違いなくそういうことでございますが、その中には、ため池の中には当然今使っているため池でありましたら、水利権がでございます。町の財産になったといっても、すぐ右から左にその財産を処分したりということにはならないというふうにもご理解いただきたいと思えます。それはやっぱり水利の権利がでございますので、その辺は尊重して管理していかなくてはならないということでございます。交付税のことをご質問されましたが、交付税のそういう対象になるのは町道認定が必要というのが基本的な条件になってくるということでございます。以上でございます。

議 長 6番議員！

6番議員 要は、この条例の趣旨からいって、里道、ため池等についてどのように町が把握するのかということについて私は聞いているんです。いろいろいろいろ言ってますけれども、最も実態としてわかる点、もっと、私先ほどから言ってますけれども、各大字に聞けばおよそ9割はわかるということ言ってるわけなんです。もう一つは、町道基本台帳ですか、基本台帳というんですか、あれ、町道を細部にわたって、いわゆる町道その他道路について調

査されて、これは莫大な費用を使って台帳できてるわけでしょう。こういうようなところの中と、そして里道、あるいはまたため池等について、各大字に聞けば境界不一致のところというのはわかるんですよ。そうでしょう。一筆調査については、各大字が立ち会って町、そしてまたこの里道等については高田土木等が立ち会って決めてきたんですね。現在においても高田土木は立ち会うけれども、各大字と町関係者が立ち会って境界を認定しているわけですから、実態は変わらないんですよ。だから、各大字でも、昔から明治以降ずっとトラブルが起こっているところ、あるいは開発によって里道が狭まって、本当は広がったというところ、だけでも、それは各関係者によってもう一筆調査の成果として確認をされているところ、これはもうあるわけなんですから、確認不可能、いわゆるあれ何ていうの、不同意、同意をしていないところがどれだけかちゅうことがわかれば、これは出てくるんです。そういうようなところについて、いわゆる不要になっている部分についての解決策というのはあると思うんですね。

私は、ため池については、28カ所原則として利用をしていない、しているにかかわらず、これは売却なり町が利益を得ようというようなことで言ってないんです。要は、里道やその他在来地域のところでのそういうところというのはたくさんあるわけなんですから、そういうところについての活用というものはあるんじゃないか。そのためには、財産管理というのをまずしなきゃならないんじゃないかと。財産管理ちゅうのは非常に難しいという発想を持っておられるけども、各大字にヒアリングすれば9割はわかると言っているんです。事実でしょう。わかるというのは、もめているところ、もめてないところ、あるいは境界については先ほど部長おっしゃったように、もうかなり20年も、もっと前の部分もあるでしょうから、新たに立ち会いせなあかんというのは、これは当然の話です。だけど、一たん同意しているところについては、その部分について何も立ち会って確認しようというもんじゃなくて、不同意の部分についての部分と、そして各大字にヒアリングをした上で町の管理になったと。不法占拠についての話し合いについても、なかなかこれはできてないところがあるけれども、今後どうするのかという点について解決していくという方向が示されやすいということ、そういうようなところでどういような管理体制をとっていくのか。当初説明があったこの条例については、土木、国から譲られたから、不明な部分が多いから、もう問題が起こってから対処せん限りどうしようもないんだと言うてる意味じゃなくて、実態としては把握はできるんだということを言っているんです。そういうところから出発をして、そして時間はかかるでしょうけれども、そういう問題についての管理についてきちんとやろうということが

必要ではないかということが最大の問題です。

それと、今度国有池の問題については、いわゆる交付金がなくなったかわりに何らかの対処があるのか、地方交付税上の措置があるのかどうかということもあわせて聞いていたんですけども、そういう点について再度聞いておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 寺前議員さんはその里道を全部把握して、わからないところは地元で聞いたらわかるんだから、里道の台帳とか水路の台帳もつくれるんじゃないかなということの意味でおっしゃっておられるんじゃないかなというふうにも思うわけなんですけど、地図上ではあるんですけども、管理移譲した中でそれをはっきり一つ一つ確定していくという作業ができれば、これにこしたことはないという思いはあります。それは、できるのであればそういうことを目指していきたいということもあるわけなんですけど、今現状の中では、はっきり言って家屋が建っている中に水路があるとか、里道があるとか、屋敷の中に水路があるとかということも多々あるというのも現実です。ですから、それを掘り起こして全部網羅していくということも、これ何か一つ一つ争い事を掘り起こしていくという部分もありますので、その辺のところは臨機応変に、わかるところはわかると、一つ一つ明示していったところは記録として残すとかというふうにして積み重ねていくということが大事かというふうに思っております。今言いましたように、そういうことを全部洗い出すことが是か非かという問題がございますので、その点のところをご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれで打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第54号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 出てきたので、少しお聞きしますが、これの3条第1項に掲げる行為をする場合ということで、これは従前から変わってないところですけども、行商等の場合に1日につ

き500円という金額なんですけど、今ちょっと耳にしたところでは、商工会の方で、今靴下とか飲み物、食べ物かな、竹取公園で販売されていますけれども、それについての使用料は商工会との関係で払っているということなんですけれども、そこせっかく出されているいろいろなそういう靴下の販売とかそういう店、テナントですが、大体において採算がとれて、地場産業の振興に寄与できているのかどうか、その点お聞きしておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今ご質問の竹取公園の場所なんですけども、あのエントランスといいますか、入り口の休憩所の部分と、奥の芝生の部分で商工会さんの方にご利用いただいております。有料でご利用いただいております。

また、ご質問のように靴下組合の、靴下の市ということで、広場で年に2回開催いたしておりますが、地場の産業ということで、有効になっているかというご質問ですが、毎年その来るお客さんの数そのものは年によっていろいろ天候のかげんもありまして、多くなった年、少なくなった年いろいろあるようでございます。本年なんかはいろいろ近隣の市町村にも働きかけまして、いろんな産地の特産物を販売したりして、そういう靴下の市の盛り上げを図ろうという企画もされまして、また町も全面的にこう応援しているという状況でございますので、直接売り上げにはね返っている数字はどのぐらいかと言われますと、非常にちょっと私の方で答える材料がございませんが、いろいろこれからも盛り上げるために、PRするために、いろんな施策を一緒になって考えていきたいという思いでございますので、少しちょっと長い目で見ていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 地場産業の件につきましては、ショップの方はどうかなあという声もありますので、やはりせっかく税金も投入して、役に立つということを考えて設置したわけですから、今後も十分に実態を把握していただいて、少しでもやっぱり振興に役立つような施策を商工会とも連絡を密にして取っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、これ放置された自動車などの処分とかもできるということで、議案説明いただいたわけなんですけれども、公園のまだ完成していないけども用地としては獲得してるとかも含めて、例えばごみとか自動車とか、そういう不法投棄物があった場合には撤去していただけるということで認識していいんでしょうか。従前なんか、公園の際のところでごみの投棄とかあったというふうに思うんですけども、今後はそういう問題についてはすぐ即座に対応していただけるのか、確認しておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 自動車の場合もそうですし、今おっしゃっていただきましたごみの場合もそうなのですが、今まで従前からシルバーの方にこう管理していただいておりますので、そういう事例で不法なものがあれば対応はさせていただいていましたが、今この改正の中で相手がわかるという中では、即座に撤去させるということも可能になってきます。今までも自動車の放置の中で警察が来てもらいまして、警察立ち会いの中でボンネットをあけてエンジンの番号を調べてということもやってきておりました。おりましたが、今度はこの改正の中で法のもとに堂々とそういうことが速やかにできるということになりましたので、一層そういう管理体制が強化されたということでもありますので、その部分につきましても一層の管理の充実が図られたなというふうに思っておりますので、この条例のしっかり活用するようにしていきたいというふうに思っております。

議 長 14番議員！

14番議員 広陵町ではそう大して関係ないかもわかりませんが、ちょっと私の心配というのか老婆心でございますのやけど、この工作物、公園内のこのことに対する、いろいろまた使用料とか載っていますが、都市公園の都会の公園では大変問題になっておりますホームレス、広陵町でそんな人、ここへ来てえらい不便なところということになるかもわかりませんが、しかし念のためにそういうテントなり、そういう人、土地使用料を払うよってにちゅうのをこれへ何ぼうか書いてましたが、そのようなことも含めて、これはそのようなことも頭に入れた中での条例かなと私は思ってますのやけど、どうですやろ。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 全くそのとおりでございます。工作物等というふうにあらわしてますけども、不法な自動車、またそういうホームレスの方の不法な占拠に対して対応していくという条例でございます。今までにも数件ございました。そのたびに個々に説得して移っていただいたという事例もございます。今後もそういうことは継続してやって、早い目にそういう対応をしていきたいというふうには思っておりますが、これも法律のもとで正式にできるという後ろ盾ができたということでございます。

議 長 6番議員！

6番議員 第5条、9条関係が一括されてるということなんですけれども、1つは過料等については規定されたと。いわゆるその工作物等を処分する場合の評価やその他の手続は規定されたんですけれども、返還ということも含めてその逆に、その所有者について、費用等につ

いて請求するところの分はどこのところをこの場合は使うのか、これはいわゆる対価として当然請求するということになるのは当たり前なんですけれども、その辺の部分はどうか、あるいはまたその他の条例で準用されるのか、そこるところをちょっと聞いておきたいと思うんです。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 15条の中に損害賠償という部分がございます。対応するという部分ではこの条文を適用するということになるかと思われま。この損害賠償という部分の中でそういう事例がございましたら、個人なり団体に賠償を請求するということになるかと思ひます。以上です。

議長 6番議員！

6番議員 損害賠償と、今言っているのは全然別個なんですけれども、それは15条ちゅうのを条例で見てもちょっとわからないんですけども、いわゆるその返還請求についても認めているということからいうと、所有者を特定した場合のいわゆる実費費用と、それから損害賠償というのは一体として活用する場合は大いにあると思うんですが、そういう点がなければ、実際のところ対価ゼロの評価の部分移動させてその他しても、これは持ち出しになるわけですから、価値がなければこれはもう持ち出しになるわけですから、そういう点での部分というのは必要ではないかと思うんですが、その辺の前提はどのように考えておられるのか。損害賠償というのは、あくまでも損害をこうむった場合の賠償ですから、もちろん広義に使える場合がありますけれども、概念は違うということで、その点は他の条例、準用できる場合があるのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思ひます。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 そういう明らかに、どういうんですかね、不法をやったり、費用弁償の話になるという部分の中では、法律の中ではその民法もござひます。その民法上の瑕疵の中で判断するという部分も当然ケースとして出てくると思ひますので、そういう中での今後も判断になるというふうに理解しております。

議長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、これで打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第55号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれで打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 まず、日程4番、議案第56号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれで打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第57号、町道の路線認定についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。 6番議員！

6番議員 これも過去にも問題になり、あるいはまた方針について、公団の部分については2年以内にとか、あるいは公団の部分以外に、公団が分譲した土地等についての町道認定の認識について議論をして、公団と取り交わしているような事例もあったわけなんですけども、その今回の場合も、問題の起こってくる内容だというように思うんですね。というのは、小規模分譲、小規模とってどのぐらいの分譲かというのはあるでしょうけども、開発申請に係る部分やその他も含めてですけども、民間業者の開発した後、道路についてはどのような処理をされているのか。これは過去何度か質問をしていますし、そしてまたこの事例に関連して、下水道の埋設する場合についてのトラブルも発生していたわけなんです。だから、

要は町が開発あるいはまた分譲を認めた場合について、これは町土木という意味も含めた話ですよ。場合にいつ町に移管させるのか、検査をいつどのようにするのかというルールづくりをしておかないと、これは大変なことになるわけなんです。

1つ質問しますけれども、まず分譲、分譲して道路が私有地としてまだ残っているようなところちゅうのは、広陵町内で何カ所ありますか。町道認定の問題として、これは町道認定の姿勢の問題、これまずそしたら一番最初にこの地域はいつ開発されたものですか。まずそれが第1点。これがまず第1点です。

それと、そういう場合にやめとけじゃなくて、例えば前にも言うたけど、斎音寺の村中のところもまだ町道にできないんですよ、あれ。町の基準からいえばね。だから、そういうようなところの分を今地元から要請がないのでそのまま置いてますけれども、これトラブルが起こった場合について、町が関与するときになったとき大変なんです。例えば、的場のところについては、開発業者が倒産していたと。私有地だけ残っていたと。あとこれをどうやって処理するのかちゅう問題だってあるんですよ。だから、そういうもろもろの一つの事例がこれ、下水道を引くに当たって町道認定しなきゃならないと。これは他のところにもたびたびあるわけなんですけれども、現在においては下水道を埋設させるということも含めた話として処理はできているんでしょうけども、だからそういうルールづくりについてどうされるのか。あるいはまた、まだ開発されたところについて私有地として残っている道路等はどういうところがあるのかというのを把握されているのかどうか、まずその点について質問したいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今現在そういう開発業者の名義の中で道路が残っているという部分が広陵町に幾つあるかということでございますが、私どもの中では数件認識している場所がございますが、今ちょっと手元に資料がございませんので、詳しくどこどこということとは言えませんが、確かにそういう体制の中でトラブルが多々起こっているという部分がございます。その都度私どもの開発の協議の中で、またそういう苦情の中でいろいろ解決できるものは解決する方向で話し合いを今この場所に限らずやってきたところでございます。

また、現在はそういう町道に寄附ということの前提、または下水道を業者の方でやってくださいというようなことも前提にして、許可なり同意をしているという部分もございます。それを強く指導しているということもございます。が、この部分につきましてはかなりもう大分昔、何年というのはちょっと忘れちゃったけども、かなり以前のことで、数年前からここ

におられる議員さんもこの件に関しては多大な協力をいただきまして、業者との交渉なり、地元のこの付近の皆さんとの話し合いなり、いろいろこうやっていただきまして、そのおかげで今回開発業者の方が個人に譲り渡しをしていただいて、個人が町の方に寄附していただいたという中で、町道ということで認定できるという条件がそろいましたので、今回これを町道というふうにしていただいて、下水等の措置をやっていききたいということでございますので、今後とも、今現在そういう指導は強くやっておりますが、今後ともそういう以前の中でのそういうことがありましたら、解決する方向で指導していききたいと、こういう結果になるように指導していききたいなというふうには思っております。以上です。

議 長 6番議員！

6番議員 だから、要はその指導という範囲にとどまっているんですけども、例えば中村の村中の住宅もまだ私道のままになっているんですよ。だから、要はそういう部分について、町に移管する場合ちゅうのは町の基準に合致したと、あるいはまた将来的にもその部分が町の負担にならないということはまず大前提として移管作業をさせているというのは当たり前の話なんですけれども、そういう開発に当たってのまず最初に、例えば停止条件つき所有権移転の手続をとるとか、そういうもろもろの条件でやっていかないと、開発した後、さあどうしますかという形では、これはもう処理されない内容なんですね。だから、よほど今指導要綱というのは、結局はいろんな機械に弱いもんだとかいろいろのことが生まれているわけなんですから、条例事項をしていく場合についての作業も含まれる話、今後はあるわけですから、相当やっぱりこういう部分については町の責任における開発の管理という視点から、きちっと対応をとっていただきたいというように思うんですが、その点についてはどのように処理されるか、意見を聞いておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 指導という言葉使いましたが、町の方で開発の中で、開発の申請の中で町が許可の権限を持っていないという部分がございますので、あえて指導と言わせてもらいました。ただ、その開発の事前申請の中で、町を通過しますので、その中で強く、例えば先に町道に寄附する行為が前提として受け付けるというようなことや、下水道をするということに向けて、開発業者に確約させるというようなことの指導まで行っております。そういう中で、指導といえども絶対必要であるという判断がなされれば、強制的にでも一筆を書きいただいて、開発をやってもらうというところまで指導しておりますので、今後ともそういう姿勢でやっていききたいというふうに思っております。以上です。

議 長 2番議員！

2番議員 私の方にもその指導、町道認定について、二、三、持っております。だが、今都市部長から説明のあったように、そのままで行っていただいたらいいと思います。寺前議員の意見ももつともですけども、過去の話についてはやはり難しい問題やと思います。だから、これから開発されるときには、民間の開発にしても、やはりその事前交渉、町道に寄附するという確約をとっていただいたら、それで結構かと思います。

議 長 1番議員！

1番議員 この町道の、この場所の町道認定につきまして今整備部長の方から説明ありまして、いろんな業者のところにも私自身も市民の声を、こうした声を通しまして部長と関係者に多大なご協力を得て今日を迎え、また地元の区長さん等も含めていろんな協力をいただいて今日ここに、この議場にこの条例、町道認定として形で上がってきたことを感謝したいなと思っています。いろいろ寺前君の話もありましたが、それは過去いろんなところが今現状もありまして、私もこの場所でそういうところは一日も早く解決の方向に向かって打開してほしいということも要望してまいりましたし、定例会で、きょうこの議会でこの町道認定が通りましたら、その後の件につきまして、じゃあ下水道を引く段取り、そして接続できる段取り、こういう段取りについてはどのようなものを持っておられるか、説明していただきたいと思っています。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 この町道認定の議案が通りましたら、早速この場所については下水道のいわゆる測量設計に入るという段取りをただいま準備しております。可決になればすぐにゴーを出すという状態でございます。また、それが終わりましたら、今年度中もしくは来年度の頭というペースで速やかに、迷惑をかけているという部分もございまして、速やかにこの下水道の工事に入りたいというつもりでございます。以上です。

議 長 13番議員！

13番議員 少し町道認定のことについて質問させていただきます。

以前は年4回の議会のときに町道認定の議案が上がってございましたけれども、数年前に年2回と、6月議会と12月議会に町道認定の議案を上げるということになったように記憶するんですけども、本年度は3月議会にもこの議案が上がってございました。また、これからのことで急ぐ、この町道認定を急ぐときには、また議会にかけるのか、それとも以前に決まった年2回、6月議会と12月議会に決めるのか、この辺の方針を少しちょっと教えていた

だきたいなと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 方針といいますか、私どもで思っていますのは、思っていますといいますか、お願いしたいと思っておりますのは、こういうような事例がありました場合、一日でも早くこの寄附をいただいたのに半年も待たすとかということが起こらないように、その物件物件で一つ一つ判断いたしまして、これを早くしなければいけないというときには、その都度いつの議会ということ関係なしに、できましたら上げさせていただけないかなというふうに思っております。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれで打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第58号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 これ借りかえなんですけれども、今回の借りかえによって利息がどれだけプラスになったのかということと、それからまだまだ高い金利のものが残っていると思っておりますので、今後の借りかえの予定についてどのように考えておられるか、2点についてお聞きしておきたいと思っております。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 今回のいわゆる借換債につきましては、公営企業金融公庫の制度に基づく借りかえの額として2,830万円を計上させていただいております。率にいたしましては、55年度債の7.6%を、いわゆる今回借りかえによって1.5ないし1.9%ぐらいに借りかえ想定をしておるわけでございます。これによります金利のいわゆる減額と申しますが、借りかえによる減というのは、積算表をただいま持っておらないわけですけれども、400万円程度ではなかったかなというふうに思っております。また、数値が変わってございましたら、産業建設委員会で修正をさせていただきたいというふうに思います。

今後の見通しにつきましても、いわゆる借りかえにつきましては、政府債につきましても、それぞれの当時の金利で、固定金利でいわゆる借りかえをさせていただいておるものでございます。緊急に景気あるいはまたは社会情勢の変動によりまして、大きく現在の金利情勢が変わったというふうな場合につきましては、制度化とともにその借換債を認められるケースがあるということでございます。今後につきましても、そうした制度に基づく借換債につきましてもは実施、実行していきたいというふうに考えるものでございます。

議 長 質疑ありませんか。 6 番議員！

6 番議員 今、社会情勢の変動により大きく変わった場合とか、制度による借りかえを実行ということをおっしゃっているんですけども、要は、今までも借りかえについて要求しても認められないと。8%や6%や、その高金利もまだまだあると。縁故債についてはその差し引き計算をしながら徐々に認めてきてもらっているというような例もあるようですけども、こういう場合の事例で何が認められるのか、どういう条件なのかということについてお聞きしたいと思うんです。

それと、先ほども出ているように、高金利で借りてる部分ちゅうのはまだまだたくさんあるわけなんですけれども、なぜそれが借りかえができないのか、そういう点についてはどのように考えておられるのか。もちろん制度だから仕方がないというんじゃなくて、その制度の変えられない理由は何なのか。いわゆる財政投融资の部分、今国会でも大きな問題になっていますし、郵政省の民営化についてもこの部分の根幹にかかわる問題として議論されているわけですから、この制度がなぜ高金利のまま借りかえできないのかという点についてお聞きしたいというように思うんです。

議 長 企画財務部長！

企画財務部長 基本的に政府債と申しますのは、その年度、その時代のいわゆる固定金利というふうな関係で、今おっしゃっていただいているような財政投融资の関係の資金枠につきまして、国の全体枠でもってのいわゆる金利を定められて、そして償還期間が定められて、その時代の金利でその当時の試算をされたというふうな観点で、最終年度までその金利でお返しをしなければ、国の財政の計画が狂ってしまうというふうな観点で理解しております。しかしながら、そうした金利の変動と申しますか、当初から金利変動というふうな形で縁故債の場合は借り受けるというふうな場合につきましては、その当時当時の金利で借りかえを条件として当初に借り受けておるということでございます。基本的には低金利、いわゆる固定金利ということで、償還期間が済むまではその金利でお返しするというふうなルール上のこ

とでございます。ただ、そうした観点で、国におきましては一応のルールというもののの中で、経済情勢によってこの部分については借りかえを認めても財政収支が狂わない、地方財政を救う道としてその時点で検討された、そうしたルール、制度上による結果によって私どもの地方債も借りかえ、有利な方法に借りかえていく方針だということを前提、基本としておりますので、ご理解いただきたいと思っております。条件等につきましては、詳しい資料を持ち合わせておりません。また産業建設委員会でもその資料が見つければお話を申し上げたいというふうに思います。どうぞよろしくご理解いただきたいと思っております。

議 長 6番議員！

6番議員 7.6が1.5から1.9というのはもう非常に大きな差があるんですね。社会変動の、社会情勢の枠を超えた問題なわけですね。今ちらっと言ってるその固定金利という点で言えば、この規制緩和の折に民間では固定金利でも自由金利にしていくと、当初の内容を変えていくという内容がどんどん生まれているわけなんですね。実際にやっていますよね。固定金利から自由金利に、変動金利にしていくというのは、もともと固定金利の契約だったけれどもできるという形で民間の場合はなってるわけなんですね。そういうような状態がなぜ政府ではできないのかということなんです。

だから、まずは1点は、やっぱり7.6から、1.5から1.9というのはもう社会情勢の変動どころの問題じゃなくて、これだけの大きな金利変動で、2,830万円で400万円の利息が軽減されるということになれば、各自治体もどれだけ財政難の折、助かるかということになるわけなんですね。だから、こういう点についてなぜこの今回の金融公庫の場合についての条件は何なのかというのを、これをやっぱり明確にさせる必要があると思うんです。

それからもう一つは、私はこれ国がなぜできないのかという点については、この郵政民営化の問題で最大の一つの議論になっているいわゆる国債の発行を郵政が国民の貯金で大量購入していると。大量購入しているというのは、これは固定金利ですから、金利をそのまましている部分もあるし、変動金利のもあると。しかし、現実問題としてはこれが、このルールが破られれば、国民に莫大な損害が生じると。あるいは国家に莫大な損害が生じるというのが目に見えてるということから、この民営化するに当たっても、その部分はいじれない、いらわない、だから何のための民営化ちゅうのかわからない。実際にわからないちゅうよりも、ごまかして民営化をやろうという政府の根本的な問題があらわれているわけなんですね。国債発行についての利率については変えないということですからね。こういうようなところに

ついでに根本的な理由が制度として固定金利だから、6%も7%の固定金利が現在も国から借りて、政府債で借りて、その財源になっているのはいわゆる財政投融资が大きな財源になっていると、こういうところについての金利を変えないという原因がそこにあるわけでしょう。本来であれば7%も8%も、資料今ないですけども、広陵町においてもかなりの部分でまだ政府債については借りてるわけなんですよ。今の金利情勢からいうと、少なくとも2%、3%までは下げられるのに、なぜ下げられないのかというところの問題がその制度の矛盾にあるわけなんです。だから、そういうところについてやっぱりきちんと町財政当局あるいは町長においてもきちんと把握して、政府がなぜこの制度を変えられないのかという問題については明確な答弁が私は必要だというように思うんです。そういう点で町長、その点についての明確な答弁がもし可能であれば、ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 国政討論のような観点でご意見を賜っておりますけれども、現在の郵政民営化につきましても、それは衆議院で通過して参議院でどのようになるかわかりませんが、そうした国の方策のもとに我々地方団体につきましても、いわゆる安定的に地方を守られておるといふような理解をしております。そしてまた、そうした地方のやりにくい点につきましても、地方の団体によりまして国にその制度の要望を切りかえていただくようにというふうな形態になっておるといふふうに思います。やはり町のいわゆる借り入れというふうなものにつきましても、安心して、そして安定的である、そうした借り入れをしなければいけないという論点に立っております。したがって、固定金利であれば、その額も定かに当初にわかりますし、変動金利制はやはりこうした経済の低迷の折には金利は安くなるわけですけども、またバブルになりますと金利が上がるわけですので、そうした低利に借りた金利でも高い金利で借りかえをしなければいけないというふうな逆現象も生まれるわけです。だから、高い金利を低くする、そういう資料的なものにつきましても、少し今手元に持っておりませんので、そうした状況の中を十分勉強をさせていただきたいと、このように思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程7番、これより一般質問を行います。

発言の通告がございますので、これより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降、複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにいたします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないので、よろしくお願いいたします。

まず、乾君の発言を許します。

10番議員 山本議長のお許しを得て一般質問いたします。10番乾浩之です。

町長、2期目の当選おめでとうございます。また、広陵丸の船長として大きなかじ取りをお願いします。今まで以上にご苦勞をかけると思いますが、お体を大切にしてください。

ちょうど1年前に初めて一般質問させていただきました。大きな勉強をいたしました。まだ未熟ですが、はえある広陵町議会の第2回定例会のトップバッターに選ばれ、恐縮し、びっくりしています。また、お聞き苦しい点多々出てくると思いますが、何とぞご容赦ください。

今回は大きな項目で4項目、細かく12点の質問を通告しておきましたので、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

85年前の大正9年に第1回国勢調査が実施され、昭和25年以降は5年ごとに実施、こととして第18回を迎えます。そもそも国勢調査は、日本国内人口、世帯、産業構造等の状況を把握して、国、地方自治体による行政施策の基礎資料になっています。

さて、11年前の平成6年に日本も64歳以上の人口比が14%になり、高齢化社会に入り、平成12年には17.4%になり、本年は20%までになる推計値が出ています。少子・高齢化社会の到来と報道されているものの、自分とのつながりが弱く、他人事として観念的にわかっているだけです。郷土広陵町の数字だと身近に実感でき、将来を推定する資料の基本になるものにとらえ、施策に反映させていきたいためにも1点目、17回国勢調査をもとにしての本町の5月までの間違っている点もあると思いますが、私の推計値では年少人口比18.16%、生産年齢人口比65.2%、高齢人口比16.32%となりますが、本町担当課の推計値は幾らになりますか、お教えてください。

次に、厚生労働省は去年の6月に、平成15年の出生率は1.29%と発表しました。出生率は2%で現状維持になりますが、病死や事故死もあり、国の助成も要するため、人口を維持するには最低2.10%は必要というのが通説です。既に現在も人口減少は始まっています。30年後には3分の2、8,000万人になり、60年後には9分の4、5,300万人と半分以下になる計算です。いろいろの施策を実行し、功を奏して子供がふえたとしても、その子が成人して一人前になるまで30年後になり、少子・高齢化対策は遅過ぎるものと思われるのですが、2点目として、町の出生率をお示してください。

3点目は、平成30年ごろの本町の年齢3区分構成比の推計値を示してください。

4点目は、1点目から3点目までのことを考えられる施策、方策にどんなものが必要になるのかと思われませんか、お考えを聞きたい。

以上、1項目めを終わり、2項目めの自主防災組織化について3点質問させていただきますが、その前に災害について私見の二、三を述べさせていただきます。

去年、上陸台風10件、中でも23号台風や中越地震などの自然災害が各地で相次ぎました。いかに科学が進歩しても、大きな災害の前では私たち人間は無力です。しかし、太古の昔から人々とともにあった災害と共存してきた人間は、災害を自然現象として受け入れ、台風などになれ、被害を軽減するように物の考え方や生活の仕方が適合的になっていき、災害文化が生まれ、きょうまで継承されているものの、最近では社会変化のスピードが早過ぎて、地域に合致した災害に対しての準備物、どんな兆候か、どう行動すればよいかなど、先祖からの知恵や伝統、災害文化が根崩れしています。科学技術の発展に伴い、河川の洪水対策や人工衛星などによる警報、注意報の発令により、気象災害は過去のものになったかのように見えました。人と人がうまくつながらないと、災害後の状況にうまく適応できず、阪神・淡路大震災後に多発した孤独死の状況を招いてしまいます。災害時、行政当局は全員が疲労こんぱいで必要人員が不足です。

以上のような観点から、1点目、本町での自主防災組織率は幾らですか。

2点目、今後、自主防災組織化への取り組み、予定や計画、所感をお聞かせください。

3点目は、自主防災の組織化の基本に最重要になるのはどんなことと考えられていますか。

以上で2項目めの質問を終わり、第3項目め、人間育成教育の再生のために3点質問いたします。

平成9年の神戸市の児童殺傷事件、12年には愛知県での高校3年男子が主婦を絞殺する事件や、佐賀県で無職の17歳の少年が起こしたバスハイジャック事件、大分で高校1年男

子が一家6人を殺傷する事件など、立て続けに発生し、平成13年4月に少年法の改正がなされたものの、凶悪犯罪の低年齢化が進行中、一方、子供の期待に応じられる機能の働いていない機能不足家庭の増加で、しばしば子供も養育者から身体的、性的、養育放棄的、心理的虐待を受け、平成13年統計では2万5,000件になっています。

それで、1点目、少年犯罪や児童虐待についての所感を聞きたい。

次に、1点目と関連して、2点目は本町の治安対策についての所感を聞きたい。

3点目の教育問題についての所信を聞く前に、門外漢ながら、2児の親として総論的に私見を述べ、各論は次回にします。

1、教育は人間づくりであり、訓育、陶冶、感化の機能あり、何事も情熱を持ってせよ。信念、使命感、命がけ、気概、歴史性、本質、大筋、摂理、基本、国家、故郷、親、ことわざを大切に考えてほしい。以上が私の私見ですが、宮仕えの文部科学省にしても、もっとももっとしっかりして百年の計画を樹立してほしいです。スピード時代で、各種業界の要請もありましょうが、国づくりの根幹になる人間づくりの大きな方針は、10年ごとに変えるべきでないと思います。

次に、最後の4項目め、地域活性化のために、1点目、エヌシーバスの件です。

去年12月の第4回定例会でご答弁いただき、少し淡雪のような夢を持たせていただいて喜んでいました。生活交通維持確保対策研究会の今後の研究や情報に期待いたしています。ご答弁の中にありました、現在民間事業者委託によるコミュニティバスや乗り合いタクシーの運行形態について、実施団体の実態把握をしながら再検討しているところでありますとのご答弁、それで1点目は現時点での実施団体、運行形態などの実態把握状況と再検討事項をお示し願いたい。

長々と11点質問させていただき、最後の12点目の質問に入ります。

平岡町長を初め全職員が一丸となって取り組んでいただいた本町の一大素案事業、すなわち新清掃センター建設の大事業が、関係機関並びに関係各位の絶大なご協力により、紆余曲折ながらも施工の緒につき、去る5月11日、現地で起工式が開催されました。このことは大変喜ばしいことですが、私は高額の公共事業には各種の談合があるものとの世間の下馬評を30%ほど認めている一人です。それで、私は談合の有無に関係なく、風評どおりにならないように、またなってもよいが、不手際な経過や結果を出さないように、風評につき2回提起して2回一般質問いたしました。風評の談合と同一視して談合の事実があればお知らせくださればとのご答弁。私は一町会議員で、検察庁の職員ではないのです。よい経緯や結

果を得るために、会議に責任を持って出席しています。2年前から、下馬評どおりに施工業者決定、起工式終了後の5月23日、産経新聞社の夕刊に5段見出しで橋梁談合47社強制捜査へ、なお4段見出しで独禁法違反、幹事8社を告発との記事、談合に関与したとされるK会、旧紅葉会で17社、A会、旧東会で30社、合計47社ですが、その中に残念なこと、悲しいことに栗本鐵工所が副幹事社として入っています。橋梁工事と施設工事の施工対象物は違っていますが、施工業者は同じです。罪を憎んで人を憎まず、過去最大級業界ぐるみでの根深く、長年談合放置の副幹事社になっている会社が本町の指定業者になっていることについて、町長はどう思っておられますか。

なお、15年間にわたり、まだまだ建設工事やメンテナンスにかかわる入札もありますが、地元業者育成と税金の有効利用の2観点からの入札制度の見直しをお願い申し上げます。

以上4項目、12点にわたりまして長々と質問させていただきましたが、1回目の壇上での質問を終わります。長時間ご清聴ありがとうございました。

議 長 ただいまの質問に対し町長答弁お願いいたします。

町 長 乾議員の質問にお答えを申し上げます。

広陵丸の船長というお言葉をいただきました。しっかり頑張りますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、初めの1番でございますが、人口動態等4項目についてお尋ねをいただきましたので、順を追って答弁をいたします。

まず1番、2000年の第17回国勢調査におきましては、人口3万1,444人となっております。うちゼロ歳から14歳までの年少人口比率は18.3%、うち15歳から64歳までの生産年齢人口比率は68.4%、うち65歳以上の年金生活人口比率は13.3%で推移しております。

次に、2番目の本町の合計特殊出生率は、平成10年から平成14年までの平均値において1.36人となっております。

3番目の平成30年ころの本町の年齢3区分構成比の推計値については、とりわけ平成7年度と平成12年度数値を比べてみますと、ゼロ歳から14歳までの比率で20.1%から18.3%に、15歳から64歳までの比率で68.2%から68.4%に、65歳以上の比率で11.6%から13.3%となり、少子化、高齢化が顕著にあらわれています。

現在の人口フレームでは、平成22年の2010年において3万8,000人を想定しておりますが、こうした統計数値を見てまいりますと、本町はここ数年人口増加傾向ではある

ものの、若年層の定着人口増は鈍く、高齢化が進行することも予測されるところであります。

4番目でございますが、こうした状況の中で考えられる施策、方策についてであります。現在、広陵町にはひとづくり、夢づくり、まちづくりを基調とした2000年から2010年の間にわたる第3次広陵町総合計画を確立しております。まず、ひとづくりに関しましては、子供たちの良好な学びの場づくり、若者から高齢者に至るまでの学習・スポーツの場づくり、夢づくりに関しましては、日常生活における安心感の創出、文化が薫る生活環境の充実、まちづくりに関しましては、地域特性を生かした生活空間、快適生活環境の創造、地域の特性を生かした産業の振興など、それぞれの基本計画として列挙しております。

ご指摘の平成30年、2018年の長期ビジョンとなつてまいりますと、合併問題、少子化問題、高齢化問題が浮上し、さまざまな行政課題に対応すべく見直しが必要と考えております。とりわけ、健全な行財政の運営を基本姿勢に、現総合計画ビジョンに沿った重点施策について、その実現に努めてまいりたいと考えております。

2番でございますが、災害に強いまちづくりの自主防災組織化についてお尋ねでございます。3項目ございました。

本町での組織率につきましては、平成17年度当初町内の全世帯数1万287世帯のうち、自主防災組織のある区、自治会の世帯数が7,318世帯でありますので、約71.1%になります。

次に、今後の自主防災組織化への取り組み予定や計画、所感であります。自主防災組織の未設置の自治会には、毎年区長・自治会長会で自主防災組織の結成をお願いするとともに、本町が実施する地域防災訓練を通して、自治会、住民本位の自主防災が推し進められるよう取り組んでおります。

自主防災組織の組織化とは、地域住民みずからが災害時には地域を自分たちで守るんだという意識をお持ちいただくことが最も大切ではないかと考えます。阪神・淡路大震災以後、中越大震災でも、地域住民の立ち上がりがあれば早いほど有効な対策が実施できることが証明されておりますので、外部の助けを待つばかりでなく、まず地域住民が協力して立ち上がれる自主防災組織の確立を目指し、支援に努めてまいりたいと考えております。

次、3番目は、教育長が答弁を申し上げます。

次、4番目でございますが、エヌシーバスについてのご質問でございました。

3月議会でもご答弁申し上げましたとおり、本町では住民の皆さんの利便性の確保と、公共施設利用促進のためのコミュニティーバスの運行を実施した経緯があります。結果として、

約1,500万円の投資に対しまして、運賃収入がわずか12万円、1日の乗車人数は平均14.6人の利用に終わったことから、やむなく廃止をいたしたところであります。しかし、その後、奈良交通路線バスの廃止による継続要望もむなしく、復活が見込めない中で、再度生活交通の確保策としてコミュニティーバスや乗り合いタクシーの運行形態について、実施団体の実態から情報収集に努めているところでございます。

去る6月6日及び6月22日の生活交通対策連絡協議会での席上におきましても、奈良県における生活交通の維持確保についての現状と取り組みについて研究をさせていただいており、同時に平成17年10月運行予定の桜井市のコミュニティーバス運行事業につきましても、事例報告を受けたところでございます。

また、郡山市の金魚バスにつきましても、緊急雇用対策事業として1回100円で目的地を定めたピストンコースで運行されている実態も、先日市長さんから学んだところでございます。今後さらに検討してまいりたいと考えています。

次に、最後でございしますが、新清掃センター施工業者のことでございます。

本町は、橋梁談合で国や県に従いまして、株式会社栗本鐵工所に対し、平成17年6月16日から平成17年9月15日までの3カ月間指名停止を行いました。まことに残念なことでございます。本件に関しましては、現在、国や関係機関において調査されているところでございます。

また、地元業者育成につきましては、ご質問がございました。町民のさらなる幸せのために常に気遣っているところでございます。発注担当課並びに指名審査会においても前向きに取り組んでもらっています。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教育長 乾議員の質問3、日本の風土、歴史、地形、気候、産業に合致した日本式の人間教育の再生のために。

1、凶悪な少年犯罪、児童虐待などについての所感、2番目、本町の治安対策について、3番目、継続性、一貫性、信念のない戦後の現在の教育諸問題についての所感をお聞きしたい、こういうことでございますので、そのことについてお答えさせていただきたいと思いません。

教育の根幹をなすご質問に対する所感なり所信を聞きたいとのことでありますが、近年、少年犯罪につきましては、件数がふえるとともに、低年齢化し、犯罪の内容も凶悪化しています。教育に携わってきた者として、責任の一端を感じると同時に、正直何かがおかしいと

感じています。すぐにキレる子供をなくし、人の心がわかる子供を育てる教育をいかにすべきか苦悶しておりますが、地域の皆様方の協力をいただきながら、地域に信頼される学校づくりを目指したいと思っております。

児童虐待につきましては、子供の人権を大切に、また教育の基本である子供が発するシグナルを見落とすことのないよう、教職員が常に子供の日常生活に目を向け、特に声かけ、子供の観察を特に指示しているところであります。

次の日本の治安、特に本町の治安対策についてでございます。

危険情報を正確、迅速に皆さんと共有するため、本年4月から安心メールによる情報配信を開始し、住民からのアクセス件数も月に約5,000件に達しております。

本町の治安に関しましては、不審者等が依然として出没しており、地域の皆さんやPTAの皆さんを初め、青少年健全育成協議会や高田警察署ともに連携しながらパトロールの強化を図っております。安心して暮らせる社会の実現に向けても、地域の皆様方のご理解とご協力が不可欠ではないかと考えております。よろしくご協力ください。

現在の教育諸問題に関して詳細に9項目についてお尋ねいただきました。いずれの項目につきましても今日的課題である内容で、特に週休2日制につきましては、実施されて3年目となりますが、子供の居場所づくりとして土曜教室を開催し、多数の参加を得るなど、定着しつつあります。

また、幼・保一元化につきましては、これまでも研究がなされてまいりましたが、私としても少子化の対策の切り札として、今後、就学前の幼児教育並びに保育のあり方についてさらに検討を進めていくべきであると認識しております。

現在の教育全体から感じることとして、地域の教育力が十分に活かされていないように思います。すべての面において地域の方々のお力をおかりしたいと考えています。そのため、日常の学校での様子を積極的に公開し、子供も地域に出向き、子供と直接接していただく機会をさらに多く持ちたいと考えております。そして、優しく温かみと潤いのある人間形成のための教育実現に努力してまいりたいと考えております。各議員のご理解とご協力をぜひお願いいたします。以上でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 質問1、2、3につきましては、特にいいご答弁いただきまして、意を強くしているところでございます。住民の要望は今後多様に変化してくると思いますが、今後はそのような要望の中から重点的に選んでいただき、町政に反映していただきましたら、これ以上

のことはございません。

質問事項の4番に入りますけれども、地域活性化と地元業者育成に関してですけれども、私は毎回エヌシーバスの件に対していつも要望してますのやけども、この前清掃センター絡みで百済の要望事項の中にバス復活と、国保病院からこういうバスを走らすと、そういう要望が出てたかのように思いますけれども、その辺の対応というんか、動きの方はどうなっているのかと。

それと、新清掃センターの談合疑惑に対して、国や県に従いまして3カ月の指名停止というようなやり方でやっていくということを今聞きましてんけども、その今度再発防止のための対策のお考えを聞きたい。こういう談合がいつまでも続くような世の中ではいけないと思いますのやけども、そのためにはどうしていったらこの談合が阻止していくか、そういうことをお聞きしたい。それでまた、町の業者にもそういう関連のことがあるのかないのか、そういう例えば今の、例えばの話、飲酒運転で今までやったら酒飲んで運転してても捕まったら罰金はこんなもんやと、点数もこんなことやということで、甘い考えで甘い処罰やったと。そやけど、今、今回飲酒運転したら罰金はすごい、罰金払わなあかんと。それと、点数も免許停止やと、そのぐらいのきつい処罰があると。そやから、今のこの談合の処罰、国や県の処罰の対応の仕方は甘いの違うかと。もっと厳しく、そういう厳しくしたら、ああ怖いからもうこんなやめとこう、こうしようというぐあいになっていくん違うかなと私は思いますのやけど、その辺をお聞きしたい。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 まず、私の方からコミュニティーバスのいわゆる奈良交通路線の復活の要望事項というふうな形でご質問賜っておりますが、先日、奈良交通を交えましての生活対策連絡協議会でも出席をしております。その席上で、奈良交通の方からのいわゆる決算状況そのものも報告を承りました。現在、奈良交通の方の決算書では、16年度4億4,000万円程度の赤字経営だというふうな形でその報告を受けたわけでございますけれども、現在の路線で当然乗車率の悪い路線につきましては、廃止する方向であるにご理解いただきたいというふうな話の内容でもございました。エヌシーバスにつきましては、奈良交通も補助金をいただいての運営というふうな、国の補助金による運営をされております。そうした関係で、現在私どもの町に走っております平端高田線につきましても、エヌシーバスの補助金をいただいておるために、今現在運行をされておるというふうな状況も聞かされておるわけでございます。

こうなつてまいりますと、やはり路線復活についての要望がなかなか取り上げていただくことができないと。されど、どうすればいいかというふうな状況の中で、最近のコミュニティーバスの実態、計画されておる、そういったところの現在研究に入っておるわけでございます。桜井市における交通のコミュニティーバス運行への取り組みにつきましては、平成15年の奈良交通の路線バスのいわゆる小夫線、初瀬線、多武峰線というふうなバス路線について、いわゆる廃止されたことに伴いまして、市の方でプロジェクト会議を設置されまして、緊急地域雇用創出特別交付金制度を活用されたそうでございまして、そうした内容につきましても聞いてまいったところでございます。いわゆるバスを借り受ける、あるいはまた町でバスを用意すると、そしてまたコースについては限定する、そういうような関係からやはり過去に広陵町が試走してまいりましたコースのいわゆる見直し、あるいはまた利用形態の再確認というふうなものを勘案して、現在そうした勉強をさせていただいておるという状況でございます。

ひとつコミュニティーバスの実現に向けての今再度研究、検討を重ねております。どうぞよろしく、こういった進行状況であるという報告しかできませんけれども、ひとつご理解を賜りたいと、かように思っております。よろしくお願い申し上げます。

議 長 町長！

町 長 今、談合のことで再度ご質問をいただいているところでございますが、このたびの栗本鐵工所は、国や道路公団の行っておる橋の部門、コンクリート橋と鋼鉄の橋の部門があるわけでございますが、いずれもこの部門で談合が摘発をされた、栗本鐵工所もこの橋部門で摘発をされたところでございます。今大きなやはり社会問題になっておるわけでございまして、企業は何でもありではこの社会には通らなくなっております。厳しく処罰をされるものと思います。会社の方針も改める、そして企業も立派に社会に再生を願いたいなど、そんな思いでございまして、役所もどうも企業の体質から見ますと、天下りをしているとか、また談合をさせない、そんなシステム構築を考えなければいけない、そういうことも問われていると思います。いずれにしても、役所は公平であり、最小経費で事業をお願いをすると、そういう立場から談合を許していないということでございますので、我々も他山の石としてしっかりと肝に銘じて頑張っていきたいと思っております。

議 長 10番議員！

10番議員 ありがとうございます。時間の方ももうこんな時間やし、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。1時30分から再開いたします。

(P.M. 0 : 06 休憩)

(P.M. 1 : 29 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、笹井君の発言を許します。

15番議員 議長のお許しを得ましたので、ただいまから私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、この質問を提出したときに、7月4日の本会議に、またきょう午前中に部長からいろいろ説明がありましたが、ある程度理解できておりますが、答弁の方よろしく願いたいいたします。

国有の水路に設置された住居への人や車の出入りのための道路橋が、これまで国有財産であった水路が市町村に譲与されたのは、国が進める地方分権の一環として、平成12年4月1日に改正施行された国有財産特別措置法に基づき、これまで国有財産だった法定外公共物の里道及び水路等が今年3月31日を期限に全国の市町村へ譲与された。改正前は同公共物の財産管理は都道府県、機能管理は市町村の担当であったが、譲与によりいずれの管理も市町村が一括して行うことになりました。

それで、1、今年3月31日を期限に市町村に譲与されたときの町内の件数及び収入金額は幾らになるでしょうか。

2、引き継いだ場所の現地確認をなされたかどうか、お聞きしたいと思います。

3、広陵町において占用料の改定をどう考えておられるか、それもお聞きしたいと思います。

4番、占用許可漏れはなかったですか。

5番、総延長は幾らになりましたか。

また、町内の水路、里道は幾つありますか。

以上についてお聞きしたいと思います。どうぞよろしく願いたいいたします。

議 長 ただいまの質問に対し町長答弁をお願いいたします。

町 長 笹井議員のご質問にお答えを申し上げます。

6項目ございましたので、順を追ってお答えを申し上げたいと思います。

まず初めの1番の質問の件数でございますが、引き継ぎ前の国、県の管理体制下においても確認されておらず、また収入金額につきましても、県は近年、毎年度徴収されており、1

7年度より町の判断となり、現在、町として徴収するか、検討中であります。

2の質問でございますが、現地確認はということでございますが、基本的に地籍図上で引き継いでおります。したがって、図面上の確認をもって水路、道路、ため池を譲与申請いたしております。

3の質問の占用料の改定であります。許可を必要とする道路、橋等につきましては、今議会で条例制定をお願いしておりますが、1平方メートル当たり230円の県の料金でお願いしています。

4の質問につきましては、県が許可した物件の占用許可を引き継いでおりますので、適正に処理されていると考えております。

5の質問の総延長につきましては、引き継ぎ前の国、県においても確認されておらず、図面上で確認ということになります。

6番目の質問につきましては、町内の水路、里道の数であります。これを図面上で確認しているということになります。以上のとおりでございます。

議 長 15番議員！

15番議員 先ほども申しましたように、4日ときょう午前中にある程度お聞きして、その点は了解しておりますが、今後においてその見直しと言うてええか、現地確認、またその件数、収入金額等は年々違うと思っておりますが、その件について検討して、それを資料として今度考えていかれるのかどうか、お聞きしたいと思います。

1番、2番はそれで結構です。それで、3番も同じで、4番の方の許可制度を知らずに勝手に道路橋をかけておられるお方がたくさん私はあるように思います。きのう、きょうの午前中、県から引き継いだ四十何件とかという数字ではとつてもないように思いますので、そういう大変な仕事になろうかと思っておりますのは、その点について今後どういうふうにして、こういう場合はこうであるということで、これは許可を受けんならんというような指導をして、前の許可を受けずにしているお方に対しても指導していかれるのかどうかもお聞きしたいと思っております。

そして、5番、6番は引き継いだときにそういうことで聞いておりますので、結構でございます。

4番、特に4番の件についてちょっともう少しお答え願えたらと思っております。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問にお答えいたします。

特に、4番ということで、許可のいわゆる許可を知らずして結果的に無断占用されておる方がご指摘のとおり多々見受けられます。午前中の回答の中で40件余りの方が今現在、広陵町の中で高田土木事務所と占用の契約をやっておったということを申し上げましたが、その何倍かの数が、今現在確認をしようと思えばできると思います。ご指摘のとおり、そういう里道、水路、ため池等が広陵町に移管されたと、そういう許可制度も広陵町でやりますよというようなPRとあわせて、いわゆる許可に係る占用料、またはその期間とかということも詳しく広報等でPRして周知していきたいというふうに思っております。

いろいろ件数が多く、作業的にはかなり困難を要するとは思われますが、一つ一つ確実に進めていきたいというふうに思っている次第でございます。以上でございます。

議 長 15番議員！

15番議員 今部長からお答えいただきましたので、よくわかりましたが、大変な仕事と思っております。今まで野放しというか、ある程度良心のある人は許可も受けんなんということを知っておられて、出されておると思います。それで、知らなかった人もおりますし、知って出さなかった人もおると思いますので、これから少し時間をかけて、1から6番についてまたいろいろと研究を重ねて、町の方は少しでも税収になるように頑張りたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

議 長 以上で笹井君の一般質問は終了いたしました。

次に、坂口君の発言を許します。

9番議員 それでは、昼から2番目の質問でございます。

最初の質問の趣旨ということで、今回平岡町長が目玉としても取り上げておられる事業でございます。町商品券交付事業の事業の拡大策をとということを1番に取り上げてみました。

これは、今回より町商品券交付事業がスタートしたところであります。この考えは、私がいつも言うように、この行政ちゅうのは町内の最大のサービス産業、いわゆる最大の発注元、こういうようなことを言っております。最大の発注元ということはどういうことかということです。行政は税金を集めます。税金を集めてその町内でお仕事としていろいろ発注する。さて、その行政からやっと集めた税金が、発注したお金がこれが町内で消費されるならばいいんですが、なかなかこの町内で消費されず、町外での購入や、あるいは町の外での消費に充てられているのではないかと。果たして、やっと苦労して行政が集めた税金、そこから発注された税金、出された税金、これが果たして幾ら町内に還流されているのか、この点につ

いては今までもいろいろと疑問であったところであります。お金のなかなか発注した金は、その使い道が指定できない、こういうようなことがございます。お金にはまた氏名も書くことができない、こういうことがございます。しかし、苦勞して集めた町内のお金でございます。これは町が出したらやっぱり町内で有効にして使っていききたい、それが活性化につながる、このような策でございます。行政から出る税金が確実に町内に還流される対策でございます。

私もこの制度、町広報等いろいろ読みまして、なかなかこれは全国的には見るとこれあるんですよ。全国的にはございます。このような制度はございます。なかなかこの近辺でこれまずしてみようひとつ、さらにするに当たっては拡大していこう、なかなかこれはできにくい事業なんです。今回町内の多くの事業所の協力を得られた、このような報告も受けております。私も、聞くところによると、町の職員も協力してほしいと、こういうようなことも私も聞いたんですけど、そこまで町の職員さんに手間をとらせるのもどうかなのということで、やはりここはひとつ議員が率先してこういうことに協力していききたいと、私も考えているところでございます。

そして、買い物はすべて、今まではたばこは町内だと、このような発言もあったんですが、お買い物もついでに町内へと、このようなことで私も、議員の歳費はこれは活動費でもらってますので、活動費の町内への再還流を、このようなことで私も大いにこれを協力したい、議員のトップを切って協力していききたいと、このようなことでございます。

じゃあ、どのような内容があるのということ、この間聞いたんですけど、まだまだ町の予算を見てみますと、まだまだ中身を検討しますと、いろんな補助金、助成金いっぱいあります。その中でも協力願えそうなものはあるのではないかと、いろいろ見ました。例えば、各自治会にいろんな助成金を渡しております。電気代とかいろいろなことは、広報紙の広報の配布代とか渡すの、結構自治会活動で鉛筆買ったりいろんな消耗品買ったり、お茶買ったりジュース買ったり、いろいろとお金がかかるんですわ。やはりその辺もちょっと一部商品券で協力させてはと、あるいは区長さん、自治会長さんにいろいろ奨励金をお渡ししています。その辺もちょっと今、町が苦しいところは、議員も頑張ると言うてると、職員さんも協力させていただいてと、ひとつ区長さん、自治会長さんもちょっと商品券で協力してくださいよとか、このようないろいろな策があるのではないかと、私の考えをしているところでございます。

そのほかにも、各クラブ助成とか結構助成が出ております、助成金。そのようなところも一部現物支給、そのお金は必ず町内に返ってきます。そのようなことで、これはひとつ町内

の今ちょっと元気のない事業所は非常に多いので、事業所も町内元気がないので、この辺もひとつ拡大して、考えて協力を願えると思いますが、どうでしょうか。

ということで、1番目は平岡町政の目玉ということで、私は取り上げてみました。

その次でございます。後から出てくるんですね。2番目、今回この問題を取り上げました。非常に重たくてしんどい問題、町民税、一体滞納は今どのぐらいになってんやということでございます。

この問題なかなか議員も取り上げないんで、取り上げにくいんですわね。こんなこと言うても、そんなより私やりましたと言うてる方がなかなか受けがいいんですが、町の行政の方も、町の広報紙、私隅から隅まで見てるんですけど、今までこんだけもう未払いありまんねんちゅうような、こういうふうな広報もありません。町もなかなか言いにくい、言いづらい。というところであるのではないか。しかし、私はこれほうっといたら大変なことになるという、もう既にその辺に来ているのではないかということで、あえて私がちょっと、批難もあるか知りませんが、町にとっては嫌がられるか知りませんが、ひとつそこは苦い薬やと思うことで、ということでこういう指摘をしてみたところでございます。

税金、なかなかこれ集めるのには苦勞する、私も知っております、町民税集めるところ私知っています。だから町民税よく、私もこの間、町の方が、わあ税金の期限切れちゃったよと、6月30日まで集めたら、振り込み切れちゃったよと。私が払うてきてあげますわと、もろうてきたんですわ。それで、植村課長に渡したんですが、私もこの税金を、本来やったらそんなもんちょっとほうっといたらとか、こう言う人はないとは思いますが、やはり税金は払っていかないと大変なことになってるちゅうのが今回のこの訴えるポイントでございます。

税金は集めるのには下の者がすごい苦勞してますよ。私よう知っている、残業もしてるから、よう知っております。ところが、いざ集めたこの税金、どこにどういうふうに使われるのかということは本当にむとんちゃくでございます。これは先ほどの商品券の考えにもつながるんですけど、集めるのは町、もう出したらもうどこに行くのかなと、町外のスーパーとか高田で使うたり、香芝で使うたりと、こういうふうになっているのが、これが現実ではないのか、これはちょっと困りもんであります。商品券交付事業、このようなもので確実に町内に消費されるように今回なってきたところであります。

さて、ここで1つ問題、今町民税、私はちゃんときちっと払っているんですよ。きちっと払っておりますが、一体滞納もうどのぐらいになっているのか。1年ほど前、私もちょっと

ちらっと取り上げたんですが、一体どうなっているのか。この現実をひとつ、きょう傍聴の方もおられるんですが、現状をぜひ知っていただきたい。今こういうような状態であるということ。そうすれば、その現実を知ってもらえば、行政がたくさん税金を支払ってる税金は一円でも多く町内に還流していかないけん、私がいつも言うてる、地元業者優先というのはそういうところもあるんですわ。町外の業者に発注してもうて、金が外に流れてしまった、こういうのも多いんですが、一円でも多く町内に循環させたいと思う機運が盛り上がり、税金の使用法、使用の行く場所ですね。この辺の使用法にも一つの工夫が出てくるのではないか、このように考えております。

実態はこれは一体、現時点、5月の末で平成16年出納閉鎖してるところでございます。締め切っているところですね。ですから、16年度の方も出ているのではないか、このように考えております。このなかなか税金ちゅうのは無限にわいてくるもんでも、天から降ってくるもんでも、税金ちゅうのはそんなんじゃないんですよ。一つ一つ集めて、どっかで無限にあるんやというような言い方する人もおるようで、そんなんじゃないんですよ。しんどい中で集めてそれを有効に使っていかう、これが一つの税金です。その集めてる税金はちゃんと集まっているのか、非常に重たい問題ですね。なかなか言いたくないというようなこともあるんですが、しかしこ現実論としてしっかり把握しておきたい。

15年度末の、古いですよ、15年度ちゅうから2年前なんですよ、この末までの未収額があるはず。さらに、16年度、もう過ぎてんですが、16年度の未収分もあろうと思えます。この未収原因の分析はということで、大きく町民税、固定資産税、軽自動車税、国保税と、このような税金を取り上げたところでございます。ひとつこの数字を見て、次の議論に続けたいと思えます。

3番目、介護保険、これは新聞、テレビ、いよいよ述べられております。国の方で介護保険、来年の4月1日へ目指して改正決まったよと、いよいよ地方で具体策を計画するようになってきました。これ具体策で、もう来年の4月1日施行ということは、もう半年ちょっとしかない、非常に時間がありません。一体どの程度まで考えておるのか、検討されておるのかということでございます。詳しく箇条書きに書いておきました。口で言うとなかなか難しい。箇条書きで①、1号被保険料どのぐらいなる予想ですか。非常にこれ皆さん方心配してるんですが、一体どうなるの、どうなの、多分上がるであろう、このような話されております。どのぐらいになるのか、予想はどうなるのか。また、2号被保険者、これは2号、40歳以上、私も介護保険料払っているんですよ。使っていないけど払っているんですが、この

辺保険料ふえている、人口がふえたらふえる、当たり前のことなんですが、保険料がふえるのか、ふえてるのか、あるいは人口どのぐらいなっているか、払ってくれる人がふえているのか。これは国内でも過疎地、いわゆる高齢化率40%、50%ちゅうところは物すごく保険料高くなっております。本町は、そのため私いつも言うのは、どんどん人口をふやしなさい、ちょうど30、40、税金払ってくださる方をどんどんふやしなさい、それである程度のカバーができる。本町もこれ40%、50%、高齢化率になっちゃうと物すごく介護保険料が高くなってしまいます。その点からもちょっとお聞きしたい。ふえているんだ、どのぐらいのふえですかということで、この基金の方も、介護保険の基金ももうそろそろ底を尽きそうであろうと、このようなことを聞いてんですが、実態はどうでしょうかということです。

2番目、町内に大型施設が来る、このようないわさも聞いております。具体的には真美ヶ丘の中にもあるやろうと、また百済に来るん違うとか、南郷でもそういうことを計画されてる方がおられるのではないかと、こういうふうないろんなうわさを聞いてございます。この大型施設が来るということに対して、町のスタンスですね、どうとるんや。来てウエルカムと言うんか、ちょっと待てと言うんか、どうするんかと。また、そのような施設が来た場合、現実的にこの介護保険料としてどのようなことを考えとかないかんのかと、値上げになるん違うか、大幅に上がるん違うかと、安くはならないなあということは予想されるんですね。高くなると大体どのぐらいになるかな、こういうようなことですね。

また、あとこのいろんな施設について県より一応地方分権ですから、許認可がいろいろ町が決めるようになるよと、こういうことになってるんですが、対応は一体本当にどの部門がどのようになさるのかということについて2番目にまとめておりました。

3番目が、これよく言われる新予防給付、今まで聞きなれなかったんですが、新予防給付、これは介護とか要支援とか軽い人はこの新予防給付に回って、いわゆる給付費が下がるであろう、要するに介護保険料の支払いを下げるであろうと、このようなことで新予防給付ということになってるんですが、現実問題として、本当に給付費が下がるのかということについても精査が必要であります。現在のこの要支援や要介護1の人は、そんなに100%使っていないということが大半でございます。これ目いっぱい使うてる人が軽くなりゃあ、下がるというのは当たり前の話なんですが、現実問題として要支援と介護1、本当にどのぐらい使うてんやと、半分使うてんか、3分の1使うてんか、あるいは9割使うてんかと、本当にこの言うだけ聞いてこれやったら、ああ安くなって下がるん違うか、給付の町も助かるん違うかということなんですが、この辺ちょっとじっくりと精査した方がいいですよということ

でございます。これは、毎日活動すると、やはり介護度の重たい人の方が目いっぱい使っているんですわ。軽い人の方が半分も使っていない、3分の1も使っていないと、このようなことでもあります。その辺はどのように精査をされておるでしょうか。

家事代行禁止、これもよく聞きますね。家事だけのこんなんは使われへんと、こういうふうなことなんですが、現在使っている方に対して、お年寄りになかなか説明せいで、こんなん私ようしませんよ。町の職員がちゃんと説明して、私が言ってるんじゃないくて、町の人と言ってるんですよというようなことですね。多分そうなると思います。今までしてたのは何であったのか、ちょっと町に文句言いに行ったろうと、こういうような方も非常にふえてくるんですが、この辺が物すごく問題出てくると思います。家事代行禁止、何で今まで使ってたのにと、使っちゃいかんよと、そのことで説明責任は行政はございます。そこをどのように理解してもらうのかと、また説明体制はどうなっているのかと。これ自体使っている人、人数わかったら出せますので、その辺どういうふうにして説明しているか、これが非常にしんどいところでございます。

家事のこの介護度の軽い人で痴呆の持ってる方も結構多いんです。その人にあんた説明しなさいて、そこでわかったと言うけど、次の日言うとまた違うということで、非常に大変なしんどさがあります。この辺の説明をどうするのかということでもあります。

また、新予防給付には、今利用してる人にはこのメニュー、こういうことをしなさい、たどりハビリしなさいとか、こういうしなさい、口腔ケアのなにしなさいと、今まで使ったことのないメニューをこれをしなさいということになるんですが、今まで使っていたことが減らされて、余り聞いてもわからないような口腔ケアで何ですもんて、こんなことをしなさいと、こういうことになってるんですね。栄養指導しなさいとかなってる、そんなよりヘルパーさん来てくれたら助かりますわと、こういうことなんですけど、この新しいメニューに入ったときに理解が難しくなりますね。このときその人は新メニューの内容に合わないと、あくまでも本人がどのようなことを望んでいるかといったときには、これをどういうふうに対応していくのかということでもあります。地域支援事業、このような事業もできてまいります。ここに町の独自性を出すメニューであります。どのような工夫や利用者や利用回数を見込んでいるのか、これ皆費用に絡んでくる問題でございます。

新しい言葉出てます。地域包括支援センター、こういうようなところでまとめて今の言うてる介護予防メニューをすると、こういうことになってんですが、一体これどこに置くのですかと。置く場所により公平、中立に運営していけるのかをチェックする体制がありますが、

その体制はどうしますか、考えはどうでしょうかということです。この地域包括支援センターには基幹型ちゅうのが必ずあるんですが、この基幹型の体制はどうなってますか。今50人町職員を削減しようと、こういうふうなことも聞いておるんですが、反対にこの事介護保険に関してはいっぱい人手が要ると、それも専門家の保健師さんや看護師さんやケアマネジャーということが逆行しているようなことにはなってますが、この辺どうですか。大丈夫でしょうかということです。

9番目、町内に養護老人ホーム、特別養護老人ホームというのはよく聞きます。養護老人ホームができております。この養護老人ホームができて、本町の措置費等の支給現状、措置費、いわゆる税金で使っている措置費の現状はどのような変化になってきましたかと。実際今入っておられる方の、実際に介護が必要な割合はどうなってますでしょうか。あるいはその人が介護が必要になった場合はどうなるんですかとか、介護保険になる、この措置費ですが、介護保険じゃないんですね。ただそれだったら介護が必要な場合、介護保険になるんですか。対象になるんですか、あるいは今までの措置費がふえていくんか、この辺ちょっと私も現実どういうふうに動いてきているのか、ちょっとわかりませんので、養護老人ホームができた、町内にできた結果、本町のこの支援費の支給現状はどういうふうになってきているのでしょうかということちょっとお聞かせ、本町への影響は何かあるのかないのか、あるのか、ないものかということも含めて、住民票がみんな移してこられたらどうなるのかということも含めて、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

今回、介護保険、法律的に大きく決まりました。それに付随して支援費関係、これはいわゆる障害者、若い人も入っております。障害者関係の支援費についても、今回障害者自立支援法が成立しました。これは、国が成立しただけなんですね。自立支援は成立して、身近なところで必要なサービスを受けながら自立した暮らしができる制度につくり上げていく、そのために名前自体が障害者自立支援法、このようになっております。まさしく町の具体策が本町の特徴、だんだん地方分権ちゅうか、地方で自立した生活をどのように行政と一緒につくっていくんだ、このような大切なことがございます。

ここでちょっとちょっと疑問がいろいろ私も聞かれるんですが、これは自立支援法ができて、まず身近な作業所はどのような形態になっていくんでしょうかね。作業所ちゅうのは別に支援費じゃなくて町の、行政の補助金で小規模作業所ちゅうのはあちこちあるんですが、この自立支援法出て、支援費体制の中になったら、これはどういうふう運営されていくのかな、具体的に言うと生活支援、生活を重視していく作業所になるんか、あるいは軽度、何

ちゅうかな、作業支援というんですかね、作業の内容を重視するような作業所なのか、あるいは生活を重視するような作業所なのか、今はとりたてて利用料ちゅうのは要らんですが、この支援、この後、後から何か意見書かなんか出てんやけど、定率ちゅうて1割今払うてもらいましょうかとか、このような流れも出てくるんですが、これどうでしょうか。どのようになってしまうんでしょうかという不安がございます。

グループホーム、これについてもまだないですよ、広陵町ないんですが、これも重度や軽度や分けて、重度の人、軽度の人分けてもある程度の方は人数固めて大きな施設に入ってもらおうと、このような流れになるん違うかなあと。今まで4人以上でよかったんですよ。4人以上できたんやね。4人以上でよかったんやけど、4人以上なんやけど、これはその人、本人主義、本人はどのように考えていったらいいんや、このようなことでございます。広陵町は本当に自立していける町であろう、このようなことを私も目指しておるのでございます。

包括払いの懸念、これはどういうことかという、障害者程度によって区分をしようと、介護保険みたいなものですが、ランクをいろいろ分けようと、その区分によって使うトータルのなものを決めていこうと。ところが、勘違いしたらあかんのは、この本人がどのようにして生きていくちゅうのは、これは本人が決めるんですよ。本人主義ちゅうんですけどね。今までは措置で役所がどっかへ行きなさいと。あなたはもう養護学校出たからどっか大淀の施設に入りなさい、これは措置主義ちゅうんですわ。それはもう既に2年前にこれはおかしいと。本人が一体どうしたいんやと、こういうことで本人主義、このようになっております。だから、私がいつも言うように、本人の考えが大切です。行政の考えでするんじゃないんですよ。国の考えでするんじゃないんですよ。町長もっと国に対して物を言いなさい、いつも言ってますね。このようなどころに出てくるんですね。この包括払い、いわゆる程度の区分、果たして軽く判定されたらどうなってしまうんかな、こういうのを現在の支援費や使えるのか、このような親ごさんの心配事がございますので、私が代弁してこのように申したいのでございます。

その次、判定会なるものをつくってするという、この運営体制はどのようになっている、どこでだれがどのようにしてしていくのということですね。判定会の運営体制、この辺でも職員減らす減らすと言いながら、現実はいっぱい人がいる、このような問題点を私は取り上げております。判定会ひとつとっても難しいですよ、これ。

来年10月以降、現在いろんなホームヘルプサービス等あるんですが、移動介護ちゅうのはあるんですが、これは来年10月以降、支援費なくなって各行政がやると、こういうふう

にもなって、一体どうなっていくのかなあというふうな心配もあります。どうするのか、どうなっていくのでしょうか。難しいのは、この移動介護、役所するとなると、陸運局の許可とらないといけない、既にご存じと思うんですけど、非常にその辺の法律の絡みがあって難しいところはございます。4条許可、80条許可、いろんな許可の体制も考えていかなあかん。大変なんです。そういうような法律の絡みがあってこの難しいところが出てくるのでございまして、一緒になって知恵を出していきたい、このように考えているのでございます。

その次、6番、これが一番大事、障害者、本人決定の意思を反映させる、またさせていく対策は、これを私言ってください。親の方から言われているんですね。非常に親の人もご本人も心配している、この反映させる、またさせていく対策はどうなのか。今一番問題は、親の会ちゅうのがあるんですけど、それはほんまの全員が入ってないんです。親の会以外の方もたくさんおられます。そのような方に対して意見を反映させたい、またさせていく対策はどうかと。

次、7番、今回精神部門、精神障害者がこの支援費制度の中に入ってきたんです。精神障害者というけど、そんなどこにいてんやというけど、これは物すごい多いんですよ。もう既に精神障害の手帳を持ってる人、その判定、病院通っている人、ハートランドしぎさんというところもあるんですけど、サラリーマンの人がノイローゼになった、精神ハートランドへ行っていると。まあ一度行ってみなさい。私ぐらいの年の人がいっぱいいますね、これ。そのようなもう現在の病気なんですね。これが精神障害入ってきました。というようになると、本町もこの対策をとらないかんということでもあります。

大変なことばかりちょっと私言うてんですが、特に今回の国会の決定したので、あと地方がやっていきなさい、このようなことはなってるんですが、地方独自の独自性を出して、早急につくり上げていかないといけない、このようなことで私、介護保険と支援費について取り上げたところでございます。

さて、最終5番、これも非常に重たい問題でございます。現在の不登校、小学校、中学校、いわゆる学校に行っていない、これは1人、2人どころじゃなくて、既にもう1クラス分が消えてしまっているちゅうのが、後で何人いるのやと聞きますけど、小・中学校不登校生徒、実態は一体どうなっているのか。これは議員さんが卒業式に行かれたとき、ようわかんと思えますわ、名簿だけ呼ばれるでしょう。だけど、卒業生の方が証書をとりに行かないと、こういう方もおられるんですね。いわゆるこれ自動的に名前あったらもう卒業しちゃうんですわ、中学校行ってなかったも、卒業証書というのが渡されてしまいます。

さて、そこで問題は、学校を卒業してしまうと、このあらゆる庇護がなくなってしまう、中学校出てしまってもうなくなってしまうんですね、未成年者でありながら。学校に行ってる間先生の補助やらでいろいろあるんですが、さてこれへなると地域の間での生活になっていきます。町民として取り上げてみた場合、この場合ですよ。町民としての対策が必要になると思います。私のところにもこんな相談がございます。対応部門などの体制はどうなのかというところがございます。現在の若者のフリーターとかニートとかいろんな話もあるんですけど、この不登校からいわゆるもう家でニートになったりフリーターになったり、あるいは家の中の閉じこもりになったりというのが現実問題、私の住んでるところでもあります。それ1人や2人の問題じゃないんですね。相談に来られます。学校にいてる間はいろいろ先生も来てくれたと。これがもう卒業してしまうと、もうそれが体制なくなっちゃった、どうしたらいいのかというところですよ。行政に相談しなさいとは言うんですけど、なかなかこの担当部門ちゃうのはないんですわ、教育委員会でもないし、一体民生福祉かという、福祉でもないんですね。例えば先ほど言った支援費の対象の手帳持ってんやったら、これは福祉部門になるわと、こうなっちゃうんですけど、これ持ってないと物すごく難しいですよ、この対応部門、福祉になるんですか、あるいはこの精神ちゅうのは支援費に入ってきましたからね、こっちに入って来るんか、あるいは一般の行政として対応はあるのかということで、この辺既に無視できないような状態になってきているということで、まずは不登校の人数どのぐらいいてんやと、その辺からひとつ解析していきたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し町長答弁をお願いいたします。

町 長 坂口議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今回はおよそ30分に及ぶご質問でございました。町商品券交付事業の拡大策でございまして、議員のトップを切って協力したいと、意欲的な心意気をお見せをいただきまして、本当にありがとうございます。先般の広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計条例の制定並びに当特別会計補正予算の専決処分により説明させていただきましたとおり、平成17年度で一般会計等から商品券を交付する事業予算の内訳は1,300万円余りですが、ご提案のとおり、既存あるいは新規事業において商品券の交付にかえられるものは積極的に活用し、発行枚数の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

2番目の町税未収入はどのぐらいになっているのかというご質問でございます。

議員のご質問の趣旨は、町税の滞納額を町民に広く知らしめることにより、収納効果を高

めるとともに、行財政執行上何らかの効果が期待できると思っておられるようですが、私は
思いません。議員が編集、出版されている広陵フォーラム、4月に発行された新聞の中で、
町税未収の状況を掲載されましたが、これは行政に対する不信感をあおるのみでなく、いた
ずらに住民に不安を抱かせることになり、議員の目的にこたえ得る手段とは到底思えません。
現に、私の耳にも新聞を読んだ方の不信の声は届くものの、前向きな反応は聞いておりませ
ん。税の公平は、住民の信頼を得る上で行政の最大の課題であることを認識し、収入役を先
頭に、係長職以上の職員が一丸となり、滞納整理に取り組んでおります。さらに、滞納者は
もちろん、その家族についても公職につかせない旨をあらゆる立場で公言することで、滞納
者に対する姿勢を示すとともに、差し押さえ等強制的手段を講じております。

また、今月から12月まで月3回指導に来ていただく高田県税事務所の経験豊かな管理職
の力もあり、滞納処分、滞納整理を進める所存でございます。

長引く経済の低迷により、収納環境は厳しい状況ですが、滞納額の回収に努力してまいり
ますので、坂口議員の深いご理解をいただきますようお願いをするものでございます。

3番目の介護保険についてでございます。

まずその1、1号保険料はどれぐらいの予想か、2号保険はどうなのか、基金の実態はど
うかと、こういう質問でございます。ご質問をいただいております改正介護保険法は、約2
カ月に及ぶ審議で6月22日、自民・公明与党と民主党の賛成多数で可決成立いたしました。
しかし、運用面を中心とした詳細については、政省令で対応とのこととあります。現時点で
の情報でご答弁申し上げます。

保険料の算定につきましては、新しく創設されるサービス等を含め、どのようなサービス
がどれくらい必要かという推計を行った後に算出されるものであります。したがって、
サービス利用者の増加等に伴い、現行の水準の保険料維持が困難と考えております。

40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料については、それぞれに加入しておられ
る医療保険者によって異なりますし、制度上も町が算定するものではありませんが、保険財
源に占める比率は32%になるもので、政府管掌健康保険等では保険料率も改定されている
状況であります。

また、平成16年度の保険給付実績は、計画に対し116.28%の9億9,048万8,
387円と高騰している状況であります。現在、介護給付費準備基金の保有額は約4,90
0万円であります。年々増加する介護保険給付費により、基金を取り崩さなければなりませ
ん。平成17年度で基金はほぼ皆無となると見込んでおりますが、本年10月から前倒し施

行される介護保険施設の居住費と食費の自己負担によって介護給付費が抑制されることとなりますが、現在、自己負担額に関する未確定要素もあり、実質的な推計は実施後の実績データによらざるを得ないものであります。

次に、3番目でございますが、町内に大型施設開設について問われているものでございます。

サービス提供基盤の整備に関しましては、保険料に影響を及ぼす要因等から、過剰な許認可は容認されるものではありませんが、本町の既存サービスにない介護つき有料老人ホームの開設については、法改正により現在検討、調整中であります。また、来年度に予定されている都道府県から保険者に指定権限が移行されるものは、地域密着型サービスといった名称で、地域の特性に応じた多様な柔軟なサービス提供が可能となる比較的規模の小さい施設等の次元のものでございます。

次、3番目の3番目でございます。新予防給付により、本当に給付費が減少するのかと、要支援、介護1の人もそんなに使用していないがどうかというご質問でございます。

理論上は、予防重視型システムの転換ということで、現在の介護保険とは対象の異なる新予防給付が創設されます。要支援と要介護1の一部の方を対象とする新たなサービスの導入がなされるものであり、同様に新しく創設され、設置が義務づけられる地域包括支援センターの適切なマネジメントによって、相応の適正化が図られるものと考えております。現在、認定者は880人で、うち要支援は90人、要介護1は334人で、認定者に占める割合は48%を超え、訪問通所系サービスの利用も増加いたしております。

次、3番の4でございますが、家事代行禁止を利用者にどのように理解してもらっているのか、そういうご質問でございました。

改正の趣旨は、一律のサービス種類の変更ではなく、必ずしも利用者本人の自立支援になっていないサービスとしての家事援助の見直しであり、当該サービスがすべて禁止されるものではございません。保険者といたしましても、ケアマネジャーを通して適切な説明を実施してまいります。

次、3の5でございますが、新予防給付は、今利用している人にはメニュー変更になり、理解が難しくなるというご心配をいただいております。

さきに申しあげましたように、地域包括支援センターで介護予防マネジメントを実施し、要介護度の重度化防止を図るもので、当該センターの専門員等によって日常的個別指導や相談を含め、多面的な支援を展開して理解を得ていくものであると認識いたしております。

また、高齢者筋力向上トレーニング等の新メニューについては、本人の選択肢があり、サービス種類を強制されるものではありません。

次、3の6でございます。地域支援事業は、町独自色を出すメニューであると。どのような工夫をし、利用者、利用回数を見込んでいるのかというご質問でございます。

地域支援事業は、要介護、要支援になるおそれのある方に対して、予防を主目的として実施される事業でございます。高齢者人口の5%程度と言われておりますが、現段階では具体的な予防メニューについて国で調整中であるとのことですので、後に示される報酬単価や財源の問題とあわせて、熟慮してまいりたいと考えております。

次、3の7、地域包括支援センターはどこに置くのかということでございますが、まずは保険者として直接運営とするか、委託方式とするかの判断のもとに、今後具体的に示される運営の基準等を踏まえて適切な実施を目指してまいりたいと考えております。

また、いずれの運営方式によりましても、地域包括支援センターの機能を十分に発揮するため、運営協議会の設置は必要であると考えております。

次、3の8でございますが、基幹型の体制はどうするのかというご質問でございます。

本町の在宅介護支援センター2カ所は、いずれも地域型であり、基幹型ではございません。現行の在宅介護支援センター機能は、平成17年度で廃止されるものでありますが、地域包括支援センターの業務で委託可能な基本範囲を受け持つ役割を担う方向であると聞いております。

次、3の9でございます。町内に養護老人ホームができた、本町の措置費の支給現状はどうか、入居者の実態、実際に介護が必要な割合はどうかなど質問をいただきました。

平成16年度は9人、総額2,037万3,205円の措置費の支弁となっております。補助率は国が2分の1、県4分の1、町4分の1であります。現制度下の位置づけは、養護老人ホームの入所者は介護保険のサービスを利用することはできません。本町への影響につきましては、制度が異なるため比較については困難であります。

支援費についてでございますが、身近な作業所はどうなっていくのか、利用料は要るのかとの質問でございます。まず冒頭に、障害者自立支援法は、現在、国において法案審議中であり、現時点での情報により答弁させていただきます。

定員の少ない福祉作業所につきましては、直接的に法改正制度との相関関係にあるものではありません。現行の支援費制度を踏まえて、新しい障害者自立支援法は、サービス提供事業所としての指定のある施設や居住の事業所などが利用料が発生することとなるものであり

ます。

グループホームの再編、4の2でございますが、グループホームにつきましては、障害者自立支援法で共同生活援助という名称で存続する予定であると聞いております。詳細については、現時点で国からの情報はありません。

4の3でございますが、包括払いの懸念があるかどうか、ご質問でございます。

障害者福祉サービスの利用者負担の見直しの概念の中で、所得に応じた応能負担からサービスの利用料に応じた原則1割の定率の応益負担の考え方でございます。障害の程度による負担について、現時点で国からの情報は発信されていません。

次、4の4でございますが、判定会の運営体制はどこでだれがどうするのかという質問でございました。

障害者程度区分等の判定のための市町村審査会の対応でございますが、詳細については本年9月ごろには示されるものと聞いております。あくまでも現在の考え方を整理すれば、介護保険の認定審査会とは制度的に異なるものでありますが、委員が双方の要件を満たす場合や、一部の入れかえ等で効率よく活用することもあり得るものであります。いずれにせよ円滑な運営を図るべく、対処してまいりたいと考えております。

次、4の5でございますが、来年10月以降の移動介護はどうするのか、どうなるのか、こういう質問でございます。

社会参加等の移動介護の問題につきましては、外出介護としての根拠が存在しますが、お申し出のとおり、18年9月末まで終了することになります。最終的には市町村の実情に応じて実施することになる地域生活支援事業等に移行する位置づけになると認識いたしております。

4の6でございます。障害者の意思を反映させる、またさせていく対策はというご質問でございます。

障害者自立支援法におきましても、支援費制度の自己決定と自己選択及び利用者本位という理念を継承しつつ、現行障害施設の抜本的な見直しが行われるものと認識いたしております。また今後、法案成立後、積極的に制度のPRに努めてまいります。

4の7でございます。精神も入ってきたが本町の対策はどうかということでございます。

身体、知的、精神の統一的なサービス提供が目指されているものでありますが、精神については現行で検討事項も多く、今後、国及び県の方針に沿って必要な対策をとってまいりたいと存じます。

不登校の生徒の実態は、教育長がお答えを申し上げます。終わります。

議 長 教育長！

教 育 長 坂口議員の質問にお答えいたします。

質問5、不登校の現実について、1番、小・中学校の不登校生徒の実態、次に学校を卒業すると庇護がなくなり、その対策が必要ではないかという質問でございます。

お答えいたします。前年度において連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒については、小学校で6名、中学校で28名ありましたが、すべて本人及び家庭と学校との連絡は取れており、専門機関とも連絡を取り合って指導に当たっております。本年度も現在においては、不登校児童・生徒の状況や指導の内容について毎月学校からの報告を受けており、学籍を置いたまま海外転出と、特別な事情にある児童・生徒以外に全欠、全期間の欠席でありますけれども、そのような児童・生徒の報告は受けておりません。

続いて、学校を卒業すると庇護がなくなり、その対策についてであります。

学校を卒業すると、一人の社会人としての自覚と責任が生まれ、自立した生活を送ることになります。学校からの庇護がなくなるので、町民としての対策が必要とのご質問であります。一社会人としての自覚と責任を持って日々の生活を送ることは、教育的な面において家庭での役割が重要ではないかと考えております。

更生や犯罪の未然防止の対応については、司法とのかかわりでいろんな団体が組織されるなど、社会全体でサポートしていく体制であると考えております。以上でございます。

議 長 9番議員！

9番議員 町長の初めてのこの第1期目で、ちょっと質問がたくさん、盛りだくさんになって、時間が少なくなったので、ちょっと重要な点を取り上げていきたいと思っております。

まず1番、これ大いにふやしていきたい、まことに結構なことだと思います。やはりこの税金は、集めた税金は有意義に町内で使っていただきたい、このような思いを持っておりますので、思いますので、この辺は積極的にいろいろ助成金、補助金、この辺についてもこの事業を広げていっていただきたいと思っております。

さて、2番目、税金の滞納どのぐらいあると、こういうことで、まず2番、これ私ちょっと心配して言ってたんですわ、いやそんな心配せんでもみんな残り大丈夫ですよちゅうんやったらまあいいんですが、聞くところによると数億円の滞納があると。一番困るのは、この滞納があるから、例えば国保料の値上げやとか、こんな言うてきたら、これは本末転倒なんです。だれも払うてくれへんから国保料、国保税値上げせなあかんねんというふうな

ことになってくると、またこれは話は本末転倒でございます。私ちょっと老婆心ながら、今回取り上げてみたんですよ。行政の方の大変さはごっついわかっています。あえてそのようにプラスとマイナスを考えて、町民に不安を与えるじゃないかという行政の判断は、それは行政の判断として私は聞いておきます。私が心配しているのは、こんだけ余計たまってるから、だから各種例えば利用料なり、体育館の使用料なり、あるいは値上げをせないかんと、こういうふうになってくると、これは本末転倒やと、こういうことを言いたいんですわ。本来ならばこれ集まっているはずの税金が集まらずにして、それも1,000万円や2,000万円だったら私も黙っているんですよ。何もあえて言う必要はないんですけどね。実態は数億円ほどあるのではないかという、私も最近年をとってきたのか、非常に老婆心という言葉がわかってきたのですね。その辺について私は要らぬ心配しているかわかりません。だけど、この辺について何ぼかという総枠は出ていると思いますが、それだけ聞かせていただきたい。

あとは、ちょっと黙つといてな。これまだ5月末の推定表ですが、こんなまだ資料出てきてないんですね。私は、心配するほどでもないとおっしゃるのなら、それはそれでいいんですが、私はいろいろな予算書なり、いろんなこの予算の執行状態見ながらやっぱり心配してるんですわ。これが全額とつてもろうたらごっつい助かるんですよ。当たり前の話なんですが、その辺のところの心配をしております。これはまた次の9月議会もあるので、9月に決算出てきますから、ひとつ今回はこの程度でおいといて、私が警鐘を鳴らすと、きょうは非常に大切なこと言うてんですよ。この辺をちょっと取り上げていかんと、この後の運営上、いわゆる町の財政の運営上これが非常にきいてきます。入るべきものが入らない。収入が減って税金減るちゅう話じゃないんですわ。本来は入らないからもう払わへんやということは全然話が違うんですね。ひとつこの辺、今までも寺前議員の追及も、こういう大切なところを追及せんと、目くそ鼻くそのところばかり言うてると。これは非常にちょっと時間もったいないんじゃないかなと、こう思うて、私ちょっと今回取り上げて、ちょうど9月議会、それまで時間ありますので、資料なりそろえて、大丈夫やと、これはもう町行政が責任持つとると、そんな不必要な値上げはさせない、町民にそんな苦しい生活はさせない、このような回答が出てきたら、私の所期の目的とするところはそこでございますので、ひとつこれしっかりと調べてきてくださいね。私もちょっと期待して、毎日毎日遅くまで残業してるの知ってんですよ。特に町税の収税、私知ってんですよ。知ってんですよ。非常に管理職の人が手弁当でやってる、この私も知っております。だから、私も頑張つて税金払つてあげる、

私がちゃんともらってきて皆払いに行つてあげますので、私もその辺で協力したいということでございます。

さて、いよいよ大切なのは3番、4番、介護保険とその次の支援費、介護保険について、ちょっと大事なところを取り上げておきたいと思います。

1つは、いよいよこうなつて、いわゆる新しいメニュー、新予防給付、こういうようなことになってきております。新予防給付については、今現行の利用している人もなかなかこれが理解がしづらい、ある程度新聞とか読んでんですね。新聞とか読んでんやけど、ほんまにじゃあこの広陵町のどこに行つたらこんなんするのと、ごく基本的な話なんですよ。町のどっかでやってくれんかしらとか、いや今町、何か私あつこのふろ、何か大字ごとのふろを利用してるから、あつこで何かそんなんあるんかしらとか、月一回何か年寄りの健康教室ですか、何かそこでそんなんしてくれんかしらとか、物すごい具体的なことになってくるんですわ。各大字ごとで交代でふろに入っていく、あれが何か新予防メニューかしらとか……。そういう、いやいや、それはちゃんと知ってる人はちゃんと新聞なりで勉強してんですよ。新聞読んでこういうこと書いてあると、こういうことこれどうなんやと、家事代行これ使うたらいかん、私心配やわ、今ヘルパーさん来てもろうてんねんと、こんなん使われへんかったらどないしよう、これ介護度低い人なんですけどね。こういうふうな非常に身につまされるような現実というのは私よう知ってますから、いろいろ話聞いてるから。

そこで、一番大きな問題がその新予防給付、これはどうなるのかという話で、一番簡単なのは町のどこでこんなことするんやと、今のデイでするんか知りませんよ。健康教室でするんか知らん、それはどこでするのやと、私もちょっと言うて、利用者に言うてあげたいですから、それを1つ、一番大事な町の施設を利用してこういうようなことができるのか、あるいはその体制が今人を雇うてるか、知りませんよ。そのために人を雇うてるとか知りません。その辺はちょっと具体的に、何か進んでるはずだと思いますので、聞かせてほしい。これが3番目の第2回目の質問でございます。ちょっと簡単にしました。時間もないので、とめます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、今のご質問にお答えをさせていただきます。

新しくできます新予防給付につきましては、この今現在の要介護、要支援、その部分について、今5段階を6段階に改正して、要支援と要介護1の大体先ほど町長も人数は申し上げましたが、その8割程度は新予防給付の方に移行されると。これはあくまでも今までの制度の中で利用されておりましたけども、余りにもサービスを利用されるのが、もうそこまで行

かなくてもいいんじゃないかなというふうなところまで余り頼っていたと、ヘルパーに頼っていたというふうなことで、そういうことも見直すということで、重度化を防止するというふうなことでこの制度が今回創設されたということでございます。これにつきましては、先ほども町長が申しましたように、地域包括支援センター、これが町ですか、委託するかということでございますが、そこでこの新予防給付の方のケアマネをやっていくということでございます。

それから、実際に受けていただくサービスにつきましては、特に今筋力トレーニングとかいろいろな話が出ております。これにつきましては、すべてがいろいろ質問ございましたように、禁止されるんじゃないくて、その人に合うた状況の中でやはり十分に対応できるものは対応していくと、これは個々にいろいろのサービスの内容はあると思います。それはその地域包括支援センターの中で相談員が相談をしてご指導していくというふうなことで、考えておるところでございます。

議 長 9 番議員！

9 番議員 じゃあ、日々の業務、励んでいただきたいと思いますので、またこれは次の時点ということにします。

支援費、これについてはお願いでございます。特にこの支援費対象の方ちゅうのは、本人というより親の方の非常に希望が大きなんです。なかなか本人意思表示難しいところもございます。今町長が申されました。利用者の本位を継承して、どのような体制をとるんやということで、利用者本位の考えなり、家族のお考えを継承しながら意見を反映させていきたいというところに私もちょっと期待を込めて、支援費制度、非常にちょっと今は流動的で難しいところありますので、まだここまで具体的には難しいから、9月ぐらいになったらやや詳細が出てくるかなと、国の方でも決まってくるかなと思いますので、本日はこの程度において、方向性を聞きました。ちゃんとやっていくと、こんな方向を聞きました。

5 番目についても、不登校の現実ちゅうことで、これもなかなかしんどいんです。現実、家におられて、なかなか役所もどこも説明あるいは相談行くところが少ない、高田の児童相談所とか奈良市のCAPとかという組織あるんですけど、そういうところに行っているいろいろされるが、なかなか地域で暮らしていくというのはしんどいという現実がございますので、その、だけど社会全体で取り上げていこうと、こういうふうな町の考えも聞きましたので、私もこの辺ちょっと次の活動でこの辺がちょっとひとつ取り込んでいきたいなということも考えておりますので、具体的な話、また次の議会など具体例というのを示させていただいて、

一つ一つ町と行政あるいは住民、ここが手をとって、広陵町で一生住みたい、このような体制にしたいと私も思います。そういうことに私も全力を尽くす所存でございます。

今回の質問ちょっといろいろたくさん、盛りだくさん取り上げてみましたが、次の9月議会に生かすということで、本日はこの程度にて私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。

14番議員 失礼します。それでは、山本新議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、改めまして平岡町長、2期目のご当選まことにおめでとうでございます。1期の実績を糧として、堂々と町政を担っていただくことを心より切望いたしております。

そういうことでございますが、ちょっと選挙に関連した話をさせていただくことをお許し願いたいと思います。

少し私自身も残念だったことは、投票率が前回よりはかなり低かったことであります。全体で前回より約3%弱のダウンでありました。私も応援をした一人として責任を感じております。要因といたしましては、私なりの分析で大変失礼でございますが、実質的には無風であり、信任投票的要素が大きく、陣営にも勝負に対する危機感意識がなかったように感じておりました。これは仕方のないことであります。ただ、少し気になるのは、在来地域で平均値を大きく下回った投票率があったことであります。これは無言の信任、黙って任すという流れであったのでしょうか。私自身も今回の町長選で平岡町長を強く支持して応援をしました。その上、他の人々にも支持を訴えました。それゆえ、大げさに言えば、人に勧めた責任があると思っております。そのような観点から、この質問をさせていただくのです。

それでは、質問に入りさせていただきたいと思います。

傍聴席の皆さんもご存じのように、平岡町長さんが選挙戦で皆様方に配布されまして示されました「私の2期目の決意」と、このことについて、私自身議会議員としての立場で、またおさらいのつもりでお聞きをしていきたいなあ、こう思うわけでございます。ひとつご了解のほどお願いいたします。

政府の三位一体の改革によるところの地方自治体にとっては、厳しい財政状況を強いられております現況を踏まえた上で、平岡町長が選挙のときに後援会会報にて有権者に示された「私の2期目の決意」の6項目についてお尋ねをいたします。

私は、私も何度かはいろいろな機会にはお聞きをしておりますが、改めておさらいの気持ちでお願いをいたします。また、議会だよりも掲載されますので、町長にとっても一つの機会になるんじゃないかなと、こう思っております。ただ、町長にはお許し願いたいのは、通告書に各項目ごとに私の質問の詳細を記載をしていませんでしたので、町長としても答弁をやりにくいと思いますが、そこはお許しをいただいて、実績ある町長ですので、よろしくお聞きをいたします。

それでは、登載順にお聞きをいたします。

1 番目といたしまして、新清掃センターの基本合意による施設づくりと周辺環境整備を行います。この件は、私もたびたび質問をさせていただいたことですが、協定の遵守は当然でございます。ただ、国策、地域住民のニーズも変化することがあると思います。必然的に不必要となる事業については、地域の皆様と十分な協議の上で変更されることも当然しかるべきじゃないかと私は思っております。私も以前から提案をしていることで、大きな器での観点での市民農園、直売所、大規模なる観光花園等、町全体から見ても、また地域の活性、雇用の増加となる事業を行政が運営するのではなく、例えば公共事業を民間が投資からサービス、運営、最後の責任まで持つ P F I 方式というものがあり、各地で既に事業として成り立っているということも聞いております。これに行政ができ得る限りのあらゆる情報収集や許認可の特典を与え、志を高く持つ意欲的な人たちの組織づくり、その育成に積極的に支援をするべきだと思っております。

項目第 2、現清掃センターの煙突を一日も早く取り壊し、跡地の整備を行います。この件は、私自身も平成 17 年 6 月 30 日、燃焼炉停止の裁判の和解についての達成には力を入れて努力をしてきた一人であります。それゆえ言わせていただきたいのは、本町も政府の施策での厳しい財政状況の上、その上、新清掃センターに多額の支出が見込まれております。必要なとき、できるだけ現清掃センターの周辺のご理解を得て、できる限り本町の財政負担の少なく済むようにご協力をいただくよう、実態が一日も早く進み、早い解体につながっていく、ひいては周辺の皆様の思いが早く解決できると私は思います。

続きまして、項目第 3、住民サービスの低下をしないで財政健全化を行います。町費 5 年 5 億円削減の実施ということ、これは町長がかなり力を入れて公約されていた一つでございます。この件も私も以前、公務員しかできない業務と、民間でやればより効果の上がる業務との区分け、すみ分けをして外部委託、町の別組織の構築等の受け皿を提言をいたしました。将来的に大変重要な件でございますので、町長の具体的な中身をお聞かせいただけた

ら幸いです。

項目4、人材の育成を図ります。人は資産として磨きます。（産業人、ボランティア、職員、公社など）ということでございます。これはまさに武田信玄の言葉、人は城、人は石垣、人は堀、情は味方、あだは敵なりの言葉があります。少し時代と意味が外れているかも知れませんが、今特に必要でないかと私は思っております。これは私の好きな言葉の一つです。町長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

項目5、人に優しい、人が優しい、特色ある元気なまちづくり（子供から高齢者に至るまで健全育成を行います）。この件は、先ほど来少しいろんな質問が出てましたが、殺伐とした世相です。今現在、非常に凶悪な事件の続発している昨今であります。特に地域の人たちとの親密なる交流、つながりがより大切なことと思います。町長の思いをお聞かせください。

それでは、最後項目6、市町村合併を含めた広陵町づくりの推進をします。私は以前から言ってきましたが、基本的には合併の推進者でございます。しかし、合併には時期、相手、規模を考え、住民からの視点で広陵町だけの範囲でとらえずして、行政効果の上がる合併が基本だと私は思っております。今後、住民の行政へのニーズが多様化、高度化し、末端自治体が自主的判断をすることが当然多くなってまいります。より専門的な職員が必要となります。それにはある程度の大きな規模の役所が必要であると思います。人材もそろえられなければならないと思います。合併は最大の行政改革と思っております。町長のお考えを聞かせていただきます。

以上、1回目の質問といたします。ありがとうございました。

議 長 ただいまの質問に対し町長答弁お願いいたします。 町長！

町 長 青木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

心温まるお祝いの言葉をいただき、ありがとうございました。そして、選挙分析をいただき、責任の重さを痛感しているところでございます。与えられました4年間しっかり頑張っ
てまいりたいと思います。議員各位のお支えをくださいますよう、またお知恵をお与えくださいますようお願いを申し上げます。

ご質問は、「私の2期目の決意」として選挙の際に申し上げてきました基本政策6項目、これについてご質問でございました。順を追ってご説明を申し上げ、答弁といたしたいと思います。

まず、第1の公約に掲げました新清掃センター建設と周辺環境整備についてでございます。新清掃施設の建設は、私の1期目の公約でもございましたが、長年にわたって実現しな

った最大の懸案事項であり、相当厳しい状況の中で、関係大字の皆さん方、地権者の方々、議会議員の皆さん方の深いご理解とご協力により、おかげさまで着工の運びとなりました。現在、建設に向け鋭意努力を重ねているところでございますが、平成19年2月末完成を目指し、安全で安心できる施設づくりを進めてまいりたいと考えております。

周辺環境整備につきましても、地元から要望のありました事業は、厳しい財政状況ではございますが、平成17年度においても予算化し、進めているところでございますが、引き続き計画的実施に努めてまいりたいと存じます。

次に、2番目に5月16日の臨時議会におきまして、真美ヶ丘7丁目自治会との即決和解案を可決いただきました。また、6月19日には、正・副議長の立ち会いをいただきまして、協定書の締結をさせていただきました。操業期限や協定事項を守るため努力をしているところであり、議会のご理解、ご支援をいただき、今日に至ったわけでございます。

可燃ごみの中継地として、新施設完成までの間、操業を継続させていただくわけですが、その後2年間で煙突を初め処理棟や附属建物については撤去をする約束をいたしております。そのための財源をどうするのかということから、6月22日上京し、環境省の廃棄物対策課に出向き、交付金制度の活用方策について詳しく説明をお聞きしてまいりました。今後しっかり研究を行い、準備を進め、議会を初め関係機関とも協議をしながら、適切な事業実施を進めたいと考えているところでございます。

次に、3番目に財政健全化を行うことにつきましては、行政サービスの低下をさせないで、まず5カ年5億円経費削減と5カ年50人の人員削減を目標数値といたしました。内容的には、特別職の給料の減額及び管理職職員の管理職手当の減額等、人件費やその他の徹底した経費の削減によるものであります。これからのまちづくりは、住民参加型への転換期とも思っており、町を愛する多くの人々のボランティア精神や支援精神の力もおかりすることとし、それを役所の機能にマッチさせたいと考えています。

また、既にご審議をお願いしている行政改革委員会の答申に注目をいたしており、議会とも綿密に協議をいたしたいと思っております。

次に、第4番目の人材育成を図ります。人は資産として磨きます。このことについてであります。人はまさに資産なりという表現があります。町民すべての人々がそれぞれ労働者や農業、商工業の自営者であり、産業人として地域において活躍を願っているわけであり。また、地域づくりに貢献いただいているボランティアの方々、そして行政を預かっている役場職員、サービス公社職員、すべての人との相互の人的、知的資産の交流は、町の資産

であります。こうした産業、文化、まちづくりの分野におけるさらなる向上を図るための人材育成に、あらゆる研修、研究機関や学びの機会を求めたいと思っています。

また、大学との連携により、さらなる人的資産価値を高め、まちづくりに生かしたいと思っています。

次に、5番目でございますが、人に優しい、人が優しい特色ある元気なまちづくりについてであります。私は今期におきましても、人の優しさと心の大切さを強調しながら、人に優しい、人が優しい元気なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

昨今、青少年からお年寄りまでの凶悪な犯罪や事件がふえています。個人の尊重が肥大して、家庭、社会をむしばむことも見逃せません。学校、家庭も大事ですが、地域社会の役割を示し、引き続き子供を育成する行動や取り組みを、地域の人々とともに展開していきたいと考えております。

次に、6番目の市町村合併を含めた広陵町づくりを推進することにつきましては、平成の大合併は平成11年4月、兵庫県篠山市の誕生から始まり、それまでの3,232市町村から、平成18年3月末には1,822市町村に再編成される見込みとなりました。他府県では、市町村のうち小規模自治体とされる村が皆無になったところがあり、平成の大合併、一応のピリオドを打ちました。合併市町村の真価が問われますし、私どもも注目したいと思います。国や県の特例支援期間にできなかった自治体については、時間をかけて対象自治体と話し合いを続け、国や県の新たな支援策、望まれているところであります。

本町といたしましても、合併問題研究会、合併問題50人会議の開催、周辺自治体との協議並びに情報交換など幅広く取り組んでまいりました。これからも我が町の将来について冷静な視点と分析を行いながら、国や県の新たな支援策を見守り、他の関係自治体との枠組みによる合併の選択肢を視野に入れてまいりたいと思っています。以上のとおりでございます。

議 長 14番議員！

14番議員 さすがにみずからの施策でございますので、立派な答弁をいただいてありがとうございます。ご存じのように、これ出していただいて私、町長の写真見て、これは実物そのままやなあと、いや、後ろの人もそう思われましたやろ、本当に。というのは、こういうことを言わせていただけるのも、というのは、これはやはり実物との写しで言っておられると、施策を。こう解釈して、写真のとおりだと、これでよろしいですな。

そこで、一番最初の現清掃センターのことでございます。

町長は当たりさわりのなくすんなりと答弁をしていただきましたが、これ、もう既にもう協定も終わり、事が動くわけですね。この間ちょっとどっかの葬式の時、青木さん、現場何にもできてやしまへんな、心配してまんねんと、そんな声を聞きまして、そうでっか、いや心配要らしまへん。ちゃんと工事工程もちゃんと組んでおられるから、やはりまっせ、間に合うようにしまんがなと、こう言うてましてんけど、そういやあ何もしてはらないのかなというように皆注目されてるわけですね。そういう意味でございます。

そこで、地元周辺大字の人については、これは協定は守ってもらうということ、これは大事なこと、先ほどもちょっと言いましたように、やはり世の中動いているわけですから、価値観も変わるかもしれんし、例えば協定、またその中で基本合意されてたけど、この道のこと、この水路のこと、このようなこと、しかしこれつくってしもうたら、これ必要なくなるんじゃないかと、冷静になってきたらいろいろあれもくれ、これも買うて、あれも買うて、もうあめばっかし言うて、かき餅がないとかということになってるところもないとは言えないと思いますので、あめばっかしそろたら、やっぱりこれ変えんないかなあということになって、これはむだ遣いであればぐあい悪いわけですので、いわゆるそこで変更があれば、もちろん町が勝手にあきまへんちゅうわけにいきません。その中で本当に意義ある事業ということが今も現在もそうであるということであれば、大いに変更もやっていくのが、役所は一たん決めたらもう間違うてもしゃあなんちゅうわけにはないわけですので、その辺を特にくぎを刺しておきたいなあと、こう思うわけでございます。

それと、本当の意味で共生という言葉もどんどん出ておりますが、やっぱり清掃センターと地域の共生ということは大事なことですし、まして平たん地での施設ということは、これ全国にもまれなことでございますので、後で地元の山田君もえらい環境のこと聞こうと思うてると、余り私言うたら怒りよりもすから、ちょっと簡単にしときます。そういう意味で、大きな器の中で地域、そして何も地域だけがよくなるんじゃないという感覚で、広陵町も全体にそこに相乗効果が出て、引っ張っていつてもらえるちゅう施策が大事なわけで、何もそこだけ継ぎ当てて、そこへちょちょっとう部分的にやりますよというような観点ではだめだなあと私は思うわけですので、大きな器の中で広陵町にプラスになるということの視点で事業というものは、またそれを思っている、またそれを夢を持っている志のある人がおられます。そういう人たちをまた手助けをして、大いに行政でできる、行政ではできない、じゃなかってはできないという支援、これがあるわけですから、大いにそれを規制を外してでもやっていただきたいなあと、これが若い人の住民の皆さんの、もう年配者の人はそんなそこ

まではおっしゃいませんけど、やはりこれから長いことその地域で暮らしていかざるを得ん人は大勢おられるし、また町長が言うように、ここへ戻ってきてもろうて、やっぱり新宅を建ててもらおうということになるわけですから、いわゆる特区のことも含めまして、大きな器でそれは考えていってほしいし、また助言を、また情報収集をして、尋ねられたものには答えていってあげてほしいと、こう思うわけでございます。

そして、2番目の現清掃センター、これはもう当然和解が成立して、6月30日に燃焼炉がとまりました。この間、終了式に参加させていただきまして、本当に南3丁目の人たち及び周辺の人たちの顔を見たら、えらい晴れ晴れとして喜んでいただいているなあと、これは思ったわけで、その反面、26年間辛抱してもろうて、大変いろいろなことがあったけど、しかしこれからまた15年は向こうの古寺を中心としたところに同じ思いをしていただくのかなあという一抹の複雑なちょっとこう私心境になってたことも事実でございます。しかし、現の清掃センターの、町長も公約されて2年で煙突をとるんだとおっしゃって、何か財源措置も、何か国へ言われて、私また休んで寝てはんのかなと思うたら、えらい頑張って東京の方で言うておっしゃってたように、何とかうまいこといくらしいですね。それは大いに期待したいと思います。

そこで、ただでくれはりまんのか、補助か何かの形ですとします。そこで、跡地の利用というのがありますわね。それは公共施設とかいろいろあります。しかし、当然26年間、大変ご辛抱いただいたことはもう百もわかっております。それゆえに私自身もこの和解案の成立のときに議会での提案のときにも大変私自身もいろいろ迷った上で、時の町長もかなり迷うておりましたが、和解を受けようということで決断をしたということのそういう立場でございますから、他の人よりは余計文句言えるなあととは思ってますのやけどね。そういう意味では、多少余りにも地域地域のことをおっしゃるのはどうかなと。やはり財政、広陵町全体にかかる負担でございますので、その辺を十分ご理解をいただきまして、跡地の利用、これを有意義に活用ということを、ぐっとその辺を協議して、やっぱり言うべきもんは言っていただくと、やはり負担ができるだけ、町全体の財政負担が少なくなることが町長としての責務であることも間違いないわけでございますので、ひとつそこをきちっとした形で詰めていただきたいなあと、こう思うわけでございます。

そして、3番目の5億円、50人という町長が行政改革の目玉という形をいつもおっしゃっており、そしてそこでちょっとお聞きしたいのは、これ50人の内訳というのが、何をもって50人、定年退職が何人とか、それからあと何かで自由に退職される、個人的な理由

とかでいろんな意味での退職、また病気もありましょう。その意味で、50人の内訳というのか、一つの目安というのか、それは持つておられると思います。ただ50人ばばばつとちゅうわけにいかしませんからね。そういうことである。そこで、多分新しく新採用を控えていこうというのが一つ、当然それがなかったら何もならへんわけですからね。そこでちょっと私、老婆心ちゅうのはまだそれほど年いってませんが、ちょっと心配しているのは、この間のJRの事故ね。大事故、あれは大変な運転手のいろんな意味でのミスであったとかになります。あれも私自身素人考えで、これはいわゆる官から民になったということに対しては、非常にそれはよかったけど、しかし官の時代のトップが残り、そして民営になって末端の実際実働している人の、運転手さんも含めてのそこでの断層、それと中間管理職が採用を控えられたことで、かなり空白が出たようにも解説されておりましたから、その辺のこと、まあ広陵町の行政、いつも電車走らせてるのと違いますから、命に別条はないと思いますが、全体から見て新規採用は絶対しないということであれば、特別いわゆる専門職は別として、一般職においても私はちょっとその一抹のその辺の不安を感じているわけです。ただ、5年後には合併ということがもっと推進されていって、その意味ではそれもそこへ吸収されていくんじゃないかなあという考えもあるんかなあ、こう思うわけですが、一番心配するのは、そのいわゆる空白の断層ができたときのこと、それと先ほども言いましたように、住民ニーズが大変複雑になり、介護保険も例にとってもわかるとおり、もうなかなか難しいものですわ。また、いろんな高度な、高度な住民と言うたら大変語弊のある言葉でいけませんのやけど、いわゆるそういう意味の住民さんも大いにふえてこられて、いろんな高度なニーズがどんどん出てくる、そこにおいて職員さんも非常に専門的な形をとっていき、今までは上部機関に、県なり国に電話でお伺いを立てるとか、お知恵を拝借するとかということで逃げられたわけですが、地方分権とかいろんなこと含めまして、こっちはこっちで自主的に解決をしていかんないかんということが非常にふえるわけですわね。そのところのやはり専門的なやっぱり考え方の職員も大変必要になっていくんじゃないかなあ、こう私自身は今思っているわけですが。

そこで、例えば住民の要望なり仕事の量はこれから減ることはない、人口もふえますから、減ることはない、しかし効率よくこなしていく、しかしそれにも限度があるということになるわけです。そやけど、住民のニーズ全部そうでっかちゅうて無視するわけにもいきやせん、やっぱりぐっと受け答えないかん。受けとめんないかんわけですから、その意味では大変なることになる。そこで、やはり住民のサービスを低下させてはいかん、町長も先ほどおっし

やっておりました。これは当たり前のことですので、それに見合う受け皿はどう考えておられるのかなというのが私は以前も質問させていただきましたことであるわけですので、それも今後の課題であり、大事な重要なことであると思うわけでございます。

そして、もちろん外部委託とかいろんな意味は当然出ます。しかし、人件費の削減は当然なるかもわかりませんが、また外部委託でそれは人件費にかわる支出になるというのも、これもまた事実でございますので、そこんところのきちとしたすみ分け、公務員が絶対にしなくてはならない業務と民間に譲っていきける、それの方が効果が上がるだろう、また安くつくだろうというような、ぶっちゃけた話ね、そのようなことのすみ分けを勇氣ある決断を持ってやっぱりやっていかなければ、現実に沿わないのじゃないかなあと。いわゆる絵にかいたもちみたいになる、それとともに、それとまた逆に何か職員さんが過度に、非常に過労になるようなことでもいかんと。ある程度の気持ちの余裕がなければ、笑顔の接待はなかなかできないわけで、かっかっかっかいらついつとったら、同じことを聞かれたらかっくくるわけですわね。やっぱり心の余裕もちょっと必要やなあと。というのは、行政、役場はやっぱり人間を相手にしますのやからね。相手は物じゃないわけです。人ですので、その辺微妙なことでの亀裂があれば、何のための削減であって、サービスになったかということに疑問が残ると思いますので、これはひとつ重要な問題でございますので、よろしく願いをいたします。

そして、人材の育成を図りという、先ほど私ちょっと武田信玄の本のちょっと言葉を言わせていただきまして、本当に今ほとんどハード面がどっと皆表に出てきて、ハード面が非常に行政の目玉となる、いわゆる箱物とか、いろんなものがどっといった、その時代が大変終わって非常にソフト面の問題がどんどん出てくる、そこにおいて何が、ソフトというたら人間しかありませんからね。その人をどのようにやはりハード面をフォローのできる人の意欲、やっぱり職員さんの意欲なり、そういうことですので、やはりそのような形をもって人の育成を、職員さんの育成をしていただきたいなあと、こう思うわけでございます。

そして、5番目の人に優しい、人が優しい特色のあるまちづくり、これね、これはもう当たり前のことですねんけど、町長がいつも人に優しい、人が優しい、これをやろうと思うたら、やはりさっきもちょっと触れさせていただいて、やはりどっかで余裕がなかったら人になかなか優しいできまへんのやわな。もう腹痛うてかなわんときでトイレ行きたいのにやな、ぱっと会うたらやな、ああというて笑顔でちゅうのはなかなか、これは極端に難しいわけや。何で今時分と、こうなって、早う便所行かんなんのにとというようなところがあって、余裕、多少の余裕があつての対応というのも大事になるかなあと、こう思うわけでございます。

それで最後に、市町村の合併を含めた広陵町のまちづくり、これは本当に、先ほど町長の答弁にもありましたように、平成の大合併一応のピリオドを打たれたんじゃないかということですが、やはり国の施策としては、第2、第3も既に考えておられるし、また出ておりますが、合併の推進、県知事、県の権力をつけて強烈に合併を推進していきたいというのが国の本音でございますな。そういうことを受けまして、たまたま私自身もこの近辺では葛城市というこの間、去年の10月に発足されました市があります。これは、そんな言うたら悪いけど、3万何ぼうで5,000ほどですか、どんなメリットかなと私自身は疑問を持っているわけです。身近にそのようなモデルケースというのか、反面教師というのか、大変失礼な言い方でも恐縮ですが、ここには葛城市の人はおられないので言わせてもらいますが、そういう意味でじっくりと見させていただければと、ええ手本があるわけで、そこで広陵町はたまたま現在人口がふえ、税収がわずかではありますけどふえていきつつあり、4万8,000かなんかの人口も予想されるということでございますので、まだその辺では広陵町ある程度の余裕があるわけで、考える、相手をよると言うたらいかんけど、合併のね、そこで先ほども言いましたように、時期と相手とやはり規模というやっぱりことを考えて、やはりいつかはしなくちゃならないと私は思います。そういう意味で合併に対すること、そして一応何年か後には必ず国策の一つとして、周辺見渡しにしても、平たん地の町でございます、周辺もそうでございますので、何も大変交通の便が悪いとか、いろんな意味じゃあないわけですので、私はスケールのメリットのある合併が当然現実としてまた考えていかんかんし、またそれに既にもうシミュレーションも入れてやっていくべきだと思っておりますので、2回目の質問ということでございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議 長 町長！

町 長 詳しく次の項目について6項目考えをお述べをいただいたところでございまして、私もメモをとりながら、私の考えをさらに申し上げていきたいなと思います。

まず、新清掃施設でございますが、現場は動いていないというようなこともお話もございまして、私はあらゆる立場で現地の状況を請負業者がいろいろな形で調査をなさっておる、設計協議をしているところでございます。また、請け負われた業者も、工事のスタッフを今選択をなさっておられるわけで、すぐにブルドーザーが走るという、そんな状況ではありませんが、決められた工期内にしていただけると。特に、この地域の共生という言葉が出ておりましたが、まさにそのとおりでございまして、嫌な施設が建つ、もうあのそばには寄りつかれないという、そんな状況ではだめでございます、環境の中心となる施設でございませ

て、青少年から高齢者まで集う施設づくりを目指したいと思っています。

それから、現清掃センターでございますが、26年5カ月と、本当に長きにわたって清掃センターが操業し続けてきたわけでございますが、いろんな皆さんのお力添えに感謝をした催しをさせていただきまして、その後どうするかであります、煙突はつぶすという約束もしておりますし、周辺の公共施設の取り扱いについては、さらにこれから協議をしなければいけません。町財政に大きな負担のならないように、実は国の方でお願いをして、国費を導入して煙突をつぶしたい、また周辺整備をしたいと思っているところでございます。逐一計画がさせていただき、その都度綿密に議会と協議をさせていただきたいと思っています。

それから、5カ年、50人、5億円の削減でございますが、それだけの果たしてできるのかどうかということでございます。内訳はどうかということでございまして、定年のお方もございますし、個人的におやめをいただくお方もありますし、また一昨年でしたか、死亡で亡くなった人が2人、3人とあったわけございまして、異常な事態もあるわけでございます。また、成績の悪い職員も実はおるのでございまして、病気で休みを続けていたり、もうあの職員かなわんなという、配置がえしても困る場合もありますし、悪い人は悪い人なりに私は対応していきたいなと思っているところでございます。厳しいようですが、役所は職員を抱え込む、生活保護を出すような機関ではありません。しっかりと与えられた仕事を分担していただこうと、そんな思いでございます。人を採用しますと、60歳まで役所は雇い切らなければいけないという、そういう役目はあるんです。我々には失業保険も、私は違いますが、職員にはないのでありまして、それだけ60歳までしっかりと働いていただこうと、そういう立場でありまして、町としては10年先、20年先が非常に心配だということで採用するのでは私はだめだと思います。今財政事情も厳しい、また新規事業もどんどんあるわけございまして、ここ二、三年でもいい頑張ろうと、そんな思いでさせていただいております。断層が心配だとおっしゃっておられましたが、私は、10年、20年先の広陵町のために今若い人を入れる、それは控えた方がいいと思っているものでございます。

また、単純労務職についての考え方でございますが、職員でさせておるのには余りにももったいないと思いますし、支援スタッフ、もう子育ても終わった、何か町のために仕事をしたい、ボランティアの皆さんもそんな思いでございまして、役所の方でいろんな仕事についていただく、そんな人たちに役所も一緒に見守っていただこうと、汗をかいていただこう、そういう支援スタッフの導入を現在考えているものでございます。こういう人には給料はお

支払いしません。しかし、先進地の市町村に出向いて、先進自治体に学んでいただいて、カンフル剤をこの町に打っていただこうと、そんな思いでございます。

また、3年期限の職員もアイデアを凝らして採用させていただいております。必要ならば3年間は、その3年雇用期限つき採用も考えていかなければいけない。若い人が結婚でおやめになる場合もあるわけでございますが、これは辛抱せいというわけにはいきませんので、若い人のおやめになる場合は、新しい人を採用しなければいけないと思います。定年につきましては、部長、課長の定年があるわけでございますが、この場合はあとの若い人でしっかり頑張れるかということをお願いしているわけございまして、いややりたい、やりますという意気込みを持った職員が大勢いてくれるのが確かな今回に踏み切ったことでございます。

また、人材育成でございますが、私は職員は、また町民の皆さんも資産でございます。重荷になってはいけないのでありまして、だれかがするであろう、町の役場の場合はだれかこの厳しいときはやってくれる、そんな思いでなくして、みずからやっていたらこうと、そういうことで資産としてしっかり磨いて、それぞれが知恵をお出しをいただこうと、そういう思いでございます。

それから、5番目の人に優しい事業でございますが、ゆとり、余裕が必要やと、そうでなけりゃあ心の優しさが生まれてこないということでおっしゃっておられました。私は思いを変えていただければきっとできると思います。役所に仕事ができるという、そういう思いを持っていただいて、町民のための幸せの仕事を私はさせていただいている、その気持ちが大事でございますが、ここは月給をもらうところやと思えば、これはもうできないと思いますね。町の職員はそういうように思いを変えていただく、心にゆとりを持っていただくようなことにはまずそんな思いをしていただくことが大事ではないかと思います。

市町村合併であります。葛城市を見守るということもおっしゃっていただきました。まさにそのとおりでございますが、私は葛城市の市長さんといつも最近のそんな状況をお聞かせをいただいている、そんな状況でございます。特に、葛城市も含めて、葛城広域圏は4市1町、会議をいつも進めているものでございまして、葛城市も含めた広域的合併も進めているところでございます。私は、さらに大きく、中和で、もう奈良市に次ぐ中和と言わないで、奈良県の中和が一番大きい県都であると、それぐらいの町に発展した合併を望んでいるものでございまして、この私の考えも多くの市町村長さんもおいででございまして、これからも引き続き議会とよく協議をしながら進めたいと思います。ありがとうございます。

議 長 14番議員！

1 4 番議員 ありがとうございます。ちょっと最後の全体的に、多少私と町長の考え方の違いはこれはあると、当たり前のごとでございませう。それで結構だと思ひます。ただ、ある意味でゴムと一緒に、ぎゅうといっぱい引っ張ってしたら、かなりどっかで無理がかかるんじゃないかなあという私自身の考え方であるわけだ。一番確かに収支のバランス、いろんな財政的な観点から見たら、それはひとつ大変、町長は現実に町政の担当者でございませうので、これは私は外から議会議員として言えるという、ただ批判的な立場での話もできる、当事者じゃございませう。これはわかっております。その意味でやはり今後この広陵町という本当の組織、これが合併がどうなるかがこうなるが、さすがに広陵町で育ったいわゆる職員さんであるなど、やはりどこへ出しても、またどこに合併しても仕事ができるという人にまたなってもらわないかんし、またなるだろうと思ひます。その意味で、行政は全部人を相手にするということだございませうので、町長の考えは考えとして、また私は私の考えも述べさせていただいたわけだございませうので、多少なりともぺっと1ミリでもせやなというのもしあったとしたら、取り入れていただければ幸せだと、こう思っております。終わります。

議 長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に、松浦君の発言を許します。

2 番議員 議長のお許しをいただき、質問させていただきます。

町長、再度当選おめでとうございませう。

私の質問は、地域を重点に置いた質問でございませう。2番議員の松浦敏信です。道路施設等の整備、点検についてお尋ねします。

この件におきましては、住民の切実なる声がか響いてきます。歩道の損傷と歩道の段差が高齢者、身体障害者（児）、年少者の通行に支障を来しているとの声が大であります。近年の交通情勢は、高齢者においては手押し車で、手押し車は足腰の弱った高齢者にとっては、つえがわりに使用する人が非常にふえている現状です。参考に、介護保険者が65歳以上で、ことしは14年度で5,032人、平成12年には4,307人、725人の増加です。1年につき145人がふえております。また、平成16年度の家庭看護用貸出事業における車の件数は36件になっております。これは小学校、中学校でも使用されています。このようなすべての交通手段に対して、歩道の段差によって生じる事故や困難は身障者、年少者においては生活上大変な苦痛になっています。

また、健常者には何の不自由も感じられないものであっても、身体障害者には過酷な労働

とも言われます。過去には町と関係者の人たちによって車いすで役場から、また公民館から使用されたことがあると覚えております。道の舗装、損傷等をチェックしていただいたと実際に参加された人から言葉です。この件に関するその後の対処、すなわち結果が敏速に住民に周知されていない、これがいわゆるきついです。お役所の現状とも言えるのではないのでしょうか。

また、何事も行った後は住民に報告していただきたい。町内の歩道や通学道路の点検を定期的に行っていますか。そして、高田赤部線の道路の路肩の損傷及び修理された後の傾斜ぐあい、町管理下にある公園の遊具の整備点検は、事故の予防の面においても早急の対応をお願いします。

町の管理の公園は29カ所ですか、あります。事故が発生してからは遅いので、この対応をどのように考え思っておられますか。私もこの6月2日、3日の梅雨時の雨の多いときにこの足で、この目で小さな状況を見てまいりました。本当にひどい状態で、道も人も泣いているのが痛切に感じています。人に優しい、人が優しいまちづくりのことは、文字が遠くなっているように思います。この点についても町長よろしくお願ひ、どういふぐあいに考えておられますか、よろしくお願ひします。終わります。

議 長 町長！

町 長 松浦議員の質問にお答えをします。

温かいお祝いの言葉を添えてくださり、ありがとうございます。

問題点、課題などについてご質問をいただきました。気になったんは、道も人も泣いているという厳しい言葉を添えていただいたこと、残念なことですが、答弁はまず歩道の段差であります。歩行者に優しくとの考え方から、バリアフリー工事を4年前から実施しております。真美ヶ丘地区は交差点の段差を小さくし、今年度で工事完了の運びとなっております。在来地区は通学路を重点的に歩道の拡幅も考え、実施しているところです。また、県道についても、田原本広陵線の百済地区において歩道拡幅の測量を実施しているところです。

雨水処理対策につきましては、地元要望を踏まえ、毎年オーバーレイなどにより水たまり等の解消を図っております。今後も継続してまいります。

また、公園の遊具整備点検におきましては、本年4月に都市公園、借地公園ともに一斉点検を実施し、事故防止のため整備を行い、安全対策に努めております。

今後ともよく地元の区長、自治会長さんと地区の安全な暮らしを守ることを基本に話し合

いを進めてまいりたいと考えています。以上のとおりでございます。

議 長 2番議員！

2番議員 ありがとうございます。なぜこのような質問をいたしますというのは、我が村の前議員であり、今区長である人の言葉ですが、私も一緒におりましたけども、工事の予定が前後しております。早々町と自治会側と綿密な連絡が薄れているのではなく、事業の予定の上で変わっているのかもしれませんが。例えば、トヨタ自動車から北へつく道を見ますと、本当に荒れております。ちょうど2年前に工事をしていただきまして、そのとき私が区長をしておりました。その半分の道が前後しております。先に区民から申請された方がまだ残っております。前の方は道のぐあいでは下水は南側へ下がるのがいいということで了解をしてつけていただいたんですけども、北の方の方がまだ残っておりますので、そういう点でどういう協議ということも悪かったかもわかりませんが、自治会と区長との連絡はどういうふうになっているかと、これもお聞き願ってほしいんですけども、よろしく申し上げます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今のご指摘の件でございますが、私もそのトヨタ自動車の部分からの内容については承知はいたしております。都市整備課の中でやっておる内容なんでございますが、一部分、場所におきまして継続して開発がされていた部分がございます、その開発の工事が終わるまで待とうという部分がありましたので、そういうことで前後したんじゃないかなというふうに思っております。その辺の事情をよく地元の区長さんなりとよく打ち合わせをしておけば、こういうこともなかったんだろうというふうには思いますので、今後ともそういう地元とよく連絡を取り合って進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思っております。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用われなかった一般質問につきましては、11日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 3 : 40延会)

平成17年7月11日広陵町議会
第2回定例会会議録（3日目）

平成17年7月11日広陵町議会第2回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	笹井由明	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
環境整備部参与	和田叙嗣	都市整備部参与	安川泰武
出納室長	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 上 田 勝 代 竹 若 学

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本会議を開きます。

(A.M. 10:00開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	広陵町農業委員会委員の推薦について
2	一 般 質 問

議 長 まず日程1番、広陵町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。まず、推薦の方法については、指名推選の方法により2名を指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって農業委員の推薦は、指名推選の方法により2名を指名することに決しました。

次に、指名の方法についてでございますが、指名につきましては、議長から指名すること
にいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、2名を議長より指名いたします。

坂口議員、竹村議員、2名でございます。

これより2名を除斥いたします。退室をお願いします。

(坂口議員、竹村議員 除斥)

議 長 ただいま指名させていただきましたとおり異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって農業委員会委員の推薦については、ただいまの指名の
とおり推薦することに決しました。

2名の除斥を解きます。

(坂口議員、竹村議員 除斥解除)

議長 次に日程2番、一般質問を行います。

8日の一般質問に続きまして、これより松野君の発言を許します。

12番議員 おはようございます。きょうは本当にたくさんの皆さんが雨の中、傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

では、一般質問に移らせていただきます。

まず最初に、平岡町長、ご当選おめでとうございます。私の方はお願いはしていなかったんですが、町長の後援会の方からこんなパンフレットもご丁寧に送っていただきましたので、このパンフレットをベースにして1問目は質問をしたいと思います。

まず、このパンフレットの中の公約なんですけど、このパンフレットには7つの公約が記載されております。この7つ全部についてやっていますと時間とりますので、大変基本の問題だなという3番目の「サービス低下しないで財政健全化のために大改革を断行します。5カ年5億円経費削減、5カ年50人の人員削減」、この公約について取り上げていきたいと思えます。

この公約につきましても、平岡町長は6月17日の奈良新聞の中で、行財政改革について発表されているわけです。人口も伸びているため、町財政は近隣の町に比べればゆとりがあるが、しんどくなってからでは遅い、財政健全化に向け、職員がどうにかなるだろうという安易な気持ちから脱却し、改革を進めないといけない。5カ年で歳出5億円、職員50人の削減を掲げ、町長給与の月額5万円カットを初め、歳費の見直しを行い、職員は少数精鋭でいきたいと、それから人材の育成に努めて、町のために働きたいというボランティアの応援支援スタッフとして活用するというので、行財政改革、この公約について述べておられるわけなんですけれども、この公約について、やはり町の職員さんは住民の行政サービスのために仕事をしていただいているわけなんです。今回このような目玉として公約されたわけなんですけれども、本当にこの今の状況でも、職員さんの状況を見ていますと、大変な状況があるわけなんですけど、この基本的な問題について、まず1番目、中・長期の具体的な財政計画はどうなっているのか、お聞きをしたいと思えます。今までも中・長期の財政計画について提出してほしいということを再々お願いしてまいりまして、1度中期の財政計画を出していただいたことありますが、全然今の実態と合わない状況になっていると思えます。この点について、中・長期の具体的な財政計画についてお聞きをしたいと思えます。

2番目、指定管理者制度の導入を前提として職員を削減されていくのか、この点についてお聞きしたいと思います。

指定管理者制度といいますのは、本当に皆さんも耳なれない言葉だと思うんですけども、国の方ではもう既にこの法律をつくってしまっていて、あと今年度、来年度中ぐらいにはこの指定管理者制度を広陵町で導入するかどうかを決めなきゃいけないんです。この指定管理者制度に当てはまるのが、例えばサービス公社だとか、図書館とか、そういう部分について、民間のもうけ、利益を出す企業も含めてそこに任せてしまうのかどうか、この住民サービスの低下に直結する、また住民負担が増大すると、このような大きな懸念を抱いた大変な厳しい内容の法律なんですけれども、広陵町ではこのような制度を使って職員の削減を目指しているのかどうか、重大な問題ですので、お聞きをしたいと思います。

それから、3番目なんですけれども、住民参加で議論をすることが本当に大切なんです。住民参加という言葉は、平岡町長からも時々お聞きをするわけですが、実態として本当に住民参加の状態がつくられているかという、大変大きな問題があると思います。これは先般、私どもの方は稲城市と、それから宮代町、これ埼玉県宮代町ですが、行きまして、宮代町の方ではこの住民参加について研修をしてまいりました。この具体的な点につきましては、後ほど寺前議員の方から質問をする予定ですが、この宮代町では、住民参加条例というざっくりその住民参加の条例を大勢の住民の方と五十何回も議論を繰り返しながら、住民の皆さんがいろいろな行政のいろんな分野に参加をして意見を述べて、それが施策として取り入れられていく、実現したかどうかまでチェックする、このような住民参加条例制定しているんです。ですから、やはり口で幾ら言っていたとしても、実態としては例えば先般も、去年も再々取り上げた馬見中3丁目の児童公園をつくってほしいという、ほとんど全部の住民の皆さんから署名届けられましたけれども、それも実現をしていただけないと、こういう状態もあるわけですね。ですから、住民参加どういうことなのか、やはりよく考えていただいて、住民参加条例を制定していただく、この点についてどのようにお考えいただいているのか、お聞きをしたいと思います。

2つ目ですけども、奈良県葛城地区清掃事務組合の運営についてです。

この事務組合といいますのは、皆さんまだくみ取りのところも広陵町では500軒強あるんですけども、このくみ取りにつきましても処理の施設が御所の方に建設いたしました。これは御所市とか、高田市、香芝市、あるいは北葛の地域で組合をつくって合同で処理しているんですけども、この組合の方に平成17年度の予算で言えば、広陵町は2億円負担し

ているんです。皆さんのくみ取り料の手数料以外に2億円負担しているんです。財政にやはり大きな影響を与えますので、この問題を取り上げたわけですけれども、まずその中の1番目ですが、アクアセンターの施設運営、点検管理、運転管理、アクアセンターユーティリティー等の管理業務の入札の実態は、適切な競争入札が行われているのかどうか、その実態についてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、かもきみの湯温泉ですが、この運営状況は一体どうなっているのか、この点についてどのように認識されているか、お聞きをしたいと思います。

3番目、組合自治体の負担について、広陵町でも、先ほど申し上げましたように、17年度2億円という大きな負担をしているわけなんですけれども、この負担が今の状態から見れば、ますますふえていく、くみ取りの件数は少なくなりますが、負担がふえていく、こんな懸念が今されているところですが、この見通しについてもお聞きをしておきたいと思います。

3番目、子供の読書活動の推進に関する法律の具体的な取り組みについてです。

これは平成14年でしたか、子供の読書活動の推進に関する法律という法律が国の方で決められたんです。世界的に見ましたら、日本の子供たちは読書をする率が非常に少ないというところが懸念されまして、国の方でつくられた法律なんですけど、私といたしましては、読書を法律で強要するということにつきましては大変違和感を覚えるわけですが、せっかくできた法律ですので、その環境を整えていくという点については大いに活用をしていただきたいなというふうに思っております。この点につきまして、広陵町での具体的な取り組みについてはどのようにしていただいているのか、お聞きしたいと思います。

2つ目が、環境を整備するということは大変大事なことです。とりわけ学校図書館、学校図書館にやはり学校司書の配置をしていただきたいというふうに一貫してお願いしているわけですが、3年前ぐらいでしたか、東小学校の方に学校司書の方が2年間配置された経緯がございます。その間は本当に東小学校の学校図書館の利用率が高くて、夏休みでしたら、1日の貸し出しが350冊を超えるという大変な利用だったんです。やはり学校に専任の学校司書、また今法律では司書教諭の設置が義務づけられてきているわけですが、置かなければならないという状況なんです。学校司書については義務づけられておりませんが、司書教諭については義務づけられてきている状況がありますが、この学校図書館司書の配置についてお願いしたいと思います。

それから、4番目が介護保険制度についてです。

この介護保険制度につきましても、先ほど言いました、これは東京都なんですけど、稲城市

に勉強に行っていました。稲城市では本当に積極的に取り組みをなさっていて、大変勉強になったんですけども、町の方でも、またこの稲城市に行ったときの勉強について、時間をとって町長も勉強一緒にしていただけるということで大変感謝しているところですけども、この中で特区、特区といまして今いろいろな特区があるわけなんですけど、広陵町も特区制度を活用しまして、農業の1反以上であれば売買できるというような、そういう特区も取り入れたわけなんですけども、この介護保険についても、過剰な老人福祉施設の歯どめというそういう形で、介護施設がたくさんふえますと、介護保険の方でたくさん使われる人が入居というか、入所されてきますと、介護保険の会計の方がやはり広陵町大変厳しくなってくるという、こういう問題もございまして、特区、過剰な老人福祉施設の歯どめとなるような特区を稲城市では実施しているわけです。この点について、また具体的には今後、先ほど言いましたように、町長あるいは議長等とも、担当者等とも話をし、勉強を一緒にしていきたいというふうに思っています。

今回、来年度から3期目の介護保険の見直しがあるわけなんですけども、介護保険を3年ごとに見直ししていくことになっているんですが、その見直しの前年になって慌ててその介護保険の計画を策定する委員さんを選んでいただいても、継続的に広陵町の高齢者の介護保険利用されている方がどうなっているのかとか、施設がどうなっているのか、そういう状態を把握しないで、いきなり計画を変えていくことに参加するわけですから、大変困難な状態に陥ります。ですから、この介護保険策定委員会をきちっと常設にしていく、このことが大変基本になるというふうに思います。稲城市でももちろん常設をしていました。そういう中で蓄積して、先進的にされているという状況でした。私も介護保険の策定委員会に入らせていただくことができましたので、細かいことについては策定委員会の方で議論をしていきたいと思いますが、まず基本的なこの介護保険計画策定委員会を常設していただけるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。以上です。

議 長 町長！

町 長 松野議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

冒頭に、再選のお祝いの言葉をいただき、本当にありがとうございました。

選挙出馬の際の公約についていろいろとご質問をいただいています。

まず、初めの中・長期の具体的な財政計画はどうかというご質問でございますが、現在平成13年度から平成22年度までを総括的に策定しております。国の三位一体の改革路線の中で、本町の財政事情も決して健全に維持することは厳しい状況であります。財政計画もち

ようど中間期となり、このほど平成16年度決算を踏まえ、次年度以降の収支の見通しを図るべき段階となっております。折から本年度の施政方針でも掲げております5カ年5億円経費削減計画においても、人件費や徹底した経費の節減によるもので、少々厳しい内容の中で、職員とともに知恵を出し合い、町民のために優しい心を持って、少々の労苦をともにして目標達成に努力いたしたい考えであります。

2番の指定管理者制度の導入のことではありますが、平成15年の地方自治法改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、公共団体に限定されていたこれまでの管理委託制度から、民間企業やNPOなどの幅広い管理運営の道が開かれたところでもあります。単なる民間導入により新たな行政経費の負担増につながることはないよう、先進事例を考察し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日までに移行することとなりますが、条例改正の時期等を踏まえ、現在検討をいたしております。

次、3番目でございますが、住民参加のことです。

当然地方の魅力はその町の住民の皆さんが創出しなければなりません。地域づくりは、そこに住む住民の生活感覚に根差した計画のもとに、住民自身の参加によって維持され、創造されるものであると認識しております。本町の行政にあつては、常々各種機関、団体の役職者につきましても、一人でも多くの方が行政参加体制がとれるよう、一人一役でお願いすることで実践しています。また、滞納者につきましては、みずからの職務に専念していただくよう役職をお願いすることのできない厳しさを持って対処しております。今後もボランティアの心を養生し、支援スタッフの導入などにより、地域住民がお互いに一つの目標に向かって支え合う責務を抱いていただくことが町の連帯感を高め、活性化していくものと考えております。

次に、2番でございますが、奈良県葛城地区清掃事務組合の運営について3点のご質問でございます。

まず、初めのアクアセンターの管理業務の入札の実態はどうなってるのかというご質問でございます。

アクアセンターの運転管理業務等につきましては、平成15年4月、本格稼働からアクアセンター施工会社の管理運営を専門とする子会社と随意契約で業務委託契約をし、適切な管理運営を行っております。

ご質問の2番目のかもきみの湯の運営状況につきましては、平成15年5月オープン以来、

平成16年度末までに入浴者総数として86万8,186名のご利用があり、本年度上半期中において利用者が100万人を超えると、組合事務局が予想をしております。有料入浴者につきましては、平成15年度は1日当たり1,369名、平成16年度には1日当たり1,271名となっており、1日当たり98名の利用減少となっております。今後も若干の減少傾向で推移するものと予想を立てておられます。今後の管理運営につきましては、指定管理者制度の導入等を検討し、運営経費の節減並びに運営の合理化を図らなければならないと考えています。

質問3の葛城地区清掃事務組合自治体の分担金の今後の推移につきましては、し尿処理施設アクアセンターは、平成15年4月の本格稼働から2年を経過し、設備工事の瑕疵担保期間が終了しており、修繕費の費用については平成17年度以降の施工分が有償となるとともに、設備の経年劣化等により、今後修繕等の維持管理費用の上昇傾向が予想されます。し尿処理数量につきましては、全体として平成15年度をピークに、対前年度比マイナス4%前後で推移していくものと予想されますが、組合の構成各市町における公共下水道の進捗並びに供用開始率により変動があります。したがって、組合の分担金の負担増減につきましては、市や町により格差が生じてくることが予想されます。本町の当初計画における分担金は、平成18年度で1億3,150万円、19年度で1億3,410万円、20年度では1億2,910万円と見込んでおります。

次に、3番でございますが、子供の読書活動は教育長が答弁いたします。

4番の介護保険でございますが、稲城市をご勉強くださり、ありがとうございます。今後は先進自治体のよさを本町にも取り入れてまいりたいと思います。

ご指摘の介護保険事業計画策定委員会の常設の問題でございますが、法令の根拠として、運営協議会等の設置義務はございません。しかしながら、法改正に向けた種々の検討、議論の中で、新しく創設を要し、改正介護保険制度の核となる地域包括支援センターの円滑な運営等に向けて、当該策定委員会をこのセンターの運営協議会として位置づけていくことも視野に入れて、現事業計画策定委員会で審議いたしたく存じます。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 松野議員の質問にお答えいたします。

質問事項3、子供の読書活動の推進に関する法律の具体的な取り組みについて、1つ、広陵町での具体的な取り組みは、2番、学校図書館における学校司書の配置はとのご質問でございます。

本町におきましては、子供の読書活動の推進に関する法律の施行以前から、各小学校において、始業前10分間読書を実施するなど、本に親しむ環境づくり等、読書意欲喚起のための指導を行っております。また、学校図書館に学校司書をとのご提案は以前からもいただいておりますが、現在町内すべての学校において、司書教諭の発令を行い、これらの司書教諭を中心として学校図書館の運営、充実に努めていただいているところでありますので、専任の学校司書を配置する考えはありません。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 では、1番目の質問について再度質問いたします。

この点につきましては、町長の所信表明あるいは公約についての問題ですので、町長の方でご答弁いただきたいと思っております。

まず、先ほど削減ということも再度お聞きしたわけですが、金曜日にたまたま何人かの議員の皆さんと、また平岡町長お越しいただいて、雑談という形でしたけれども、町長のこの50人削減の問題についてご意見お聞きしていたわけなんですけれども、そのときに指定管理者制度については、するつもりはないということをはっきりおっしゃっていましたが、そのときの話が本当であれば、ここの公の議場で町長、この指定管理者制度には移行しないということを明言していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか、それが第1点です。

それから、職員について、大変だけでも頑張ってもらいたいということをおっしゃっていますけれども、私が調べたところ、広陵町の職員さんの配置の実態なんですけれども、奈良県内で調べましたけれども、奈良県内の中で、人口比、人口の方はちょっと古い資料でしたので、平成12年の人口しかちょっとセットになっていなかったんですが、職員さんの人数につきましては平成16年4月1日現在の人数だったんです。12年から比べますと、広陵町は奈良県の中でも人口の急増地ですので、そのことを前提にして考えますが、まずその平成12年のどの実態の中でも、広陵町の職員さん246人、これは新しい数字使いますが、16年4月1日現在で246人の職員さんの総数になっておりますが、この246人の職員さんお1人の受け持つ町民の皆さんの人数です。これはこの12年の古い数字でいきましても、1人当たり127人の町民の皆さんを担当しているということになります。現在で言えば、3万3,000人ぐらいですから、135人ぐらい、1人当たり職員さんが担当していただいていることになるわけです。私は北葛とか奈良県内ざっと調べましたけれども、広陵町が一番1人の職員さん、町民の方あるいは市民の方請け負っている人数が一番多いんです。奈良

市ですら112人、そして例えば河合町でしたら88人、ほかにもいろいろ調べましたけれども、市になったら職員さん削減できるというような合併の中での話がありましたけれども、現状で言えば、そのような市よりも1人当たり受け持つ町民の数というのは一番大きな数になっていて、これ以上50人も削減するということについては、大変大きな住民サービスに支障を来すということになるのが大きく懸念されるわけなんです。町長はこの実態、数字を知った上でこの公約を出されたのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、これは4月だったか、5月だったかですけれども、広陵町の方のパートさんの人材登録募集というチラシを折り込みで出されたわけなんです、各種ボランティア及び臨時的雇用への人材登録募集ということで、いろいろ募集されておりますが、このときの募集実態、応募実態についてどうだったのかということ、ボランティアの方も含めてお聞きをしておきたいと思います。

その中で、3回目に質問いたしますが、それと臨時職員さんなんですけれども、人数も去年平成16年度に比べて、17年度、正規の職員さん減らそうだけじゃなくて、パート、臨時の職員さんも減らしている、これが実態だと思います。ますます、例えば学童保育の指導員さんの人数とか減ってきていまして、大変厳しい状態なんですけれども、このパートの、あるいは臨時の職員さんの人数どうなっているのか、そういう資料を議会の前にお願ひしたんですけれども、これは名前は出せないということをおっしゃったので、すぐにはつくれないということをおっしゃったので、部署と人数ということをお願いしましたが、その数字すらきちっと報告すらしていただけない。一体どうなっているのかというふうに思います。当然、人数は把握していただいていると思います、名前も含めてです。ですから、その点について、現在一体正確に学童の指導員さん何人とか、実態についてお聞きしたいと思います。2回目、以上お願いします。

議 長 町長！

町 長 いろいろご質問をいただきましたが、順を追ってご説明を申し上げたいと思います。

まず、指定管理者制度でございますが、私は指定管理者制度の導入は新たな経費負担が必要でございます、現在の役所運営につきましては、職員が一生懸命頑張ってくれていますので、現行制度を維持したいと、指定管理者制度については早急に導入するということは考えておりません。しかし、他の市町村の先進自治体は、どしどしこの応募を求めているわけでございますので、そんな実態をよく勉強はさせてもらうというお答えをさせていただいているところでございまして、現行制度では新たに乘るものではないという考えでございま

す。

2番の職員の問題でございます。現行職員をさらに50人を減らすというのには、これ以上削減すると支障が出るというようにご指摘をいただいているところでございます。市町村によりまして、いろいろ特別事情があるわけございまして、保育所が町ですべてをやっていると、また幼稚園もすべてをやっているところもあります。王寺町の場合は保育所、幼稚園はやっていないんですね。すべて委託をしている、民間にさせているわけです。また、ごみ処理も町ですべてをやっているところもありますし、し尿もそうでございます。我々はし尿は一切しておりません。すべて民間委託をお願いをしている。ごみにつきましても、収集をお願いしている。それぞれ町に特色があるんです。病院も直接経営をしているところもあります。学童保育にも多額な人員をかけているところもあるわけです。我が町では特別な施設を、グリーンパレスとかサン・ワークを持ってありますが、こうしたところはサービスが行き届いた、職員も多く費やしているということが言えると思います。職員の対比は、昔は100人に1人、今は120人、130人というように数字はどんどん伸びてございますが、いろんな事務機器の発達によりまして、また民間との競合もございまして。現在は職員は大変よく頑張ってくれているわけでございますが、さらに町には経費を減らして、その経費分については住民サービスに回していこうと、そういう意気込みで頑張っているところでございますので、私は50人の削減をしても十分サービスには支障はない、役所の職員にも支障はないと、そういう判断を持っております。また、この支障な部分につきましては、単純的な労務につきましては、専門のボランティアと支援スタッフによりまして対応をしていきたい、また民間のノウハウを生かして進めていきたいなと思っているところでございます。ボランティアの募集状況につきましては、その都度募集をし、また常時募集事務を福祉センターの方でさせていただいているところでございまして、今いろいろPRを重ねているところでございます。以上のとおりでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 指定管理者制度につきましては、金曜日にお話をお伺いした形で今お伺いいたしましたので、指定管理者制度を当分導入をしていただかないということをご確認したと思っております。

それから、財政の問題なんですけど、なぜ人件費の50人、5億円の削減かという、そもそも根本的な問題なんですけれども、例えばほかに幾らも経費削減できる、見直しできるところがあるのではないか、あるいはあったのではないかと云々を言えません。新清掃センタ

一の方は全体で118億円の予算でしたけれども、施設について、RDF炭化方式に決まったわけですが、私どもの方では、もっと建設費あるいは維持管理費の安い方法で、生ごみの堆肥化とか、あるいは大変ごく少量にした可燃ごみの焼却とかということをご提案してまいりましたが、残念ながら大変経費のかかる負担の大きい処理方式になってしまいました。また、今後におきましても、周辺整備あるいは維持管理が今度は15年間で当初34億円の試算を町の方はしていましたが、60億円まではかかっても認めるというそのような契約も企業と結んでしまうという、私はやっぱりこういうところにこそきちっとメスを入れていけば、このような無謀な職員さんの削減をする必要はないということをご指摘せざるを得ません。

そういうところで、中・長期の財政計画、今度決算後に出すということでしたが、中・長期計画出したら出しっ放し、これでは全く意味がないんです。出したら、せめて1年に1回はその計画と整合性がどうだったのか、外れてきたらどこが原因だったのか、それを議会、住民にも明らかにして、ともに議論をしていくことこそが大切なことなんですが、今後そういう形の中・長期財政計画見直しについて、議会にも資料を提供し、毎年そういう議論をしていただけるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、職員さんの件なんですけれども、先ほども言いましたように、財政の問題でやりくりができるんですが、ただ広陵町の中で、今町長がおっしゃいましたように、いろんな特徴がそれぞれ自治体あるのは当然なんですけど、広陵町は本当にサン・ワークとか、あるいはグリーンパレスとか、いろんな施設があって、そこにも職員さんを派遣し、仕事が多いんです。削減するということでは、ヘルパーさんは全部臨時職員さん、パートですか、ですし、学童の指導員さんもみんなパートさんですし、やれるところみんな削ってスリム化しただけのこういう人数だと思います。たくさんの仕事を抱えた中での人数なんです。ですから、そういうケース・バイ・ケースを考えましても、やはり広陵町の職員さん1人当たりの仕事量は多大だと言わざるを得ません。最近、私もちょこちょこ図書館へ行っているわけなんですけれども、図書館の貸し借りのコーナーでも大変長い列ができていたり、それから私も担当の方と相談したいと思いついて係の方に伺っても、外へ出る担当の方なんてなかなかつかまらないと、こんな状況がございまして。さらに、これを50人減らすということについては、とりわけ広陵町の職員さんの厚生につきましては、お弁当を食べるときも休憩所もないという状態で、自分の机で、とりわけ議会の人でしたら、窓口に町民の皆さんがひっきりなしに来られるわけですから、お昼も落ちついて食べれないような状態の中で仕事をなさっているんです。体壊されても仕方がないなというように私は心配します。2年前はたくさんの方が退

職されまして、体壊して、過労ということではないでしょうけれども、亡くなられた方もございましたし、そういう懸念もせざるを得ません。そういう中で、職員さんの50人削減というのは、上から町長の方が押しつけるやり方ですので、これは職員さんの方も大変不安をお持ちだというふうに思います。これはやはり職員さんの方からきちっと、この仕事は削れるけれども、この仕事はどうしても必要なんだとか、あるいは住民の方からは、このサービスはカットしてもいいけれども、このサービスはぜひ必要なんだとか、そういう議論の中で積み上げていって何人削減できるのかという話が出てくるのが当然なんです、今町長の方で提案されておりますが、このような形で住民参加、そして職員さんの声をきちっと積み上げた形でしていただくことをお約束いただきたいんですが、その点について再度ご答弁お願いしたいと思います。

それから、ボランティアなんですけど、これについても募集されましたけれども、ボランティアはほとんど募集なかったんじゃないでしょうか。そして、この中でも看護師さんも今はまだ応募されていないというふうに思います。といいますのは、デイサービスの方は、これは町長の方が以前に定員の25までですか、とるように、受け入れるように整備するとご答弁いただいていたんですが、実態は全く改善されておられません。というのはやっぱりこのパートさんの募集の条件がやはり悪いのではないかと、一般の募集、きのうもたくさんチラシ入っておりましたが、ちらちらと見ましたけれども、特に看護師さんについては条件が非常に悪いと、応募されないのも当たり前だと言わざるを得ない状況だと思います。ですから、こういう点について、とりわけ絞って言いますと、デイサービスの25人定員までの受け入れできるように再度努力していただくということを確認したいと思います、町長ご答弁お願いしたいと思います。

それから、あとボランティアについて、時間がもう余りありませんけれども、ボランティアにつきましても、募集されましても、なかなか町長思われるほどの応募はないと思います、実態のところ。そして、ボランティアをしようと思っても、補助金は削減されて持ち出しが多くなるばかりだし、安心して活動できる場所が確保できない、いろいろな重大な問題を抱えておりますので、今回このボランティアについては次回に送らせてもらいますので答弁要りませんが、至急にそういう実態を把握していただきたいと思います。

1 問目についての質問は以上で終わります。答弁をお願いします。

議 長 町長！

町 長 順を追ってご説明、答弁をさせていただきます。

50人を減らすというのは大変苦痛なようでございますが、私たちがやるんです。議会の方で心配をくださっていますが、職員は一生懸命私はやってくれると思います。基本的には民間人による行政改革推進委員会、行革の委員さんがおいででございまして、十分議論を尽くしていただきます。また、職員にも議論を重ねていただいて、検討をできること、職員の提案として行革の委員会とよく連携をしながら進めていきたいと思っております。私の発案で一方的に、強制的に進めているものではありません。やはりこの際、極めて厳しい状況であるけれども、職員として町のために頑張っていこうと、そんな思いを変えなければこれはできないことございまして、決して楽をして得をしようと、そんな物の考え方をしておきますと、この町はつぶれてしまいます。職員もしっかりと意識を改革し、町のために働いていただこうと、その思いをしているものでございます。私は職員もしっかり考えていただくことにしております。

また、デイサービスの25名のことでございますが、私は改善されていると思っております。25名来ていただいたら幾らでもお受けするんです。今それだけの人がおられないということでございまして、私はそのことを、松野さんがおっしゃっていることを職員に言っております。なぜとらないのかと、いやとってます、お客さん来られないんです、私そういうように担当者が答えているんですから。今、社協の局長、常務理事来ていますが、再度答えさせますが、改善はきっちりしております。お客さんがおられない状況で、とれとれとおっしゃっても、これは考え方違いでございまして、きっちりと申し上げている、後でそのことを確認させます。

また、ボランティアにつきましては、安心安全の職場でない、募集はないのではないかと、いうふうなことございまして、広陵町のために何か頑張りたい、もう子育ても終わった、何か町のために努力したいと、そういう人は随分多くおいででございまして、役所の体制をしっかりと説明を申し上げて、一人でも多くの方が町のために汗を流していただこうと、いい知恵を出していただこうと、そういう思いで募集をさせていただいております。非常に明るい見通しを私は持っておりますので、どうぞご理解とPRの方よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 健康福祉部参与！

健康福祉部参与 社協の方で町と連携しまして、4月に臨時的雇用、それからボランティアの方の募集をしております。先ほどおっしゃいました看護師の件なんです、6月末に1人応募がありましたので、松野議員さんがおっしゃっているように、補充は全然ないということ

ではございません。それから、町長の話の中にありましたように、現在入所を希望されている方を拒否しているというはございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 12番議員！

12番議員 実際にとしに入ってからですが、お1人拒否されたという経緯がございますので、答弁と食い違ってますので、今後また相談していきたいというふうに思います。

次の質問に行きます。

2番目なんですけど、かもきみの湯の入札状況が随契でほとんど建設業者が独占しているということについては、大変大きな問題があるというふうに思います。この随契についてやはり改めていく、適切な入札をしていくという必要があります。その点についてと、それからかもきみの湯なんですけど、当初1日800人利用あれば採算とれるというふうに見込まれていたところが、計画よりもたくさん利用があるにもかかわらず、実態は赤字なんです。これについて、なぜこの計画より利用が多いのに赤字になっているのかということについては、きちっと追及していただかないと困るんです。それについて赤字という実態を把握していただいているのかどうかということと、それから私たちはなかなか組合議会の方は参加することができません。議会では議長が参加できますが、なかなか私たちは議場にいさせていただけませんので、組合議会の方に行くことできないんですけども、議事録等いろいろ調べましたら、資料を、そういう実態が明らかになりました。それと、中継地、広陵町は高田の方に借りているわけなんですけど、中継地の負担についても、御所の方では大変努力して軽減してきているんですけど、広陵町も努力してほしいという要望が出ています。ですから、この中継地の使用料を減額していくためにどのように努力していただけるのかということを含めて、それと私が今指摘しました赤字の問題の認識について、入札の問題について再度お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 アクアセンターのいわゆる管理委託について、随意契約ということでご指摘ございましたけども、あの施設を設置いたしました会社の子会社である住重環境エンジニアリングという会社が管理をしております。やはり設置された機械に精通しておるということで、そこへ委託をしているのが実態でございます。当然、管理者会議あるいは担当部課長会議も開催されまして、管理の実態について相当厳しいチェックをさせていただくように努めているという実態でございます。将来的には、包括的民間委託という方向になってくるかとは思いますが、現時点におきましてメーカーの言いなりの管理費を支払っているという

実態ではございません。相当厳しい契約内容でやっておるということをご理解いただきたいと思えます。

それと、かもきみの湯について、1日800人で大体採算がとれるという当初の見通しではありました。しかしながら、オープンに先立ちまして、利用料金について組合議会の方でも十分議論をいただきまして、大人の入浴料が1人500円ということで、他の類似施設と比較しましても安い価格を設定されております。子供は当然半額の250円ということで、利用者は当初予想よりも多いわけですがけれども、その実態は議員ご指摘のように、若干の赤字が出ているということをお我々も認識をしています。今後は、利用者がこれだけあるのに赤字だということですので、指定管理者制度ということも視野に入れて、管理運営形態を検討してまいりたいというように今議論をしているところでございます。

それと、中継地の負担についてご心配をいただいておりますけれども、中継地につきましては、現在366万円だと思えます、年間使用料を支払っております。これは大和高田市と広陵町のし尿について、現在大和高田市に所在します中継地をお願いをしているわけです。これを安くするということになると、いろんな方法を考えねばなりません。広陵町で中継地をつくれるかどうか、つくるとしても相当な費用がかかります。我々としては、この中継地をできるだけ長く使わせていただきたいと考えているのが現状でございます。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 12番議員！

12番議員 かもきみの湯なんですけれども、500円と250円ということで赤字なんだということでしたが、当初やはりそれは採算とれるということを前提でしたし、それから民間のおふろ、たくさん今あるわけなんですけれども、そこも今大変サービスが激化していて、それにその程度の値段で入れるところも幾つもあるわけです。それで採算とれてるわけですから、やはりこれは経営的な努力が足りないと言わざるを得ないわけですので、これは組合議会あるいは担当者会議の方でしっかりと議論をして、問題点を洗い出して解決していただきたいと思えます。

それから、中継地点についてですけれども、別に新たに建設する必要はなくて、こちらの方が使わせていただく量もどんどん減ってきているわけなんですから、使用料を安くしていただく交渉をすることが基本です。それは他市町村からも、特に御所市の方からは強く求められている内容です。ですので、これについてもそういう形で努力していただくことをお願いして、2番目の質問は時間がないので終わりたいと思えます。

3番目に移ります。

議 長 町長！

町 長 今あの中継地で使用料を安くせえと、そういう努力をせよというように議員さんはおっしゃっているわけですが、現在の中継地のある環境をご存じないと思います、先生は。基本的には中継地が老朽化しているんです。また、高田市の周辺のお住まいなさっている人に大変環境に迷惑をかけているんです。こういうところに対しての環境整備、周辺整備をしなければいけない。また、業者はちゃんとやってるんです。これらの費用負担を求められて、その負担について上昇しているんです。ですから、ただ単に使用料を安くせえと、そんなことでは私はだめだと思います。必要な費用は負担して、そして適正な価格で使用料を納める、これが正しいご質問ではないかと思いますので、申し上げておきます。

議 長 12番議員！

12番議員 さまざまなそれぞれの状況はありますが、やはりこれは話し合いの中で解決できる部分あると思いますので、重ねてお願いをしておきたいと思います。

それから、言うたらこの負担金も予定よりも大変負担金ふえているわけですし、先ほどの予定の額には到底ならないです、18年、19年、20年。ですから、そういう細かいところもきちっと目を通し、そしてしっかりと広陵町の代表として意見言っていたかかないと、ますます広陵町財政、こういうところでこそ頑張ってもらいたいわけですが、町長。人員削減とか、そういうところもさておき、ぜひこういうところを頑張ってもらいたいというふうをお願いしておきたいと思います。

指定管理者制度については大変問題ですので、それはやめるように町長、これも頑張ってください。

それから、子供の読書活動の件なんですけれども、これは地方公共団体の責務といたしまして、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえて、子供の読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有するということです。これは計画を策定する必要があるんですが、市町村の方は子供読書活動推進基本計画、これを策定するように努めなければならないということになってるんです。従前から読書活動、広陵町の公立図書館を中心にいい活動をしていただいていることは私も大変認識してまして、うれしく思っているわけなんですけれども、さらなるやはりその上に蓄積をしていく、本当に広陵町の子供たちが読書を踏まえて豊かな人生を送れるように一層努力する責務があるのではなからうかというふうに思います。ですので、市町村はそのような計画を策定していただきたい

んです。とりわけ5年間で、1年間130掛ける5で650億円の学校図書館の蔵書を補助する、そういう補助制度、国の方つくっておりますので、蔵書のさらなるたくさん充実していくということをぜひ検討していただきたいんですが、この点について教育長どのようにお考えでしょうか。

それから、奈良県の新しい県立図書館には子供のコーナーがないんです。ですから、大変各あちこちからも不信とか疑問とか要望とかあると思うんですけれども、やはり奈良県が中心になってこのような計画を策定し、推進していくということになっておりますので、奈良県の方にもこのような子供の読書計画について積極的に指導的役割を果たすように要望していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、学校司書を置いているからいいんだということですが、それは私も知っております。しかし、置いていただいているだけで、本当に専任で学校司書教諭、司書教諭の方が専任で置いていただいているんだったらいいんですけれども、普通の仕事をこなしながら、片手間でやらざるを得ないという状況なんです、実際は。だったら、図書館の仕事は大変やり出したらいっぱいやることがあって、大事な仕事になりますので、学校の心臓と言われていくような状況ですので、心臓にまで高めていくためには、やはり専任の司書教諭、あるいは学校司書が必要です。あわせて、学校司書教諭と学校司書あわせて設置していくようにという、そういう方針もこの中に盛り込まれております。そういう点について、やはり今までどおり置かないというあっさりしたお答えでは困ります。これについて再度検討していただけるかどうか、司書教諭については時間を軽減するという事は抜き差しならない大事なことです、再度ご答弁をお願いいたします。

議 長 教育長！

教 育 長 学校図書の今お話が出たわけなんですけれども、蔵書のことについての予算的なことについてはまた局長の方から答えますので、そちらの方に任せておきたいと思うわけなんですけれども、今言われました学校図書館司書のことについて私の方からお答えしていきたいと思いますが、今町内の小・中学校の司書教諭23名、その資格を持ってやっているわけなんですけれども、特に今専任というようなこともあるわけなんですけれども、現実といたしましては、やはり係活動を通じて図書館運営していく、こういうことも子供たちがこれから大きくなっていくときにはいいことじゃないかなと、このように思います。たしか奈良県の中にも私も知っているところでは、ボランティアの司書教諭が来ていただいてやっていただいているところもあるわけなんですけれども、現実といたしましては、今例えばそういう図書の専門

の方置いていただく、そういう財政的なゆとりとかというふうなことから考えていきますと、私としてはまだまだ考えていくところもあると思いますし、先ほど言いましたように、子供たちがやっぱり自主的なそういう図書館の活動というものをしていくのもいいのじゃないかなと、このように思っております。特に、中学校の方ではやっぱり生徒会を中心とした係活動、そういうものの充実の中で子供たちがやっぱり自分の学校を自分らの活動の中でやっていくという、そういう気構えというのも出てくるんじゃないかなと思っております。

蔵書の予算のことについてはまた局長の方から出ると思いますので、そちらの方にお任せしときます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいま教育長がお答えをさせていただきました図書の関係の経費でございますけれども、議員もご存じのように、交付税算入額を上回る基準額で各学校の予算を配置させていただいておる現状でございます。金額的に申し上げますと、交付税算入額の基準額とされておりますのが、小学校では2万3,722円、そして中学校では4万6,533円という基準額がございますけれども、それぞれ図書経費として図書購入費としての予算計上をさせていただいておりますのが小学校で3万円、そして中学校では5万円という配置をさせていただいておる状況でございます。それと、教育長の答弁の中にもございましたように、それぞれ司書の教諭を中心にさせていただきまして、児童図書係をそれぞれの学校が決めて係をつくり、そしてその図書係の子供たちが自主的な学校の図書館運営というものを現在行っております。そして、おっしゃっていただきました子供と読書活動の推進に関する法律の具体的な取り組みにつきましても、衆議院文部科学委員会における附帯決議にもございますように、あくまでも子供たちの自主的な運営を見出していくような方策というものを現在とっているという状況でございます。既にご存じのことと思いますが、よろしく願い申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 私は、学校図書館の位置づけが十分理解していただいていないなというふうに思わざるを得ません。といいますのは、学校図書館に人がいるというのは、学校図書館あるいは公共図書館の方もご存じだと思いますが、携わっている人は本当に切実に願っておられることなんです。そういう運動の中で、本来は学校司書という要望強かったわけですが、それが学校司書教諭という形で配置、法律で義務づけられたんです。でも、法律で義務づけられて置いてるからいいんだ、じゃ中身が何にも向上していないわけです。ですから、そういう

ところが今大きな問題となって、それで今回の法律の中でも、司書教諭の、そこまで踏み込んだ法律の具体的な文章にはなっておりませんが、趣旨としたら、やはり司書教諭なり学校司書を置いて専念させていくという方向でつくられた法律だというふうに思います。そういう中で、学校図書館の蔵書も基準に満たしているから大丈夫なんだと、そういう発想自体がやはりこれから地方分権の中で、それぞれの地方自治体の特色を出していこうという中で、大変おくれた考えと思います。やはりこの広陵町の子供たちをどのように豊かな子供として社会で育てて活躍してもらえるかという大きな視野をもって、この広陵町の学校図書館も、公共図書館はかなり人気があって、利用も多くて、本当に周りからも評価されているんですが、そしたらどうして学校図書館も自慢できる学校図書館にしていこうという積極的な……。

議長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

次に、八代君の発言を許します。

1 1 番議員 議場のご在席の皆さんおはようございます。議長の許可により登壇いたしました1 1 番議員の八代でございます。本日は、傍聴席には悪天候にもかかわらず、ほぼ満席の状態でご傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。これも皆様方の町政に対する関心の深さ、そう考えますと深い敬意を表させていただきます。

まず最初に、6月5日の町長選挙で平岡町長が圧倒的な得票差で再選されました。心からお喜び申し上げますとともに、健康に留意されまして、第2期平岡町政が実りある町政になりますことを期待いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

それでは、本日2つの質問をさせていただきます。

1 番目の質問は、馬見中、馬見北地区に交番もしくは駐在所の新設に町の積極的な対応をお願いしたいということでございます。

本町では現在、1 交番、3 駐在所、それによって町内の安全確保に当たっていただいております。しかしながら、馬見中、馬見北地区にはこのような警察施設はございません。本町には5つの町立小学校と2つの町立中学校がございます。町内をその小学校5つを基準に校区に分けております。当地区真美ヶ丘第二小学校に馬見中、馬見北地区は属しております。そして、真美ヶ丘中学校もその中に位置しております。本年の5月1日現在におけます町立小学校5校の児童数は2, 3 6 2名でございます。そして、中学校2校、児童数は1, 1 4 2名でございます。合わせて3, 5 0 2名の小・中学校児童が学校に通っております。うち当地区の小学校、真美ヶ丘第二小学校は8 4 5名の児童が在籍をしております。そうしまして、真美ヶ丘中学校の方は5 4 2名、合わせまして1, 3 8 7名でございます。3, 5 0 2

名の全児童数のうち39.6%を占めております。ざっと40%でございます。そして、この数字は今後ますます上がっていくことは必至でございます。なぜなら、当地区は現在でも本町一番の人口過密地区であります。また、馬見中3丁目は今もかなりの規模で宅地造成が、そして分譲、建築が進められております。その他の馬見中地区、馬見北地区も住宅は建設、入居相当進んでおりますけれども、今なお更地のままの区画もたくさんございます。それが順次住宅の建設が進められておることは皆さんもご存じのとおりであります。したがって、当地区の人口は今後とも増加することは必然であります。それに対応するため本年、真美ヶ丘第二小学校は4つの教室の増設工事をこの5月から既に着手しております。また、幼稚園の増設も同じでございます。人口過密地区と申しましたけれども、良好な住宅環境、生活環境の中での戸数増加であります。児童数の増加であります。日本全体あるいは奈良県全体が人口が伸び悩んでおりますけれども、本町は着実に人口が伸びております。奈良県内でも町としましては非常に元気な若い明るい町、こういうことになっております。こういうことは広陵町の発展のためにまことに結構なことでもあります。しかしながら、それには前提がございます。犯罪のない明るい町であることが前提でなければなりません。近年、各種犯罪が増加し、悪質な交通事故も増加しております。また、年少児童をねらった性的犯罪も広陵町の近くで発生いたしました。このような犯罪はその児童はもちろん、その両親もちろん、その地域社会に深刻な事態をもたらします。

以上のような観点から、馬見中、馬見北地区にぜひとも交番等の警察施設の設置をしていただきたいというのが当地区の大きな多くの住民の声であり、私にも町の方にも寄せられております。平成16年10月6日、町長は警察機能の充実についてという要望書を高田警察署長に出されました。ちょっと参考のために読ませていただきます。「平成16年10月6日。高田警察署署長山口功様。広陵町長平岡仁」、題は「警察機能の充実について」という要望であります。「初秋の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は防犯、交通安全等、町行政に対し何かとご尽力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本町におきましては、大都市のベッドタウンとして、真美ヶ丘地域の人口が増加し、現在では3万3,000人を超すに至っており、今後もますます人口増加が見込まれます。一方で、犯罪、交通死亡事故などが後を絶たず、住民の不安が日増しに募ってきている状況にあります。本町では現在、1交番、3駐在所で地域の安全に当たっていただいておりますが、特に馬見中、馬見北地区の人口過密地域に警察施設がなく、地域からも警察体制の強化について要望があり、苦慮しているところでございます。何とぞ現状をご認識い

いただき、夜間対応のできる施設が広陵交番1施設のみでありますので、緊急時に昼夜を問わず連絡でき、住民の生命と財産を守っていただける警察機能の充実をいただきますようご配慮のほどよろしく願い申し上げます」、このような文書を出しておられます。多少おべんちやらを言わせていただければ、さすが町長だなど、住民のニーズをよく把握しておられると敬服しておりますが、これも交番が早急にできたときに改めてささげたい、このように思うのであります。

そこで、お尋ねをいたします。馬見中、馬見北地区に駐在所等の警察施設の設置を県、県警等関係官庁に広陵町として今までもやってきていただいておりますが、より一層強力に要請していただきたく思います。町長の見解をお尋ねいたします。

続いて、2番目の質問であります。

ごみ減量についての取り組みについてであります。

近年における広陵町の最大の懸案は、ごみ処理問題であります。町長、三役あるいは関係部局の職員の方々が、現清掃施設、新清掃施設の地元地区の区長、自治会長と精力的に対話を重ね、今日の段階に至っております。5月11日に古寺地区におきまして、新しい清掃センター施設の安全祈願祭着工がなされました。そして、6月30日に現清掃施設の可燃ごみの処理が終了いたしました。そして、経過措置として中間処理の一部使用が地元自治会、南3丁目を中心とする地元自治会との協定も発効いたしました。新清掃施設の地元古寺地区、周辺地区の広瀬、中、百済地区の皆さんの大変なご理解を得て、今申し上げたように工事に着手できることになりました。この件は本当に真美ヶ丘の一員としまして感謝をしているところであります。そしてまた、現清掃施設も一部使用を認めていただいた地元馬見南3丁目の住民の方にも感謝をしております。そして、ごみ処理問題が大きな山を一つ越えたのではないかと思います。

ここからが質問の本旨なんでありますが、町は昨年12月から今年の2月ころにかけて、ごみ問題について大字地区、真美ヶ丘地区の全地域において、昼夜、休日を問わず幹部職員がごみの現状について説明会を開催され、ごみの減量、分別の徹底について住民各位の協力を得るための努力をされました。そして、住民各位の意見も十分聞かれたことと思います。今まで新施設関係地区、現施設関係地区との話し合いは非常に精力的に行われました。しかしながら、これは出されたごみの処理についての問題でございます。平成17年6月30日という時間が限られた問題でありましたため、最優先の点も当然のことと思います。しかし、ごみを出す方の全住民3万3,000人、1万400世帯、年間ごみ排出量約1万1,000

0トンであります。このごみを出す方の全住民にもごみ問題に関する実情を詳しく説明し、ごみ問題の重要性を十分認識していただく必要があると考えます。先ほど言いましたように、1度はやっていただきましたが、もう一度ぜひとも、2度もやっていただきたい。といいますのは、1回目は住民の声を聞かれた、それを参考にしてほしい。そして、その間状況の変化もある。さっき言いましたように、新施設の着工、現施設の一部続行、あるいは可燃ごみの町外処理等々あります。また、先ほど松野議員も言われましたように、新清掃施設の建設には、一般会計予算約118億円に匹敵する、と同額のあれが新清掃施設にかかります。また、町外施設にもかかります。そういうことで、町財政とごみ処理との関係、あるいは指定袋製の検討等々、そのような情報を住民に積極的に説明し、理解をしていただき、そして協力を求めることがどうしても必要とあらば、率直にお願いをする、もうこうした段階になっているのではないかと私は考えます。町長初め、役職員のご苦勞をかけることは十分理解した上で、その問題をお尋ねいたします。以上です。

議 長 町長！

町 長 八代議員から温かいお氣遣いをいただいた再選のお祝いの言葉をいただき、ありがとうございました。

まず初めに、人口急増地に対する駐在所の新設についてということで、町の対応をご質問をいただきました。お答えをいたします。

ご指摘の地域は人口が急増地であり、地域住民の安全で安心な暮らしに必要な警察施設の設置をかねてから高田警察署長、県警本部にお願いをしておりました。そのお願いは、先ほど議員が公文書でお示しをいただきましたとおり、警察機能の充実ということで、現状の認識、そしてその対応をお願いしていたものでございます。八代議員から早くからお聞きをしておりましたので、このたびの町長選挙が終わりましたらすぐに高田警察署長お会いさせていただきました。また、県警本部にも出向きまして、部長さんにお会いをして、その後の経過等をお尋ねをしてみました。部長さんからは、警察幹部会議の席上で広陵町の真美ヶ丘地区の治安維持のために、警察施設の設置が必要である旨、書類としてまとめられており、協議が進められていると、確かな報告を受けたところでございます。今後さらに早期実現を目指して強く要請をし続けてまいりたいと思っているところでございます。

2番のごみ減量についての取り組みでございまして、常に八代議員は、町のイベントにつきましても、ボランティア活動を通じてごみ拾いを実践くださっておられます。また、町のごみ問題に力強いお取り組みをくださっていることを感謝でございます。このたびもよいア

アイデアをお出しくださいました。ご指摘のとおり、ごみ減量についても今後も引き続き説明会やあらゆる機会をとらえ取り組んでまいりたいと考えているところでございます。ご提案いただきました他の町の取り組み状況などについても精査し、住民の皆さんに情報を提供してまいりたいと存じます。

また、指定袋の問題やごみ処理費用の実情などもお知らせし、住民の皆さんのご理解と協力をいただけるよう努めてまいります。特に、指定袋については、モデル地区を指定して試験施行をすることも考えているところでございます。

以上のとおりでございます。八代議員の質問にお答えをいたします。

議 長 11番議員！

11番議員 それでは、1番目の質問について再質問をさせていただきます。

交番所の設置につきましては、これからも精力的に交渉をいただきまして、一日も早く設置されますように、よろしく願いをいたします。

それに若干関係するわけでございますが、奈良県警は平成16年9月13日、香芝警察署、仮称であります、の新設計画を明らかにしております。それには現時点では管轄区域は香芝市と広陵町としています。しかし、そのとき渡邊県警警務部長は、市町村合併の動向を考慮に入れ、検討する余地はあると述べられておりますが、現時点では変更はありませんか。

それと交番所の設置が重なりますが、香芝警察が設置されるよりも早くという希望が痛切にあるんですが、その辺の感触はいかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 今八代議員のおっしゃるように、16年9月13日付の文書は今も生きているわけでございます、香芝警察署が工事に取りかかれるところでございます。管轄区域は広陵も含まれるということでございますが、平生の業務は本来はいろんな事犯が発生すれば、どこの警察へ届け出よということではないんです。どこでもいいんです。広陵町の場合は、わざわざ高田署が香芝署に今度は所管がえになるわけですが、何かあればどこの警察へ駆け込んでもいいというような状況がつくられているわけございまして、この際に広陵町もあわせて交番所の設置というよりも、警察施設の設置、駐在所になる場合もありますし、部長派出所等もあるわけでございます。現在の交番所機能もさらに充実をするということもあるわけございまして、いずれにいたしましても香芝警察署建設が契機として、本町の警察機能をさらに充実をしていただこうと、そういう思いで今交渉に当たっているところでございます。

議 長 11番議員！

11番議員 それじゃ、この1番目の質問は本日はこれで終わらせていただきます。

続いて、2番目の問題でございます。

家庭ごみはどの市町村でもどんどんふえ続けているのが現状でございます。そして、そのごみ処理費用が自治体の財政を圧迫しております。この問題はひとり広陵町だけの問題ではありません。先ほど指定袋制の採用の検討と、こういうこともぜひとも検討していただきたいし、ただごみ処理費用がどんどんかさみますと、その費用は一般会計の予算から出していかなければならない。そうしましたら、やらねばならない施策がそれによって減少する可能性は多分にあります。ごみ処理費用を有料化すれば、その分一般会計から金を出す必要がない、そしたら一般の施策もその影響を受けない、こういうことになります。これはもう二つに一つですから当然のことではありますが、広陵町もぼちぼちそのどちらを選択するか、真剣に考慮しなければならないんでないかと私は思います。ごみが有料制、だれだって100円、200円の金でも出すのは嫌であります。しかしながら、現状の町財政を見た場合、もちろんむだな支出は当然省くという、先ほど町長がおっしゃった5億円削減とか、50人削減とか、松野議員からは若干の異なった見解がありましたけれども、やはり両方ともに共通しているのは、むだな支出を省く、そして行政を効率化的な運営をするということに尽きると思います。そうしますと、このどちらを選ぶかは住民の選択にゆだねる、これもやはり市民参加の行政ではないかと思うんであります。ただし、その場合に、町は十分な、先ほど言いましたように、十分な情報公開をしていただきまして、町にとってちょっとぐあい悪いなというような情報も隠さず出していただき、そして協力をいただくところはいただく、というようなことも考えていただきたい。ごみ減量の効果は住民の環境対策に対する理解から来ると私は思います。私は、広陵町の住民は皆さん非常に賢明である、こういうように考えておりますので、いや信じておりますので、住民の方々はきっと賢明な選択をされると、こう思います。そのためには町が、再三繰り返しますけれども、十分な情報公開をしていただきまして、そして丁寧な説明をしていただきまして、そして町が間違いない選択を提案していただくと、このように考えておるんであります、その辺に関してひとつ町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

議 長 町長！

町 長 今ごみの有料化等についての考え方を問われているところでございますが、家庭ごみもふえる、ごみは家庭に持ち込まない運動をしているところでございまして、処理費用が

極めて多くかかるわけでございまして、それがために国では有料化を勧めているものでございます。有料化は一般家庭に減量を促す意味につながるわけでございまして、また応分の負担をしていただこうと、一部やっぱり基本的には家庭ごみは無料でございますが、多く出す人には負担をしていただこうと、そういうねらいを国は持っているわけでございます。私たちの町も今行財政改革を進める中でございまして、ごみを有料化する案も浮上しているところでございますが、今年度は民間人を交えた行革の委員会等もございまして、慎重審議を重ねていただこうと、今年度は検討をしていただこうと、そんな期間でもございまして、多くの人たちの意見を拝聴して、これらの事案に対応していきたいと、そのように思っているところでございます。

議 長 11番議員！

11番議員 私が提案しましたのは、2つしかないから、どちらかを住民の選択にゆだねよう、そのようなニーズを把握してほしいと、こう申し上げましたんでありまして、有料化を直ちに採用せよと、こういうことではないんであります。その点をひとつ誤解のないようお願いしたい。ただし、周辺の例えば斑鳩町では、平成12年10月1日にごみ処理の有料化を開始しております。当時11年度のごみの排出量を13年度までに20%削減する目標でしたが、12年度で目標を達成し、25.2%の削減ができた。ごみ処理の有料化は住民の理解が得にくいと言われておりますけれども、同町では町長から出された有料化構想に基づいて、住民の意見を聞こうと実施の前年に環境問題学習会をつくり、増加するごみを減らす対策について意見を住民から聞きながら有料化の説明を行い、有料化後も学習を続けている。また、あるあれでは、ごみの有料化をしても減量効果はないというような自治体もあります。斑鳩町の環境対策課の栗本課長補佐は、有料化をした後しばらくすると、なれからごみの量の揺り戻し状態が起こることがありますが、学習会やごみの行方探検ツアーを行うなど、町が真剣に環境対策やごみの減量の必要性を訴え続け、住民の皆さんがそれにこたえて努力をしてくださっている、そういうのがごみの減量化に成功した要因だと言われていいる。これは一つの選択肢の例であります。逆に、有料化をしないで従来どおりやって、そして住民の協力を得るという方法もあります。私は、もう既に7月1日からごみの町外処理が始まっております。約1万トン強が出ます。そのうち約8割の8,000トン前後かなと思いますが、もし減量をしなければ、その分を新しい清掃施設が完成するまでの間、町外によって処理をする。当然費用がかかるわけでありまして。若干無料でしてやる好意的な自治体もあるようですが、通常はやはりそのコスト分がやっぱり当該自治体に払う、これは当たり前のことであ

りますし、またそこへ運ぶ運賃もかかる。したがって、ごみの減量が1万1,000トンが1割減れば1,000トン、斑鳩のように25%減れば2,750トン、3,000トン近いごみが減ります。その8割の2,500トンが可燃ごみであります。ある行政によれば、1トン3万8,000円くれたら幾らでも燃やすよと、あるいは民間であれば4万円か5万円かかると、もちろん好意的な自治体もありますけれども、かなりの費用がかかりますので、やはりごみの減量化は喫緊の課題として、新しい清掃施設建設問題あるいは現清掃施設の問題について、地元の自治会長、区長さん、役員さんと精力的にやられました。それと同じだけの、同じほどの努力をこの問題に取り組んでいただきたい、このように思います。これで最後ですが、いかがでございますか、町長。

議 長 町長！

町 長 斑鳩の実例を詳しくお述べをいただきました。私どもも先進自治体の実績を見せていただき、成果と反省をしながら、一カ所でも多くいろんなところを勉強するとともに、一人でも多くの人と議論の輪を進めていきたいと思っています。何としても今年度いろんなことを研究を重ねていきたいと思うところでございます。

議 長 以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

次に、山田君の発言を許します。

1番議員 短くまとめたいと思います。何かこの後、何か町長以下葬式へ行かれるようでございますので、中途半端な時間になりますが、どうぞよろしく傍聴の方よろしくをお願いします。

平岡町長、2期目の当選おめでとうでございます。体には十分気をつけて、健康第一で頑張ってくださいようお願い申し上げたいと思っています。知力よりも体力、体力さえあれば知力はわく、私の山田語録であります。私は、体が健康であれば泉のごとく知恵はわくと思っています。それには第一は睡眠をとることだと思っています。時間があれば睡眠をとって、2期目に頑張っていたいただければ幸いです。

次に、6月30日と7月1日に私と竹村議員と山村議員と3人で東京都の羽村市と八王子市へ視察研修をしてきました。実のある2日間であったことを報告させていただきたいと思っています。6月30日は近鉄特急が結崎駅付近で車との事故で、電車の中で私たち40分間、そして外へ出てから合計2時間ぐらい足どめされたわけであります。予定の初日の羽村市には4時過ぎに着きました。遅くなったにもかかわらず、職員の方々が6時前まで熱心にコミュニティーバスの運行についての説明があり、私たちも真剣に勉強してまいりました。その問題については、後で山村議員が一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願

い申し上げます。

また、明るる日の7月1日は八王子市に行き、環境問題の感覚公害、いわゆる光公害について、つえ休めについて視察してきました。光公害、いわゆる感覚公害については、これから私が一般質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

では、1つ目の感覚公害、耳なれないこの言葉であります、1つは騒音、悪臭及び光害と言われているその光害について、この光害の少ない生活環境を保持するためという第1項目の質問事項に上げさせていただいたのであります。

私は、人間に潤いや安らぎを与えてくれる音、香り、光資源を保存するとともに、町民及び事業者の日常的生活や事業活動に伴って発生する人に不快感や嫌悪感を与える騒音、悪臭及び光害、この3つを感覚公害とも言うのであります。この感覚公害の防止に、町民、事業者及び町が協働して取り組み、町民が求める快適な生活環境の創造のために、町当局はどう取り組もうとされているのかを尋ねるわけであります。

従来、公害問題の多くは、工場等からの排出ガスや排水に含まれる汚染物質等が主な原因で、中には深刻な健康被害を伴うものも少なくなかった。先日のニュース報道で、王寺町の耐火材メーカーニチアスが、また斑鳩町の竜田工場のこの工場が1976年から2004年までの29年間でアスベスト石綿疾患として最大31人、そして21人が亡くなったと発表し、周辺の住民にも大きな衝撃を与えたのであります。これらの産業型の公害問題は、公害防止法令の整備、公害防止技術の進歩、企業努力などが相まって一定の終息を見せたものの、近年では都市化の進展、住居の密集化、交通網の発達などを背景として、公害の発生源が複雑多様化しており、自動車の音、排出ガスにおいて、音響機器、電化製品の使用などの町民の日常生活や、飲食店などのサービス業などに起因する騒音、悪臭、光害といった都市生活型の感覚公害が町内でも少しずつではあるが、懸念されているところであります。このことは、とりもなおさずだれもが感覚公害の被害者にも加害者にもなり得ることを意味するわけであります。逆に言えば、日常生活や事業活動において、周辺的生活環境に配慮することが感覚公害の防止に直結するということから、町民、事業者及び町の各主体がみずからの日常生活や事業活動が周辺的生活環境に及ぼし得る影響を自覚し、生活様式や事業活動のあり方を見直し、感覚公害を防止することが快適な生活環境を保持していくための第一歩と考えますが、町長はどう感じるか、お願い申し上げます。

町内においても、感覚公害と呼ばれる騒音、悪臭、光害に関し苦情が増加しているであります。現在、騒音及び悪臭はそれぞれ騒音規制法、悪臭防止法により一定の規制基準等

が定められているが、いずれも事業活動に伴って発生する騒音及び悪臭を規制することを目的としているため、町民の日常生活から発生する騒音や悪臭については規制の対象外であることでもあります。また、光害には法令による規制が存在しないことでもあります。光害は人間の諸活動の影響、居住者への影響、屋外照明が住居内に差し込み、居住者の安眠やプライバシーなどに影響を及ぼす、また歩行者への影響、街路灯などの照射角度などが不適切である場合に、歩行者に不快なまぶしさを感じさせる可能性があるわけでもあります。また、交通機関への影響、信号機、交通標識等の視認性に影響を与えたり、運転者の目をくらませるなど、運行の安全性を低下させる。また、天体観測への影響を懸念をされています。農作物への影響も、夜間照明により短日植物である稲の出穂遅延が生じると言われているほか、ハウレンソウの生育に対する影響も報告されているようでもあります。こうした光害を防止するためには、照明器具の設置または更新する段階において、人間の利便性や周辺的生活環境への影響等を総合的に考え、必要な範囲を必要な明るさに照らすよう配慮することが重要ではないか。具体的には、漏れ光が少なく、不快なまぶしさを与えない照明器具を選定する。2つは、近隣の住居の窓の面、歩行者及び運転者の面、交通標識、信号機に影響を及ぼさないよう照明器具の設置位置や照明角度に配慮する。3つ目は、傘とかをかぶせる等をして、目的とする照射範囲外への漏れ光を防ぐこと、こうしたことが必要ではないかと思っているのであります。町民の生活水準の向上に伴い、快適に生活したいという願望は年々高まっており、感覚公害にいわゆる騒音、悪臭及び光害防止として快適な生活環境の保持が重要な課題となっているのであります。

今ここで一般質問で取り上げるのは、感覚公害の光害について、この光害は過剰な夜間照明によって安眠妨害や不快感を生じたり、信号や標識が見えにくくなったりする被害を言うのであります。広陵町内においても、パチンコ店のマルチビジョンによる大画面、打ちっ放しのゴルフ場における投光器での不快なまぶしさ、交通標識、信号機等に影響を及ぼさないよう、周辺的生活環境への影響を総合的に勘案し、配慮する必要があると思っています。近年この感覚公害について多くの苦情があると思っている。こうした現状を踏まえ、町当局は光害についてどのような考えを持っておられるのかを問うのであります。

2つ目であります。

新清掃センター建設に向け、平成19年2月完成に向けて、地元と協定書を結んだわけがあります。一步一步前へ進んでいるものの、机上の話は理解しても、実際にはどうなるのかと思う項目もある。その中の農産物直売所、市民農園、大規模農業施設への助成については

三点セットとなっておりますが、どのような構想を持ち、青写真を持ち、今後成果あるものにするためにはどのように地元と協議を持ち、勉強会を持とうとされているのかを聞くのであります。

3つ目であります。

有資源回収売却金を基金にして環境等のまちづくりを。

私も月2回、村のリサイクル回収日には総代として、朝7時前に有線放送で、「きょうはリサイクル回収日です。7時から8時の間公民館前で行っていますので、各自持参してください」。そして、リサイクル回収袋、箱を設置して、1時間、各自持ってこられ、アルミ缶、ペットボトル、また違った日には資源ごみの新聞等々を回収するわけですが、これがどのようにリサイクルに回っているのか、また回収売却益は出ているのか、多くの人は知らない人もいると思われまゝ。平成15年度は129万2,119円、16年度は180万69円あります。こうしてみんなで協力していただいた売却金をプールして、環境等のまちづくりのために地域に還元して、これだけ協力すればこのような形で返ってくるという目に見える形でもよいと思っておりますが、そうすることによってもっと協力し、ごみの減量にもつながると思ひ、提案したいと思っております。

4番目ではありますが、幼児、寝たきりの高齢者等の紙おむつの収集についてであります。

紙おむつは、現在可燃ごみとして収集しているが、私はおむつの専用の収集袋を指定してもよいと思っております。こうした排せつ物対策にはもっと気をつけてもよいと考へるがどうか、お答えいただきたいと思っております。

最後の5つ目であります。

国民健康保険被保険者証を1人1枚のカード様式にしてはどうかと思っております。国民健康保険被保険者証は、これまで世帯単位で交付されていたわけではありますが、家族が同時に病気になり、別の医療機関で受診する場合などを想定したときに大変困るわけであります。便利に利用していただくこうとすると、1人1枚の健康保険証が必要と考えているのであります。主として中小企業の政府管掌健康保険証、また主として大企業の健康保険組合では一人一人の保険証を発行しているようであります。国保についても1人1枚のカード保険証を発行されている自治体もあり、サービスの点からも広陵町では1人1枚のカード化がよいと思ひますが、町当局の考へを聞くのであります。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し町長答弁願ひます。

町 長 ただいま山田議員から、2期目に当たり健康に気遣ってください、ありがとうございます

います。お言葉にありましたように、睡眠をしっかりとってまちづくりに励みたいと思います。私は与えられた4年、皆さんとともに頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほどは議員研修での多くを学ばれ、ご報告をいただきました。ありがとうございます。

まず、光の害でございますが、生活環境の保持についてのご質問でございます。

近年の都市化の進展、交通網の発達等により、屋外照明の増加や照明の過剰な使用により、夜空の明るさが増大し、天体観測などの障害になることが光の害として指摘されています。まぶしさという不快感、交通信号等の認知力が低下するという弊害、さらに野生動植物や農作物への悪影響が報告されており、適切な対策を求める声が多くなっています。このような状況を踏まえ、光害対策ガイドラインが環境省大気保全局において策定されているところであります。本町といたしましても、このガイドラインに沿って良好な環境の確保に努めるとともに、地球温暖化防止対策の観点からも対応を図ってまいりたいと考えています。

2番の新清掃センターに関する広瀬地区の要望事項でございます。農産物直売所、市民農園、大規模農業施設、三点セットとおっしゃっておられましたが、この点についてのご質問にお答えをいたします。

農産物直売所につきましては、本年度国の補助事業であります経営構造対策事業、いわゆる直売所のソフト事業を実施し、広瀬地区の農業実態の現状把握を計画いたしております。また、先進地等への視察研修や広瀬地区との勉強会など、地元との協議を十分に実施してまいります。なお、次年度以降につきましては、この事業成果を踏まえ、具体的な事業計画を策定していきたいと考えております。

次に、3番目の有資源回収売却金を基金にして環境等のまちづくりに使ってはどうかとご提案でございます。

山田議員は地域の総代としてリサイクルにお取り組みをいただいていること、本当にご苦労さまでございます。16年度はアルミ缶等の有資源ごみについては有償ということで、回収売却金を得ておりますが、その年度により逆有償等でごみ処理代を支払う場合もございます。現在回収金は一般会計へ雑入として繰り入れておりますが、有資源回収売却金を基金として環境等のまちづくりに活用するということは、住民に対し理解を得やすい施策であります。今後検討してまいりたいと存じます。

また、広陵町は住民団体によるボランティア活動を熱心にしていただいておりますが、各大字自治会、PTA及び子供会等による再生資源集団回収助成金として、町からキログラム当

たり5円の助成をさせていただいており、その方も力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

次に、4番の幼児、寝たきりの高齢者等、紙おむつの収集でございます。

現在汚物をきれいに取り除いていただいた紙おむつは、可燃ごみとしてごみ袋に入れていただいて、可燃ごみとして収集しております。紙おむつ専用の収集袋については考えておりませんが、新清掃施設が完成し、稼働をいたしますと、処理の仕方が焼却ではなく、乾燥、成形ということになりますので、特に排せつ物対策については検討をしているところでございます。汚物をきれいに取り除いていただくことにより安全な処理につながりますので、そういうお願いもしっかりとやってまいりたいと考えております。

最後の5番目、国民健康保険被保険者証を1人1枚のカード様式にしてはどうか、貴重な提案をいただきました。

現在、保険証を1人1枚にカード化されていますのは、政府管掌健康保険及び健康保険組合で多く採用されているものでございます。ご承知のように、カード化は家族個々が同時に違う病院にかかることができるという利点があります。1世帯1枚の保険証ということで不便をかけているわけですが、カード化を行うためにはプログラムシステムの変更やプリンターの変更など、初期費用が試算で1,000万円程度が必要になります。また、県内各市町村と足並みをそろえるという意味から、コスト増の対策として、今後国などへカード化推進を訴え、必要な財源支援要請を図りながら、できるだけ早い時期に実施を目指したい考えであります。以上のとおりでございます。

議 長 1番議員！

1番議員 では、1番の感覚公害、いわゆる光公害についての再質問をさせていただきたいと思っております。

今日のこうした感覚公害問題の改善には、規制的手法は必ずしもなじまず、むしろ町民及び利用者が自主的に生活様式や事業活動のあり方を見直すことが重要であることから、それらを促進するための技術指導、意識開発等を実施する必要があると思っております。当然、奈良県屋外広告物条例第5条第1項に基づく広告物許可申請で、あのOK牧場のところも料金をもらっているわけでありまして。どんな形で、明るさで、大きさで、そういう内容を調査されて、あの手数料をもらうわけでありましてから、そうしたことを含めて、あの特にマルチビジョン、横5メートル10、縦3メートル20、大きな今までにない広陵町における、ない珍しいものでありますから、私も通るたびに見たいという反面、運転しながら前の

方を見ないといけないというこの珍しいもんがかかって非常に私自身も、珍しさ半分もあり、危険も半分もあり、こういうところも、その設置するときには指導をされたのかどうか、そして料金を設定されたのか、その基本的なところをまず考えをお聞かせいただきたいと思っています。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ご指摘のマルチビジョンにつきましては、形状、大きさ、大きさ等についての届けはあったわけでございますけれども、実際にでき上がってみて初めて私も毎日拝見しますねんけども、ああいう状態になるという認識は担当としてはしてなかったというのが実態でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 今のような部長の答弁にありますように、実際にでき上がってみて、ああ非常にまぶしいなど、あの前の田んぼ等はどうなのか、またこの場所はやはり歩道等もなく非常に狭い。今はオープンして間がないですから、警備員もつけてきちっとはやっておりますけれども、今後ともこうしたことが広陵町のあちらこちらで出る可能性もあるわけでありますから、やはりこうした、特に光公害については一般への認知度が低いことから、光が環境に与える影響の知識の集積に努めるとともに、適正な照明器具の設置方法など、公害の防止に関する情報を町民及び事業者提供していくことがこれからは必要ではないかと思っているわけであります。こうした今部長が答弁したように、でき上がってわかったと、そういう前に町当局はこういう業者との綿密なこの中身について、光の害について徹底して協議し、設置してもらいたいと思いますが、もう一度これからの、今後のことを含めてお願いしたいと思えます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ご指摘いただきましたように、我々もいろんな角度から、いわゆる感覚公害と申しますか、光害を初め、そういうものに一生懸命勉強して対応していく必要があるなど、今回のことで特に痛感しております。条例とかそういったことには至らないまでも、担当者で十分協議を重ねて対応してまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 1番議員！

1番議員 これから広陵町もいろんなところでこういう業者が来るわけであります。また、光害に関してだけじゃなくして、今犬の問題、2カ所、中村、そしてクロネコヤマトの隣の犬、ああいう鳴き声、悪臭等々、こうした感覚公害について非常に問題もこれからあるのではな

いかと思っていますので、どうかアンテナを張りながら頑張ってくださいと思っています。

それから2つ目、やはり私たちの地元地域にいわゆる新しい新清掃センターがついて、いろんな周辺整備等々で、いろんな話をさせていただきながら今日進んでいるわけですが、やはり先ほど答弁にもありましたように、国の補助事業の経営構造対策事業の直売所のソフト事業の実施と言われたわけですが、その中身たるものは具体的にどういうものを指してこの広瀬地区に示そうとされておるのか。また、先進地等への視察研修と言われたわけですが、やはりこの広瀬地区に合うような先進地域とは、視察とはどのような想定されているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ソフトづくりの直売所の件でございますが、いわゆる中身と申しますか、どういう内容でというご質問でございます。先進地を視察、そのソフト事業の中に先進地の視察がございますが、先に私の方がお聞きして勉強しているところでは、何か広瀬の方のそういう農業の関係の方が過去にもいろいろ先進地を視察されてるようでございます。奈良県以外の和歌山県ですとかというところでは、こういう年間に20億円とかという規模で販売所も設けられているところも実際にあるわけで、そういうところも早くから広瀬の方が見て視察をされてるということも聞いております。先日私も何回か参っておりますけども、それと奈良県の中でも直売所といいますか、いわゆる朝市的なところで唯一収益黒字になっているところが飛鳥の駅前にある販売所だと聞いております。最近そこも新しく家屋といいますか、販売所を新設されまして、かなり販売の量が上がっているんだというふうにも思っております。また、そういう成功した例をいろいろ全国的に見てまいって勉強したいというふうにも思っております。また、その先進地を見ながら、広瀬の場合はいわゆる広陵町といいますか、広瀬独特のいろいろ特産品をつくったり、販売をしたりという、その場所ならではの特徴を出せないかなというふうにも思っております。また、ことしから特区が導入されております。その特区のもう一つの柱としまして、ファミリー農園の自由化といいますか、個人でもできると、個人でもできるということは大字ぐるみでもできるわけでございますので、そういうファミリー農園があつて、その横に販売所があると、つくる楽しみも売る楽しみもできるというような、いろいろそういうほかのまねごとじゃなく、広陵町の広瀬及び百済の特徴ある販売所づくりができれば一番理想だなというふうにも思っております。そういうことの勉強と組織づくりをことしのソフト事業の中身に織り込んでいきたいというふうにも思っ

ております。以上でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 こうした地域も余り、机上の話はようわかってんですが、やはりこうした専門家、いわゆるコンサル等でも入れて、双方の球の投げ合いをまとめ役というものもつくって、まとめていって、成果あるものにしていただきたいというのが町長、私の願望なんです。そうすることが必要ではないかと。村の方へ行けば、(仮称)道の駅等々でこういう道の駅の構想もいろいろ名前が出ているわけでありまして。やはり道の駅構想といった専門的なことを地元提供しようとするときは、やはり今言ったような専門的なコンサルを入れたりして研究する必要もあると思っているわけでありまして。道の駅は観光地などへ行く途中に利用する立ち寄り型が一般的であります。しかし、これに対して、私はこの広瀬地区でも、もしもこのような道の駅の構想ができるならば、立ち寄り型に加えて、地域の個性を生かし、皆さんや観光客、高齢者から子供まで幅広く交流し、にぎわいを紡ぐ施設を目指しが必要ではないか。例えば農産物のもちろん直売所、飲食ベース、交流ホールから備蓄倉庫、いわゆる非常時のときにこうした非常食や毛布などの防災用具を備蓄するような、こうしたいろんなものを総合した道の駅構想があってもいいのではないかと。今までのような途中で立ち寄り型だけではなくて、立ち寄ってすぐ帰るんじゃなくして、地域に密着したこの道の駅構想があってもよいのではないかと私は思っています。先ほども松野議員等々も話にありました指定管理者制度、こういうことも利用して、この道の駅も運営されてはどうかと思っています。民間事業者の柔軟な発想などを取り入れ、サービスの向上を図る施設を考えてもよいと思っております。そこまでの構想は今の段階では町当局も答えようがないとは思っておりますが、どうかこれから地域整備のためにいろんなことをされるわけでありましてけれども、これも頭の隅に置いていただければ結構かなと思っています。

それから、今年度予算に、この17年度予算に計上した清掃施設の周辺大字の関連事業の進捗状況、どのような、今街灯がいろいろ村の中にもついてあるわけですが、今の例えば街路灯の設置に関してとか、今までこの予算たくさんあるわけでありまして、どのような進捗状況、現在まで、これからどう進めるのか、お願いしときたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 周辺大字の関連事業の進捗状況についてのお尋ねでございます。

まず、広瀬区と基本合意を締結をさせていただきまして、17年度に事業を実施する予算を計上をさせていただいております。特に、先に着手できます街路灯、それから各垣内の公民

館の整備等について優先的に進めたいということ、区長、総代さんをお願いを申し上げております。それ以外の道路整備等につきまして、また防火水槽の設置等につきましては現在準備作業中ございまして、関係部署と協議を進めているところでございます。年度内には計画しております事業をすべて実施をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願い申し上げます。

議 長 1 番議員！

1 番議員 では、3 番目に移りたいと思います。

一般会計の雑入として繰り入れている有資源回収売却金を基金として環境等のまちづくりに活用することは理解していただき、よいことであるとの前向きな回答をいただき、感謝しています。ありがとうございます。再生資源集団助成金、PTA や子供会等、キロ当たり 5 円の助成には今後とも力を注いでまいりたいと、それも結構なことでもあります。どうかよろしく願い申し上げます。よいことは一日も早くやってほしいと思っておりますので、すぐにでもこれについてはできると私は思っています。何も来年に回さなくても、これからできるわけありますから。今世界じゅうで一番流行している日本語は何なのか、それは「もったいない」であります。これです。これはノーベル平和賞を受賞したケニアの環境副大臣のワンガリ・マータイ博士が日本に来られて、この日本語に共鳴され、このもったいない運動が国連で世界じゅうで使われるようになったのであります。今、毎日新聞等でも毎日のように「もったいない」と「もったいない」と。日本人は「もったいない」と言えば、何か細かいなど、けちやなというようなイメージはあるわけですが、これを払拭して、こうしたことをこのもったいない運動を活用し、(仮称)、町長、もったいない基金はどうでしょうか。これをすればよいと思っているが、町長どうでしょう。今後とも、これから検討するというのも前向きに検討していただいて、これはすぐにできますので、どうかこのご返答をお待ちしています。よろしく願いします。

議 長 町長！

町 長 貴重ないいことをたくさん聞かせていただいて、ありがとうございます。参考にさせていただきます。

議 長 1 番議員！

1 番議員 では、よろしく願いしときます。

それから 4 番目、紙おむつ、最近一般家庭での紙おむつについては、いわゆるさっきも答弁ありましたように、排せつ物の対策にもっともっとこれから気を使っていたいただきたいと思います。

います。新しい新清掃施設もできるわけでありますから、いろんな面で、万が一紙おむつが巻いて動かなくなったような例が出ないように、きちっとした分別収集も必要ではないかと思っています。

それから、今問題になっているのは、やはり家庭での注射器の使用がふえているようです。そのため使用済みの注射針が一般の家庭ごみの資源物の中にまじって出ていることはないのか。もしもそのようなことがあれば、収集する作業員だけではなく、処理施設でも事故が発生する危険があるわけでありますが、広陵町においては適正に処理するにはどうすればよいのか、どうした対策をとっておられるのか、聞かせていただきたいと思っています。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、紙おむつの件でございます。他の自治体では、指定、特におむつだけを専用とした指定袋をお出しの自治体もございます。広陵町でも今後検討はしなきゃならんというには考えておりますけれども、プライバシーで嫌われ、何かそういうのを特に使うのは嫌だという意見もございますので、その辺のところを十分考えて対応してまいりたいと思います。

それと、今ご指摘ありました使用済みの注射、これは町としましては有害ごみに入れていただきたいと、可燃ごみではなしに、注射針をごみとして出す場合は特定をして出す、そういうお願いをしているところでございます。以上でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 この紙おむつの分別収集というところも、先日私たち研修に行った八王子市等でもこうした、ここは紙おむつも収集袋を出して、いわゆる有料化して分別収集しているという例も学んでまいりましたことを報告させていただきたいと思っています。注射針については、有害ごみとして出しているということもあるわけでありますが、やはりもう少し町の医師会とか、そして薬剤師さん等々のやはり協力も得て、ある町へ行けば、薬剤師の協会がここへ持ってきてくださいよというステッカーを張って持ってこられているような指定しているところもあるようでありますので、今後ともこうしたことは徹底していただければなと思っています。

それから、5番目ですが、国民健康保険の被保険者証の1人1枚のカード様式についてであります。

このカード化は家族個々が同時に違う病院に通うことができる利点があるわけでありまして、町当局も、町長も認められるように、やはり一日も早く進めてもらいたいと願っている

ところであります。何分金はかかるとは思いますけど、やはり皆さんの共済組合の方もこれからどんどん進んで、共済組合の皆さんが先行って、国民健康保険の、後追いではだめかなと、やはり、こんなことは言いにくいわけですが、皆さん税でお互い我々も飯食わせてもうてる点もあるわけですから、やはり国民健康保険を先カード化を願って、共済組合も同時並行ぐらいでしていただければ幸いかなと思います。これも先日視察した八王子とか、いろんところで10月1日ぐらいからカード化が進むようでありますので、どうか町民に視線を向けた、よろしく十分考えていただければ幸いかなと思っています。どうもきょうはありがとうございました。

議 長 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。午後2時から再開いたします

(P.M. 0 : 20 休憩)

(P.M. 2 : 02 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、山村君の発言を許します。

3番議員 3番山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

平岡町長、ご当選おめでとうございます。微力ではございますが、応援させていただいた者として、心からお祝い申し上げます。イギリスの経済学者でケンブリッジ学派の創始者として知られたアルフレッド・マーシャルの有名な言葉に、「政党、政治家に求められているのはウオームハート、温かい心、クールヘッド、冷静な頭脳であり、そしてクリーンハンド、きれいな手である」とあります。マーシャルは、ポリティシャン、政治家と区別されるステーツマン、政治家たる者温かい心と冷静な頭脳を堅持すべしと説いております。私も議員にならせていただき2年目になります。初心を忘れることなく、これからも勉強を重ねながら、一人の人を大切に、どこまでも誠実に、人にやさしい安心安全のまちづくりに全力で働かせていただく決意ですので、よろしく願いいたします。

1番目に、食育推進計画の策定及び食育推進運動の展開についてお聞きします。

食育基本法が成立しました。同法では、都道府県及び市町村が食育推進基本計画を策定すること、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施等の運動を展開することなどを義務づけています。明治時代の作家村井弦斎が著書の中で、知育、体育より食育が重要だと説いています。食と心身の健康とのかかわりに注目し、幼いときから自分の食を賢く選び、

自立した食習慣を身につける、そして自分の健康は自分で守り、つくり育てていく学習が食育です。三つ子の健康百まで、幼少からの食育は人づくりの糧であり、生涯食育は健康長寿のかぎです。あらゆる世代の国民に食に関する知識と食を選択する力を習得させ、心身の健康と豊かな人間性をはぐくむ食育を広陵町でも積極的に推進してはいかがでしょうか。

2番目に、視察研修で学ばせていただいたことよりお聞きします。

まず、コミュニティーバスの運行について、東京都羽村市に視察に行かせていただきました。羽村市において運行したバスが一度廃止になって、再運行した経過を教えていただきできなかったからです。羽村市では市内循環バスを平成5年から運行したものの、利用者が少なく、3年間で廃止になりました。住民の要望で本年5月より運賃は100円で、市民から公募し、「はむらん」と名づけられた定員18名のかわいいコミュニティーバスが再運行され、多くの市民が利用されています。広陵町でも交通の便を確保する必要があると思います。乾議員も毎回バスの必要性を訴えておられます。町民の方から、役場やさわかホールなど、公共機関、また国保病院に行く足がないとのお声をお聞きします。広陵町のお考えはいかがでしょうか。

次に、八王子市では、つえを利用した高齢者からつえを置く場所がないとの意見が寄せられ、つえを置く方法を検討、職員がさまざまな試行錯誤を重ね、利用者の意見を聞き、完成、つえ休めとネーミングされ、昨年9月から窓口に設置しています。多くのつえ利用者に器具を知っていただくためプレス発表したところ、新聞各社が掲載、テレビでも取り上げられるなど大きな反響がありました。高齢化が進み、つえをついて外出するお年寄りもふえています。広陵町でも住民サービスのためにつえ休めを設置してはいかがでしょうか。

3番目に、妊娠バッジの普及についてですが、公明党は子供の幸せ、子育ての安心が確保される社会こそ国民すべてにやさしい社会であるとの考えに立ち、あすを担う子供たちの健やかな成長のため、子供最優先の社会を構築したいと、チャイルドファースト2005緊急提言を発表しました。妊娠バッジは、周囲の人に妊婦への配慮を求め、妊婦の生活環境の改善を図るものです。外見上、妊娠中と判断しにくい妊娠初期は、ママにとっても赤ちゃんにとっても大切なときです。妊娠初期から安心して外出できるよう、妊娠中のママに心配りのある環境づくりを推進し、妊娠初期からの子育てを支援するために、妊娠バッジの普及について取り組んではいかがでしょうか。

4番目に、エコーはがきについてですが、エコーはがきとは、はがきの広告効果が山びこのように反響を呼び、はがきの輪が広がっていくとともに、5円お得なエコノミーなはがき

であります。広陵町制50周年を記念し、広陵町を全国にPRするため、エコーはがきを製作してはいかがでしょうか。以上で1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し町長答弁をお願いします。

町 長 ただいま山村議員からご質問ございましたことをお答えを申し上げたいと思います。

心優しいお祝いのお言葉ありがとうございます。お言葉にありました温かい心、冷静な頭脳、重要でございます。私も与えられました4年間、任期を人にやさしいまちづくりを温かい心で進めますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

山村議員からこのたび数多くのご提案をいただいています。順を追ってお答えをいたします。

まず、初めの1番、食育推進計画の策定及び食育推進運動の展開についてでございます。

本年6月10日に食育基本法が成立しました。食育は国民一人一人が生涯を通じた健全な食生活を実現し、食文化を継承し、健康の確保等が図れるように、みずからの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習などの取り組みであります。この法の基本施策は、家庭、学校、保育所等での食育の推進、地域における食生活改善のための取り組みの推進、食育推進運動の展開、生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等が盛り込まれております。本町では、現在乳幼児健診や相談において、保護者に対して栄養指導と相談を実施し、保育所では食に関心を持つ適切な食行動ができるなど、食を営む力の育成に努めているところであります。また、学童期の親子料理教室、おやつづくり教室等により食品知識や調理への興味を促しています。このほか成人対象に生活習慣病予防対策の一つとして、各種栄養教室、個別健康教育、グループの自主的栄養学習に管理栄養士が指導し、実施しております。さらに、現在計画しております健康広陵21においても、食生活に関する課題を重視して取り組んでいます。今後は国及び県の策定する食育推進基本計画等を踏まえ、各分野との連携を図り、食育の推進に取り組んでまいります。

学校における食育に関しましては、偏食や食材に至るまで学齢によって指導のポイントが異なることは既にご存じのことと思います。東小学校では平成15年度、16年度の2年間、奈良県教育委員会の食に関する指導推進校の指定を受け、物事に対して主体的に取り組める意欲と創造的な能力を培うことを目標とし、児童が自分の食生活に関心を持ち、また健康に目を向けて、自分自身をよりよい方向へと改善していこうとする意欲を持たせたいとして、モデル研究を進めてきました。結果、学校、家庭、地域が連携を図り、食に対する相互理解

が深まり、ともに食に関する交流が深まってきたなどの成果の報告を受けたところであり
ます。さらに、本年度から3年間、文部科学省の学校を中心とした食育推進事業の指定を受け、
食育のあり方についてのさらなる研究に踏み出したところであります。食育推進運動につい
ては、これらの成果を反映させる形で進めたいと考えております。

次に、2番目の視察研修のことをございます。

コミュニティーバスの運行についてご勉強いただいたようございます。答弁は、コミュニ
ティーバスの運行実態におきましてご研究をいただき、ご質問をいただいておりますが、
さきの乾議員のご質問にもお答えを申し上げましたとおり、本町では平成10年12月から
平成11年5月までの162日間にわたりコミュニティーバスを試走させましたが、利用状
況が芳しくなく、中止をいたした経緯があります。今回ご研修をいただきましたご当地もそ
うした中で研究され、再運行に至ったようであります。本町におきましても、コミュニテ
ィーバス試走時の課題や問題点から、再度運行形態について実施団体のマニュアルを参考に検
討を行っておりますが、視察地研究概要についてご教示賜れば幸いございます。

次に、視察研修より、つえ休めの設置提案でございます。

常に新しいサービスをご提案をいただき、ありがとうございます。役場を初め公共窓口で
の対応を考えてまいりたいと思います。私は、お客さんを立たせての対応はせず、いすに座
ってもらうようにとの考えから、ローカウンターにさせていただきました。役場の1階でお
よそ20席の対応いすを置いております。役場以外の公共施設においても、常に住民という
よりも、お客様として利用者様としてとらえる意識改善を図っています。また、老眼鏡や耳
の聞こえにくい方など、あらゆる人に対してきめ細かいサービスを行うよう指導している
ところございます。お申し出のことについても、優しい気遣いをするよう指導していきま
すが、ご提案ありがとうございます。

次に、妊婦バッジの普及についてでございます。

ご質問いただきました内容については、十分認識をいたしております。このシンボルマー
クにつきましては、いまだ広く一般に認識されておらないのが現状であると思
います。今後、一般住民へマークの意味や温かい触れ合いの意識を高めるための周知を行
い、人にやさしい、人がやさしいまちづくり、社会づくりに努めてまいります。

次に、4番目のエコーはがきについてでございます。

町制50周年を記念して、広陵町を全国にPRするためにエコーはがきを作製してはど
うかというご提案でございました。本年は町制50周年、記念式典初め、年間を通じ各種行事

にも趣向を凝らしながら計画をいたしているところでございます。広陵町をPRする発信源としては、ホームページ、名刺、はがき、パンフレット、その他、案内情報など多くの媒体を持って紹介をいたしているところであります。一方、オリンピック野村選手を初め、このたびの都市対抗野球での地元ミキハウス硬式野球部、広陵高校など、体育、スポーツ、その他教育、文化、芸術など、町出身者の著名人、活躍人を通じ、広陵の名を発信いただいていることはありがたいことでございます。

ご提案のエコーはがきにつきましては、過去に発行した経緯もあり、貴重なPR手段であります。制作費、広報費用等、財政状況を踏まえ検討してまいりたいと存じます。以上のとおりでございます。

議 長 3番議員！

3番議員 1番目の食育についてでございますが、さまざまな取り組みをしていただいたのがよくわかりました。私も東小学校でお話を聞かせていただきましたが、本当に素晴らしい活動ですので、ぜひ広陵町全部の幼稚園、小学校、中学校でも実施していただけますようお願いいたします。

また、ご提案なのですが、未来を担う子供たちが遊びながら食の知識を学べる食育カルタがあります。群馬県作製のすくすくカルタでは、「朝御飯しっかり食べて行きます」、「いただきます、感謝の気持ち忘れずに」など44句から成り、読み札の裏面にはわかりやすい解説もついています。また、親と子の食育カルタ近畿編では、近畿各地の食や農について学び、地盤の味の歴史や文化、由来、伝統を知り、さらなる地産地消、旬産旬消を奨励するよう企画された食育ツールです。親子、また家族で楽しみながら食育を学べるカルタは、みんなで食生活を見直す絶好の教材となると思いますが、広陵町でも導入してはいかがでしょうか。

議 長 町長！

町 長 今貴重な食育カルタというのを教えていただきまして、本当にありがとうございます。よろしいですね、それは、ぜひ検討をしていきたいと思っております。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。ぜひ活用して、どんどん元気な人が広陵町にふえていったらいいなと思います。食による介護予防、高齢者の方なんです、大事ではないかなと、また違った角度なんですけれども、意外と多いのが高齢者の栄養失調なんです。台所に立つのが面倒だからと簡単な食事で済ませてしまったり、トイレに行くのも大変だからと水分を控

えて脱水症状を起こしてしまうケースが少なくないわけなんです。介護保険制度改革では、介護予防を柱に据えて、筋力トレーニング、また栄養改善、口腔ケアなどが掲げられていますけれども、ぜひ広陵町でもこういうことをご指導願えたらと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまご質問いただきまして、ご存じのように、介護保険の改正法案の中では、新予防給付、要するに軽度の認定者の方に対する予防を重点的に行うというふうなことになっております。また、要支援、要介護になる前の予備軍という方につきましても、地域支援事業というふうな形でいろいろな食生活の改善事業とか、または認知症の介護教室とか、転倒骨折予防教室とか、そういう事業を行っていくというふうなことで国の方でも示されております。町といたしましてもその辺は十分に考えて、地域包括支援センター、この中で十分に検討して、皆様にこたえられるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。本当にそういう地域包括支援センターを拠点として、元気な気楽にそうやって食事の場とか、お年寄りが寄り添ったりできるようなところがあれば、本当に町が暮らしやすく、また活気のあるそんな広陵町になるんじゃないかなと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、2番目の視察研修よりコミュニティーバスの運行でございますが、羽村市でも廃止した翌年から、広陵町でも同じなんですけれども、路線バスが3系統が廃止になったそうなんです。羽村市というところは地域的にも坂道が多くて、だんだん高齢者がふえてきて、年配者の方には非常に負担が大きく、平成十二、三年ごろからバスの要望が届けられたって。平成14年に高齢者も市民も生き生きと外出しやすい地域バス等の実現を求める要望書というのが4,623名の署名とともに市の方に提出されて、翌15年に公募市民、自治会長、高齢者、障害者等の団体の代表とか、また各種交通機関代表など19名から成る羽村市総合公共交通システム懇話会というのを設置されたんです。また、公共交通に関するアンケート調査も実施されました。その懇話会の中では、市内の公共交通の現状と課題の整理をして、また過去の市内循環について総括、何が原因だったのかという総括をまとめられ、またそのアンケートの検討と集計の結果をまとめ、また公共交通機関もいろいろ乗り合いタクシーとか、またバスなのか、羽村市にとって何がどのような交通機関が一番いいのかということも

話し合われたそうなんです。そういうことを7回にわたって検討された結果、平成16年3月にコミュニティーバス運行を提言、同年7月に今度はコミュニティーバス運行に関する懇話会を設置、運行ルート、運賃、運行車両等を検討され、平成17年5月からの運行が開始になった経過がございます。現実に今運行されてみて、目標数値であった200名をクリアして、平均239名の利用者があるそうです。ここでもフッサ病院で、隣の市になるんですけども、フッサ病院、うちの国保病院のような、前は国保病院だったんですって言うんですけど、そういうフッサ病院へのやっぱり交通ルートが必要だということで、前のアンケートだったら、行きは家族に送ってもらうという方が多かったそうなんですけれども、今回現実に運行してみて、行きの利用される方が非常に多くなって、帰りだけ利用されるのかなと思っていたのに、家族の形態が変わったのか、今行きも予想以上に利用されているそうです。一度廃止になったバスを再運行されるわけですから、担当の職員の方は本当に大変なご苦労であったと思われます。だから、その大変な思いをもう本当に、思わぬアクシデントで私たちが2時間、3時間とおくれて着いたわけなんですけれども、本当に丁寧に熱意を持って説明してくださいました。広陵町ではこういった再運行の、現実としまして再運行のお考えがあるでしょうか。国保病院も組合立からそうやって町が運営していくって現実を考えたときに、国保病院の利用者をふやすためにも、そういう交通手段というのを考える必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 大変研修における詳しく内容をお教えいただきましてありがとうございます。本町におきましても162日間の試行で、やむなく廃止になったところでございます。そしてまた、奈良交通の廃止路線につきましては復活が難しい中で、今回そうした研修の成果をご指導いただいたわけでございます。私どもの方としても、やはり一度廃止したそういう経過を踏まえまして、課題点、問題点、どの辺にさきのコミュニティーバスの巡回について難色を示したところがあるのかと、平均13.6人の利用でとどまったのかというやはり経過を実績として新たな展開で模索していかなければならないというふうに考えておるものでございます。つきましては、過去に8路線、8系統で31便を走らせておったわけなんですけれども、やみくもに広陵町内を巡回をして、そしてある目的地に到達するということにやはり時間がかかり、そうした区域外を走ってある一定の国保中央病院まで走らせていたというふうなことにつきましても、今回ルートを直線距離で、あるいはまた公共施設をある程度絞って、そして巡回すればさほどそうした時間的な余裕も軽減されるのではないかなというふう

な内容の中で検討をさせていただいておるところでございます。当然予算にも通じてまいる状況になってくるわけですが、1,500万円を費やした経緯もございます。今後財政事情等を踏まえまして、実態としてどのようにすれば最少経費でやはり利用者が多く乗っていただくかということも踏まえて、現在再調査、再運行についての検討を加えさせていただいておるところでございます。桜井市における今年10月からコミュニティーバスを運行せられる、そうした状況もこの間の協議会で聞かせていただいております。そういった関係で、実態としてどのような経路で走らせて、経費は幾らになっておるかといったことにつきましても、広陵町のコミュニティーバス再運行に向けて研究をしてみたいと、このように考えておるものでございます。どうぞよろしくご指導をお願いしたいというふうに思います。

議 長 3番議員！

3番議員 部長のお言葉で少し前向きな姿勢が見られたようにすごく思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、つえ休めについてなんですけれども、現物という見本がこれなんですよ。本当に簡単なのか、本当に100円ぐらいの経費でできるんですけれども、毎日新聞の憂楽帳というところに書かれてるんですけれども、「自治体の挑戦という、いささか力んだ印象だが、東京都八王子市が昨年からはじめたささやかな試みが全国の自治体に広がっている。お年寄りが役所の窓口でつえを立てかけるためのつえ休めと名づけた小道具だ。昨年の初夏、元八王子の地域事務所の窓口を訪ねたおばあさんから寄せられたつえの置き場がないとの苦情がきっかけだった。所長のタグチヒデオさんらがあれこれ試し、窓口テーブルにフックを固定し、ゴムひもにつえをかける装置を考えついた。コストは1個100円程度。試作品を事務所に置いたところ好評で、本庁などの窓口にも200個備えつけた。聞きつけた自治体からの引き合いが以来絶えず、福岡県久留米市など北海道から九州まで20近い自治体で採用したり、設置を検討している。改良型をつくろうと知恵を絞っている市もある。話のきっかけになるし、雰囲気も和むと効用を語るタグチさん、心配りをさりげなくアピールする段階に行政も移りつつあるようだ」ということが載っていました。実際に八王子市の市役所に行ったら、あらゆる窓口のカウンターにこのつえ休めが設置されてるんです。ほんで、ピンクだけじゃなくて、ゴムひもも黄色やったり、色とりどりなんですけれども、とにかく役所自体が優しさ、市民を大切にしますという、お年寄りを大切にしますというその優しさに包まれている印象を受けました。さらに、職員の方が進化させて、投票所に記載台があるんですけど、その記載台のところに職員オリジナルの木でつくったつえ置き、お年寄りが書くときに、

つえを置いてくのが、落としてしまったらしゃがめない状態ですので、そういうふうなつえを置くような台もオリジナルで考えられたり、また空き缶をくり抜いてリサイクルしたエコロジーなつえ筒をつくったり、考案されたりしてるんです。広陵町でも対応をしていただくということですので、テキストまでいただきました。つくり方のテキストまでいただきましたので、これをまたお渡ししますので、本当に9月の敬老の日のプレゼントになるのではないのでしょうか。もう本当にありがとうございます。

次に、妊娠バッジについて行かせていただきます。

樋口恵子さんてね、東京家政大学名誉教授の講演の中からのことなんですけれども、妊娠バッジで、本当にまだ全然普及この辺ではされていないと思うんですけれども、言われているには、「日本社会は実は子供を余り愛してません。職場で妊産婦や女性の妊婦服を見たくないと思っている。私は2003年まで厚生労働省がつくった女性と仕事の未来館の初代館長を務めました。いろいろな方が取材に訪れましたが、その1人にロサンゼルスタイムズ紙、東京支局長、当時の、サニー・エフロンさんが来られて、彼女は私に日本の少子化の理由を聞きに来ました。私は、日本女性のサイレントストライキ、静かなるストライキだと言いました。エフロンさんは大変共感してくれました。その後、衝撃的な感想を言ったのです。2人の子供を持つエフロンさんは、私がもし日本女性だったとしても、きっと子供を産まないでしょうと言ったのです。その理由は非常に論理的でした。私はロンドンでお腹が大きくなったとき、地下鉄で通勤していたのですが、さすが女王様の国、お腹が大きくなった私はまるで女王様気分でした。電車に乗ると、男性たちが一斉に立ち上がって、私に席を譲るのです。さあどの殿方の席に座ろうかとより取り見取りでしたと。ところが、10年ぶりに日本で妊娠して、やはり地下鉄で職場に通っていました。幸いなことに一度も立って通勤したことはやはりありませんでしたが、席を譲ってくれたのはみんな樋口さんのような経産婦、出産を経験したことのある女性の中高年の人たちでした。男の人は疲れているのでしょうか、居眠りしているのか、眠ったふりをしているのです。エフロンさんは、私は日本の男性が不親切だからできないのではなく、シャイだからできないことはよく知っています。日本の男性のよさをよく知っているつもりだけれど、街角で見る妊産婦や子連れのお母さんに対して少し冷た過ぎるのではないかと言うのです。また、エフロンさんは母親として、もしまた恵まれたらもう一人産んでもいいと思うくらい私は子供好きの人間です。仕事も物すごくおもしろいけれど、繰り返し同じことをする1歳数カ月の子供と一緒に過ごすこの空気に触れること、浸れることは至福のひとつときであり、この時間をまた味わってみたいと思う。しかし、

この時間がいかに至福のひとつときであろうと、これをずっと母親一人に続けよと言われてたら、私は一人の子供も産まないでしょう。日本の社会はどうやらそれを女性に求めているような気がしますと指摘しています。私はこの日本の社会を変えていかなければいけないと思います。子供を産むかどうかは女性一人一人とカップルが決めることです。しかし、産みたい、子供を持ちたいにもかかわらず持てない人がいるとしたら、その要因をなくしていくことが政治の役割であり、市民の役割ではないでしょうか」っておっしゃっている。本当にこのとおりだなんて、少子化の原因がいろんなことを言われるけれども、この衝撃的な静かなストライキということを言われたのが本当に衝撃的だなんて。広陵町でも仲よし広場を開設していただき、お子さんをお持ちのお母さんに聞きましたら、非常に喜んでおられますけれども、ただやっぱり月に2回とか、今その状態ですので、できたら常設いただけたらもっとありがたいなというお声も聞いております。本当にぜひ広陵町が、もうこの地域が、広陵全域の地域が子育てを優先する社会の実現に向けて、本当にその先駆けとなっていただけますことをご希望して、この質問を終わらせていただきます。

続いて、エコーはがきについてですが、郵便局でお聞きしましたら、5万枚から作製できるそうで、1枚5円の広告料がかかり、プラス版代が、そのはがきをつくる版代の経費がかかるそうなんです。私も切実に思ったのは、視察のお礼をはがきを出そうと思って書いて、ああ本当にこんなときに広陵町の本当にはがきがあったら、もっとありがたいって、広陵町から行かせていただいてありがたいという気持ちが伝わったのになとか思いましたので、本当に人にやさしい、人がやさしい元気な町広陵町の名前が全国に発信されたらすばらしいと思いますので、前向きに検討してはいただけないでしょうか。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 エコーはがきについてでございます。町長もご答弁申し上げましたが、いろんな角度で広陵町を発信しておる媒体がございます。しかし、エコーはがきにつきましても、こうした媒体の一つであることは十分認識はしております。そしてまた、過去に広陵町のエコーはがきということで作製した経緯もございます。金額面で今ご意見をいただきましたんですけれども、地方版としては最小限5万枚以上10万枚未満というこの広告料というふうな予算、あるいはまた条件がございます。当然、郵便局では一般の方々に45円で販売をしていただくわけでございます。しかしながら、その差額の5円と印刷代、レイアウト等々で、広告代として郵便局にお支払いするのは1枚当たり11円30銭という、5円の差額と6円30銭が合わせて11円30銭という1枚に対する町の負担というふうな状況になって

まいります。最小限5万枚以上印刷した場合には56万5,000円という経費でございますけれども、そうしたことも踏まえまして、年度途中でございますので、よく予算面、財政面で検討を加えてまいりたいと、このように考えるものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 3番議員！

3番議員 ご答弁ありがとうございました。どうかよろしくお願ひします。以上で質問を終わります。

議 長 以上で山村君の一般質問は終了いたしました。

次に、寺前君の発言を許します。

6番議員 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

町長も2期目ということで、先ほどからお祝いの言葉等ありましたが、新規に住民の立場で町政引き続いて行っていただき、大いに議論をして、住民の利益にかなう町政で、ともに頑張ってまいりたいというふうに思います。余りにも皆さんがお祝いのことばかり言われたんで、今後4年間の決意について、私も同様に町長にお願いをしたところであります。

まず最初に、所信表明からですけれども、残念ながら所信表明について、当然私たちのところにその文章が渡るものだというように思っていました。しかし、所信表明に伴う文章は議会のだれにも配付されないままに終わりました。その後、職員に所信表明について提出願いたいということを申し入れましたが、出す必要はあるのかなというような返事でした。議運の委員長が再度提出方を依頼すると、つくっていないということであります。私は、町長が初登壇して、今後の町政のあり方について議論を議会に、町民に発信するときに、その文章が提出できない。これほど議会を、先ほどからの今までの話とは裏腹に、真剣に考えていただいている、その当初のことができていないのではないかというように思うわけでありませう。そのことについては、もし何かありましたら答弁していただいで結構であります。

私は、所信表明の中から特に地域経済の活性化、地場産業の取り組みについてお伺いをしたいと思います。町長の所信表明のところにもこの部分があったわけであります。そして、これは私たちが広陵町政の将来像を描く場合にも、最も大切な行政の仕事だというように思い、たびたび議会においてこの地域活性化、地場産業の取り組みについて質問をしてまいりました。このことについて再度お答えを願ひたいと思います。

そして、そういう場合に、すべてに通じることですけれども、先ほど松野議員も質問していただきました中・長期財政計画についての内容についても、先ほどの答弁が漏れていたというよ

うに思いますので、あわせてご答弁を願いたいと思います。

質問事項 2、住民参加条例の必要性について。

先日、私たちも 5 人の町会議員が宮代町と、宮代町へは住民参加の実態について勉強しました。そして、稲城市には介護保険の問題について勉強に寄せていただきました。それぞれのところにおいても本当に真剣に熱心に教をいただいて、そしてその職員の町レベルの高さに感心し、そしてまたこれが広陵町等に反映させていかなければという思いで帰ってきたわけであります。住民参加条例など先進的な取り組みを現在地方分権の流れとして大きくなっています。地方自治とは何かが問われており、首長や公務員と住民との新たな関係が模索されています。まちづくりの視点からの参加や政策立案での手続の整備など、さまざまな視点から条例づくりが、これこそ全国的に広がっているわけです。奈良県ではこの面でもおこなわれている地方です。地方分権の充実から政策面では不可欠な制度となりつつあるわけですが、その認識の到達度はいかにということであります。このことについても、北海道ニセコ町の事例やその他の事例を持ち出して、私たちも再三質問をさせてきていただいたところであります。

質問事項 3、就学援助制度について。

これは経済的に困難な児童・生徒を国の補助金で援助していく、こういう制度であります。これも地方分権の影響で補助金が地方交付税制度算入に変わっているわけですがけれども、そのような変化の中で、1 つは今年度の要保護・準要保護の申請人数とその採択の状況、もう一つは、従来運用について児童・生徒への配慮や客観的な資料による案内などを求めてきたところですがけれども、現在の親への制度案内はどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

質問事項 4、雑種地での資材置き場等の利用についてであります。

これについても今まで何度か質問をさせていただいてきました。隣近所の方々がいわゆる資材置き場と称して、騒音、それからほこり、あるいはあるところでは火災が起こる、そして遠慮なく焼却し、煙等が立ち込める、このような迷惑な場所が広陵町でも年々ふえています。このような状況を少なくするためにどんな対処方法をとっておられるのか、そして遺憾ながら、広陵町中央公民館の駐車場の一角をこの型枠業者が使っている。もつてのほかであり得ないことでもあります。このような状況が放置されてきている。全員協議会の中でも話はしているということであったわけですが、公共用地に資材を置いて堂々と使っているような状況は見捨てるわけにはまいりません。これは対応を話し合うという次元の問題ではない

わけです。そういう点で、このような広陵町の住環境、自然を破壊するような土地利用のあり方についてはきっちりと対応をしていただきたいと考えるわけですが、どのようにお考えでしょうか。

質問事項第5、キャンプ場の建設についてであります。

次世代育成支援行動計画がつけられました。実際には計画を充実させていくこととともに、点検も必要であります。しかし、ここには児童の健全育成に掲げられている団体活動、自然体験等の中から自主性、協調性を養うともあるわけですけれども、町としての環境の確保ももちろん必要であります。その一つにキャンプ場の整備が上げられます。これはスポーツ少年団とともに子供会の育成強化、特に地域の力を引き出す上で最重要課題と位置づけても過言ではないわけでありまして。身近に集える施設の一つとして町長も答えていたキャンプ場の計画を早急に立案、実施していただきたいということでありまして。

質問事項6、シルバー人材センターの仕事起こしについてであります。

現在、シルバー人材センターでは多くのお年寄りが元気に働いています。そのおかげをもって広陵町でも道路や公園等、本当にきれいに整備されているものであります。そして、これはお年寄りの健康維持のための大きな役割を果たしていると同時に、仕事をして少しのお金でも生活費の足しになる、そういう方々もたくさんおられると思います。ところが、残念ながら、このシルバー人材センターでの仕事は月に3回、4回というような方々もたくさんおられます。そういう点で、広陵町でも町での仕事起こしについて一生懸命考えていただいているわけですけれども、その中であって今回植木剪定等がストップしています。そして、これはシルバー人材センターに自主的に努力をし解決すべきだという姿勢を指示したということですが、その努力しろという点は結構ですが、同時に町の責任においても早急に解決していくことが仕事起こしの停滞を解決するのにつながっていくことは当然だと思います。そういう点で、再度この仕事起こしについての町の考え方、そして今現在、剪定等がストップしていることについての早急な再開めどについてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し町長答弁をお願いします。

町 長 ただいま寺前議員からご質問がございました。お答えを申し上げたいと思います。また、このたびの再選で励ましをいただきまして、ありがとうございます。しっかり頑張ります。

所信表明の資料配付がないということが冒頭おっしゃっておられました。私は議会でこの

場で堂々と与えられた4年間の基本姿勢について述べたとおりでございます。決して隠したり、非公開ではありません。お聞きのとおりでありますので、もう耳でお聞きをいただいたことと思います。文章なら文章はお出しをすることにします。隠してはおりませんので、お申しつけをしておきます。

地域経済の活性化、地場産業の取り組みについての1番目の質問でございます。

今年度からスタートさせる商品券の交付事業と住宅リフォーム助成事業を目玉といたしまして、地域の消費拡大と地域経済の活性化を強力に進めたいと思います。また、地場産業につきましても、公共施設に設置したショップコーナーの活用、春と秋に開催される靴下組合主催の靴下の市や地域間交流事業などの機会をとらえて、販売の拡大、PRに努めたいと考えております。

次2番目、住民参加条例の必要性でございます。

先進の市町村での取り組みをご披露いただいたところでございます。答弁は、住民参加条例の必要性について、今回政務調査視察研修を踏まえ、住民参加型行政の見解や意見を賜りました。地方分権への大きな流れの中で、個性あるまちづくりはその町に住民が認めるものでなければなりません。地域づくりは住民の生活感覚に根差した計画のもとに、住民自身の参加によって維持され、創造されるものであると認識しております。それがためには、まず人づくりに重点を置き、子供から高齢者まで一緒になって郷土美化作業や学習会など、すべての人がまちづくりに参画していただけるような体制づくりを進めたいと考えております。こうした中で、地域福祉、産業振興、教育、文化、スポーツ振興など幅広い分野においてまちづくりに参画していただける人材の確保を目的に、ボランティアや支援スタッフについて、社会福祉協議会内において登録体制を整えているところであります。視察当市におきましても、市民参加条例を整備されているようではありますが、参考とさせていただき、検討をいたしたいと思っております。

次、3番の就学援助制度については教育長が答弁いたします。

4番目の雑種地での資材置き場等の利用についてでございますが、農地転用許可を得た土地につきましても、申請どおりの用途に供しておれば、農地法上の違反行為はないものと判断いたしております。また、一度申請の用途に供せられ、その後他の用途に使用されても、法的な違反はないと思料いたします。

次に、町有地等の占有に対し機敏な行動はということですが、質問の場所は古寺の大山クリニック西側の型枠置き場と、さらに西側の堤防敷の部分を指摘いただきました。公

共用地不法占有は許せません。この型枠置き場については、前面の町道整備工事関係から他の場所へ移転するよう交渉をし、今回移転することとなり、その作業中であります。むろんその西側の不法な堤防敷の占拠についても移転中であります。また、この交渉や移転場所において、ある議員さんのお力添えをいただきました。おかげで解決できたことをこの場でおかりをしてお礼申し上げます。事務事業推進に当たりいろんなところでいろんな立場で議員さんのお知恵をいただいていますこと、そして汗を流してくださったことを感謝でございます。

寺前議員の5番目、キャンプ場の建設についてであります。

ご質問いただいております次世代育成支援行動計画の充実については、計画の推進体制として、次世代育成支援推進委員会や推進庁内検討会議を設置し、本計画の進捗状況を毎年点検を行い、計画の着実な推進を図ってまいります。また、少子化等に伴う人間関係の希薄化や少年期の自然体験や生活体験を補い、健全な精神を育成するため、福井県美浜町との地域間交流事業を昨年度より実施し、豊かな自然の中での漁業体験、自然の豊かさ、厳しさを体感、地元の漁師や児童等の交流を図るなど、見識を広めていただいております。本年度も40名の児童が参加されます。キャンプ場の建設に関しましては、以前にお寄せいただいた同様のご質問にお答えさせていただいたとおり、図書館南側の多目的用地を野外活動の場として有効に利用いただいているグループや団体もあることは事実であり、現在においても多目的な用途で有効に利用いただいております。また、以前にもお答えしましたとおり、本格的なキャンプ場となると、やはり山間地で整った設備を有する施設を借用するのが賢明であると思います。

次、最後のシルバー人材センターの仕事起こしについてでございます。

シルバー人材センターは、6月9日の笠作業場での火災発生以来、これを真摯に受けとめ、信用失墜行為回復のため、火災後の処理、火災の原因、管理体制の再確認、これらの項目を明確にして地元区長の下承を得るまで、当面この場所での作業を中止させております。寺前議員さんは消防行政に多大なお力を発揮をいただいております。昨夜の火災の現場にもいち早く駆けつけてくださり、ありがとうございます。現場確認はもとより、常に消火活動の問題点や火災の原因など、目で足で研究くださっています。ゆえにこのたびの火災は問題があります。ご理解をいただきたいと思います。火災の原因を問わずして、ただ仕事を探せと言うのではどうかと思います。現在、他の場所での枝葉や及び枯れ草等の処分地を町及びシルバー人材センターとともに探索中であります。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教育長 寺前議員の質問事項3、就学援助制度について、本年度の要保護・準要保護の申請人数とその採択の状況、2番として、従来運用について児童・生徒への配慮や客観的な資料による案内など求めてきたが、親への制度案内について、そういうことについてでございます。

本年度における要保護児童・生徒数は15名で、準要保護の申請人は168名で、160人が認定されております。認定されなかった8名については、認定基準の一つとしている前年度中の所得が基準額を上回っているためであります。

また次に、お尋ねの制度案内の方法ですが、各学校とも全児童・生徒に案内チラシを持ち帰らせる方法で、全保護者に周知徹底を行っております。以上です。

議 長 6番議員！

6番議員 今、3の教育長のご答弁の質問からさせていただきます。いや、あかん、1番からやな、ごめん。

議 長 前行っても結構ですよ。

6番議員 それでは、順番に従って1番目から質問させていただきます。

地場産業の活性化の問題について、まず議会の中でも再三質問させていただいているわけですが、所信表明に当たっては、いわゆる広陵町の産業についての認識も表明されてました。そして、そのことについては、第1番目に大事なことは、この本会議でも質問させていただいたことがあるわけですが、中小企業基本法についての認識をやはり職員初め町長が認識を持つべきだということに思うんです。それはどういうことかと言えば、中小企業基本法はその第1条目的に、この法律は中業企業に関する施策について、その基本理念、基本方針、その他基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする、こういう内容なわけなんです。これに基づいて、全国地域の進んだところでは、第6条で規定されているわけなんですけれども、地方公共団体の責務、地方公共団体は基本理念にのっとり、中小企業に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する、このようになっているわけなんです。この最後の「責務を有する」というのは、法律改正前は、これは努力規定だったわけなんです。ところが、この法律改正、15年7月ですか、法律改正があったときには、これがいわゆる「責務を有する」と

いう表現に変わっているわけなんです。こういうことは何かということについてですけども、全国的には町村など小さいところではなかなかつくっているところも少ないんですけども、いわゆる特色ある地域については、これをつくっているわけなんです。広陵町は地場産業を抱え、靴下については日本一の生産地だという特色があります。こういうところにおいては、過去再三再四、靴下に関する振興策について、町は商工会と協力し、あるいは県と協力しながらその施策をまとめてこられました。そして、それが絵にかいたもちに終わってきたことも事実であります。ところが、最近広陵町の取り組みの中で、年2回の靴下市については成功例の一つだというように思います。当初の取り上げ方についても、商工会の方々の努力とともに、町の担当者も多くの努力をされました。こういうような内容にあって、このところの施策をどうするのかというのは、町長がぜひ具体的な内容を含めてつくっていくことが必要だというように思うんです。こういうことについて、町長初め職員の方々にどれだけの認識があるのかということについてまずお聞きしたいと思います。

それから、私どもは先般、宮代と稲城市に行ってまいりました。そのときにも試供品として靴下を持ってまいりました。そして、手渡すときには、広陵町の靴下の実態、状況、そしてまたこれが広陵町を通じて幾らでも販売できることなどについて説明をさせていただきました。こういうときに広陵町のアピールするべき文章、あるいはまた、これは商工会では一時つくったことはあるんですけども、町がこのことについてきちっと案内文書を持って、あるいはまたオリジナル製品等についても、どんな靴下も注文に応じることができる、こういうような内容を含めて、町職員、町長及び議員等が積極的な営業をする機会を前提にすると、こういうこともあっていいのではないかというように思うんです。そういう点で、このときに思ったことは、説明はしてるんですけども、具体的な文章あるいはまたその案内状がなかったということで、こういうときに町が責任を持って、こういうことができるような取り組みがあってもいいのではないか、これは町職員も全国津々浦々、研修等に行くわけですから、そういう機会には欠かさず広陵町の靴下を宣伝する、あるいは注文をとれるのであればとってくると、こういうようなシステムについても考えることが必要ではないかと思うんですが、その点についてもあわせてお聞きしたいと思います。私は、注文をとるときはとることができると思いますので、それはそれでそれぞれ頑張ることですんで、そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 中小企業基本法をどう認識しているかということですが、もちろん市

町村が責務を有するという部分につきましては、十分その部分では認識はいたしております。また、その責務を果たすために、いわゆる今年度におきましても、中小企業のためにもなるということで、商品券ですとか、住宅リフォームをすることによって、そういう関連の企業の活発化させようとかといういろんなことを始めようというわけでございます。また、今ご質問の中にもありました靴下の業界の中では靴下市をもっと盛り上げようということで、いろんな交流市町村も参加していただいて、市の拡大に努めているところでございます。また、現在も、以前からそうなんですが、職員がいろいろあちこちに陳情なり、また町長が国の方に陳情に参ったりするときには、町の方でPR用の靴下を用意しております。それで、いろいろな場面でお渡しするわけなんですけども、そのときに最近ではそういうものを渡すということ自体が何か異常な光景になってきているわけなんですけども、それを広陵町はこういう町で、こういう意味でこういう品物を持ってきたんだと、ぜひ使っていただきたいというPRのための品物ですということも、文章でなくて、一々口頭で、口で説明して理解してもらってPRしてるという状況でございます。これからもそういう地道なまた活動も閉ざすことなく続けてまいりたいというふうに思いますので、また議員の方でもいろんな活動にご協力いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたしておきます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今説明申しましたように、文章を渡して手渡すだけでは誠意も伝わらないので、そのときにいろいろ説明も兼ねて口頭で相手に誠意が届くように説明しながら渡しております。以上です。

議 長 6番議員！

6番議員 これは宣伝の効果を一層高めるといふ点の問題があるんです。そしてまた、これはあらゆる機会に活用できるものなんです。転入された方々について、過去には商工会が靴下を配布していた。しかし、これが選挙違反の形態で配布していたので取りやめて、結局はそれ自体も取りやめてしまうと。転入者に靴下を提供するというのは、これは決して悪いことではないわけですから、そういう点については続ければいいのに、商工会についてなぜか、選挙違反の指摘があったもんですから取り下げてきたと、こういうようなことがあったわけなんです。だから、こういうような点について、転入者について靴下を渡す、それは一つの方法ですけれども、地場産業の靴下についての歴史や説明、そしてまたどこに売っているのか、あるいは町内のそういう生産高の実態、こういうことについてあらゆる機会に使えるような文章をつくるということは必要ではないんですか。そしてまた、議員が持っていく場合、

職員が持っていく場合、説明できる、きちっとできるもの、できないもの、いろいろあるわけなんですから、これは試供品とともに渡すことによって一層親しみがわくことになるんです。こういうようなところちゅうのは地道ですけれども、本当に広陵町を発信するという、そういうような一つとしてやはり認識の持つ度合いの程度によってくるだろうと思うんですが、私はこういうことは安く金の、少しは要りますけれども、印刷で済む話なんですから、やっていただきたいと思うんですが、再度この点についてどうですか。

それと、財政の中・長期計画についての検討を毎年やっていただいて出していただくという点についてもどうか、お答え願いたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 町のそういう靴下の試供品の中にも、靴下の町という名前でおしりを簡単にわかる内容のものをこれ挟んでおります。そういうものを見ていただければ、広陵町はどういう町か、靴下がどうかかわってるかというのがわかるようになっておりますので、それで十分対応できるんじゃないかというふうに思っております。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 中・長期財政計画の件もご質問をいただきましたが、現在16年度の決算を踏まえ、平成22年までの中・長期財政計画を持っております。決算を踏まえ、そして新清掃施設、そして周辺対策事業、そういったものを完全にその制度に乗っかかる財源とともに見直しを加え、そして22年までの中・長期財政計画を樹立したいというふうに思っております。当然、現在国の三位一体改革の推進に関する共同提言といったものもそれぞれの知事の方から国に対して、3兆円規模の税源移譲、あるいはまた投資単独事業と一般行政経費の決算隔離を統一的に是正する、あるいはまた19年度以降の第2期改革への道筋をつけるというふうな重要な3項目について共同提言をなされておるところでございます。そういった関係も踏まえまして、中・長期財政計画に反映をしてみたいと、かように思っております。

議 長 6番議員！

6番議員 靴下についての宣伝、これは基本的なところの部分で、箱に入れる場合については、そういう広陵町商工会のつくっていただいたものが入るんですけれども、やはり広陵町の歴史や、そしてまたオリジナル製品もつくれるんだと、そういう高い技術を広陵町が持っている、そういうようなところのまでやはり知っていただく。そして、それをその地域の靴下を見れば広陵町の靴下かもわからんというように思ってもらえるところまで徹底したやはり営業活動を展開する。これは町職員初め議員、その他の方々も一同にやっていくために、

そういう武器を整えるというのも必要だというように思います。これはもう答弁結構です。引き続きこの問題はやっていきたいと思います。

2 番目について移らせていただきます。

まず、これは市町村会のホームページから引き出したものであります。これは3月28日、昨年ですね、これは。地方分権改革推進会議に対して市町村会長のヤマモトさんという方がヒアリングに応じた内容が載っていたわけなんです。「地方分権について」というところに、「町村でもこのたびの改革を受けた新たな条例の整備を進めたり、分権型社会の担い手として対応するため、職員研修の実施や組織体制の見直し等を随時行っているところであります。若干例を申し上げますと、北海道ニセコ町のまちづくり基本条例や、長崎県小長井町のまちづくり町民参加条例のような住民参加型の行政を推進しているようなところ」というようにいろいろずっとあるんですけども、「分権時代を意識した改革が根づき始めていると感じております」、こういうような形で表明しておられるんです。それと、「国と地方の役割分担というのは対等なわけですから、相互に補完しながら絶えず変化する社会情勢に即応できるものでなければならず、地方分権改革の推進は一層重要であります」、こういうような形でかなりの文章を述べていますので。こういう点の認識ちゅうのは町長もお持ちになってきているだろうと思うんです。ところが、一方では、これは14年12月議会の町長の答弁ですけれども、これは至るところで住民参加ということに対しては否定するはずもないし、それについては表明をたびたびされております。先ほどもされてきました。しかし、それは一つ一つの住民参加を願っていこうという、そういう町の姿勢の域を出ない。そして、これがこういう考えにまとまっているんだと思うんです。町長がおっしゃってる内容です。「住民とともにこの町を育てていくということが基本姿勢でございまして、住民参加はいつでも取り上げているものでございます。条例でこれには住民参加だとかという仕分けをせずして、どんな事業についても住民の皆さんとともに考えていこうと、そこにそして議会というものを大事にしながら進めていくわけです。余り住民参加を積極的にやりますと、議会をないがしろにするような、こういう姿勢にもなりかねないところもありますので、そういうことで多くの人々の知恵を出し汗を出していただく」、こういう形で述べておられる。こういう考え方の認識が分権型社会の時代にそぐわないようになってきているという認識は持たないのか。先ほど全国町村会長が述べた点は、まさに例を挙げた北海道のニセコ町、長崎県のまちづくり町民参加条例、こういう一例で若干の例という形で挙げておられるわけなんですけれども、これ全国に本当に広がってきてます。これはその町独自の認識を持って、町独自に住民を住

民参加に参加して、本当に真剣に職員とともにつくっていくと、その地域自治体の未来と一緒に担おうと、こういう姿勢のあらわれているところというのは、これはほとんどがいわゆる政党別に申しますと保守系の自治体の首長です。ほとんどです。こういうような実態に対して、先ほどの町長の答弁の域を出ない問題なんです。それは宮代町へ行ったときにも、そのことに対する問題が大きな違いとしてあらわれています。それは、これは第1条になるんですけども、条例の市民参加の対象となる行政分野等という形で――第5条ですね、第5条に市民参加の対象云々と書いてるんです。これは何かと――これはちょっと違いました、第1条ですね、やっぱり、第1条に、この条例は市民参加に関し基本的な事項を定めることにより、行政活動における市民参加を権利として保障することを目的とします、こういうようになってるんです。ここでは何かと書いてあるかという、市民参加に関する考え方に温度差がありました。これは行政内部、そのため市民参加の実施に関しての実施ルールの明確化など課題となっていました、こういうことなんですね。市民参加は地方分権社会における自己決定、自己責任を果たす自治の基盤として必要不可欠なものです。こういうように書いて、ずっとこの第1条の説明をしてるんです。これはどういうことかといいますと、広陵町でも若手の職員と話をしていると、こういう条例化は当然だとおっしゃるんです。部課長会議でどのような話が出ているのかという、まだ町民の頭がちょっとおくられているからねと、こういうような、この言葉はわかりませんよ、こういうようなまだいわゆる住民参加をするという問題との格差が、私は役場部内の中にも、あるいは部長の間にも統一されたものがない。この宮代でも課題はそれだったとおっしゃってました。ここに書いてるように、行政内部において市民参加に関する考え方に温度差がありましたと、ここなんです。町長は明確に、この部分については地方分権型社会については、住民参加を権利として認識し、それに対応するものを行政が受け入れていく、こういう姿勢を明確にされたわけなんです。これは先ほどから町長初め職員、部長のところの問題ですけども、部長にもいろいろな認識の差はあると思います。それは先ほども言った庁舎内部での住民参加に対する認識の違いなんです、温度差なんです。こういうところについて、町長が住民参加は住民の権利なんだと、地方分権型社会における主要な課題の一つなんだと、こういう認識を持たれるかどうか大きな違いが生じることになると思うんです。そして、これは第9条に、住民参加手法というのがあるんです。長は第11条に規定する地方自治法第138条の第4第3項の規定に基づき設置される審議会と云々と書いてある、それにこだわらないということです。要はありとあらゆる機会に住民参加によつての委員会を義務づける、こういうことなんです。こ

うということによって初めて住民参加とは何なのかということが明確にされるわけなんです。これは宮代町もすぐにできたものではありません。宮代町のやっぱり歴史があります。そういう歴史の中ででき上がる中で、平成14年10月に町長はこのことに決断を、ゴーサインを出して、10月職員プロジェクトチームを設置しています。11月には住民及び職員を対象に意識調査を実施しています。15年2月には、公募住民16人、職員12名で組織する市民参加条例策定チームを設置しています。全体会議は11回、部会は3部会あるんですけども、25回に及んでいます。そして、市民参加条例の草案を策定して、さらにここにパブリックコメント、意見募集を行っています。そして、15年9月にフォーラムを行い、パブリックコメントを受けて見解の作成や素案の最終確定をするために全体会議が7回開かれています。最終報告会、これは80名が参加しているという状況なんです。職員の方々に、「職員の方大変でしょう、こういう条例ができるよ」、「いえ、むしろこちらの方が楽なんです。住民の方々及びそういう中で行政課題を決めていくことになるので、私たちはその縁の下の力持ちになることで十分なんです」と、こういうことをおっしゃっているんです。こういうような住民参加の状態をつくり出すというのは非常に地方分権に対する認識の度合いの高さが必要だと思います。ただ単に従来どおりのお上の考え方で近寄り—もう忘れたけども、という考え方ではこの発想は出てこない。しかし、最近にはこの発想はなくなっていると思います。町長初め、住民参加は至るところで活用していくということを再三答えています。しかし、それはあくまでも住民自身による参加なんだということも先ほど述べられました。住民自身の参加によってつくられるものだということもおっしゃっています。それも一理あることは当然なんです。しかし、情報公開を徹底させていく、そういう中で住民参加をつかっていく、そういう到達点が住民参加は権利なんだと、こういうところに地方分権型社会のその目的とするところの認識がなければ到達しない課題だということに思うんです。そして、平成17年の市民参加という計画があるんです、ここに。これは16年もつくったらしいんですけども、ここに26項目あるんです。第1に書いているのは、改革推進事業、これについては52人が公募予定になってるらしいんです。これは17年度には、17年3月に募集したために、人数は書いてなかったんですけども、あるいはまた第2、第3ずっとあるんですが、特別職報酬等審議会事業、これには公募による人数1名、こうなってるんです。あるいはまた、公募制補助金制度運営事業、これはここの独自のいわゆる自治会等がみずから考えて発案して補助金申請をするという形のもんなんですけども、これについては公募人数2人となってるんで、これは常時やられてるから2人というようになってます。委員定数が5

名、こういうのが、国保運営協議会、これについては1名になってるんです。もうありとあらゆるところのものがあって、26、上下水道経営審議会事業、これは公募は4名になってます。委員が12名です。こういうような、これも12年度計画という形で町民に公表するんです、まず。そして、それに基づいて公募を実施していくと、こういうような状況になっています。

こういうような問題というのは、広陵町でも一部職員と話ししていると、それは必要性をつくづく感じるという職員の方もおられます。事実おられます。こういうような状況を、温度差を縮めていく、そして一致させていく作業というのは町長の責任だと思うんです。それこそが人づくりにつながっている問題だというふうに思うんですけれども、こういうような住民参加を権利として認識できるという到達はあるのでしょうか、いまだ至っていないということでしょうか、そのことについてお伺いをしたいと思います。これが聞く一つです。この点についてだけで結構です。

それともう一つ、また忘れるんで、こういう中で本当に市民参加のページというのがあって、この中に出てくるのは、庁舎内に市民活動スペースを開設という、僕らも行ってきたんですけど、びっくりしたです。印刷コーナーがあるんです、印刷コーナー。いろいろ仕分けして、そして打ち合わせ作業コーナー、たくさんの女性の方がおられましたわ。そして、子供コーナー、これは子連れさんの場合の子供の遊ぶコーナー、それから情報公開コーナー、これもびっくりしました。入札の状況の詳しいファイルが全部ずらっと、もちろんその他いろいろですけども、そこに置いてあるんです。自由に見られるんです。そして、インターネットコーナー、あれ何台ほどあったかな、10台ほどあったん違いますかね。それは自由にインターネットを通じていろいろ検索できるようになってるんです。こういうようなところまで保障している。こういうような到達のところちゅうのはここだけではないということを書いておきますけれども、どこを視察してきましたかと言ったら、いろいろ教えていただきましたけども、そういうような状況を踏まえて、住民参加とは権利なんだというところまで町長、認識できるでしょうか、お答え願いたいと思います。

議 長 町長！

町 長 今おっしゃっている宮代町の市民参加条例が手元に届きました。まさに行政活動における市民の参加を権利として保障するということを目的とするということを書いてあります。さすがすごいなと思っています。私は、地方分権が進みますと、それだけ責任が重くなってまいりますし、地方には町民というのか、組織体の意見をそれぞれ反映をしなければい

かんわけでございます、ただトップが、一部の握りの者が行政で牛耳っているというのは、それはやはりいかんことでございます。基本的にはやはり民主主義のこれが基準でございます。直接政治が一番いいわけでありますが、いろんな人たちが寄り集まって議論をし、そしてそれらを政策に反映すると、これはやっぱり基本でございます。私はいつも皆さんとともに、皆さんと一緒にさせていただくと、そのことを掲げておりまして、まさにおっしゃるように、そのとおりでございます。これを市民の権利とするかどうか、よくこれからも、いいことは議会とよく協議をしながら、この実現に向かって進めてまいりたいと思います。

議 長 6番議員！

6番議員 非常に認識は近づいているというように思います。というのも、やはり地方分権型社会というのが、町村会においても非常に、これは合併の問題と絡んで、合併がいいか悪いかという問題を考えるときに、到達していくのが結局は住民自身が決めることなんだというところから最後ここに到達すると。宮代も合併の問題についてこのような認識が深まったというようにおっしゃっていました。きっかけは合併の問題について住民に情報を与えて、住民が決めるという段になったときに、やはり職員間の認識の温度差という問題はやっぱりあると、これではだめというところからこの別の形態として考えていったそうです。宮代は結果としては、4町になってたんですけど、宮代だけは大きくで合併反対の住民投票の結論が出たそうであります。こういうような問題、これは保守系の自治体ですから、決して特別な革新で共産党が首長の自治体だということではないということも念頭に入れておいていただきたいと思います。これは本当に普通の自治体の姿の地方分権型社会の進んでいく、もう一、二年先、広陵町で言えば一、二年先というように町長の在任期間中に本当にやってもらえば幸いなことだというように思うんです。

3番目について、これは簡単に質問させていただきたいと思います。

就学援助金制度の父兄への案内状について、今までは経済的困難等についての案内がありました。今回補助金制度がなくなり、交付金制度に変わって、いわゆる手元には生活保護基準の1.3倍という基準を念頭に置かれていると。こういうことについては案内状にやはりどれぐらいのものが就学援助金、準要保護を受け取れるのかと、こういう内容についてわかりやすい説明をしていただきたい。それが申請するかどうかのけじめにもなります。今回相談を受けた方は、今までは認定されてたけども、されなかった。これは今回生活保護基準の1.3という所得基準が明確にされたということで、私はいいことだというふうに思うんです。残念ながら、その方には残念だったということも、これはやっぱり無理だというように

説明をしましたが、そういう点についての案内ちゅうのはつくることはできるんじゃないでしょうか。高田市なんかではそういう形でやっているわけなんで、そういう点をお伺いしたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいまおっしゃっていただいておりますように、保護者の皆様に対するお知らせの内容については、ただいまおっしゃっていただきました内容で次年度、案内文書を作成するという考えは持っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 6番議員！

6番議員 4番に移りたいと思います。

これは本当に近隣の方が迷惑されてるんです。赤部でもあった業者が、そしてこれは古寺へ行ったと。古寺では大山医院のところ、私は直接聞いたことないですけども、火事はいく、そしてしょっちゅうって言うていいほど燃やしている。先ほどの答え、答弁でしたら、雑種地として使う場合はそれでいいんだと、そしてそれを人に転用が渡れば違法ではないという認識ですけども、実際そうじゃないでしょう。農転が許可されて、そのときに農転のときの申請書が出る、その申請書がどおりになってない場合については、それは建築確認申請では却下されるわけでしょう。もちろん建築確認というのは、建物というのが概念にあります。これは屋根があればすべて建築です。建築確認申請を出さなきゃならない。固定というのがありますけども、1平米以上、増築は10平米以上、決まってるんです。その他公害問題については、リサイクルについての県への申請がなければ、こういう処理はできないわけなんです。ところが、至るところに今あるじゃないですか。これは県に申請をして許可をいただいている業者、広陵町内に何か所あるんですか。ないとすれば、これは違法性の強いところがたくさんありますよ。まず、今最近で言えば、高田川の、この役場から突き当たりの高田川のところでまた埋め立てをして資材置き場にしています。これはどのような申請に基づいて資材置き場にされているのか、あるいはまた至るところにあるんです。これはもう言っても切りがないほどふえているんです。こういうことについては、アンケートで広陵町ではやはり東校区は抜群に高かったんですけども、田園風景が美しい農地と住宅地が共存する町、これは総合計画での住民アンケートでのアンケートされた結果なんです。一番多いのは、前にも言いましたけれども、福祉の行き届いた安心して暮らせる町なんですけども、丘陵地や水際空間など自然が豊かな町と、田園風景が美しい農地と住宅が共存する町、これが一番その次に多いんです。東校区ではこれがもっと多くなるんです。校區別にこれ分

け、これトータルの問題ですけれども。そういう点からいっても、広陵町のまちづくりの基本的なところの部分が侵されているというような認識はありませんか。雑種地で、そして景観から見ても非常に醜い状況が生まれている。こういうものに対してどのような対策があるのか、ないという立場で考えておられるのか、対策をとるための知恵を出すという立場で考えておられるのかによって大きな差が出てきます。私は先ほど言いましたけれども、農地転用、その場合雑種地とした場合に、雑種地での目的、転用の目的が上げられるんです。その目的に則さない場合はこれは違法なんです。この違法なところについて、他に移ったときについてどうかというところについては検討の余地はありますけれども、建築基準法に基づく場合については、改めて申請時の目的に従わなければこれは何らそれ以外のものはできない、こういうようになっているというのは認識持っておられると思うんですけれども、これは建築基準法の第6条の建築の部分の基本的な問題です。こういうところの部分について、あっちこっちでできてる。これは私も何度か2カ所ほど生活環境課と話し合いをして、業者に要望して解決していったところも2カ所ほどありますけれども、そういうような部類について、何とかしなければならぬという認識は持っておられるのか、あるいは法上やむを得ないから今の現状については何ら手を打つことができないという認識で見えておられるのか、その点についてお聞きします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今回の農免道路横の置き場につきましては、いわゆる以前町の駐車場としてお借りしておったところなんです、その後持ち主に返しまして、その持ち主がまた今度は資材置き場として使っているという場所でございます。ですので、寺前議員おっしゃいますように、いわゆる建築基準法上のルール違反がないという部分では別段法を破ってやっているということではないと思われま。ただ……作業の内容ですとか、火を出したとか、町の方に、道の方にはみ出してきているとか、いろいろ付近からのクレームがついていたというのも事実です。これはこれで公害という部分で私ども厳しく指導をいたしました。また、地主さんにも同じように厳しく言ったところでございます。また、横の道路の整備にあわせて、できることであれば移転していただきたいという申し込みもしました。その中で今般話がまとまりまして、移転を今する準備で、今現在、きょうぐらいではもうほとんど資材はあこから運び出されております。そういう交渉の中でちょっと議員の方にお手伝いしていただいたという経緯もございますが、何につけ、いわゆる法上を犯した内容につきましては、これはどういう法律の中身であっても厳しく取り締まって、厳しく指導するのが法を守る上での責

任であります。また、その法律の中でありましても、いわゆる公害とかという部分で迷惑をかけているというのであれば、徹底的に指導しに行くというのが基本的なことだろうというふうに思っております。今後もそういう方針でやっていきたいというふうに思っております。

議 長 6番議員！

6番議員 これはいわゆる明らかに資材置き場ではないですね、実態は。いわゆる作業場なんですよ。屋根のない作業場なんです。屋根があればこれは違法ですけれども。そしてもう一つは、いわゆる資材を燃やしている。これも違法です。これはあっちこっちで行われているんです。当然作業を行うために出る廃棄物について、そこで処分しているんです。県、国の許可をもらうてん場合にはこれは可能でしょう。しかし、許可もらってない場合はこれは違法ですよ。ということは、常時それを監視することは困難でしょうけれども、本当に広陵町の景観を悪くする、あるいはどう見ても近隣に迷惑がかかっている、こういうようなところについては、やはり監視を緩めず、きちっとその少しの違反についても対処する、こういう姿勢が必要だというふうに思うんです。これについてはまた改めて引き続いて質問をさせていただきます。

5番目、キャンプ場の建設なんですけれども、町長これはもともと3億数千万円で予定をされていたことを図書館との関係でできないと、多目的広場として活用すると、これはこれで結構ですよ。しかし、児童・生徒の健全育成ということにかかわって、キャンプ場というのは立派なキャンプ場は他にもあります。そら山間部に行けばできるわけなんです。子供会でも今でも行っているところはあるんでしょう。バス1台、非常に費用要ります。私が会長るときには、地元の公園のところちょっと火をつくって、キャンプまがいのまねごとをして、本当に楽しんだことあるんです。あるいは集団生活の中での、集団生活というのは非常に……。

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 3 : 4 2 散会)

平成17年7月21日広陵町議会
第2回定例会会議録（最終日）

平成17年7月21日広陵町議会第2回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	笹井由明	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
環境整備部参与	和田叙嗣	都市整備部参与	安川泰武
出納室長	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 上 田 勝 代 竹 若 学

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

- 1 議案第55号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
議案第56号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
- 2 議案第53号 広陵町法定外公共物の管理に関する条例の制定について
議案第54号 広陵町都市公園条例の一部を改正することについて
議案第57号 町道の路線認定について
議案第58号 平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 議員提出議案第8号 サラリーマン等の大增税に反対する意見書について
- 4 議員提出議案第9号 「障害者自立支援法」の改正を求める意見書について
- 5 議員提出議案第10号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書について

議 長 まず日程1番、議案第55号及び56号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査結果について報告願うことにします。 総務文教委員長、山田君!

総務文教委員長 皆さんおはようございます。

総務文教委員会は、本会議において付託されました2議案につきまして、7月12日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第55号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについては、地方公務員の公務災害補償の政令の見直しにより、振り仮名を取るとともに、わかりやすい文言に変更すること、また近年の消防団員への公務災害補償の実態などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第56号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについては、今回は現場で指揮をとる分団長、副分団長、部長及び班長の退職報償金について、一律3,000円を引き上げられたこと、また近隣市町の状況などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第55号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第55号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に議案第56号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第56号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第56号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程2番、議案第53号、54号、57号及び58号を議題といたします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、山本悦雄君！

産業建設委員長 本委員会はさきの本会議において付託されました4議案について、7月19日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第53号、広陵町法定外公共物の管理に関する条例の制定についてですが、国から町に里道や水路などが移管されることにより、その有効活用について、また町の工事に際し、複雑な事務処理が省け、スムーズに運べることなど、詳細な説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第54号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについては、公園内での放置自動車を撤去する場合の手続の流れや期間などについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第57号、町道の路線認定については、現地に出向き、道路の幅員、道路面の状態、水路などの確認を行うとともに、開発により個人名義や法人名義で残されている道路の把握状況などについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第58号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、産業建設委員会の審査結果の報告といたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審査いたします。

まず議案第53号、広陵町法定外公共物の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 本会議でも議論をさせていただいたところですけども、これは広陵町に、町に、自治体に移るということで、この財産管理については非常に重いものがあるというように思うんです。1つは、里道また水路等については、実情大字が管理している状態のところが大半だと。ため池については水利組合等が管理をしているという実態があると思います。そういうようなところの部分が今まで近畿財務局との折衝の中で、いろいろな方策がとられたわけですけども、今後広陵町の所有物ということになれば、具体的にはため池についてはため池の整備が近々の必要な課題になってくると。これは計画的な取り組みで、水利組合等

との話し合いの中で、水際の憩いの場所ということが強く求められていくことになろうというように思います。里道や水路についてはトラブル等が発生している部分があると思いますけれども、やはりその把握のものは、広陵町は幸いに全国に先駆けて地籍調査という大事な財産があります。これは全国的には非常におくれている非常に困難な状況を持った課題だったわけですが、広陵町は早々にこの問題を実行していかれて、現在はいわゆる境界不明あるいは不一致というところを残すのみになっています。もちろんその後、従来に増して期間がかかっているわけで、その地籍調査の実績とは違うところも多々あると思いますけれども、それは実態のところの問題であって、少なくとも地籍調査によって里道、水路の不明なところについては実態把握をしながら、関係者のところと協議を進めるということも必要だろうと思います。もちろんそれは逆に現在トラブルも起こらないでそのままになっているところについてはそのままにしておくというのも一案ですが、把握はきちんと持って、問題点はどこかというところはきちんとつかんでいくということは非常に重要であり、財産を取得したのでありますから、そういう点での管理を怠りなく進めることを要望しておきたいというように思います。

それと、料金についても、この問題については結局は現在利用されている方との話し合いの全くないまま一方的に料金を決めているということも念頭に置いて、この点の改善策についても、実態に合わせて変更するという心構えも必要ではないかということも指摘しておきたいと思います。以上です。討論。つけ加えておきたいというように言っておりますので、賛成です。

議 長 議案第53号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に議案第54号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第54号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第54号は原案のとおり可決されました。
次に議案第57号、町道の路線認定についてを議題といたします。
先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。
議案第57号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第57号は原案のとおり可決されました。
次に議案第58号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題と
します。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。
議案第58号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第58号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程3番、議員提出議案第8号、サラリーマン等の大増税に反対する意見書に
ついては、松野君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。
朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案の説明をお願いいたします。 12番議員!

12番議員 では、提案趣旨を説明させていただきます。

このサラリーマン等の大増税に反対する意見書についてですけれども、今回本当に民間の
マスコミでも、新聞とか、あるいはテレビなどでこの大増税、大変な問題だということで取
り上げられている本当に大きな問題だというふうに思います。これが政府税制調査会、これ

は首相の諮問機関なんですけれども、6月21日にこのサラリーマン増税を柱とする個人所得税に関する報告を公表したわけです。この報告をもとに試算いたしますと、本当に大変な増税になるわけなんです。基本的には、給与所得控除の見直し、これを縮小するという事なんです。サラリーマンの場合は、収入から一定の所得控除を自動的にされるわけなんですけれども、この部分を大幅に圧縮していくと。これは大変な増税につながるという、こういう内容になります。それと、専業主婦のいる世帯の税負担を軽減してきたのが配偶者控除あるいは扶養者控除、こういう各種の控除があったわけなんですけれども、このような控除も廃止をしていくということです。また、定率減税なんですけれども、これも今半分にしていますけれども、これを全廃する、廃止をするということも明言をしているわけなんです。こういう形で試算いたしますと、例えば年収が500万円で、平均的な4人世帯、お父さんがサラリーマンで奥さんが専業主婦、そして子供が2人、1人は16歳から22歳、特別扶養控除に該当する、こういう場合を想定した場合、現行の所得税と住民税の合計は16万円なんです。ところが、定率減税の廃止による増税額、これは3.5万円、また配偶者控除とか扶養控除、また給与所得控除を半分にすると、こういう増税を試算いたしますと、38.5万円の増税になる、こういう計算です。合わせますと、この2つだけ合わせても42万円、何と16万円の税金が58万円にまで増税されるという極めて重大な増税と言わざるを得ないわけです。そして、小泉内閣の骨太の方針、また出されたわけなんですけれども、これの中身といいますと、高齢者の医療費の抑制に力点が置かれておりまして、高齢者の医療費の自己負担を一定の所得があれば2割から3割に引き上げていくということ、あるいは消費税を増税すると、こういう方針で決めているわけなんです。

こういう中で、今大変な反対が起きているわけなんですけれども、それからこれを具体的に主婦の立場で、この増税がどんな影響を与えていくかということを見てみますと、具体的に数字は今言いました。それぞれ共産党の方では、400万円の場合とか、いろんな場合の増税の試算をしているわけですが、全部のサラリーマンの方が大增税になるというふうに試算をしているところなんです。一方で家計簿の方から見ていきますと、新日本婦人の会の方が1975年から、もう30年になるわけなんですけれども、家計簿のモニター制度で家計簿集計を行っているわけなんです。この30年間を振り返ってみますと、98年以降は実収入が減少しているんです。そして、生活の必要経費である医療費とか、また家計の中で聖域と言われていた教育費も2000年以降は減り続けているんです。それから、意外に多かったのが仕送りなんです。この仕送りが従前に比べてどんどんふえているわけです。なぜ

かといいますと、この仕送りというのは、働いてもパートで若い息子や娘たちがパートなので収入が低くて自立して生活できない、だから仕送りをすると、こういう問題とか、この成人した子供への仕送りが大変ふえているということなんです。また、仕送りじゃなくても、年金、保険料など親がかわって払っている、こういう傾向が目立ってふえているというのが今の家計の実態なんです。そして、租税公課、税金が実収入に占める割合は、75年は8.2%だったんですけれども、2004年には17.1%と2.1倍になっているんです。消費税も含めると19.1%ということなんです。消費税だけで考えましても、2004年は平均、これは新婦人の方の平均の数字なんですけれども、1世帯で13万6,044円、こういう数字が出ているんです。さらに加えて、40万円以上の増税になると暮らしがどういうふうになっていくかということは、それぞれの皆さんも考えていただくに容易なことだというふうに思います。

なぜ小泉内閣の方は小さな政府を目指す、歳出を削減して小さな政府を目指すと言っているんですけれども、日本の憲法は平和な国家を前提にしながら、福祉国家、基本的人権、最低限の文化水準を守っていくという形で、小さな国家を前提とした憲法ではないはずなんです。ここまでの大增税は本当に生活を脅かして、憲法違反でないかとも思えるほどの大增税だというふうに言わざるを得ません。こういうような重大な問題に対して、ぜひ皆さん、それぞれの家計あるわけなんです、皆さんにも影響があると思いますが、広陵町の本当にもっともっと大変な家庭もありますし、これは深刻な、また景気後退を招くということも、景気が不景気が今持ち直してきていると政府の方は言うておりますけれども、踊り場もうすぐ脱出すると言っておりますけれども、とんでもないです。こんな大增税がされたら、さらに一層深刻な壊滅的な不況になることは目に見えております。ですので、ぜひ今回のサラリーマン等の大增税についてきっぱりと反対に賛成していただきますように、よろしく願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

1 番議員！

1 番議員 今サラリーマン等の大增税に反対するについて、これが出ましたが、私はこの意見書については反対いたし、討論いたします。

今回のこの政府税制調査会が発表した論点整理では、少子・高齢化の進展を初めとする経

済社会の構造変化の中で、所得課税のあり方の見直しに関して考え方を専門的な立場から整理されたものであるということ。内容を見ても、大半が「検討」と表記されており、今回発表された報告書はあくまでも課題を羅列した論点整理にすぎず、明確な方向性を示すようなものではないわけであります。共産党と野党、マスコミ一部は、これをもって大增税ということを今テレビ、マスコミ通して強調しているわけでありますが、それは間違いだと思っています。政府税調が増税色の濃い内容の論点整理を公表したからといって、これによって政府・与党が大增税路線を決めたわけでは全くありません。報告書は参考程度で、実際の税制改革を進めるのは与党であり、一部マスコミ、野党は政府税調の論点整理を深読みし、国民の不安をあおっています。先ほども壇上で松野議員が言われましたように、数字を示されておりますが、それは国民の不安をあおっているだけではないかと思っています。それはあくまでも仮定の話であり、与党の意見を無視して安易な増税を行うことは現実にできないわけであります。先ほどこの文章の中にも、この報告書のとおり大半が、先ほども述べましたように、大半が検討としてあくまでも課題を羅列した点、論点整理にすぎず、明確な方向性を示すものではないということ、増税すると決まったわけではないわけであります。そして、「多くの国民に大きな不安と衝撃を与えています。暮らしを根底から揺るがすこのような大增税に反対します。この大增税に反対します」と、何も決まったわけではないわけであります。大半が検討している、最終は与党が決めるわけで、抜本的な改革を行うには、その前提として国民各層の意見、考え方を十分に聞く必要があると私たちも思っています。増税はすぐにできるという簡単なものではないわけであります。大半が増税が決まったわけではなく、時期尚早であるということ踏まえ、この意見書には反対です。

議 長 6番議員！

6番議員 これは先ほどから専門的立場で検討して、課題を羅列しただけだと、盛んにそう言っておられます。しかし、現実問題として、政府税調の立場というのは、国のあり方、税金のあり方を提言していく機関であります。もちろんそれを決めるのはいわゆる政府であります。そういう関係はあるものの、現実問題として、政府の諮問機関である政府税調がこのような形で論点整理をするということは、具体的に将来を見据えたものだということは明白なんです。こういうような状態が新聞紙上でも、「重税感が強まるばかりだ、取りやすいところからという安易な導入はすべきでない」、これは新聞社です。「なし崩しの増税策が国民の理解を得られるのは疑わしい」、これも社説です。こういうような形で、一斉にこの政府税調の増税計画に対して反論しているわけなんです。自民党の都議選前に行われたもんです

から、自民党の候補者自身もこんなふうに言ってるんです。「今国は増税しようとしている。私は決して共産党ではないが、国がやっている税制の動きはおかしい」、こういう形で批判してるんです。こういうことについては、やはり率直に政府税調がこのようなことをやって、公明党の山田議員は、課題だから、論点整理だから、これは別に意見を言うてはいけないという立場に立っているというのがそもそもおかしいわけなんです。こういう形で、自民党の都議選の前の候補者ですら批判をしている内容なわけですから、本来私たち自身が政府に対して意見書を言う場合というのは、もちろん決まったもの、あるいは法案、また決まったものを批判する立場、いろいろあります。しかし、今最も重要な点は、山田議員はこの報告に対して、論点整理で専門家の立場から言っているんだということで、この増税案をあたかも擁護する、こういう立場に立たされております。こういう点については、やはり何といても与党に転落した場合の公明党の立場というのが如実にあらわれているのですが、一般論としてこういう新聞紙上でも、この政府税調の報告に対しては、その危険性を示しているわけなんです。そういうような認識でもって考える必要があるというように思います。そして、これはただ単に大増税と言っているが間違いだというような形で認識を持てば、私は大きな誤りを犯すことになるというように思います。これは7月2日のいわゆる駅売りの夕刊ですけども、「小泉の50日」という形で、「社会も暮らしもこんなに悪化した」という形で記事が載せられてるんです。そういう言葉は、「小泉政権は言葉の詐術によって多くの国民を催眠術にかけ、その裏でひたすら痛みを押しつけてきた。数字がそれを明確に物語っている。3兆8,807億円、これは小泉政権が発足してから1,500日間に増税、増加した個人負担の総額である。ゼロ歳児まで含めて国民1人当たりざっと3万円」、そしてこれはまだ定率減税が入ってないんです。「さらに、6年1月から実施されることが確実な定率減税の半減によって1兆6,500億円の負担増も加わる。これを含めれば国民1人当たりの負担増は4万2,500円、4人家族のサラリーマン家族では収入減、支出増の合計は年間17万円にもなる」、こういうのが実態なんです。さらに、今消費税の問題があります。消費税の問題は、私の認識は、消費税引き上げはないと小泉首相は言い続けているが、裏を返せばその後は直ちに引き上げると言っているのと同じだと、こういう内容なんです。これも消費税の引き上げについては、ないんだ、ないんだと言いながら、現実問題としては、財界が17、8%までの引き上げを明言する中で、2けたはやらしてもらわなきゃ困るとというのが政府税調の考えなんです。こういうような状態が今私たちの周りを取り巻いております。後に出てくる障害者支援法についても同様の問題があるわけなんですけれども、これは提案

者がありますので、そのときに出てくる話だというように思います。

このような問題を抱えて、私たちは端的にこの増税については、議員の良識が問われる問題だというように思うんです。今これは単なる政府税調の専門的な課題を羅列した報告書だけだから、将来このことはあり得ないという立場に立ってこういう問題を無視するのか、あるいは提案されている問題を反対に回るのかという点は、広陵町民の暮らしにかかわる問題をどのように認識しているかという立場によって分かれると思います。私はこういう問題については、自民党の一部ですら反対を言っている現在の状況を踏まえでは、警鐘を乱打することが特に必要だというように思います。先般、介護保険、国民健康保険など、介護保険、介護保険料の通知がお年寄りのところに回ってきました。私はこれを受けて、3件、もう本当に珍しいです。こんな形で上げられるのはおかしいという形で3件電話がかかってきました。それはいわゆる国民健康保険税と勘違いしてる方もおられました。しかし、現実問題として、いわゆる年金から引かれる介護保険料について、その明細が来て、これは違うんだと、去年とは金額が上がっているという人がおられて、結局そのことの中身がわからない。ことしの1月から老齢控除が50万円控除が廃止されて、その分が既にかかっている。住民税、所得税のところに反映されてるところの部分については、非常にそういうような反応が端的に起こっている。これは役場にも電話かかっているはずなんです。私は何件か聞いていないですけども、これはかなりの部分で、私のところに3件かかってくるぐらいですから、かなりかかっているんじゃないかというように思うんです。こういうことで、国民の間に本当に増税に対する認識は非常に敏感になっています。このようなときに、政府税調のいわゆる論点整理報告書に対して、直ちに末端の自治体が、議会の開会中というのは広陵町だけです。ほとんどは6月議会で終わっているわけなんですけれども、これは9月議会等になれば、全国的にこのような大きな動きは広がっていくだろうというふうに思います。そういう点で、たまたま7月に議会が持たれた広陵町にとっては、このいわゆる政府税調のばかげた増税計画に対して、議会が本当に町民の声を代弁して怒りをぶつけることは当然だというように思います。これをただ単なる論点整理や、またいわゆる増税と言っていないから間違いだというような形で済ませるとするのは、議員の私は広陵町民の立場から立てば資質が問われる問題だというように思いますので、ぜひこの点については、民主党でも反対の方向、これは反対、賛成の内容がいろいろ民主党の内部でも出ていますけれども、一概に反対というようには言えないわけですけども、この問題に関しては直ちに反応を示しています。そういう点で、この問題は9月議会、全国各地で9月議会では大きな問題になっていくでしょうけれど

も、広陵町議会がたまたま7月に開催されたということから、非常に関心の高い内容だということを知っていただき、ぜひこの問題に対しては、当然良識を持った判断を各議員諸公が決断されることを切にお願いをする次第でございます。以上です。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第8号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって議員提出議案第8号は否決されました。

議 長 次に日程4番、議員提出議案第9号、「障害者自立支援法」の改正を求める意見書については、山村君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について提出趣旨の説明をお願いいたします。 3番議員！

3番議員 意見書の朗読をもちまして提案説明にかえさせていただきます。

「障害者自立支援法」の改正を求める意見書。

障害者自立支援法に基づく福祉・医療サービスが2006年1月より実施されようとしています。同法は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害に対する福祉サービスの提供の一元化など、これまで多くの障害者、家族、関係者が要望してきた制度改革の方向を示したという点で評価できます。しかし、その一方で応益負担の導入で自己負担が大きくなります。たとえ低所得者に対する軽減措置が実施されても、障害が重い人ほど負担が重くなり、負担できない障害者はサービス利用を断念するといった問題が心配され、結果的に親、家族の負担をふやし、障害者の自立への道を大きく阻むことになりかねません。よって国におかれましては、障害者自立支援法を実施するに当たって、下記の事項を早急に再検討することを要望します。

1、障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益負担の導入は中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

12番議員！

12番議員 賛成の立場で討論をいたします。

今回15日の衆議院本会議でこの自立支援法案が自民、公明の賛成多数で可決されて、今参議院の方に送付されている、こういう状況なんです、広陵町議会におきましては、山村議員が提案者となっていただきまして、公明党もこの法案に対して反対の意見を出していただくことに対して敬意をあらわしたいと思います。

今回、応益負担の導入を中止すること、この1点に集約された意見書になりました。これは定率負担を導入することで、本当に一番大変重大な問題ですので、この点で一致を見たことについてうれしく思います。しかし、残念なことに、委員会の中で議論いたしましたが、委員会の中では、生活と健康を守る会でしたか、から意見書を出してほしいというひな形が出されておりまして、この中では3点の要望がございました。1点目は今一致しているところ、2点目が、施設利用者に対する食費、医療費、光熱水費、個室利用料の全額自己負担は中止すること。それからもう一つ、3点目が親、家族の費用負担制度は完全に撤廃すること、この2点については一致を見られなかったことを大変残念に思います。

この自己負担の問題なんですけれども、基本的に考え方といたしましては、この法律は障害している方が1人で生活をできるように応援する法律なんです。ところが親に対する、あるいは家族に対する負担を求めるということは、自立を妨げる、そういう内容になるわけなんです。施設利用料の全額自己負担も中止していかないと、そういう周りの人にも負担をかけて自立できないということについては、法律の趣旨からも反するわけなんです。ところが、お金がたくさんある方がいるじゃないかというこんな意見も委員会の中で出ていたわけなんですけれども、これについてそういう意見出るのもあるだろうなというふうにも思いますけれども、基本的に税の取り方という部分において、高額所得者から所得税、住民税をきちっと負担割合多くしていただいているという状況の中で、さらにそういう障害を持って困難な家庭に対して負担を強いていくということについては、やはり基本的な考え方からも外れるのではないかなというふうに思います。日本の憲法にも基本的人権あるいは最低限の生活の保障ということをうたっておりまして、それは家族単位でうたっているわけではなく、基本的には個人個人をもとにして民主主義の立場で憲法はつくられておりますので、そういう憲法を踏まえていっても、こういう点まで十分に理解しながら、障害者の方を支援していくという立場が必要ではないかというふうに思います。

いろいろなそういう意見の違いはありましたけれども、特にこの意見広告も毎日新聞には、

これは5月9日に紙面半分使って、自立支援法に反対するアピール広告が出ていたわけなんです。これは日本障害者センターが事務局になって出しているんです。こういうことで、本当に障害者の方には大変切実な問題なんです。今回は1点について一致をして、委員会として提案していただいたことは大変うれしいことなんです。またこの意見書をもっと幅広く考えて、行政の方も、町当局としてもやはり障害者に対して広陵町としてどういうことができるのか、応援できるのかということもあわせて取り組みを考えていただきますようお願いしまして、賛成の意見といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第9号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第9号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程5番、議員提出議案第10号、分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書については、山田君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明を願います。 1番議員！

1番議員 では、意見書、分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書案について。

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。地方議会はその最も重要な機能である立法的機能、財政的機能、行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。しかしながら、現行地方議会制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定にゆだねられていること、議会を招集するいとまがないを理由に、条例や予算が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や1人1常任委員会の就任制限など、制約的规定は議会の組織、運営を硬直化し、議会の自主性、自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって国においては、下記の事項につき所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう強く要請する。

記。

1つ、議員定数の自主選択。

議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう上限値の撤廃を求め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

2つ、議会の機能強化。

立法的機能の強化。

町村の基本計画は、住民の生命、生活に直結するものも多く、その重要性から見て、地方自治法第2条第4項または同法第96条第1項に議決事件として追加すること。

2つ、自治事務はもとより、法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

財政的機能の強化。

予算のうち議会費については、長と対等同格という議会の立場を踏まえ、議会側の提案を尊重することを義務づける制度を検討すること。

百条調査権行使の際に必要な緊急の費用など、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。

予算の議決対象は、政策議論が行える款、項に加えて目まで拡大すること。

行政監督機構の強化。

地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるようにすること。

2つ、監査委員はその独立性を確保するため、長の任命ではなく議会で選任するようにすること。

議会と長との関係。

不信任と解散制度の見直し。

議会と長が個別に公選される首長制の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に対抗措置として議会の解散まで行うところはないため、見直しを行うこと。

地方自治法第178条の長の不信任決議の要件を3分の2まで引き下げること。

議会招集権の議長への付与。

二元代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の招集権は定例会、臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。

長の付再議権の見直し。

付再議権の行使は、長の一方的認定にゆだねるのではなく、客観的基準によること。

一般的付再議権は、特別多数決ではなく、過半数議決に改めること。

専決処分の要件の見直し。

地方自治法第179条第1項に規定する法定委任の専決処分の場合、「招集するいとまなし」の理由は、乱用などの課題があるため、この要件を削除すること。

議会の組織と運営の弾力化。

常任委員会の就任制限の撤廃。

委員会の審査、調査がより弾力的に行えるよう、常任委員会の1人1委員会の制約を外すこと。

全員協議会の位置づけ。

全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年7月21日。広陵町議会。以上です。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 これは全国議長会が、今回中間報告、ことしの2月ですか、中間報告を出し、議会の改革強化という立場で議論をしてきたものであります。それを奈良県の町村議会議長会が各自治体に議決要請を述べられたものであります。先ほどの当初にもあるように、地方分権の波は非常に激しく襲いかかっています。そういう点で、先ほども出てきましたいわゆる地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなっていくということが上げられます。こういうような流れの中で、先ほど読んでいただいたわけですが、このことについて申し上げるならば、基本計画の議会議決事項、現在は基本構想については議会の議決事項になっています。これを最も重要な基本計画については、議決事項になっていないからおかしいということでもあります。そういう点で、法が変わるまでも町長はこのような内容を尊重していただいて、基本計画等についても議決事項として認識を持っていただくことが必要だ

というように思います。

それと、法律改正以前の問題としてこれが取り上げられていくわけですから、本当にこれは条例事項で議決事項になる、これも地方自治法の改正で、議会の議決事項について条例事項として追加できることになっているわけなんです。こういう内容も踏まえて、議会自身が勉強していくことが課せられた課題だというように認識いたします。こういう問題は、本来いわゆる末端の自治体から議論が積み上がって、地方議会、いわゆる全国町村議長会に反映していく内容が多いわけですが、逆に考えれば、いまだ国の急速な地方分権施策に対する流れを末端の地方自治体が正面から受けとめられていない、こういうことにまだなっているのではないかというようなことを言われているような気もいたします。これが全国町村会議長会から出ているということで、私は深刻にそのように受けとめざるを得ないというように思うわけであります。こういうことが今回議決されて、政府に上げられていくわけですから、この内容についても広陵町の議会が真摯に勉強を開き、地方分権の流れとはいかなるものなのかということを議論していかなければならないということを私は切実に感じている次第でございます。

ちなみに、つけ加えておけば、第3の議長と長との関係の中の第2、地方自治法第178条ですけれども、これは不信任決議については、従来3分の2の出席で4分の3の同意が必要だという内容を改めようというものであります。これについては、私は少なくとも松野議員とは意見を少し異にしているので、ここには過半数及び3分の2ということになったんです、議長会の提案は、不信任について過半数という一般案件と同様の形で議会の権限を強化するというのは、これは私は間違いだというように思います。少なくともこれは総務委員会でその過半数というところを削除して、最低3分の2というところについて私たちも同意をしたわけですが、本来不信任という重大な職を失する内容ですから、この点については慎重な票数の検討が必要ではないかという点は意見としてつけ加えておきたいというように思います。もちろんこれは総務委員会全員が同意して提案しているわけですから、当然この問題についても当面の課題として賛成の立場で同意をしているところですが、慎重な取り扱いが本来必要だという点について意見を述べておきたいというように思います。

その他は読んでいただいた内容のとおりであるわけですが、いわゆる全国町村議長会が今なおこの地方分権に対する議論を重ねています。現時点でも年に数回議論を重ねて、地方分権後のいわゆる自己責任、自己決定権のあり方、議会の改革について真剣に議論をされている最中であります。そういう点で、広陵町議会においても、広陵町民の信託を受け、

本当に住民の立場に立った議会が構築されていくことを強く望んで、この全国議長会からの要望について積極的に賛成をしたいというように思います。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第10号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第10号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、議会を閉じます。

平成17年第2回定例会、これにて閉会いたします。

(A.M. 11:01閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成17年7月21日

広陵町議会議長 山 本 登

署 名 議 員 松 浦 敏 信

署 名 議 員 山 村 美 咲 子